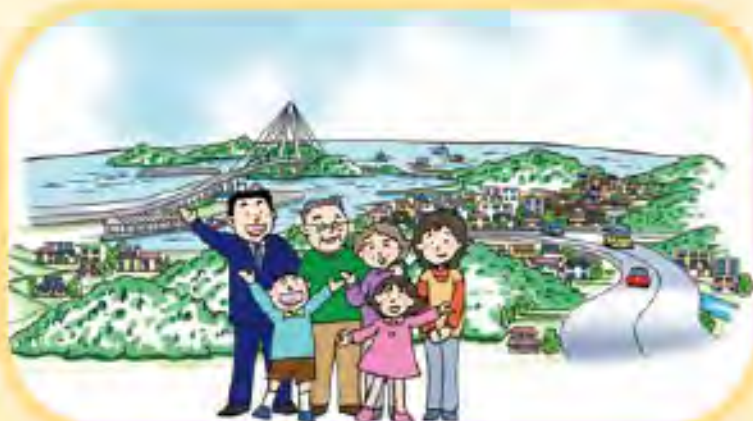
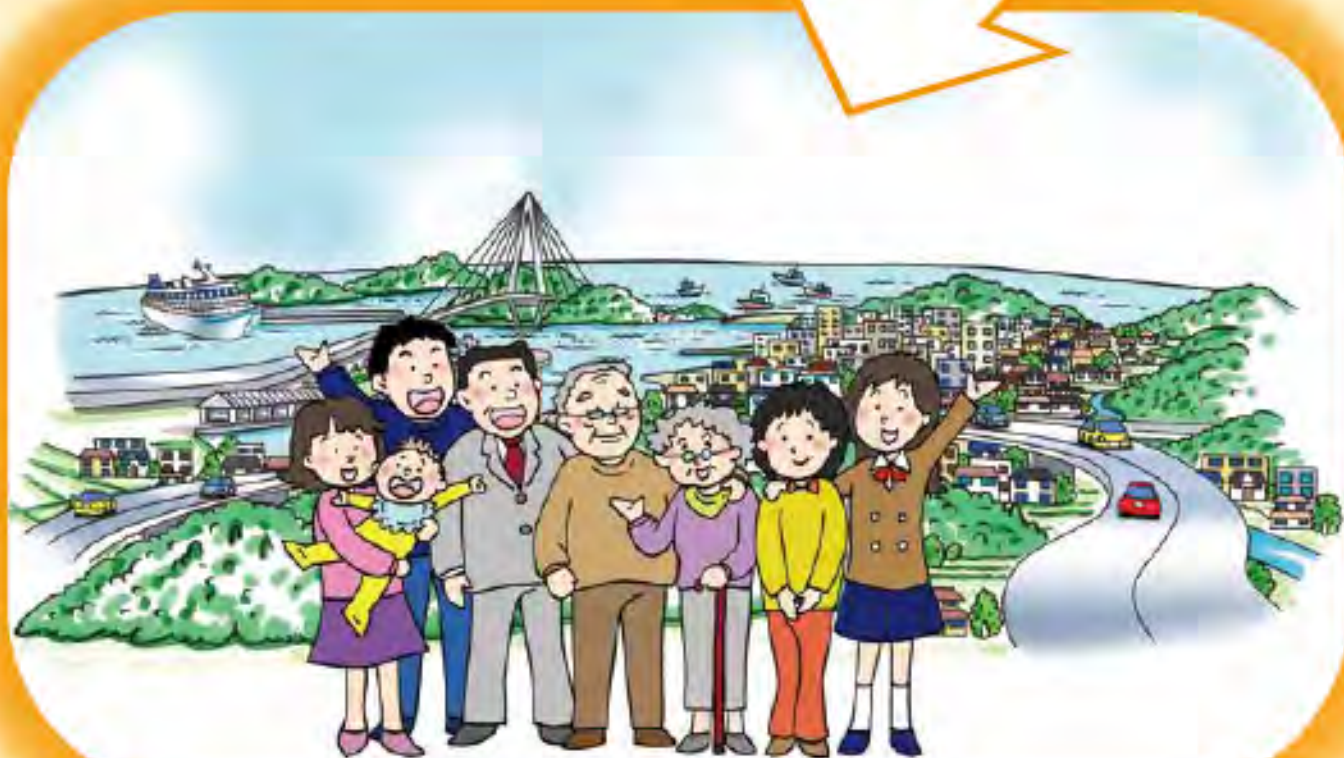


浜田市都市計画 マスタープラン



自然を活かし
人々の交流と協働により
活力あふれる中核都市づくり



浜田市

目 次

第1章 都市計画マスタープランについて

1 計画の目的と役割	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成	3
3-1 構成	3
3-2 対象区域	4
3-3 目標年次	4

第2章 現状と課題

1 位置と沿革	5
2 現状	8
2-1 人口	8
2-2 産業	11
2-3 土地利用	17
2-4 公共交通及び自動車交通	22
2-5 都市基盤施設	24
2-6 自然環境	26
2-7 都市防災と防犯	27
2-8 景観	28
3 都市づくりに関する市民のニーズ	29
4 課題	32

第3章 将来都市像

1 これからの都市づくりの前提	39
1-1 これからの都市づくりの視点	39
1-2 都市づくりの前提	40
2 将来都市像と基本理念	42
3 将来人口	44
4 都市づくりの基本目標と基本方針	45
5 将来の都市構造	48

第4章 都市整備の方針

1 土地利用及び市街地整備の方針	51
2 道路・交通施設の方針	59
3 河川・上下水道の方針	67

4	公園・緑地の方針	71
5	自然環境保全の方針	75
6	都市防災の方針	76
7	景観形成の方針	78

第5章 地区別都市づくりの方針

1	地区別構想の役割	80
2	地区区分の設定	80
3	浜田都市計画区域	81
3-1	国府地区	82
3-2	浜田・石見地区	92
3-3	長浜・周布・美川地区	104
4	旭都市計画区域	113
5	三隅都市計画区域	122

第6章 計画の実現に向けて

1	計画の実現に向けて	132
2	都市計画制度の活用	133
2-1	都市計画の区域	133
2-2	土地利用の誘導	133
2-3	都市施設の整備	135
2-4	自然環境の保全	135
2-5	都市防災の整備	135
2-6	景観形成	135
2-7	その他法令に基づく制度の活用	136
3	協働の都市づくり	137
3-1	役割分担と相互連携	137
3-2	進め方	138
3-3	制度の活用	139

資料編

1	市民のニーズ	資料編 1
2	用語の解説	資料編 11
3	策定の経緯	資料編 19

第1章 都市計画マスタープランについて

1 計画の目的と役割

浜田市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、本市の「めざすべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性」を都市計画の分野から、総合的にまとめたものです。そして本計画は、市民・企業・行政等が、これからの本市の将来像を共有し、連携・協働して都市づくりに取り組むための基本的な方向性を定めるものであり、都市づくりの指針となるものです。

本市では、これまで「浜田市都市計画マスタープラン」（平成11年）、「旭町都市計画マスタープラン」（平成9年）、「三隅町都市計画マスタープラン案」（平成15年）を策定し、道路、公園、下水道などの都市施設の計画的な整備等を進めてきました。しかしながら、今日の人口減少と少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化、人々の価値観やライフスタイルの多様化、環境問題、財政状況の制約、まちづくり三法や景観法の制定、そして、1市3町1村による市町村合併、上位計画の見直しなど、本市の都市計画を取り巻く状況は、大きく変化してきました。

このため、新たな課題や変化に対応した、新しい時代の都市づくりが必要なために、新たな都市計画マスタープランを策定するものです。

計画の目的

- 市民・企業・行政等が「都市づくりの方向性（将来像）」を共有し、連携・協働して都市づくりに取り組むための指針の策定（都市計画の総合的な指針）を目的とします。

計画の役割

- 都市づくりの方向性（将来像）を具体的に示します。
- 協働の都市づくりを推進する一助とします。
- 都市計画の決定や変更の指針とします。

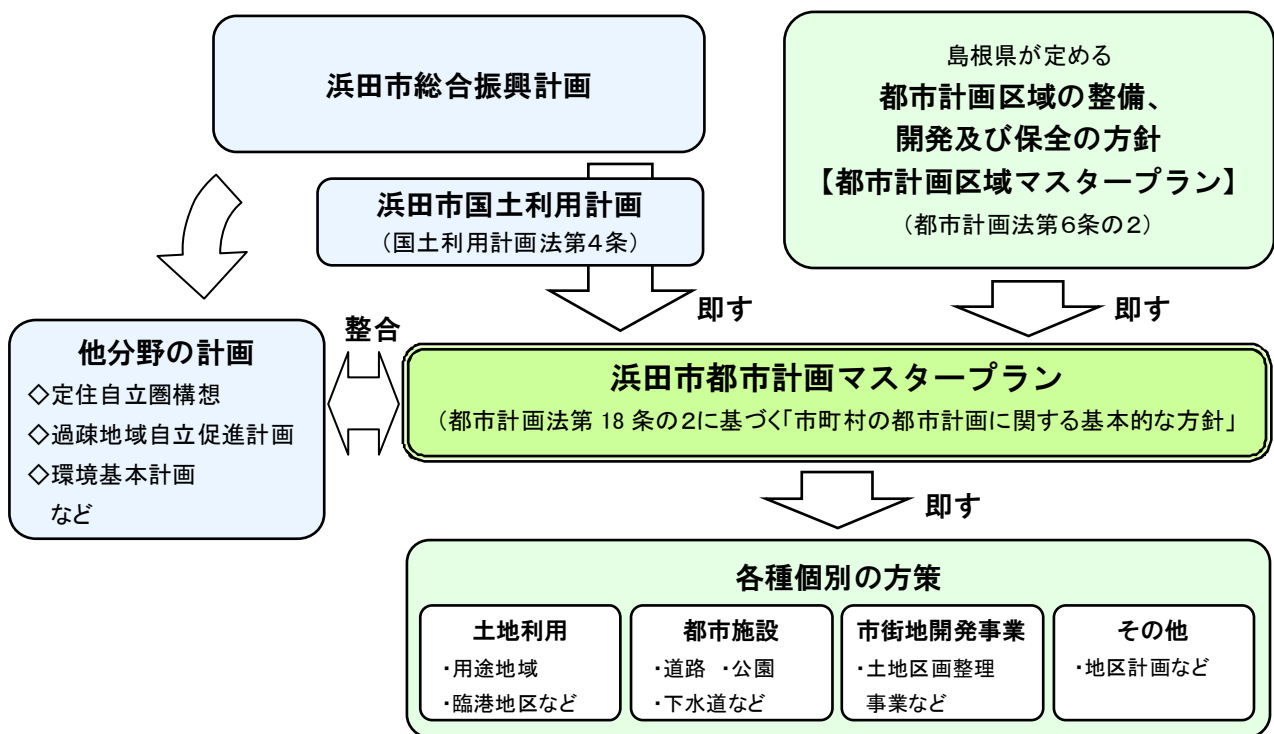
2 計画の位置づけ

浜田市総合振興計画等の上位計画に即して定める、都市計画に関する基本的な方針です

本計画は、本市が定める「浜田市総合振興計画」、「浜田市国土利用計画」と島根県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、他分野のまちづくり計画との整合を保ちながら、「浜田市の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

今後、本市が定める都市計画の具体的な各種個別方策は、この方針に即して実施していくこととなります。

法体系による都市計画マスタープランの位置づけ



都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 計画の構成

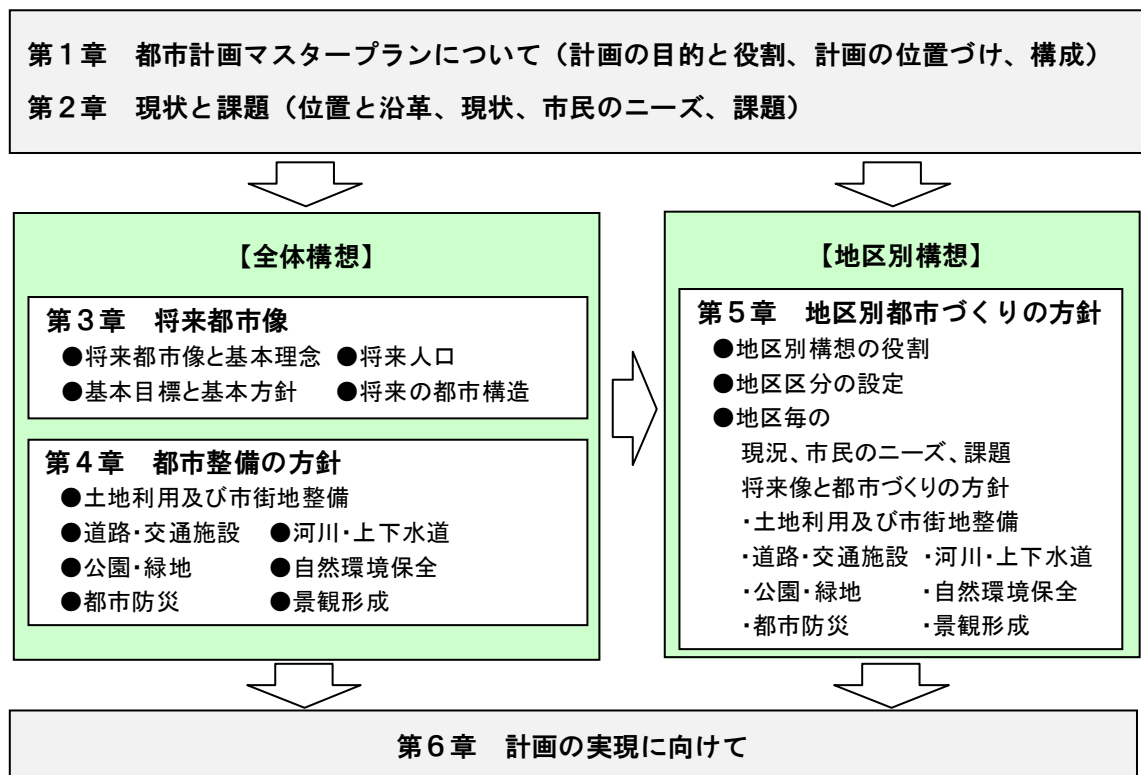
3-1 構成

「全体構想」と「地区別構想」の2つの視点で都市づくりの方針を示しています

本計画の構成は、計画の目的と位置づけを示し、本市の現状と課題を整理したうえで、全市的視点の「全体構想」と地区別の視点の「地区別構想」で、本計画の実現に向けた方策を示す構成としています。

また、「全体構想」では、将来都市像と基本理念、基本目標、基本方針を定め、その実現に向けた都市整備の方針を総合的に示し、「地区別構想」では、各地区の実情や特性に応じて、きめ細かい都市づくりの方針を示しています。

計画の構成



3-2 対象区域

本市行政区域全体（全体構想）と都市計画区域（地区別構想）を対象としています

都市計画法のもとで、都市計画を定め得る範囲は、原則として本市の都市計画区域内となりますが、都市計画制度によらない他分野でのまちづくり計画と整合し、連携した都市づくりを進めていくことが重要であることから、全体構想は本市行政区域全体、地区別構想は、都市計画区域を対象としています。

3-3 目標年次

概ね20年先を展望し、10年先の平成34年（2022年）とします

目標年次は、中長期的な視点で都市づくりを行うことが重要であることから、概ね20年先を展望し、10年先の平成34年（2022年）とします。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 現状と課題

1 位置と沿革

(1) 位置と地勢

本市は、島根県西部の日本海を望む中央に位置し、東西約 46.4km、南北約 28.1km、面積 689.6km²を有し、東は江津市・邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接しています。

地形は、青い海に、起伏に富んだリアス式地形と砂浜からなる海岸、中国山地から広がる豊かな緑の山地や丘陵地、浜田川、下府川、周布川、三隅川などの河川の下流域に形成された平地からなり、豊かな自然に恵まれています。一方で、大部分は、山地や丘陵地のため、全体的にまとまった平地には恵まれていません。気候は、山間部で積雪の多い地域がありますが、平均気温は高く、豊かな四季と温暖な気候に恵まれています。

(2) 沿革

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村、旧三隅町の 1 市 3 町 1 村が合併し、新たなスタートを切りました。新市では、調和のとれたまちづくりを進めるために「浜田那賀方式自治区制度」を導入し、旧市町村単位に自治区を設けて地域協議会を設置し、地域の個性を活かした一体的なまちづくりを行っています。



自治区位置図

■ 浜田自治区 本市ならびに県西部の経済、文化、行政等の中心地域

古くは城下町として栄え、浜田港を中心とした日本海有数の港町として発展してきました。現在も本市ならびに県西部の経済、文化、行政等の中心地域となっています。海、大学等の貴重な財産を活用し、新しい文化と産業の創造による活力あるまちづくりを進めています。

■ 金城自治区 多彩な交流と地域文化を創造する交流型田園地域

美又温泉、リフレパークきんたの里などの地域資源と郷土の先人、島村抱月などを輩出した地域文化により、豊かな自然環境を活かした交流型田園地域となっています。この地域に整備された、大規模農業団地の新開団地は、農業振興の核として期待されています。

■ 旭自治区 豊かな自然の特性を活かした農業を創造する交流型農村地域

豊かな自然の特性を活かした赤梨をはじめとする農産物等とアサヒテングストーンや旭温泉などの地域資源により、交流型農村地域となっています。この地域に立地した、島根あさひ社会復帰促進センターは、地域振興の核として期待されています。

■ 弥栄自治区 自然と共生したふるさとを形成する地域

風土を活かしたおいしい食べ物づくりと豊かな緑に恵まれた自然と共生したふるさとを形成する地域となっています。この地域のふるさと体験村では、田舎体験を通じて都市との交流が行われています。

■ 三隅自治区 コミュニティに根ざした芸術文化地域

石正美術館、アクアみすみを核として、地域住民の自治活動を基盤とするコミュニティに根ざした芸術文化地域となっています。国の重要無形文化財である石州半紙は、ユネスコの無形文化遺産へ登録されています。

(3) 広域的な位置

本市は、島根県において松江市、出雲市に次ぐ人口第三の都市として県西部の中核都市となっています。本市に関連する流動調査から平成17年の就業者の流出・流入別人口をみると、流出人口が2,144人、流入人口が3,409人で、従業者比率は104.0%の流入超過となり、その推移をみても、流入超過の傾向にあります。この流出・流入先はともに江津市・益田市が上位を占めており、本市が県西部の中心となっている1つといえます。



広域位置図

流出・流入別人口の推移

年度	常住地による流出			従業地による流入			従/常 就業者比率(%)	流出先						流入先					
	就業者数(人)	流出率(%)	流出者数(人)	就業者数(人)	流出率(%)	流出者数(人)		流出率第1位		第2位		流入率第1位		第2位					
								市町村名	流出者数(人)	流出率(%)	市町村名	流出者数(人)	流出率(%)	市町村名	流入者数(人)	流入率(%)	市町村名	流入者数(人)	流入率(%)
平成2年	35,767	1,746	4.9	36,914	2,924	7.9	103.2	江津市	724	2.0	益田市	340	1.0	江津市	1,434	3.9	益田市	600	1.6
平成7年	36,447	1,987	5.5	37,706	3,246	8.6	103.5	江津市	882	2.4	益田市	507	1.4	江津市	1,659	4.4	益田市	752	2.0
平成12年	34,046	2,127	6.3	35,248	3,341	9.5	103.5	江津市	994	2.9	大田市	375	1.1	江津市	1,696	4.8	益田市	772	2.2
平成17年	31,534	2,144	6.8	32,799	3,409	10.5	104.0	江津市	1,205	3.8	益田市	574	1.8	江津市	1,872	5.7	益田市	866	2.6

資料：国勢調査

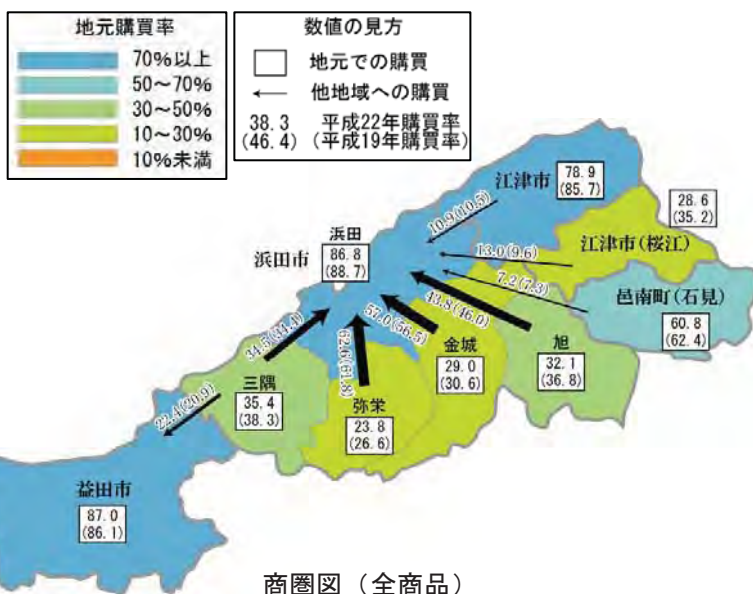
また、平成22年の島根県商圏実態調査から地元購買率をみると、本市の浜田自治区を中心とした生活圏が形成されています。その一方で、本市と広島市との同調査から、「娯楽・レジャー」、「衣料・身回品」、「文化品」で広島市への流出が見受けられます。

生活行動からみる広島市との関係

行動	利用・行動先	利用率(%)				
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅
娯楽・レジャー	地元	18.3	5.4	2.8	0.0	3.8
	浜田	43.3	38.0	44.5	23.8	
	広島市	48.7	28.8	43.7	17.4	20.2
買い物(衣類・身回品)	地元	62.5	4.5	5.6	0.8	14.5
	浜田	70.6	63.0	73.9	39.2	
	広島市	12.7	-	-	-	-
買い物(文化品)	地元	75.6	14.0	10.0	2.8	14.1
	浜田	67.2	60.4	82.8	40.1	
	広島市	8.3	-	-	-	-

※「娯楽・レジャー」：映画、スポーツ観戦、ショッピング
 「衣料・身回品」：婦人服、子ども服、紳士服、呉服寝具、靴、履き物、装飾品
 「文化品」：書籍、文具、家具敷物、電気器具

資料：平成22年島根県商勢圏実態調査

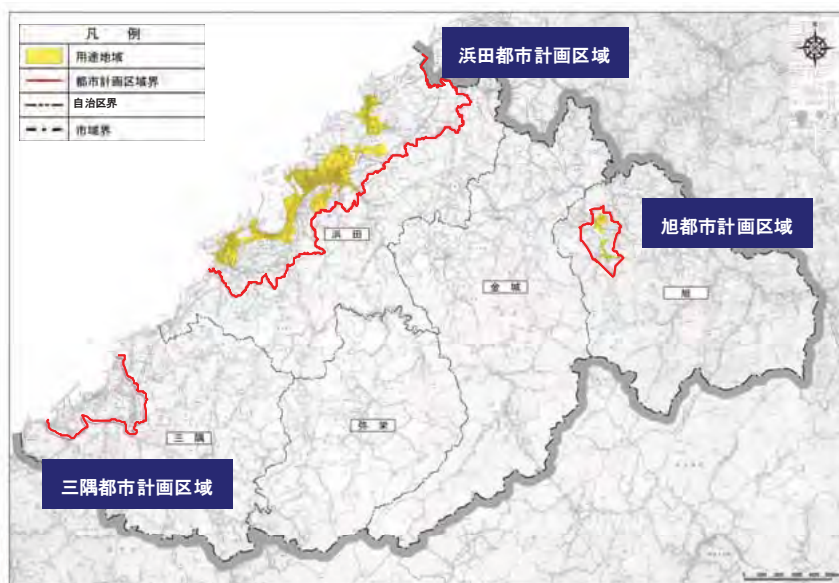


商圏図(全商品)

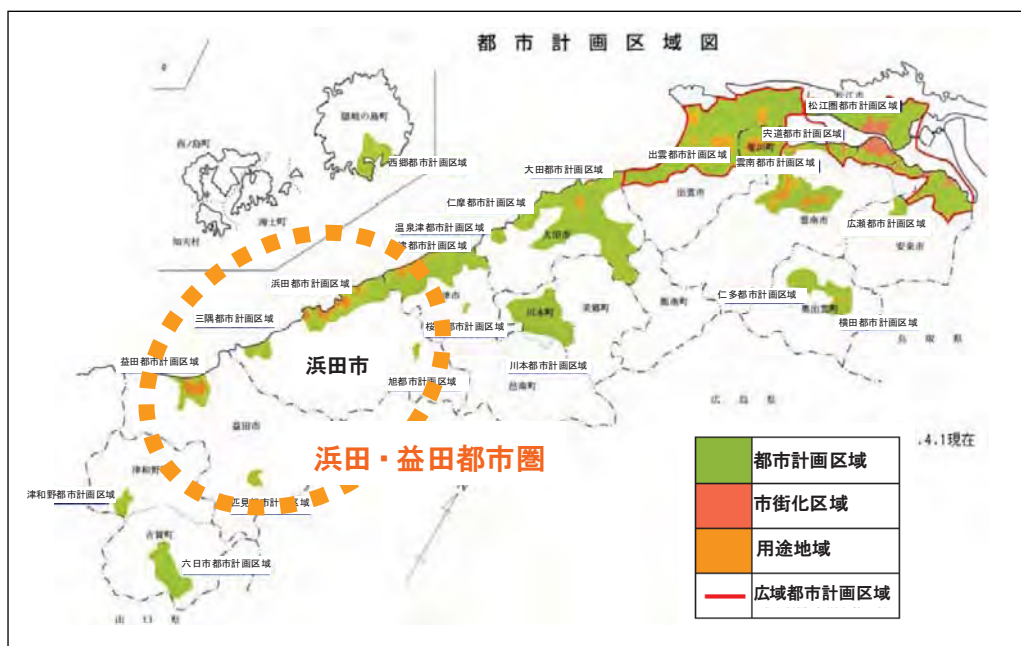
(4) 都市計画区域の位置

- 浜田、旭、三隅自治区で都市計画区域を指定しています
- 浜田都市計画区域は、浜田・益田都市圏の核として位置づけられています

本市は、浜田、旭、三隅自治区で都市計画区域を、浜田、旭都市計画区域で地域地区（用途地域）を指定しています。また、浜田都市計画区域は、島根県における都市計画において、浜田・益田都市圏の核となる都市計画区域として位置づけられています。



浜田市の都市計画区域



島根県の都市計画区域

2 現状

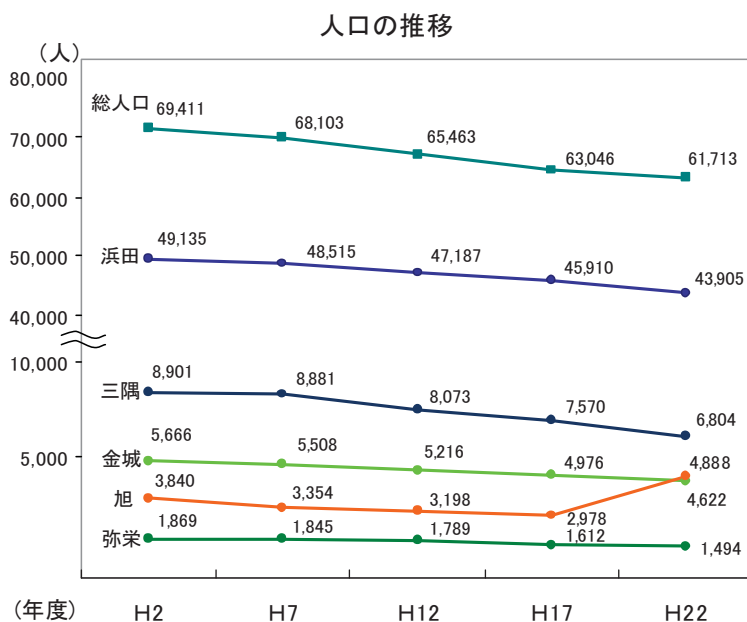
2-1 人口

(1) 総人口

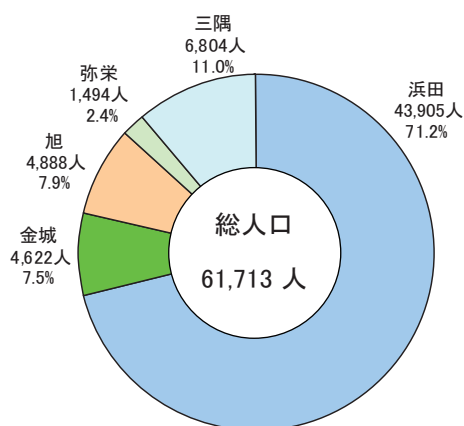
■ 総人口は、20年間で7,698人(11.1%)が減少しています

本市の総人口は、人口減少傾向が続き、平成22年には、61,713人となり、平成2年の69,411人と比較して7,698人(11.1%)、平成17年の63,046人と比較して1,333人(2.1%)が減少しています。

各自治区別の人口は、平成22年と平成2年の人口を比較して、浜田自治区5,230人(10.6%)、金城自治区1,044人(18.4%)、弥栄自治区375人(20.1%)、三隅自治区2,097人(23.6%)が減少しています。旭自治区は、島根あさひ社会復帰促進センターの開庁により、平成22年には、4,888人となり、平成2年の3,840人と比較して1,048人(27.3%)、平成17年の2,978人と比較して1,910人(64.1%)が増加しています。



自治区別人口割合 (H22)



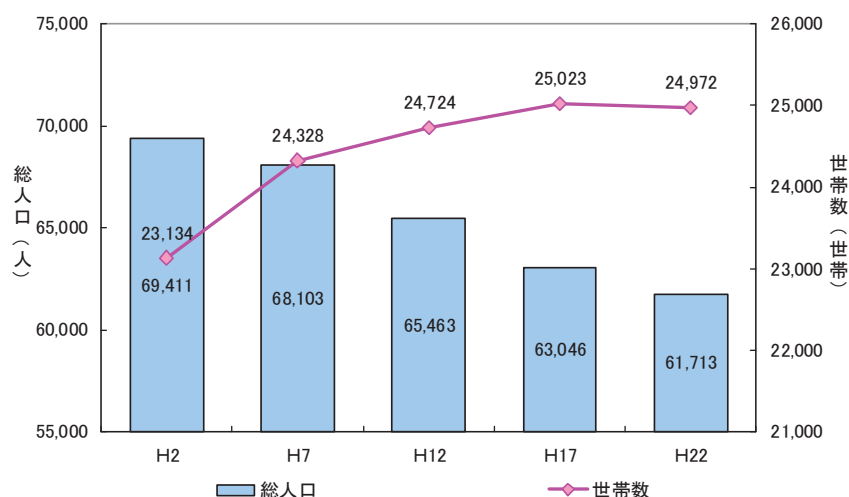
資料：国勢調査

(2) 世帯数

■ 世帯数は、これまで増加傾向にありましたが、減少傾向に転じています

平成22年における世帯数は、24,972世帯で、平成2年と比較して1,838世帯（7.9%）が増加、平成17年と比較して51世帯（0.2%）が減少しています。世帯数の推移は、これまで核家族化の進行等により増加傾向にありましたが、人口減少の加速に伴って減少傾向に転じています。

世帯数と人口の推移



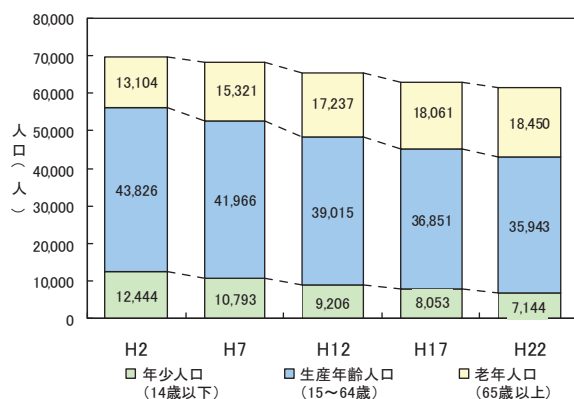
資料：国勢調査

(3) 年齢3区分別人口

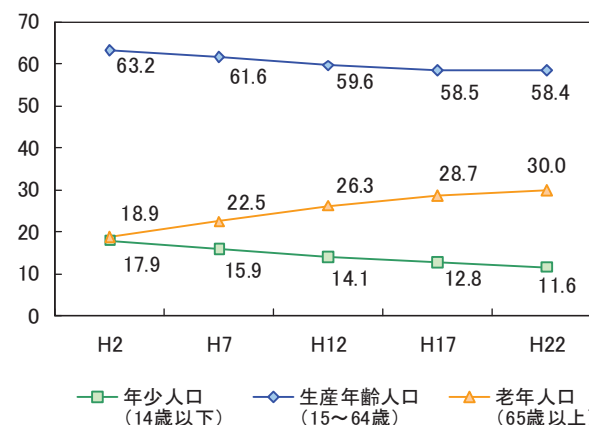
■ 年少人口・生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています

平成22年における年齢3区分人口は、年少人口（14歳以下）が7,144人、生産年齢人口（15～64歳）が35,943人、老年人口（65歳以上）が18,450人で平成2年と比較して、それぞれ5,300人（42.6%）が減少、7,883人（18.0%）が減少、5,346人（40.8%）が増加しています。また、年齢3区分人口の総人口に対する割合をみると、年少人口の割合は、平成22年に11.6%まで減少する一方で、同年の老年人口の割合は30.0%に達し、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



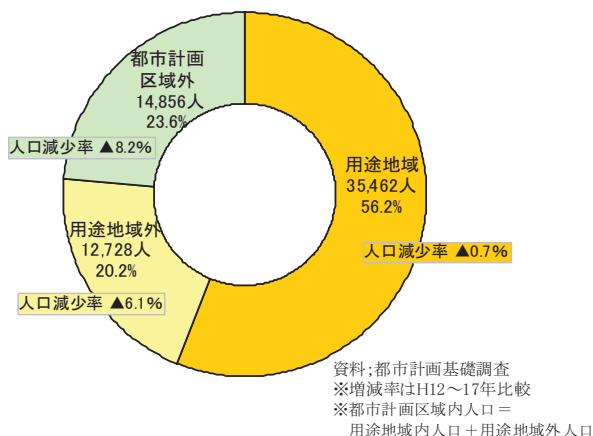
資料：国勢調査

(4) 都市計画区域の人口

- 都市計画区域内の人口は、総人口の76.4%です
- 既成市街地の人口密度は、低下しています

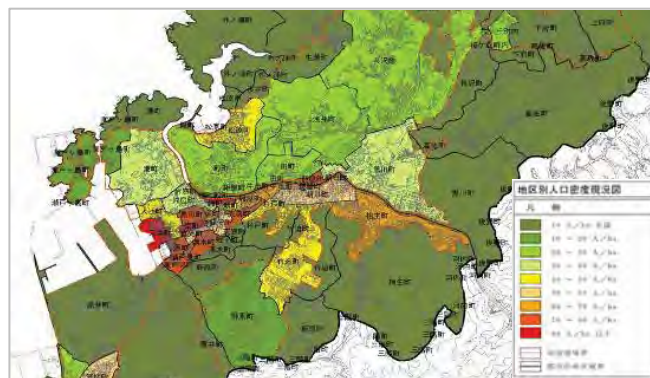
平成17年の都市計画における地域別人口は、都市計画区域内人口が48,190人(76.4%)、用途地域内人口が35,462人(56.2%)、用途地域外人口が12,728人(20.2%)、都市計画区域外人口が14,856人(23.6%)となっています。また、平成12年と比較して、用途地域内人口は、262人(0.7%)が減少する一方で、都市計画区域外人口は、1,333人(8.2%)が減少しており、都市計画区域外の人口減少がより進行しています。

都市計画における地域別人口（平成17年）

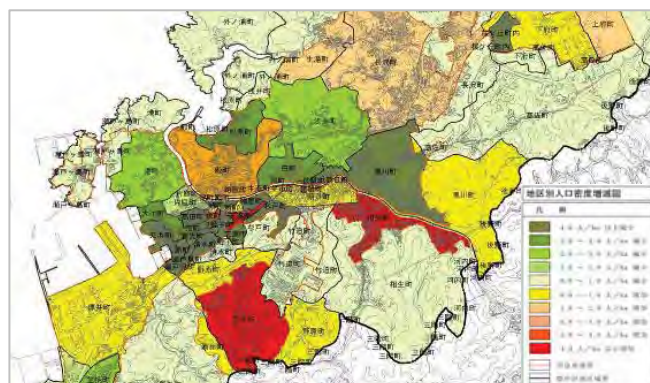


浜田都市計画区域における用途地域内の人口密度は、既成市街地を中心に高く、この周辺の丘陵地に開発された住宅団地も高くなっています。その一方で、人口密度を平成12年と平成17年で比較すると、周辺部では上昇もしくは横ばいとなっていますが、既成市街地の人口密度は低下しています。また、人口集中地区（DID）を昭和45年と平成17年で比較すると、面積は280haから297haに増加していますが、人口は20,008人から12,133人へ減少しています。結果として人口密度が71.5人/haから40.9人/haに低下し、人口集中地区の設定基準（40人/ha）と同等になっています。

浜田都市計画区域の人口密度（平成17年）



浜田都市計画区域の人口密度の増減（平成17年と平成12年の比較）



資料：都市計画基礎調査

これは、既成市街地に隣接する丘陵地に住宅団地を中心とした開発が行われ、周辺部の人口が増加し、結果として人口密度が上昇しています。それに比べ、既成市街地は人口が減少し、結果として人口密度が低下しています。

人口集中地区（DID）の推移

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
人口(人)	20,008	18,795	19,670	19,380	17,413	15,799	12,948	12,133
面積(ha)	280	310	420	440	430	410	316	297
人口密度(人/ha)	71.5	60.6	46.8	44.0	40.5	38.5	41.0	40.9

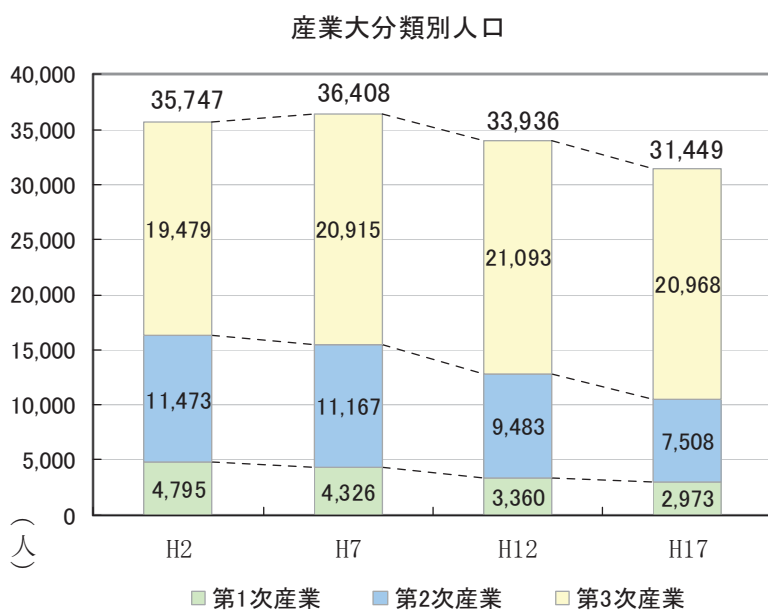
資料：国勢調査

2-2 産業

(1) 産業大分類別人口

■ 第1次、第2次産業人口は、大幅に減少しています

就業人口は、平成17年には31,449人となり、平成2年の35,747人と比較して4,298人(12.0%)が減少しています。また、大分類別人口は、平成17年と平成2年を比較して、第1次産業人口1,822人(38.0%)、第2次産業人口3,965人(34.6%)が減少し、第3次産業人口1,489人(7.6%)が増加しています。



資料：国勢調査

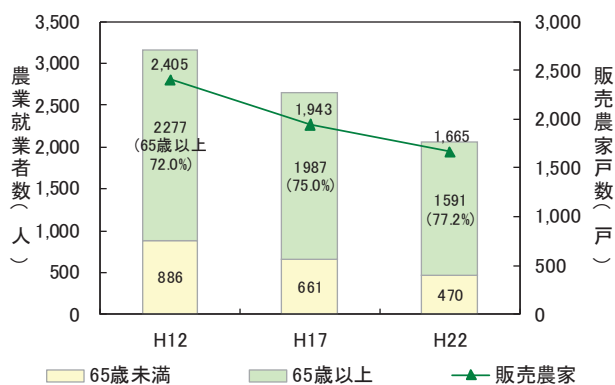
(2) 農業と漁業

■ 就業者人口が減少し、就業者の高齢化が進んでいます

販売農家戸数は、減少傾向が続き、平成22年には1,665戸となり、平成12年の2,405戸と比較して、740戸（30.8%）が減少しています。農業就業者人口も、減少傾向が続き、平成22年には2,061人となり、平成12年の3,163人と比較して、1,102人（34.8%）が減少しています。また、農業就業者の高齢化率（65歳以上）は、77.2%となっています。農業算出額は、平成18年に約35億円で、平成14年の約40億円から約5億円（13.5%）が減少しています。

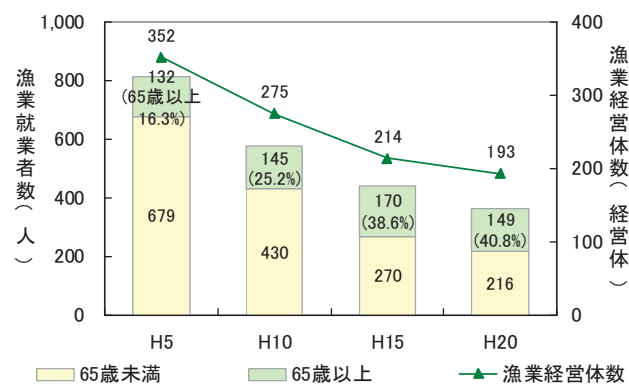
漁業就業者数は、減少傾向が続き、平成20年には365人となり、平成5年の811人と比較して、446人（55.0%）が減少しています。また、漁業就業者の高齢化率（65歳以上）は40.8%となっています。水揚量は、平成17年から減少していましたが、平成21年に約24千トンに回復しています。しかし、水揚金額は、魚価の低下等によって、平成21年は約59億円となっています。

販売農家戸数と農業就業者数の推移



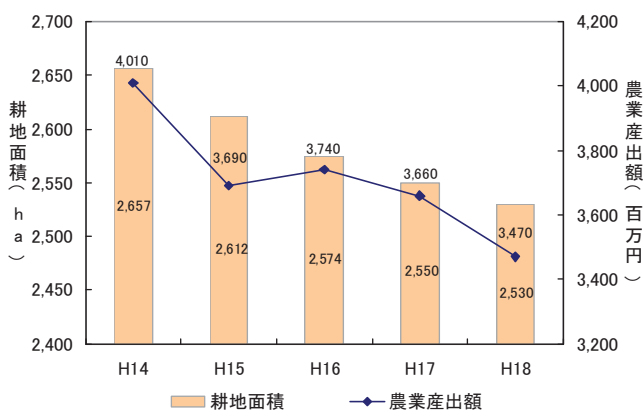
資料：農業センサス

漁業就業者数と漁業経営体数の推移



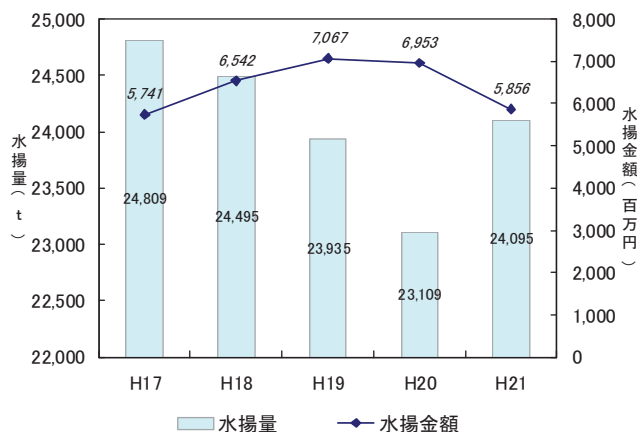
資料：漁業センサス

耕地面積と農業産出額の推移



資料：農林水産統計

漁業水揚量と水揚金額の推移



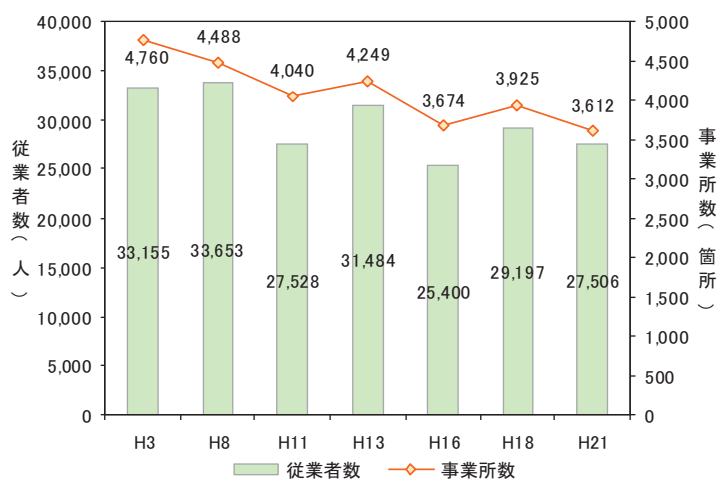
資料：漁業センサス

(3) 事業所

- 事業所数、従業者数が減少しています
- 事業所は、浜田自治区に集中しています

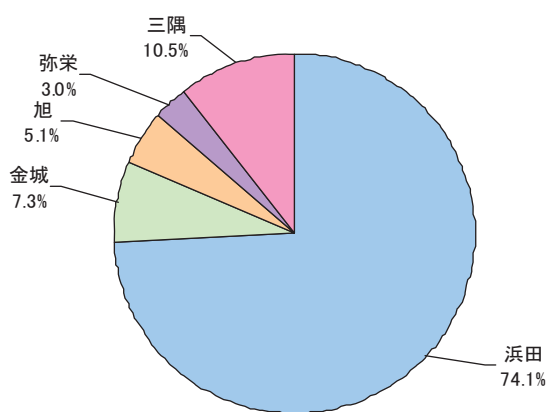
事業所数は、減少傾向が続き、平成21年には3,612事業所となり、平成3年の4,760事業所と比較して1,148事業所(24.1%)が減少しています。従業員数も減少傾向が続き、平成21年には27,506人となり、平成3年の33,155人と比較して5,649人(17.0%)が減少しています。また、平成21年における自治区別事業所数の総事業所数に対する割合をみると、浜田自治区の割合は74.1%で、同様に従業員数の割合も77.7%となり、事業所は浜田自治区に集中しています。

事業所・従業者数の推移

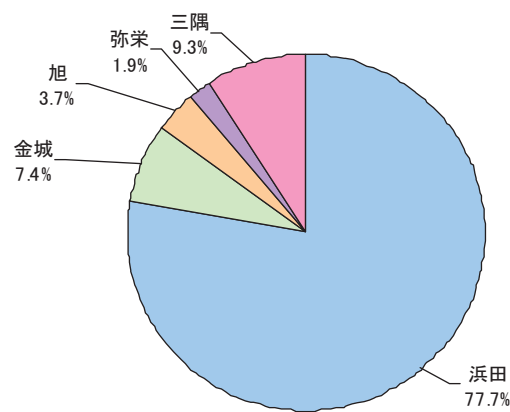


資料：事業所・企業統計、経済センサス

自治区別事業所数 (H21年)



自治区別従業者数 (H21年)



資料：経済センサス

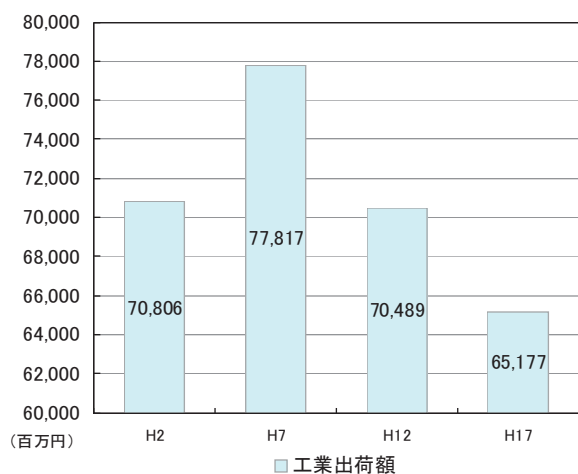
(4) 工業

■ 工業出荷額は、減少しています

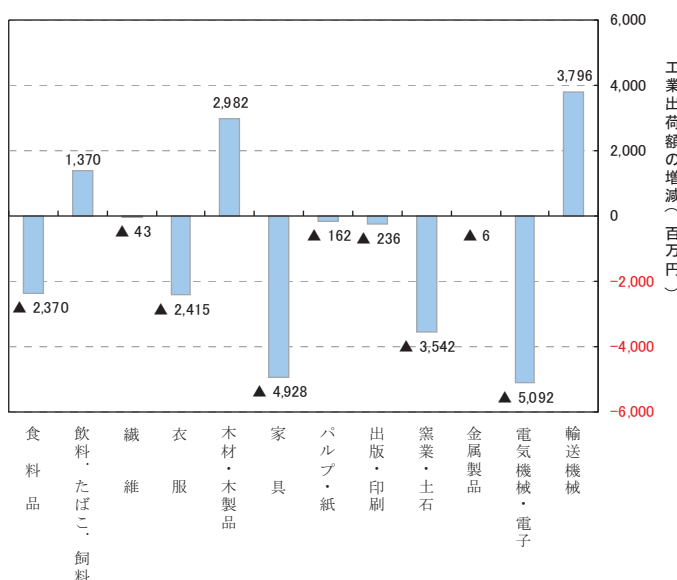
工業出荷額は、減少傾向が続き、平成17年には約652億円となり、平成7年の約778億円と比較して約126億円（16.2%）が減少しています。また、電気機械・電子、家具、窯業・土石、衣服、食料品の出荷額が、平成17年と平成7年を比較して、各20億円以上の減少となっています。

平成17年における製造品別出荷額の総製造品出荷額に対する割合をみると、食料品製造業25.2%、木材・木製品製造業（家具を除く）22.9%、金属製品製造業13.4%が上位三品目となっています。

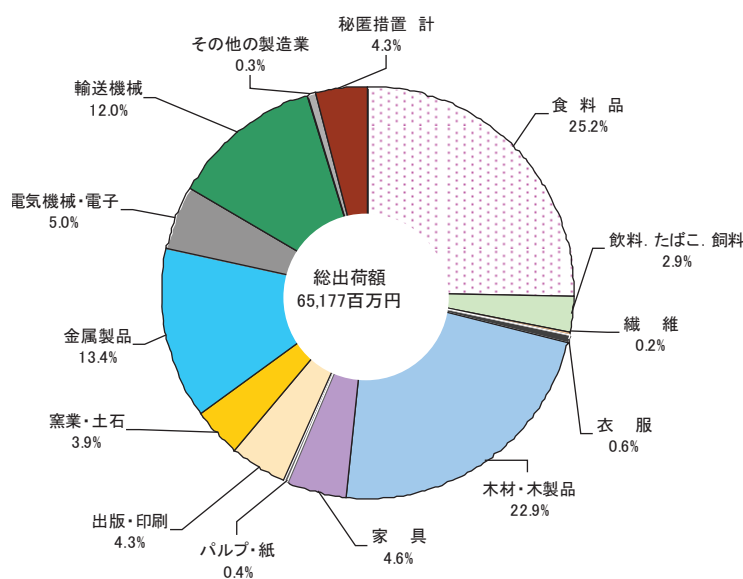
工業出荷額の推移



工業出荷額の増減 (H7→H17)



工業出荷額 (H17年)



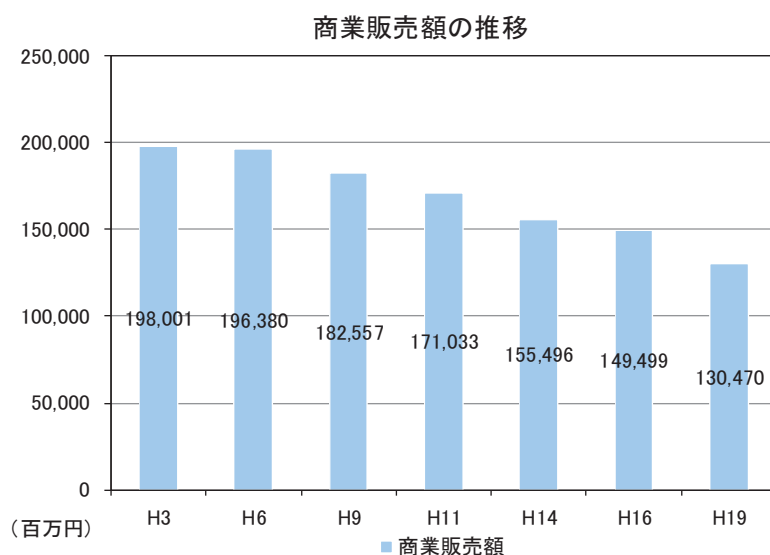
資料：工業統計調査

(5) 商業

■ 商業販売額は、減少しています

商業販売額は、減少傾向が続き、平成19年には約1,305億円となり、平成3年の約1,980億円と比較して675億円（34.1%）が減少しています。

平成19年における県内での商業販売額の割合は、人口割合に対して卸売業ではほぼ同等、小売業では上回っています。



資料：商業統計調査

人口と商業販売額の比較（島根県、浜田市）

		島根県	浜田市	浜田市の割合 (%)
H22人口 (人)		717,397	61,713	8.6
H19 商業販売額 (百万円)	卸売	689,624	61,267	8.9
	小売	731,753	69,203	9.5
	合計	1,421,377	130,470	9.2

資料：平成22年国勢調査、平成19年商業統計調査

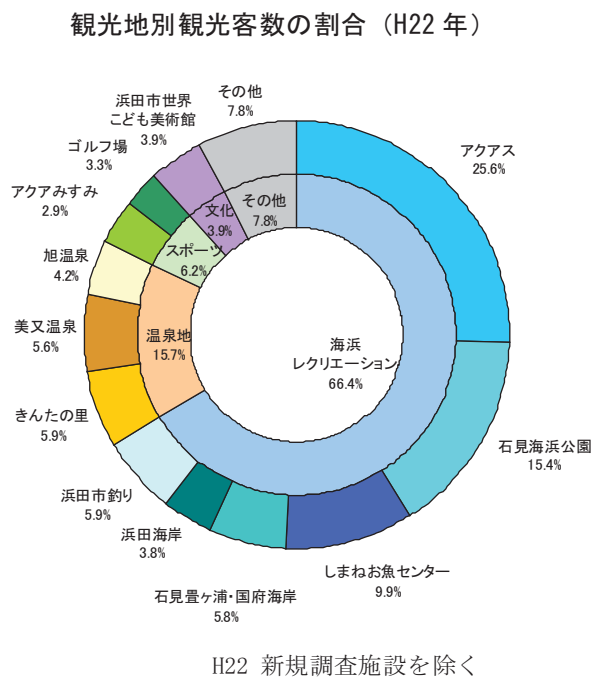
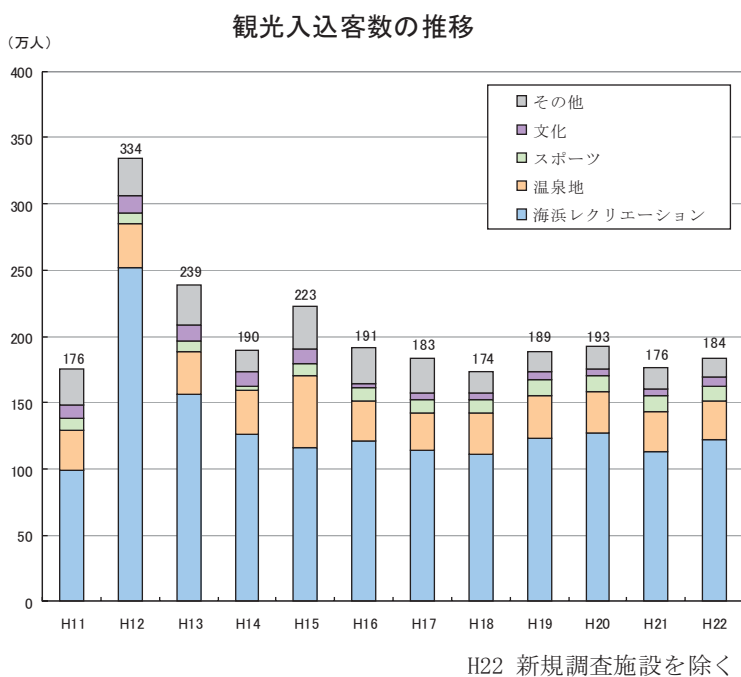
(6) 観光

■ 観光入込客は、海浜レクリエーションに集中しています

観光入込客は、中国地方有数の水族館であるアクアスをはじめ、海水浴、釣り、キャンプなどの海浜レクリエーションに集中しています。また、平成12年のアクアスオープン時は約334万人を記録しましたが、それ以降は減少し、近年では170～190万人前後で推移しています。

平成22年における観光地別観光入込客数の総観光入込客数に対する割合をみると、海浜レクリエーションの割合は66.4%で、このうちアクアスの割合は25.6%、石見海浜公園15.4%、温泉地の割合は15.7%（きんたの里5.9%、美又温泉5.6%、旭温泉4.2%）となっています。

本市では、広島県からの観光客を呼び込むために、広島市内へ浜田市広島PRセンターを置き観光情報の発信を行っています。



H22 新規調査施設	入込客数
道の駅ゆうひパーク三隅	33,954
浜っ子春祭り	21,000
浜っ子夏祭り	63,000
BB大鍋フェスティバル	35,000
コワ温泉	4,368
小計	157,322
合計 (全観光施設)	1,992,606

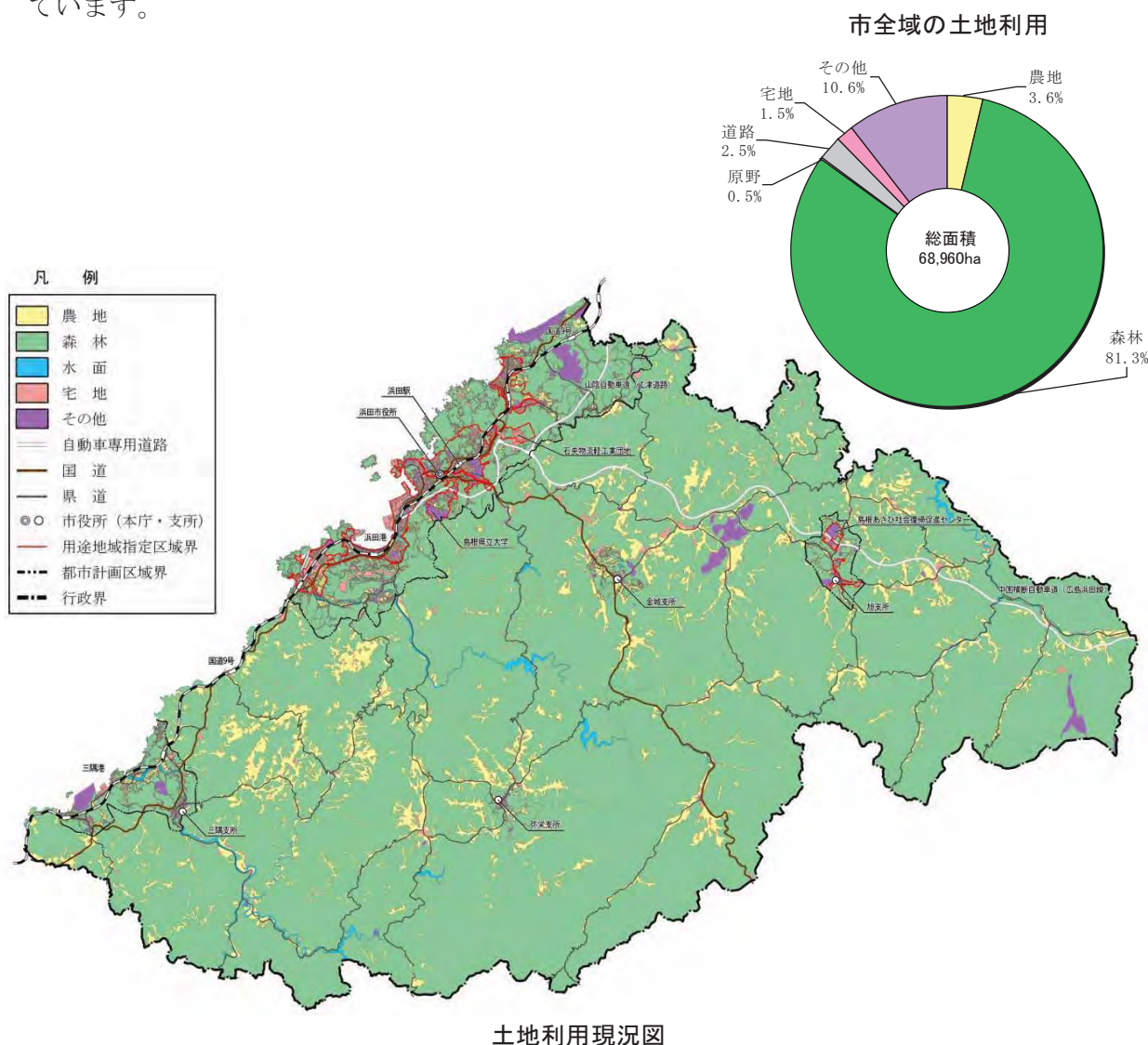
資料：島根県観光動態調査

2—3 土地利用

(1) 市全域の土地利用

■ 市全域の面積は68,960haで、土地利用は、森林が56,039ha(81.3%)、市街地が297ha(0.4%)となっています

本市の総面積は68,960haで、土地利用別に森林56,039ha(81.3%)、農用地2,510ha(3.6%)、原野352ha(0.5%)、道路1,725ha(2.5%)、宅地1,032ha(1.5%)、その他7,302ha(10.6%)となっています。また、総面積に占める市街地(人口集中地区)は、297ha(0.4%)となっています。



資料：平成19年 浜田市国土利用計画

「道路」は、一般道路、農道、林道
 「宅地」は、住宅地、工業用地、その他の宅地
 「その他の宅地」は、事業所、店舗等の用に供される宅地
 「その他」は、水面、公共施設用地
 「市街地」は、国勢調査の定義による「人口集中地区」であり、平成17年国勢調査の実績値
 「人口集中地区」とは、原則として人口密度40人/ha以上で、人口が5千人以上の区域

(2) 都市計画区域の土地利用

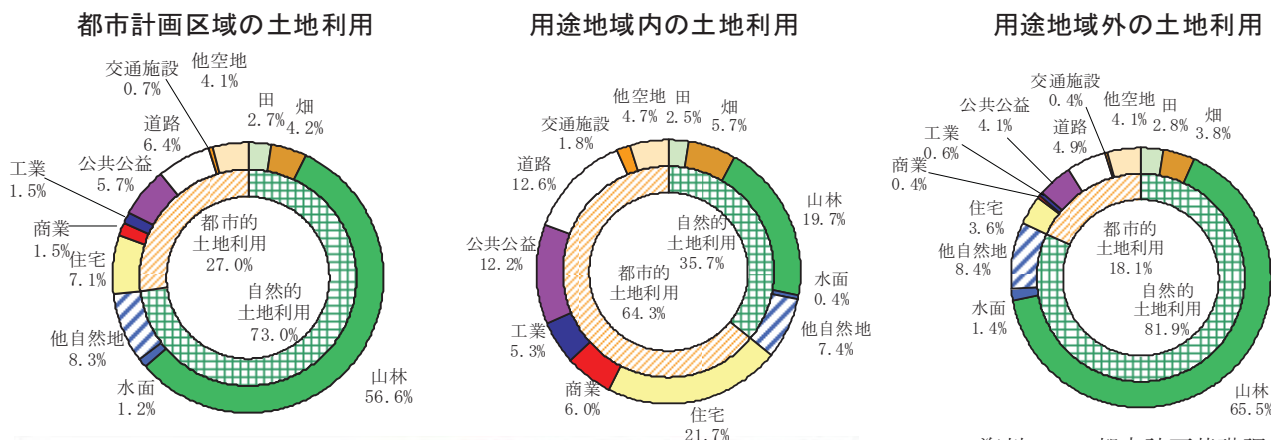
- 都市計画区域の面積は 7,631ha で、自然的土地利用が 73.0%、都市的土地利用が 27.0%となっています
- 用途地域の面積は 1,438ha で、自然的土地利用が 35.7%、都市的土地利用が 64.3%となっています

本市の都市計画区域は、本市の総面積の 11.1%にあたる 7,681ha で、浜田、旭、三隅自治区に指定しています。また、用途地域は、本市の総面積の 2.1%にあたる 1,438ha で、浜田、旭都市計画区域に指定しています。

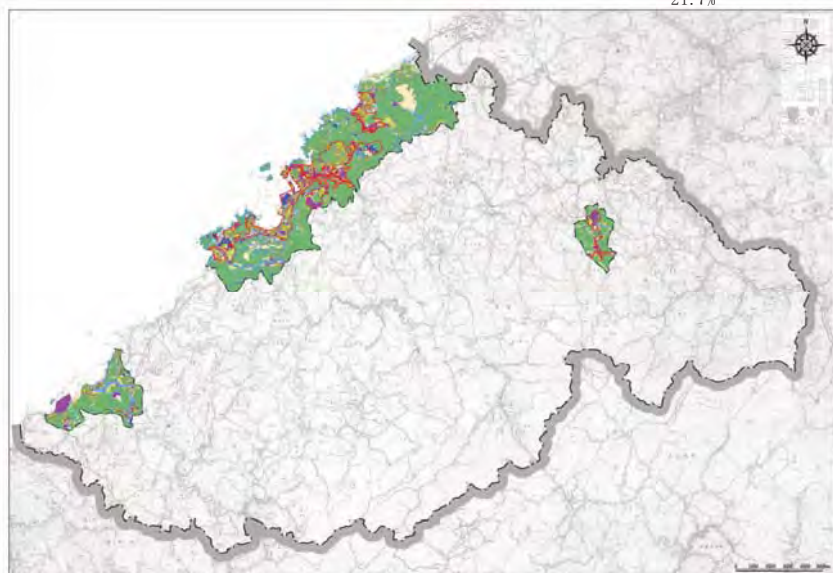
都市計画区域内の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が 73.0%、都市的土地利用が 27.0%であり、その内訳は農地（田・畑）が 6.9%、山林が 56.6%、宅地（住宅・商業・工業）が 10.1%となっています。

用途地域内の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が 35.7%、都市的土地利用が 64.3%であり、その内訳は農地が 8.2%、山林が 19.7%、宅地が 33.0%となっています。

用途地域外では、自然的土地利用が 81.9%、都市的土地利用が 18.1%であり、その内訳は農地が 6.6%、山林が 65.5%、宅地が 4.6%となっています。



資料：H22 都市計画基礎調査



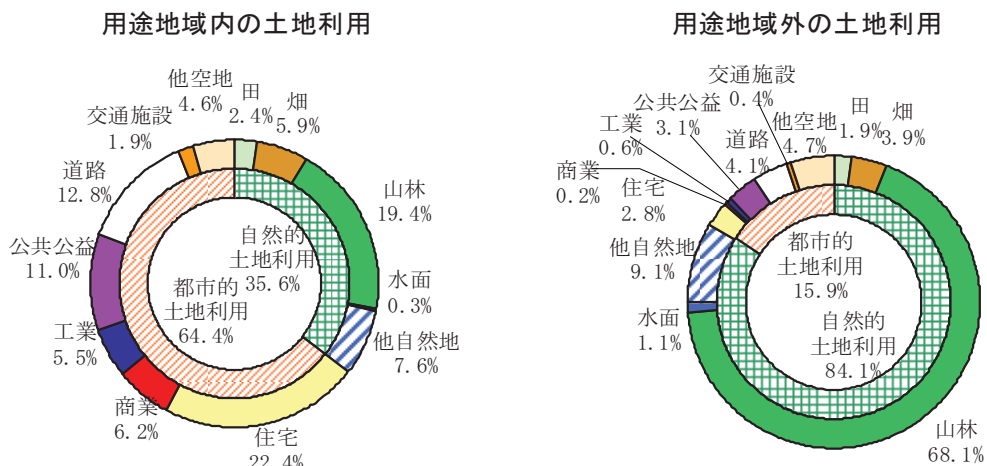
土地利用現況図

資料：H22 都市計画基礎調査

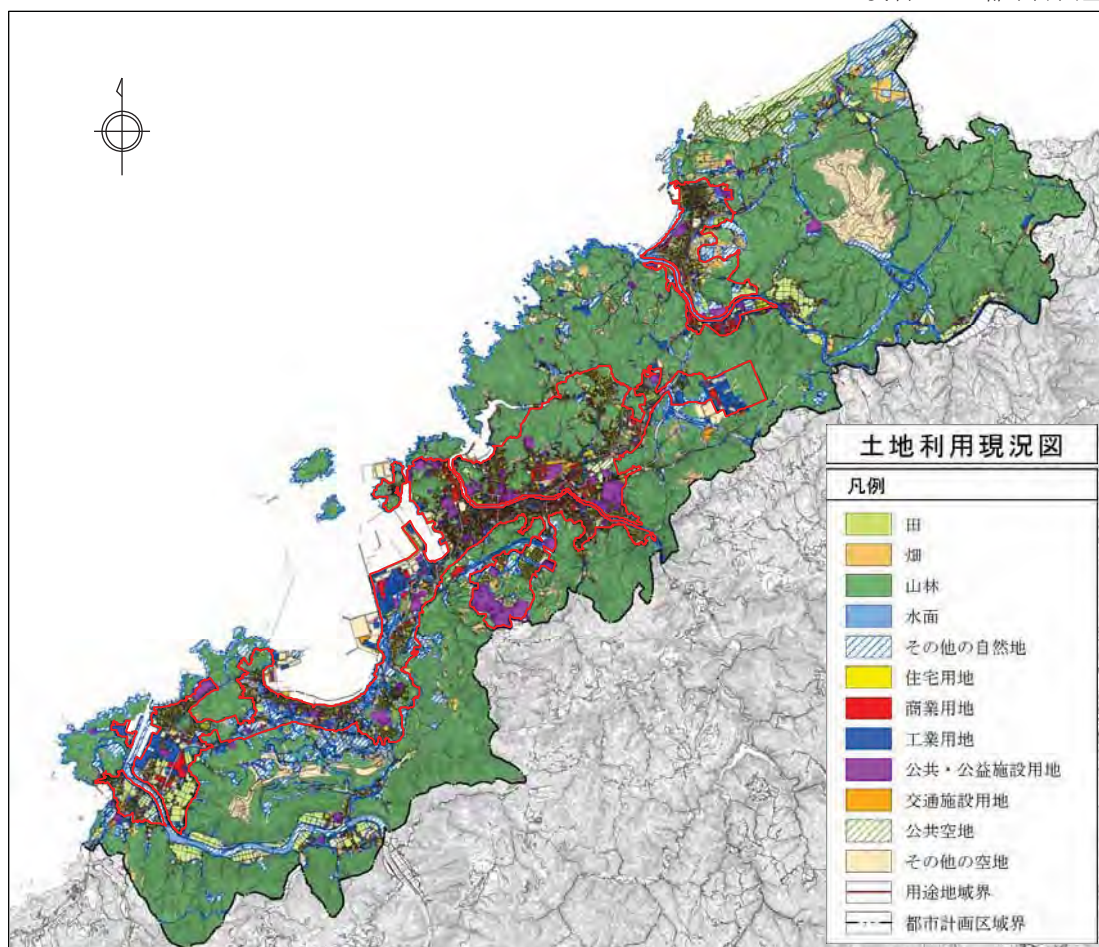
① 浜田都市計画区域

浜田都市計画区域は5,995haで、この内側に用途地域1,354haを指定しています。

用途地域内の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が35.6%、都市的土地利用が64.4%であり、その内訳は宅地(住宅・商業・工業)34.1%、道路12.8%、公共公益11.0%、その他空地が4.6%となっています。用途地域外では、自然的土地利用が84.1%、都市的土地利用が15.9%であり、その内訳は、農地5.8%、山林68.1%、宅地が3.6%となっています。



資料：H22 都市計画基礎調査



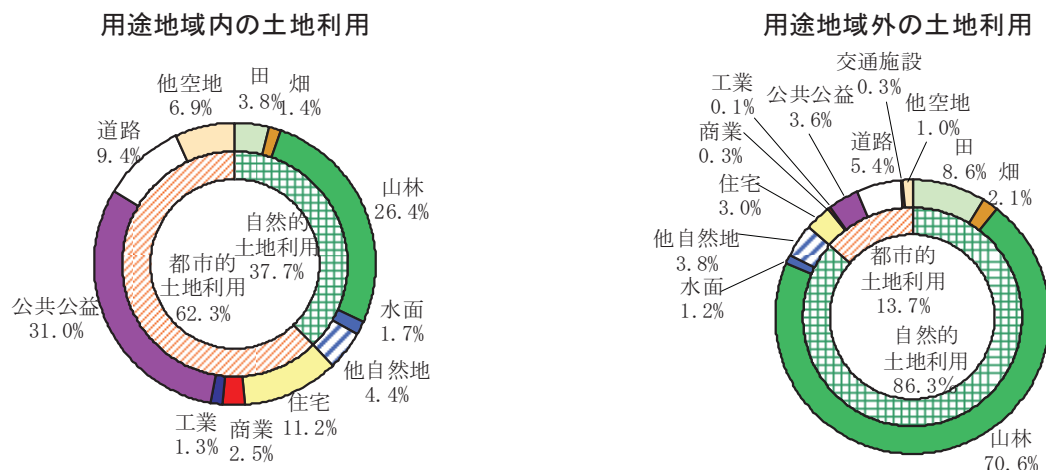
浜田都市計画区域土地利用現況図

資料：H22 都市計画基礎調査

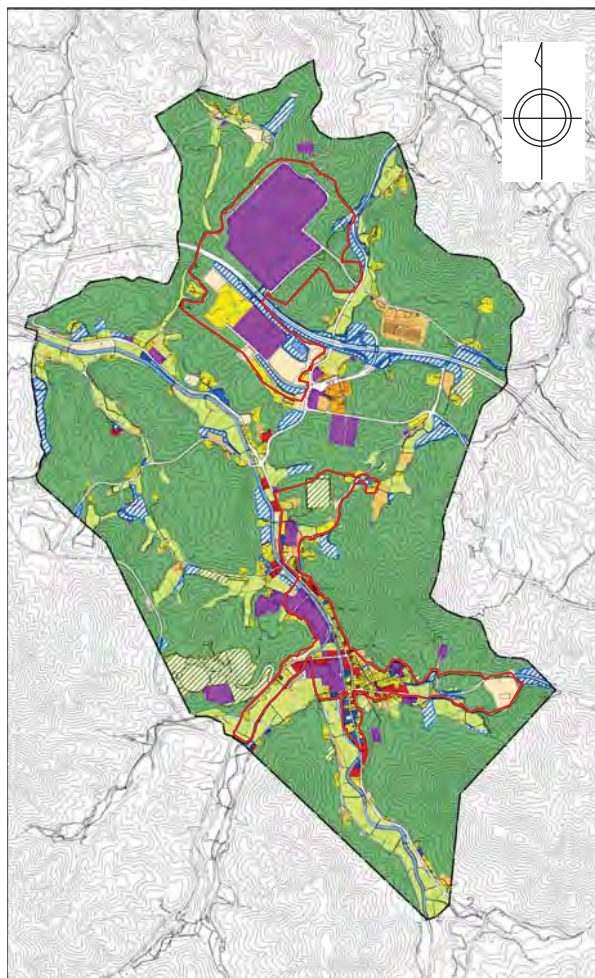
② 旭都市計画区域

旭都市計画区域は554haで、この内側に用途地域84haを指定しています。

用途地域内の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が 37.7%、都市的土地利用が 62.3%であり、その内訳は宅地（住宅・商業・工業）15.0%、道路9.4%、公共公益 31.0%、その他空地が 6.9%となっています。用途地域外では、自然的土地利用が 86.3%、都市的土地利用が 13.7%であり、その内訳は、農地 10.7%、山林 70.6%、宅地が 3.4%となっています。



資料：H22 都市計画基礎調査



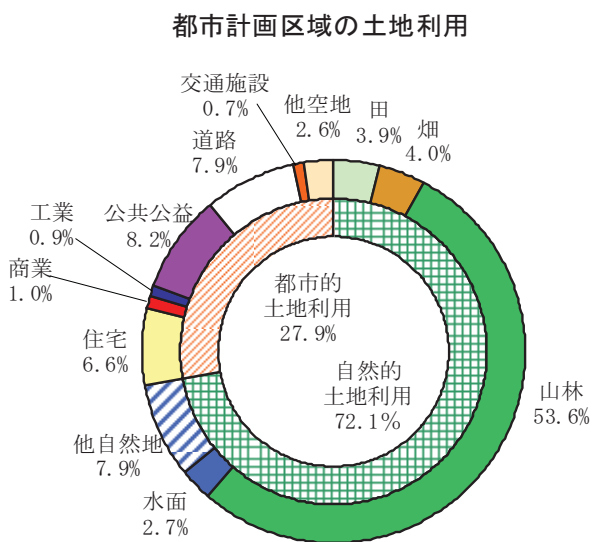
旭都市計画区域土地利用現況図

資料：H22 都市計画基礎調査

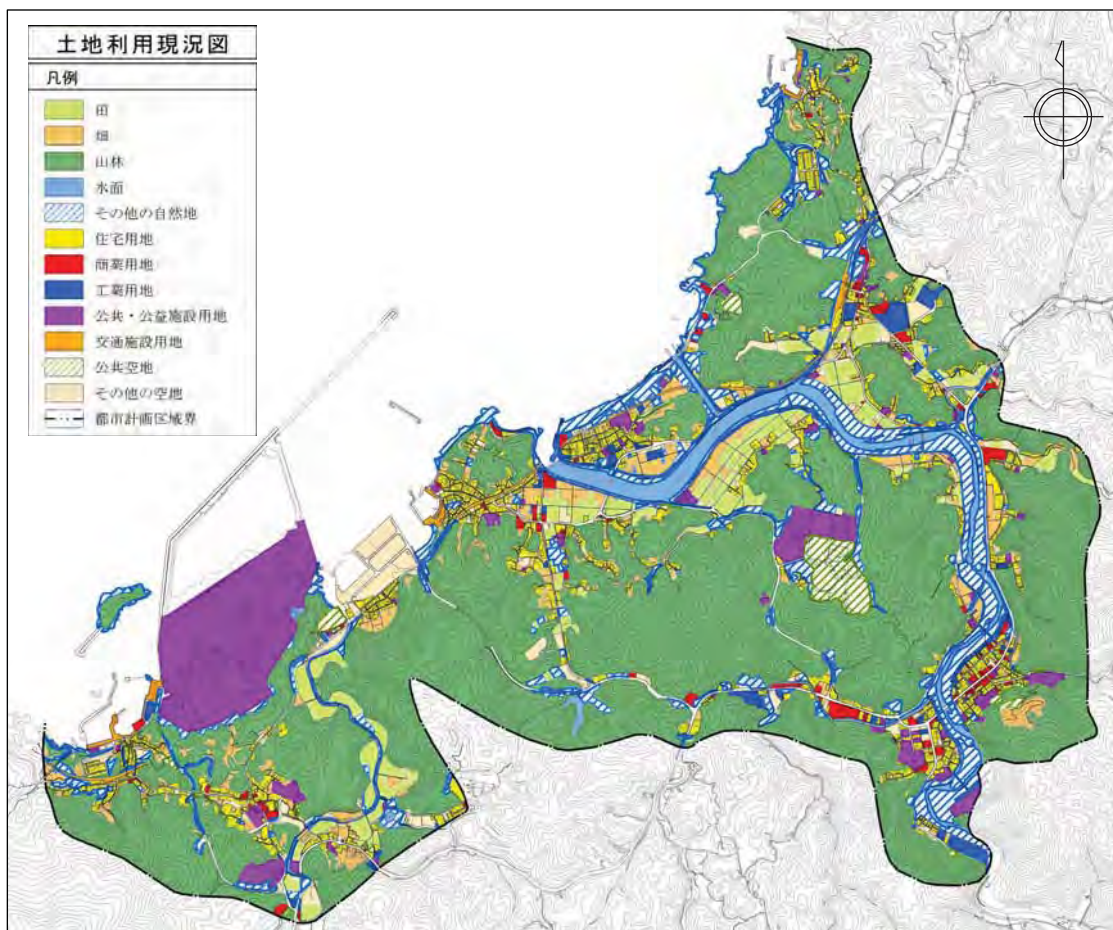
③ 三隅都市計画区域

三隅都市計画区域は1,132haで、用途地域は無指定としています。

都市計画区域内の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が72.1%、都市的土地利用が27.9%であり、その内訳は農地7.9%、山林53.6%、宅地（住宅・商業・工業）8.5%、道路7.9%、公共公益8.2%、その他空地が2.6%となっています。



資料：H22 都市計画基礎調査



三隅都市計画区域土地利用現況図

資料：H22 都市計画基礎調査

2—4 公共交通及び自動車交通

■ 公共交通は、JRと民間事業者による路線バス、市営バスが運行し、公共交通空白地域に新交通システム「予約型乗合タクシー」が導入されています

(1) 公共交通

■ JR

JRは、日本海沿岸を走る山陰本線により運行されており、東から久代、下府、浜田、西浜田、周布、折居、三保三隅、岡見駅の8駅があり、本市の東西公共交通の基軸及び拠点となっています。このうち、浜田駅、三保三隅駅は、特急列車の停車駅であり、広域の東西公共交通の拠点ともなっています。また、米子～益田間の高速化工事により、島根県内の都市間輸送の時間距離は大幅に短縮しています。

列車便数は、上りの江津方面が25（便/日）で、このうち出雲・松江方面への特急は7便、下りの益田方面が20（便/日）で、このうち特急7便（益田まで4便、新山口まで3便）が運行されています。

■ バス

バスは、民間バス事業者による路線バスと市営バスにより運行されています。路線バスは、浜田駅を中心として、地域の生活拠点を結んだ路線と江津市、益田市への東西を結んだ路線及び広島、東京、大阪への広域的な路線で運行されています。また、市営バスは、この民間バス事業者がカバーできない地域を運行しており、自治区内で各生活拠点の連絡をしています。

そして、この路線バスと市営バスがカバーできない公共交通空白地域には、新交通システム「予約型乗合タクシー」を導入し、公共交通における移動手段の確保をしています。この運行システムは、更なる利便性の向上をめざしています。

■ 人口減少に対して自動車保有台数は大幅に増加しており、自動車交通の需要は増加しています

(2) 自動車交通

自動車交通に大きく依存する本市において、国道、高規格道路、主要地方道、一般県道、広域農道は、道路ネットワークの構築に重要な役割を担っています。そして、これら主要な幹線道路が動脈の役割を果たし、これに接続する地域に密着した市道や農林道が毛細血管の役割を果たしています。

本市の国道、高規格道路における自動車交通は、国道9号が長浜町付近で22.0(千台/日)、国道186号が河内町付近で11.1(千台/日)、浜田自動車道が浜田JCT～浜田IC間で13.1(千台/日)、江津道路(山陰道)が浜田JCT～浜田東IC間で9.5(千台/日)となっています。また、現在、建設中の浜田・三隅道路(山陰道)は、原井町～三隅町森溝上間(L=14.5km)を計画交通量16.5～17.2(千台/日)として整備が進められています。

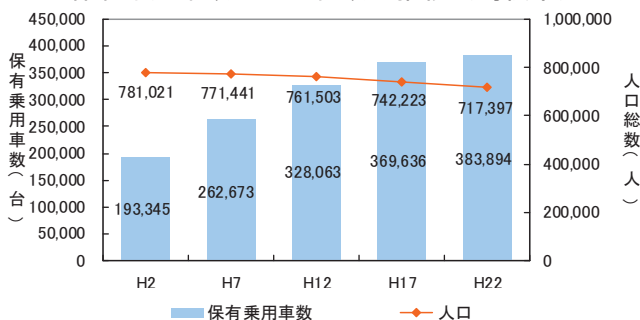
島根県における人口と自動車保有台数を比較すると、人口の減少に対して、乗用車保有台数は、大幅に増加しています。また、平成22年において1世帯あたりの乗用車保有台数は、1.5(台/世帯)となり、自動車交通の需要はますます増えています。

注) 自動車交通の数値は、平成22年交通センサスによる24時間自動車類(上下合計)の最大値を示す。



浜田市主要道路網図

保有乗用車数と人口総数の推移(島根県)



保有乗用車数と世帯数(島根県)

	保有乗用車数(台)	世帯数(世帯)	1世帯あたりの保有乗用車数(台/世帯)
H2	193,345	236,110	0.8
H7	262,673	246,476	1.1
H12	328,063	257,530	1.3
H17	369,636	260,864	1.4
H22	383,894	262,219	1.5

資料：島根県統計書、自動車保有台数データ(財団法人自動車検査登録情報協会)、国勢調査

2—5 都市基盤施設

(1) 都市計画道路

■ 都市計画道路の改良率は38.1%で、整備が進んでいません

都市計画道路は、39路線、総延長L=76.54kmが都市計画決定されており、この内訳は、浜田都市計画区域が29路線、L=61.28km、旭都市計画区域が3路線、L=2.00km、三隅都市計画区域が7路線、L=13.26kmとなっています。この改良率は、38.1%（浜田40.8%、旭69.5%、三隅20.5%）で、島根県全体の50.1%と比較しても低く、計画決定された都市計画道路の改良が進んでいない現状がみられます。

浜田都市計画区域は、浜田駅周辺ならびに広域幹線道路において整備が進んでいるものの、既成市街地西側（栄町・京町周辺）の東西路線や既成市街地北側の外郭路線、浜田港周辺の路線等の整備が進んでいません。また、旭都市計画区域は中心部の路線で、三隅都市計画区域は山陰道（三隅益田線）を除くと、湊浦周辺の路線で整備が進んでいません。

都市計画道路の整備状況

都市計画区域名	種別延長(m)				総延長(m)	路線数	改良済延長(m)	改良率(%)
	自動車専用街路	幹線街路	区画街路	特殊街路				
浜田	23,850	36,400	1,030	0	61,280	29	25,028	40.8%
旭	0	2,000	0	0	2,000	3	1,390	69.5%
三隅	9,830	3,430	0	0	13,260	7	2,720	20.5%
浜田市	33,680	41,830	1,030	0	76,540	39	29,138	38.1%
【参考】島根県全体	139,430	443,750	26,710	3,580	613,470	383	307,454	50.1%

資料：浜田市資料（平成22年12月末現在）

(2) 都市計画公園

■ 都市公園の人口1人当たりの供用面積は、40.09㎡/人と高い水準にあります

都市計画公園は、35公園、総面積A=219.31haが都市計画決定されており、供用面積は218.86ha、供用率が99.8%で、街区公園25箇所、近隣公園2箇所、地区公園1箇所、総合公園1箇所、運動公園3箇所、特殊公園2箇所、広域公園1箇所が供用されています。

都市公園の人口一人当たりの供用面積は、40.09㎡/人で、島根県の17.58㎡/人と比較して高い水準にあります。しかしながら、この供用面積は、広域公園（1箇所、140.20ha）、運動公園（3箇所、49.40ha）といった1つの面積が大きな公園の占める割合が高くなっています。

都市計画公園の整備状況

都市計画区域名	公園種別												合計 箇所 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)			
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園					広域公園		
	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)				箇所	(ha)	
浜田	24	4.64	2	5.00	1	6.30	1	4.50	1	11.00	2	9.15	1	140.20	30	169.99	169.54	99.7%
旭									1	13.50					1	13.50	13.50	100.0%
三隅	1	0.12			1	6.30	1	4.50	1	24.90					4	35.82	35.82	100.0%
浜田市	25	4.76	2	5.00	1	6.30	1	4.50	3	49.40	2	9.15	1	140.20	35	219.31	218.86	99.8%
【参考】島根県全体	159	36.37	33	42.92	6	49.90	19	327.52	9	158.20	6	211.60	4	359.70	236	1,186.21	909.94	76.7%

資料：浜田市資料（平成22年3月末現在）

(3) 上下水道

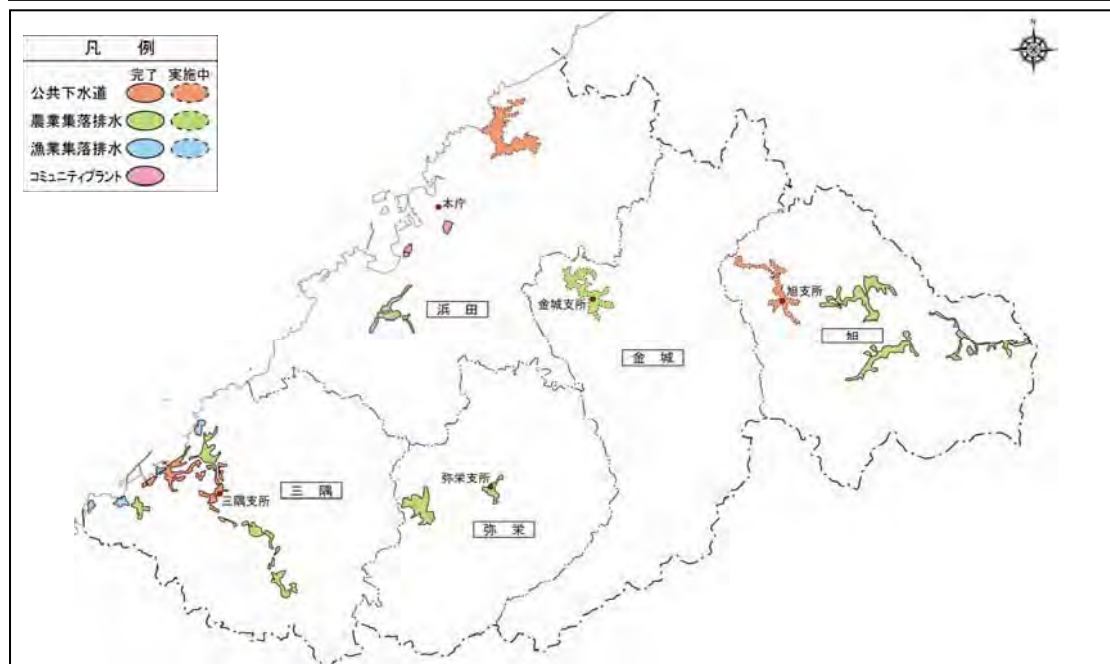
- 上水道の普及率は99.8%で、ほとんどの地域が給水区域となっています
- 下水道の普及率は38.9%で、浜田自治区の中心市街地は未着手となっています

上水道（浜田自治区）は、拡張事業及び水道未普及地域解消事業を進めた結果、ほとんどの地域が給水区域となり、水道普及率は99.8%となっています。簡易水道（金城・旭・弥栄・三隅自治区）は、給水区域が山間部に多いことから、多数の施設を建設し配水しています。しかし、上水道、簡易水道とも、管路等の配水施設の老朽化が進んでいます。

下水道は、地域毎に集合処理区域と合併浄化槽による個別処理区域に分けて一体的な整備を進めた結果、ほぼ施設整備が完了した地域もありますが、その一方で、特に浜田自治区の中心市街地の下水道整備が未着手のため、下水道普及率は、全市で38.9%に留まっています。また、各自治区の下水道普及率は、浜田自治区29.3%、金城自治区35.2%、旭自治区77.6%、弥栄自治区64.5%、三隅自治区78.6%となっており、市内で大きな格差が生じています。

下水道普及率

自治区	行政人口	公共下水道		農業集落排水		漁業集落排水		コミュニティプラント		合併浄化槽				処理人口計	普及率
		処理人口	接続人口	処理人口	接続人口	処理人口	接続人口	処理人口	接続人口	浄化槽設置整備	浄化槽市町村整備推進	個別排水処理	その他		
浜田	43,078人	1,937人	1,012人	1,423人	915人	/	/	1,799人	1,799人	1,451人	/	38人	5,963人	12,611人	29.3%
金城	4,799人	/	/	851人	180人	/	/	/	/	539人	/	/	297人	1,687人	35.2%
旭	3,187人	1,173人	1,060人	815人	349人	/	/	/	/	210人	254人	/	21人	2,473人	77.6%
弥栄	1,559人	/	/	690人	663人	/	/	/	/	136人	145人	/	34人	1,005人	64.5%
三隅	6,853人	2,281人	1,687人	1,475人	949人	973人	876人	/	/	116人	281人	/	262人	5,388人	78.6%
計	59,476人	5,391人	3,759人	5,254人	3,056人	973人	876人	1,799人	1,799人	2,452人	680人	38人	6,577人	23,164人	38.9%



下水道整備図

資料：浜田市資料（平成21年度末）

2—6 自然環境

■ 海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を有しています

本市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を有しています。これらは、私達にやすらぎや生活の営み、レクリエーションの場を与え、森林は、自然災害から私達を守ってくれています。そして、海と山の恵みにより栄えてきた本市にとって、大切な財産であり、誇れるべきものです。また、これらは、私達だけでなく、あらゆる生物が生きていくために必要な場所でもあります。しかし、この自然環境は、地球温暖化をはじめとした様々な問題が取り上げられており、官民を超えた取り組みがなされているところです。



新緑のブナ林



里山と川



どろどろ溪谷



大麻山と吉浦海岸



久代海岸



ウミネコ

2-7 都市防災と防犯

■ 過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われました

本市は、過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われたことから、その教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進しており、浜田ダムや大長見ダムなどのダム建設と浜田川、三隅川などの河川改修事業による治水事業、地すべりや土石流の対策のための砂防、治山、地すべり事業、急傾斜地崩壊対策事業や海岸保全対策事業などのこれら防災事業により、災害に強い生活基盤の整備を、関係者、関係機関、市民、地域とともに進めてきました。現在も、第二浜田ダムや矢原川ダムのダム建設事業などにより、災害に強い生活基盤の整備を継続しています。また、防災メールや防災ハザードマップ等を活用し、市民に防災の情報等を伝えています。

既成市街地は、狭あい道路が多く、公園などのオープンスペースも少ないために、災害時、火災時の避難や防災活動において支障となるおそれがあります。

犯罪のない安全で安心なまちづくりが求められており、道路照明などの犯罪防止に配慮した生活基盤の整備と市民との協働による防犯活動を進めています。

東日本大震災を踏まえ、地震・津波災害のこれまでに例のない危機への対策が求められています。



浜田市防災ハザードマップ



第二浜田ダム完成予想図

2-8 景観

■ 自然や歴史、文化が育んだ魅力ある景観があります

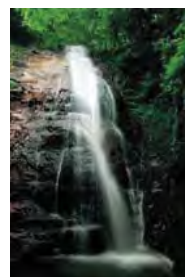
本市の景観は、四季折々の表情をみせる青い海、緑豊かな山々、豊富な水が流れる川などの美しい自然景観や、その中で、人々が時代の変化に応じて、この自然と共生しながら創りだした農漁村の集落景観、田園景観、浜田港等の港のある産業景観があります。また、浜田城跡や石見神楽など地域が継承してきた歴史、文化的な景観やこれが生み出したまちなみなどの景観があり、そして、浜田駅周辺などの都市的な市街地景観や、浜田マリン大橋などの建造物が自然と調和した海浜景観など、新たな景観も創出されています。



石見畳ヶ浦



山里の春



小猿の滝



田園景観



石見神楽



浜田城跡



浜田駅前



浜田マリン大橋と浜田漁港



浜田川と三階山

3 都市づくりに関する市民のニーズ

都市計画マスタープランの策定にあたり、まちづくりに関する市民のニーズを把握するために、本市の国土利用計画の策定と併せて、アンケート調査（平成22年）を実施しました。ここでは、この結果の中から、都市計画マスタープランと関連する主な内容を紹介します。（詳細は、資料編に掲載しています。）

【浜田市の全体像について】

浜田市が将来どんなまちになったらよいと思われませんか。

本市の将来像について、「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」が最も多く、次いで「安心して子育てができるまち」、「地域特性を活かした産業に活気があるまち」と回答されています。属性別では、年齢別の20歳代と30歳代の若い世代で「安心して子育てができるまち」が最も多くなっています。

【土地の利用について】

市街地の拡大についてどのように思われませんか。

市街地の拡大について、「市街地の拡大を抑え、今ある市街地や集落地を充実させる」が最も多く、次いで「計画的で良好な市街地であれば、多少の市街地拡大は良い」と回答されています。属性別では、年齢別の20歳代と30歳代の若い世代で「計画的な市街地の拡大は良い」が最も多くなっています。また、自治区別では、各自治区とも「市街地拡大の抑制」が最も多くなっていますが、他の自治区に比べて浜田自治区では、「市街地拡大の抑制」と「計画的な市街地の拡大は良い」が均衡しています。

今後の市全体のまちづくりの方向性についてどのように思われませんか。

まちづくりの方向性について、「各地区で整備を行い、広範囲なまちづくりを行う」が最も多く、次いで「浜田駅周辺及び市役所周辺を核として、合併前の旧市町村で中心的な役割を果たしていた市街地を中心としたまちづくりを行う」と回答されています。属性別の年齢別では、年齢が高くなるにしたがい、居住地域でのまちづくりを進めて欲しいという傾向が高くなっています。

商業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか。

商業系の土地利用について、「既存市街地の商業を活性化させる」が最も多く、次いで「中心市街地の商業を活性化させる」と回答されており、身近な商業施設の活性化が望まれていることが伺えます。

工業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか。

工業系の土地利用について、「既存の未利用地などを活用し、企業を誘致する」が最も多く、このうち、発展していくべき業種について「医療・福祉関係」と回答されており、高齢社会への対応が望まれていることが伺えます。

今後の農業について、どのようなことを望まれますか。

今後の農地について、「優良農地は保全し、耕作放棄地等は市民農園等に活用」が最も多く、次いで「遊休農地・耕作放棄地の解消を図る」となっています。

今後の山林・森林について、どのようなことを望まれますか。

今後の山林・森林について、「災害防止や水源地、生育の場として、健全な森林づくりに向けた整備・保全を進める」が最も多く回答されています。

【都市施設の整備について】**あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何ですか。**

都市施設の整備について、「道路の整備」が最も多く、次いで「上・下水道の整備」、「防火・防災対策」、「公園・緑地の整備」と回答されています。属性別では、金城・旭・弥栄・三隅自治区で「良好な農地の保全」が上位を占めています。

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていることは何ですか。

道路整備や交通のあり方について、「防犯灯・街灯の整備」が最も多く、次いで「狭い道路など地区の道路整備」、「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の設置等）」と回答されており、身近な道路の整備や安全性の向上などが望まれていることが伺えます。

公園・緑地等の整備について、特に望まれていることは何ですか。

公園・緑地等の整備について、「日常憩いのための身近な広場や公園の整備」が最も多く、次いで「多目的に利用できる総合的な公園の整備」と回答されています。

災害に対する備えとしてどのようなことをしておけばよいと思われますか。

災害に対する備えについて、「避難地・避難路の整備」「狭い道路の整備・解消」と同様に多く、次いで「建築物の不燃化・耐震化」と回答されています。自治区別に最も多い回答は、浜田・金城自治区では、「狭い道路の整備・解消」、旭自治区では、「建築物の不燃化・耐震化」、弥栄自治区では、「市民一人一人の意識を高める啓発活動」、三隅自治区では、「避難地・避難路の整備」となっています。

【景観について】

自然環境や美しいまちなみの景観をまもり、つくりだすためには、どのような取り組みが必要ですか。

景観については、「海岸線や河川などの水辺の自然景観を保全・活用する」が最も多く、次いで「森林や丘陵地等の自然景観を保全する」と回答されています。自治区別では、金城・旭・弥栄自治区で、「田園風景を守る」も多くなっています。

【まちづくりへの住民参加について】

まちづくりについて話し合ったり、考えたりする機会があれば、どのようにしたいと思われますか。

まちづくりへの住民参加について、「アンケートなどの自分の都合にあわせられるのであれば参加したい」が最も多く、次いで「できれば参加したい」と回答されています。

4 課題

(1) 社会情勢からみた課題

① 地方分権及び地域主権の推進

経済・情報のグローバル化が進む中で、近年の日本の国際競争力は低下し、日本経済は、かつて経験をしたことのない不況にあります。このような状況を解決するには、地域の活性化に向けた地方分権と地域主権の推進が欠かせません。地方分権は、国から地方自治体へ住民に身近な行政の権限や財源をできる限り移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするためのしくみで、地域の活性化を期待するものです。地域の実情やニーズに応じた個性あるまちづくりや、安定した行政サービスを提供できる体制づくりが期待されている一方で、地域主権の自己責任、自己決定の原則のもとに、地域主権の推進が求められており、これまで以上に地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく取り組みが求められています。

② 少子高齢化の進行

本市に限らず、日本は、少子高齢化が進行しており、このスピードは、出生率の低下と平均寿命の伸長により非常に早く、生産年齢人口も減少していることから、積極的な対策が必要になっています。

この少子高齢化社会においては、地域全体で子どもを安心して産み育てる環境づくりや高齢者が健康でいきいきと生活できるやさしい環境づくりのため、地域医療体制の整備、子育て支援、高齢者を支える地域社会の再構築など、保健・医療・福祉部門の各種施策の充実が求められています。

③ 地域間競争への対応

地方分権が進めば、地方独自の施策の展開により、産業振興や観光振興をはじめ、様々な分野で地域間の格差が広がると言われています。また、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、活力ある地域として発展していくためには、地域の創意工夫による他の地域にはない個性ある地域づくりを進めるとともに、周辺隣接地域の特性を考慮し、相互に補完し相乗効果を生み出していくことも必要になっています。

このため、本市においては、島根県西部の中核都市として、また、交流拠点として、国内各地や環日本海を見渡す広い視野に立ち、市民一人ひとりが海・山などの素晴らしい自然を大切に、先人から受け継いだ文化、伝統を守り育てるとともに、地域特性を活かすことにより、まちに賑わいをもたらし、だれもが輝いてくらせるまちづくりを進め、他の地域の人々が本市に住みたくなり、産業が活発な魅力あふれる浜田市をめざすことが求められています。

④ 高度情報化の進展

情報通信技術の発展は、社会の様々な分野で大きな変化をもたらしました。特にインターネットをはじめとするネットワークの拡大や携帯電話の普及などは、私達がいつでも、どこでも必要な情報を受発信することができ、コミュニケーションを容易にし、私たちの日常生活において必要不可欠なライフラインとなっています。しかし、その一方で、情報を得られる人と情報を得られない人との間に情報格差が発生しつつあります。

このため、高度情報化の進展に対応した情報通信基盤の整備・充実を図り、インターネットやケーブルテレビなどの情報通信環境を活用した地域情報化の推進が必要となっています。

⑤ 行財政改革の推進

国をはじめ、すべての地方自治体で厳しい財政状況を改善するために、行財政構造改革が進められています。また、本市も同様の状況であり、今後もさらに進めていく必要があります。

こうした中で、常に時代の変化に対応し、市民のニーズに的確に応えるためには、組織の再編や合理化、業務の効率化を図りつつ、分権化や重点施策に対応した組織機構が必要です。また、このために職員の資質の向上と育成を図っていくことも必要なことです。そして、計画的で健全な財政運営を確立しつつ、市民に財政運営、行財政改革の現状が広く理解される必要があります。

⑥ 安全で安心なまちづくりの推進

交通や犯罪、集中豪雨や大規模地震等による自然災害に対する安全確保は、安全で安心して暮らせる社会の実現において最も重要なことのひとつです。そして、大規模災害の発生や犯罪被害等が増加する中で、これまで以上に、防災、防犯面での様々な対策や体制づくりが求められています。

このため、人と人のつながりを大切にし、地域ボランティア組織や地域のコミュニティと市民そして行政、関係機関・団体が一体となり、地域防災力、地域防犯力の維持と向上への取り組みが必要になっています。

⑦ 地球環境問題への取り組み

全世界は、地球的規模での環境問題に直面しており、特に地球温暖化は、海面上昇、異常気象等の様々な面で私たちの生活に影響を及ぼしており、全世界で取り組むべき喫緊の課題として対策に努める必要があります。また、本市に限らず、各自治体は、恵まれた自然環境を保全し、次世代へ引き継ぐことを施策にしています。

このため、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、環境に配慮するように努めるとともに、地域や市民団体・グループにおける環境保全活動が不可欠です。また、様々な社会経済活

動で、二酸化炭素排出量の削減や循環型社会の構築に向けた取り組みを進め、素晴らしい環境を次世代に引き継ぐことが重要なこととなっています。

(2) 都市づくりに向けた課題

① 人口減少と少子化

本市の総人口は、減少しています。これは、出生率の低下と人口の自然動態によるもので、子育てや雇用など若年層や若年世帯が住みやすい環境づくりを進めていく必要があります。そして、若年世帯の定住化、交流人口等の増加、IターンやUターンなどによる市外からの定住化を図る必要があります。

② 港湾の活用

島根県唯一の国際貿易港である「浜田港」は、県海運の中心となっています。平成22年8月には重点港湾（国土交通大臣が我が国の重要港湾103港の内から43港を選定し重点的に投資する港湾）の指定を受け、日本海側の拠点、環日本海経済圏の窓口として大きな役割を担う港とされています。釜山港との定期コンテナ航路やロシア・中国との貿易も堅調な伸びを見せていますが、港湾用地には未利用地もあり、これらの有効活用を図る必要があります。また、現在行われている大型客船クルーズの寄港誘致をさらに進めるなど、港湾の有効活用を一層進める必要があります。

③ 中山間地域の過疎化対策

中山間地域における人口減少は著しく、今後消滅する恐れのある集落も点在しています。集落維持に当たっては、農業振興施策を基本としながら、生活道路や上下水道等の生活基盤整備の推進による定住環境の向上が重要です。また、農業生産に関わる近隣集落との協働協力はもとより、新規就農支援を行うとともに、弥栄自治区で行われている都市住民の農業体験ツアーや特産品の開発など幅広い取り組みが求められています。

④ 地域活性化

豊かな農林水産資源を有しており、これらの地域資源を活かした特産品ブランド化の推進や既存の道の駅、インターネットを活用した新しい流通形態による安全と安心を基本とした総合的な付加価値向上をめざす必要があります。また、近隣市町村、世界遺産「石見銀山」との連携による観光資源のネットワーク化推進による観光産業の振興が求められています。

⑤ 医療と救急体制の強化

県西部石見地方の高度医療拠点として浜田地区中心部に立地する「浜田医療センター」を核に民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携を図り、ネットワーク化による医療サービスの充実を図る必要があります。また、浜田医療センターと他の医療機関との機能分担を図るために、医療への市民理解を深める広域の啓発活動が求められます。

救急医療の体制強化については高度医療拠点までの時間距離が延命に大きく影響するため、現在建設中の山陰道（浜田・三隅道路）の早期供用による時間短縮、各地区と浜田地区との連絡強化ならびに緊急車両の大型化に対応した狭あい道路の解消などの取り組みが必要となります。

⑥ 市域の一体性の強化

合併による市域広域化により市域の一体性の強化が課題となっています。浜田自治区における都市機能の強化とともに、各自治区が相互に機能・役割を分担し、連携を強めていく中で、地域の特性を活用した発展をめざす必要があります。

(3) 土地利用に関する課題

① 中心部の都市機能強化と地域拠点機能の充実

市全体の発展をめざすためには、中心部における行政・業務・商業・工業・港湾等の都市機能強化と、各自治区における地域拠点の充実という両輪が必要となります。市民ニーズにおける土地利用志向については、中心部ならびに地域拠点における商業の充実が求められています。

② 土地利用の規制と誘導

健全な都市の発展をめざすためには、都市計画による適正な規制と誘導が不可欠な要素となります。土地利用の動向を見ると用途地域内での人口移動にとどまっており、現在のところでは不要な拡大は抑制されている状況にあります。無秩序な宅地開発を招かないように誘導し、用途地域内における住環境向上を進めていく必要があります。

③ 用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導

都市環境を向上させていくためには、用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導が求められます。なかでも国道沿道や浜田駅北側へ準工業地域が広く指定されており、住居・商業・工業が混在立地している状況にあります。また、中心部における駐車場不足への対応や、高度土地利用の促進（容積率の見直し等）による商業環境の支援などの見直しが急務となっています。

④ 用途地域内未利用地の利用を高めたコンパクトな都市づくり

用途地域内に点在する未利用地は浜田地区で4.6%、旭地区で6.9%もあり、これらの利活用を進めていく必要があります。浜田地区においては浜田港周辺ならびに浜田工業団地にまとまった未利用地があり、企業誘致等土地の有効利用に向けた総合的な施策によるコンパクトな都市づくりが求められています。

※未利用地：2-3土地利用 (2)都市計画区域の土地利用で、「他空地」を示す。

(4) 交通に関する課題

① 山陰道の浜田・三隅道路及び三隅～益田間の早期供用

都市の発展のためには広域交流圏域の拡大が重要な鍵となります。本市は隣接する江津市ならびに益田市との結びつきは強く、浜田市を核にした石見地方の一体的な発展のためにも現在建設中の浜田・三隅道路及び益田市まで延伸する三隅～益田間の早期供用が求められています。

② 地域間連絡道路の整備、公共交通の整備

浜田自治区を中心とした放射状ネットワークの整備については概ね整備が進んでおり、高規格幹線道路である浜田・三隅道路の整備推進によって三隅自治区との時間短縮が期待されています。しかしながら弥栄自治区～旭自治区、金城自治区ならびに浜田道IC連絡、及び弥栄自治区～三隅・益田への連絡路線については狭あいな区間が残されるなど、市域の一体性を高めるためには隣接する自治区間連絡強化が強く望まれています。

現在運行されている地区の公共交通（路線バス、予約型乗合タクシー）については高齢化社会の進展に対して維持していく必要があります。また、公共交通の整備にあたっては、誰もが利用しやすいバリアフリーであることが高齢化社会に向けて求められています。

(5) 都市施設の整備に関する課題

① 都市計画道路整備の整備

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、健全な都市機能を発揮するためにも非常に重要な役割を担います。しかし、本市の都市計画決定された都市計画道路の整備率は、島根県平均に比べて低く、着手目途の立たない路線が多くあります。また、国府地区では、都市計画決定された都市計画道路が少ない現状もあります。

このため、土地区画整理事業による土地利用の有効活用とあわせた整備検討や既存道路を活用した路線の変更、整備優先度を設けるなど、柔軟で実効性のある取り組みを行う必要があります。

② 身近な街区公園の不足

本市における一人あたりの都市公園整備面積は非常に充実しています。しかしながら、大規模公園によるものが大きく、身近な街区公園に関しては不足している状況にあります。快適な都市生活を行ううえで、また、防災面の観点からも適正な配置計画による整備が望まれています。

③ 下水道の整備

市民ニーズ調査でも都市施設の中では道路整備に次いで下水道整備が望まれています。なかでも中心部の浜田地区における下水道整備率が29.3%と最も低くなっており、下水道整備による快適な都市づくりを進めていく必要があります。

④ 中心部における駐車場不足

浜田中心部における駐車場不足が慢性化しています。中心部における都市機能の強化を図る上でも駐車場の適正配置、規模の検討を行う必要があります。また、これに併せて駐車場需要を抑制しながら都市機能を充実させていく施策として郊外の鉄道・バス駅におけるパーク&ライド、パーク&バスライド、駐輪場の整備等の公共交通の利用促進施策も必要となります。

⑤ ユニバーサルデザインによる施設づくり

道路、公園、公共施設などの都市施設は、誰もが利用しやすく安全に配慮されたものが求められています。道路においては、歩行者と自転車が安全に通れる歩道空間の形成のため、利用者に応じた歩道幅員の確保や通行区分の明確化等の取り組みが必要となっています。

(6) 市街地整備に関する課題

① 市街地の拡散を防ぐ

人口分布を見ると市街地は現在のところ中心部での人口減少は続いているものの、用途地域内に概ねおさまっており、大きな拡大は見受けられません。今後も効率よく住みやすい都市整備を進めていくためには「コンパクトシティ」の形成をめざして、適正な土地利用の誘導を含めた市街地の無用な拡大を抑制していく必要があります。

② 密集市街地の狭あい道路の整備による市街地環境の向上

浜田中心部をはじめ、各地域の中心部の密集市街地においては狭あい道路が多くなっています。市民ニーズ調査においても都市施設の整備メニューの第一位に「道路整備」が挙げられており、その対策が求められています。また、防災、救急医療面においても狭あい道路の整備に

よる市街地環境の向上が必要となっています。

(7) 自然環境に関する課題

豊かな自然を守り育て活用する

青い海、緑の大地は、先人たちによって大切に守り受け継がれてきたものであり、今を生きる私たちは、これを後世に引き継いでいく必要があります。しかし、少子高齢化の進行や個人の価値観、生活様式の多様化などで、今までのように保全することが難しくなっており、これを守り、育て、創出するさらなる取り組みが重要になっています。

(8) 都市防災に関する課題

災害に強く、犯罪のない安全で安心なまちづくり

災害に強いまちづくりが求められており、洪水調整のためのダム事業や河川、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊等の対策を促進する必要があります。また、東日本大震災を踏まえ、これまでに例のない様々な危機への的確な対応が求められており、各種の危機情報や警報、避難の指示・誘導等の情報を市民に確実に伝える必要があります。

学校などの公共施設は、災害時の防災拠点として、耐震化等を進めていく必要があります。また、既成市街地は、狭あい道路が多く、オープンスペース等が少ないために、防災活動に必要な都市施設の整備と避難路や避難地の整備を図る必要があります。また、火災から生命や財産を守るために、火災を発生させない環境づくりに取り組むとともに、消防基盤とその体制の充実を図る必要もあります。

自助・共助・公助の考え方に基づいた、地域における防災・防犯意識の向上と自主防災組織の設立や活動による地域防災力の向上が必要となっています。

犯罪のない安全で安心なまちづくりが求められており、犯罪防止に配慮した都市施設の整備と市民との協働による防犯活動が必要になっています。

(9) 景観に関する課題

地域の特性を活かした景観の形成

本市は、四季折々の表情をみせる美しい自然景観を有しています。そして各地域には、それぞれの産業や歴史・文化により育まれた独自の風土があります。こうした浜田らしさ、地域らしさを感じさせる景観形成が重要であり、これらの地域の特性を活かしたやすらぎや賑わいのある景観を持続していく必要があります。

第3章 将来都市像

1 これからの都市づくりの前提

1-1 これからの都市づくりの視点

本市の都市づくりに向け、「浜田市総合振興計画」にかかげるまちづくりの方向性や市民の意向等を考慮し、以下の5つの視点により都市づくりを進めます。

(1) 活力あふれる魅力的な都市づくり

石見地方の中核都市として、活力あふれ、若者が学び、外との交流が盛んな魅力的な都市づくりが必要です。



(2) 成熟した都市の維持と向上

高齢者、障がいのある方に配慮した都市整備、住環境の改善、住宅ストックの活用、防災性の向上・改善などを進め、成熟した都市の維持と向上が必要です。



(3) 安全・快適な暮らしと地域の連携を支える都市基盤の充実

災害に強い都市基盤の充実、都市計画道路及び集落部での生活道路等の整備や地域連携を支える公共交通の充実、及び安全安心で快適な暮らしが求められています。また、安心して歩ける歩行者空間の充実や暮らしに必要な公共交通機関の充実なども必要です。



(4) 浜田市民の誇りである豊かな自然や歴史・文化を守り、育てる

自然環境とまち並みとの調和、秩序ある土地利用、歴史・文化などを活かした都市づくりが求められています。また、公園緑地の確保や、豊かな田園・里山環境の維持・保全など、環境との共生をめざした対応なども必要です。



(5) 市民・企業等との協働による施策の展開

全市域が一つの共同体としてまとめ、バランスのとれた都市づくりを進めるため、都市計画に関する情報を市民・企業等と行政が共有し、各種地域団体などとの連携強化や多様な拠点施設の活用促進を図りながら、市民・企業・行政のパートナーシップにもとづく都市づくりを展開していく必要があります。



1-2 都市づくりの前提

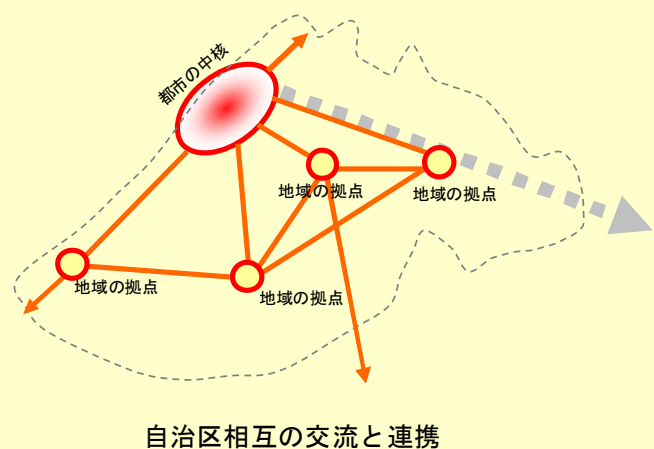
(1) 役割分担による「まとまりのある都市づくり」へ

従来、人口の増加と経済の成長を前提として、都市の成長・拡大に対応する都市政策が進められてきました。その結果、住宅地の郊外化と人口の分散・流出、自動車利用を前提とした大型店の郊外への出店と地元商店街の衰退が進み、路線バス等利用者の減少による廃止路線が増加するなど、市民の身近な移動手段の維持も危ぶまれています。

● これからの都市づくり

本市におけるこれからの都市づくりは、成長の時代から成熟の時代を迎え、人口減少と少子高齢化が進む中で、総合振興計画の将来像「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」を実現するために、本市を構成する多様な地域の個性やストックを活かし、各自治区相互の交流と連携の強化を前提とした役割分担による都市づくりが必要です。

また、都市の中核の機能を高めつつ、適正な拠点配置と保全すべき自然・田園環境などの土地利用の規制誘導により、まとまりがあり、機能的な地球環境にやさしい都市づくりが求められています。



(2) 生活者の視点でつくる「住みやすい都市づくり」へ

少子・高齢化などの社会構造の変化に合った都市施設の整備や良質な住宅ストックの形成を、生活者の視点からつくる必要があります。魅力とゆとりのある住みやすい都市づくりに向け、市民との協働や民間企業の活力を活かして進めるなど、地域特性に応じた住民主体のきめ細かなまちづくりが求められています。

(3) 市民・企業・行政等の「協働による都市づくり」へ

～市民・企業・行政のパートナーシップを図り、よりよい関係を築く～

限られた財政を効率よくかつ効果的に活用する都市づくりを進めるためには、都市づくりを広く公開し、市民・企業・行政等の協働による取り組みが必要です。そして、市民が主体となって検討し、地域のことは地域に住む人々が積極的に考え、責任を持って進めて行くという考え方を前提に各種の都市計画に取り組んでいくことが必要です。

また、個性的で魅力ある「浜田らしい景観」の保全と創造、「市の顔」である中心市街地の賑わいと景観形成をはじめ、各地域での特色ある景観の形成・保全・継承を、地域の力を主体にして進めることが必要です。

そのため、市民・企業・行政等のパートナーシップを図り、よりよい関係を築き上げることが求められています。

●市民・企業等の取り組むべき事項

居住環境の向上や地域課題の解決など、地域レベルで解決すべき事項については、市民・企業等が積極的に参画・発案し、主体的に活動していくことを基本として、行政はそれらの活動に対する支援を行っていきます。

- 身近な生活・生産空間の改善など、地域が抱える問題点を解決するための取り組み
- 本市の都市づくりの実現に向けたルールづくりへの参加と遵守 など

●行政の取り組むべき事項

行政は都市構造の骨格に関わる事項や市民の生命、財産に関わる事項など、都市計画マスタープランの中で位置づける良好な都市づくりに向けた土地利用誘導や都市施設の整備等について、主体的に取り組みます。

- 新たな産業機能の導入など、産業活力の維持・向上を図るための施策
- 市全体の活性化や都市の骨格となる交通施設・公共交通の充実など、これから本市の都市づくりを実現するために実施することが不可欠な施策
- 防災対策など、市民の生命や財産を守るために必要な施策
- 秩序ある土地利用、自然環境の保全、景観づくりなど、環境の維持、向上を図るための施策
- 市民と行政が一緒になって議論することができる場づくり
- 都市計画に関する情報公開・提供 など

2 将来都市像と基本理念

浜田市総合振興計画では、本市のめざすべき都市づくりの方向性として、市民一人ひとりが海・山などの素晴らしい自然を大切に、先人から受け継いだ文化、伝統を守り育てるとともに、「交流拠点」という地域特性を活かしてまちに賑わいをもたらし、だれもが輝いて暮らせるまちの姿として、次の将来像を示しています。

浜田市総合振興計画の将来像

『青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち』

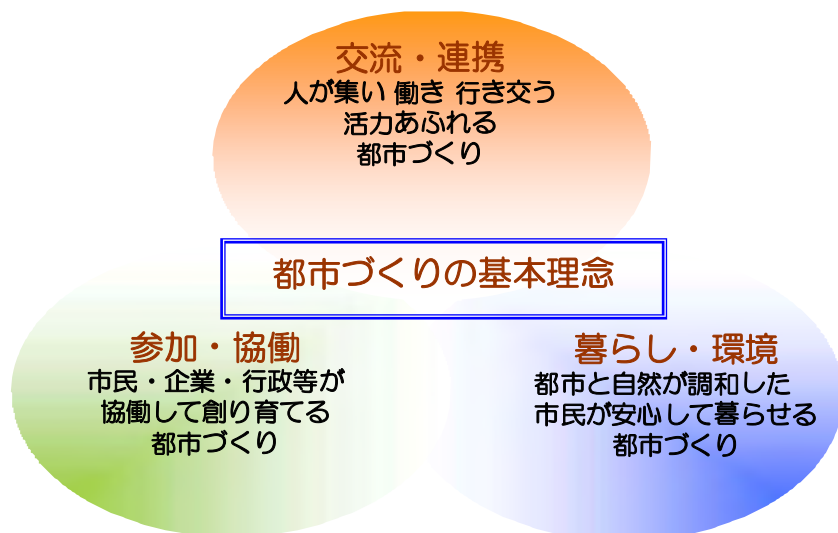
浜田市都市計画マスタープランでは、総合振興計画で示されている将来像を、都市計画の部門から実現していくことをめざし、都市の将来像と都市づくりの基本理念を次のようにかかげます。

浜田市都市計画マスタープランの将来都市像

自然を活かし 人々の交流と協働により 活力あふれる中核都市

青い海・緑の大地などの豊かな自然環境の中で、人・もの・情報の交流と市民の協働による取り組みによって、誰もが安心して暮らせ、市民一人ひとりが生き活きと輝くことのできる都市、誰もが住みやすい都市として、活力あふれる中核都市をめざします。

この将来都市像を実現するための都市づくりの基本理念を次に示します。



将来都市像を実現するためには、活力あふれる中核都市へ向けた取り組み、都市と自然とが調和した市民が安心して暮らせる取り組み、市民・企業・行政等の協働による取り組みが不可欠です。これらを「交流・連携」「暮らし・環境」「参加・協働」にまとめ、本市の都市づくりの基本理念とします。

交流・連携

人が集い 働き 行き交う活力あふれる都市づくり

都市機能や多様な産業が集積し、人々が集い、働き、行き交う賑わいと活力のある都市・地域拠点を形成するとともに、総合的な交通網や情報通信網の整備により地域間連携の強化を図り、一体感のある中核都市づくりを進めます。

暮らし・環境

都市と自然が調和した市民が安心して暮らせる都市づくり

青い海と豊かな大地に恵まれた美しい自然を守り育て活用し、都市と自然が共生する都市づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して生活できる文化のかおる、住みよい都市づくりを進めます。

参加・協働

市民・企業・行政等が協働して創り育てる都市づくり

都市づくりへの市民参加の仕組みを構築し、市民・企業・行政等が協力し合い、地域の個性と魅力を最大限に活かすことができる協働の都市づくりを進めます。

3 将来人口

浜田市の人口は昭和 60 年の 72,529 人と比較して人口減少傾向にあります。また、少子高齢化が進んでいます。こうした人口減少と少子高齢化の進行に対して、定住対策をはじめとした各種施策や事業を展開することが喫緊の課題となっています。

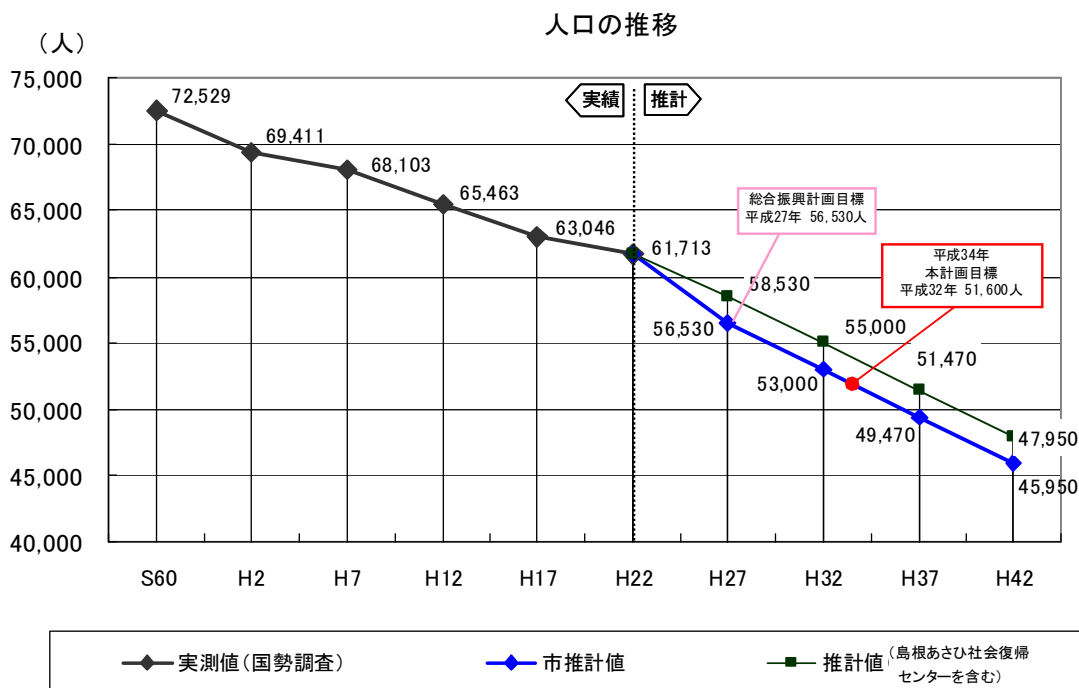
浜田市総合振興計画（後期基本計画）では、最終年である平成 27 年の人口を 56,530 人としています。

浜田市都市計画マスタープランでは、浜田市総合振興計画（後期基本計画）における人口推計を基本とし、概ね 20 年後の浜田市の姿を展望した上で、目標年次である 10 年後の平成 34 年人口を 51,600 人と設定します。

なお、本都市計画マスタープランの目標人口については、人口動態調査や浜田市総合振興計画の見直し等を踏まえて、適時見直しを図っていくこととします。

都市計画マスタープランの目標

20 年後の都市の姿を展望した上で 51,600 人（平成 34 年）とします。



資料：浜田市総合振興計画後期基本計画により作成

注) 図中「市推計値」は、島根あさひ社会復帰促進センターの収容者（約 2,000 人）を含まない値での推計値を示します。

4 都市づくりの基本目標と基本方針

本市の将来都市像と都市づくりの基本理念を踏まえ、都市づくりの課題を解決し、将来都市像を実現するための基本目標を設定します。

都市づくりの基本目標

(1) 賑わいと活力あふれる都市づくり

働く場所、買い物、文化交流、レクリエーションなどの機能が充実し、多様な市民活動の展開の場として、本市に暮らすことに充実感や魅力を感じることができる活力のあふれる都市をめざします。

基本方針

○都市機能の集約による賑わいの創出

浜田中心部の既存ストックを活用し、都市機能を集中させることによって賑わいの創出を図ります。浜田駅周辺商店街の再生と土地利用の転換、中心市街地での賑わいの創出に向けた特区事業、漁港・市場の再生・活性化などの導入を図り活力あふれる都市づくりをめざします。

○産官学の連携による産業の活性化と新たな産業の創出

島根県立大学をはじめとする教育機関等の集積を活かし、研究機関と民間企業、及び行政との連携による地元産業の活性化を図るとともに、新たな技術開発による起業を促進するためのインキュベーション機能、先端技術産業の誘致を積極的に進め、若者の定住化をめざします。

都市づくりの基本目標

(2) 人と環境にやさしい機能的な都市づくり

まとまりのある都市構造を構築し、徒歩や公共交通でも移動できる交通環境の充実による、環境負荷の小さい持続可能な人と環境に優しい機能的な都市をめざします。

基本方針

○拠点ネットワークの形成によるコンパクトでまとまりのある都市づくり

浜田市の中心市街地は、商業・業務機能や公共公益施設、集合住宅等が集積する都市拠点としての機能を形成します。また、各自治区の支所周辺は、地域の日常生活を支える機能が集約した地域拠点としての機能を形成します。

また、各拠点の地域特性に応じた機能配置と効果的な役割分担をめざし、拠点間の道路網の整備と公共交通を活用した拠点間機能の強化による拠点ネットワークの形成を図り、コンパクトでまとまりのある都市づくりをめざします。

○都市と自然が調和した環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築

低炭素社会の実現に向けて環境負荷の少ない都市を形成するため、市街地の無秩序な拡大を抑制し、市街地内の積極的な緑化と市街地周辺の自然環境の保全、徒歩や自転車で移動しやすい交通環境の整備をめざします。

また、廃棄物の発生抑制や再使用、再資源化、地球温暖化対策として太陽光発電や風力発電、新エネルギーの積極的な導入を促進し、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

都市づくりの基本目標

(3) 安全安心で、質の高い暮らしを支える都市づくり

防災・防犯対策を図り、安全で安心な居住環境のもとで文化性のある質の高い暮らしを支える都市をめざします。

基本方針

○防災・防犯対策の強化による安全で安心な都市づくり

災害や犯罪に強い都市基盤の整備や情報体制の強化を進めるとともに、市民・企業との協働による地域防災力、地域防犯力の維持、向上をめざします。

○子育てしやすく高齢者等がいきいきと生活できる質の高い都市づくり

若い世代が安心して子育てができ、また、高齢者等がいきいきと生活できるよう保健、医療、福祉等の各種施策の充実を図るとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化等により、質の高い暮らしを支える都市づくりをめざします。

都市づくりの基本目標**(4) 豊かな自然に生まれ、歴史と文化が輝く都市づくり**

山、川、海の豊かな自然と歴史文化を守り育て活用する都市をめざします。

基本方針**○豊かな自然資源・地域資源を活かした魅力ある都市づくり**

本市の豊かな自然資源を守り育て活用し、市固有の産業や個性を活かした魅力ある都市づくりをめざします。また、本市の主要な観光資源となっている温泉保養地では温泉街の再生・活性化をめざします。

○浜田らしい魅力ある景観の形成

市固有の自然、歴史と文化、都市、農地の美しい景観を守り育て活用し、伝えていく取り組みにより魅力ある景観の形成をめざします。

都市づくりの基本目標**(5) 市民・企業・行政等の協働による都市づくり**

市民・企業・行政等が協働して都市づくりの計画、事業、維持を進める都市をめざします。

基本方針**○市民・企業・行政が一体となって都市づくりを進める体制づくり**

都市づくりの計画から事業化、維持に至るまで、市民・企業の参加を積極的に推進するため、市民・企業・行政等が協働して都市づくりを進める体制の構築をめざします。

○都市づくりの担い手の育成

協働による都市づくりを進めるにあたっては、都市づくりのリーダーの存在が重要であることから、都市づくりの担い手の育成をめざします。

5 将来の都市構造

浜田市都市計画マスタープランがめざす将来像及び都市づくりの目標の実現に向けて、将来の都市構造を以下のように構築します。

(1) ゾーン区分に応じた土地利用の方針

総合振興計画、国土利用計画に基づき、市全体を4つのゾーンに区分し土地利用の方向性を示します。

① 経済・文化交流都市ゾーン

浜田地域の市街地を、経済機能と学習・学術文化に関する交流などが集積し、本市の中核都市拠点にふさわしい都市基盤を備えた「経済・文化交流都市ゾーン」とします。

② 水産資源保全・活用ゾーン

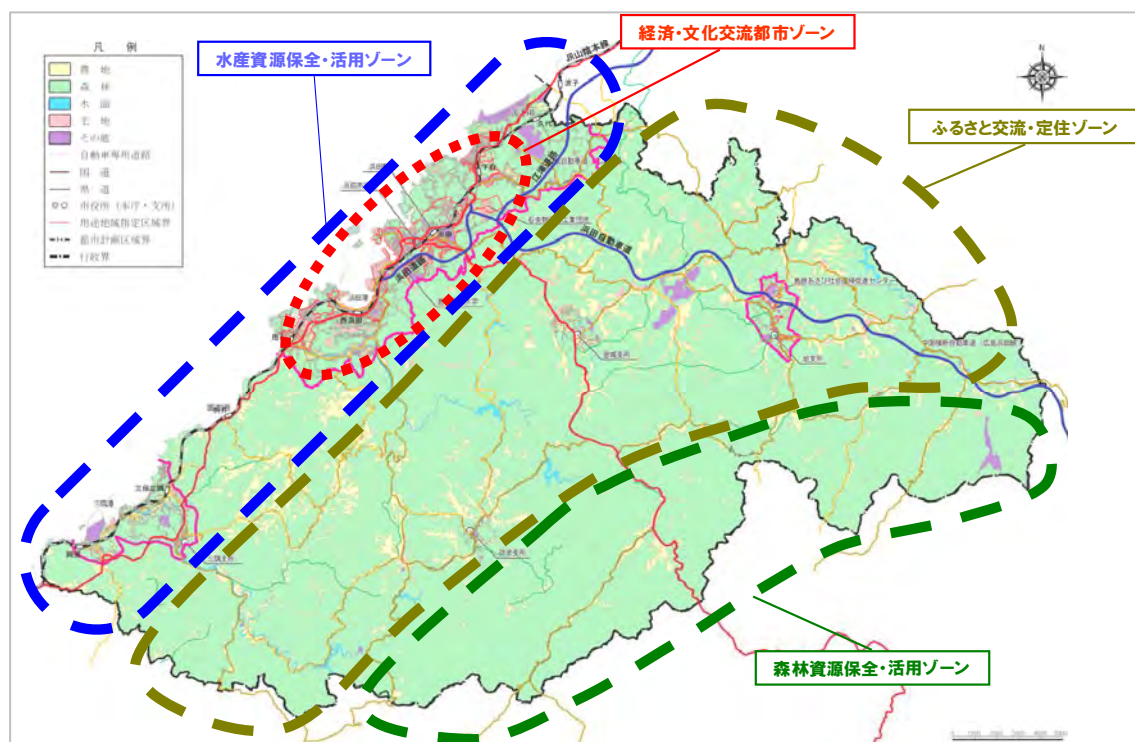
日本海に面した海岸地域と水産資源を有効に活用し、生産性の高い漁業振興と多彩な交流機能の充実を図る「水産資源保全・活用ゾーン」とします。

③ ふるさと交流・定住ゾーン

浜田自治区の郊外と金城・旭・弥栄・三隅の各自治区を、美しい農村環境と生活基盤が充実し、都市との交流が促進される、便利で快適な定住機能を持つ「ふるさと交流・定住ゾーン」とします。

④ 森林資源保全・活用ゾーン

中国山地に広がる山林地帯を、自然環境保全・レクリエーション・水源かん養・新たな資源活用など、豊かな森林の保全と多面的な活用を図る「森林資源保全・活用ゾーン」とします。



土地利用ゾーン図

(2) 拠点

土地利用ゾーンに基づき、拠点となる地区を示します。

① 都市拠点

高次都市機能が集積する本市の中心的な役割を担うエリアとして、中心市街地及びその周辺の市街地を位置づけ、中心市街地の活性化により拠点性の強化を図ります。

② 地域拠点

地域の生活を支えるための機能が集積する自治区の中心的な役割を担うエリアとして、支所周辺の既成市街地を位置づけ、各拠点の特性と既存ストックから機能分担を図り拠点機能の維持・強化を図ります。

③ 工業拠点

製造業等の工業施設が集積する業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、臨海部工業地及び内陸部の工業団地を位置づけ、産業活動の維持・発展を図ります。

④ 港湾・流通業務拠点

広域的な交通施設の利便性を活かした港湾・流通業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、浜田港、浜田漁港、三隅港、石央物流軽工業団地を位置づけ、港湾・流通業務機能の更なる集積と強化を図ります。

⑤ レクリエーションエリア

良好な自然環境を活かした交流、休息、体験等ができる地域及び総合公園、運動公園をレクリエーションエリアとして、石見海浜公園、東公園、城山公園、三隅中央公園、金城総合公園、フットサルやさか競技場、旭公園等を位置づけ、自然環境の保全と活用を図り利用の促進を図ります。

⑥ 観光拠点

本市を代表する自然、海産物、歴史文化等を有した観光地としての中心的な役割を担うエリアとして、石見海浜公園（アクアス）、石見畳ヶ浦、浜田海岸、しまねお魚センター、きんたの里、美又温泉、旭温泉、道の駅ゆうひパーク浜田、道の駅ゆうひパーク三隅等を位置づけ、観光地としての魅力の向上を図ります。

(3) 都市軸

海外及び国内の主要都市圏、石見圏域、市内拠点を結びつける都市軸を示します。

① 広域連携軸

国土レベルの広域的な移動を主目的とする交通施設により、広域的な連携を支える機能を担う軸として、JR山陰本線、浜田自動車道、山陰道を位置づけ、機能維持と交通結節機能の強化を図ります。

② 海の連携軸

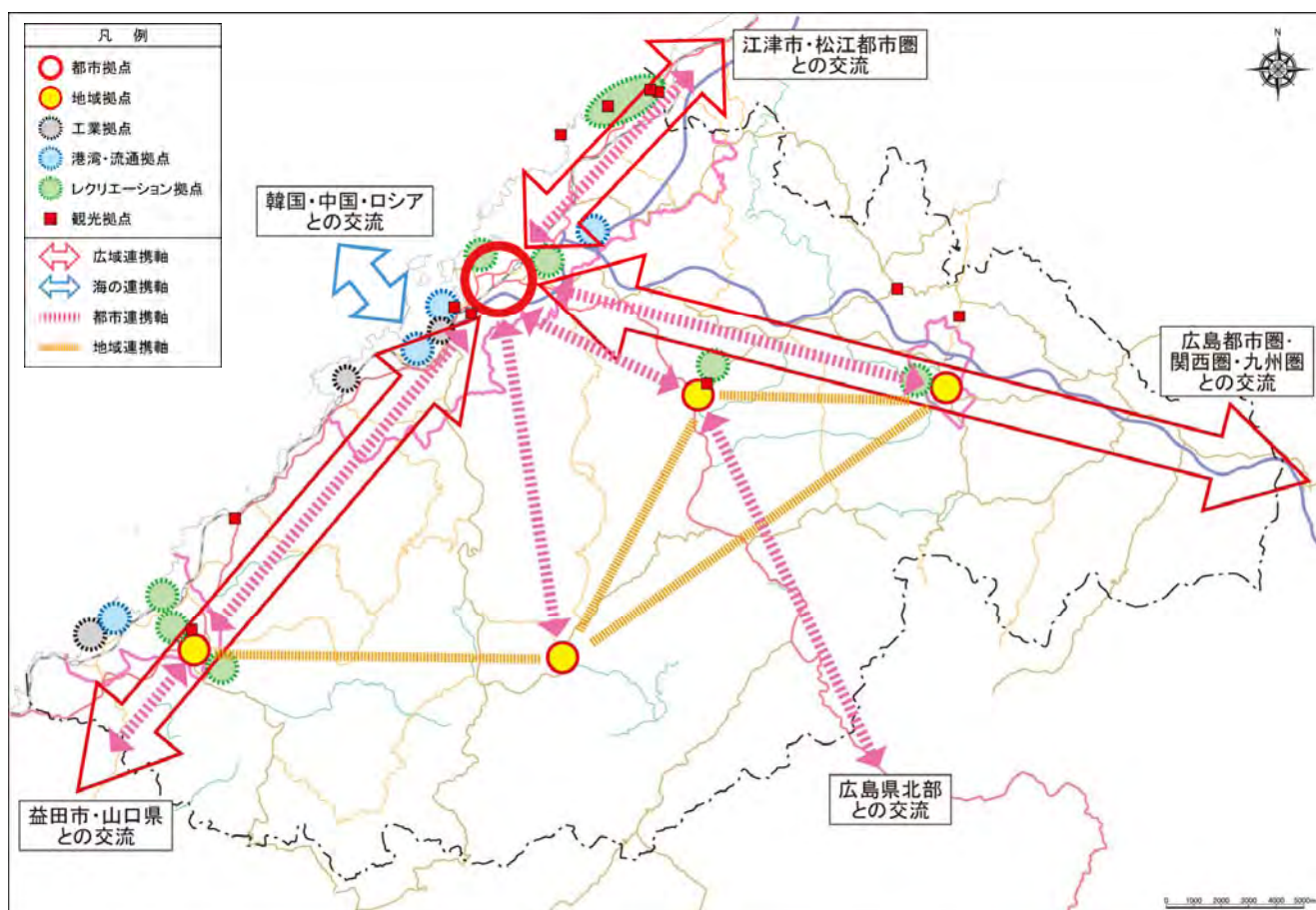
浜田港は島根県最大の物流基地であり、日本海時代の玄関口の国際貿易港として、韓国、中国、ロシア等との連携軸の強化を図ります。

③ 都市連携軸

広域的な移動を可能とする交通施設により、他都市との連携を支える機能を担う軸として、国道9号、国道186号、主要地方道浜田八重可部線、主要地方道浜田美都線を位置づけ、機能の維持強化を図ります。

④ 地域連携軸

都市内レベルの移動を主目的とする交通施設により、都市内の各拠点を連携する機能を担う軸として、主要な県道や市道等を位置づけ、機能の維持強化を図ります。



将来都市構造図

第4章 都市整備の方針

1 土地利用及び市街地整備の方針

集約型市街地形成と地域生活拠点機能の充実をめざします

人口減少や少子高齢化が進む中では、無計画な市街地の拡大を抑制し、生活に必要な諸機能が近接した、効率的でコンパクトな都市づくりを進める必要があります。

都市計画による地域地区（用途地域等）・地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導を図り、中心市街地における都市機能の高度化による集約型市街地の形成と各自治区の特性を活かした地域生活拠点機能の充実をめざします。

また、産業ならびに観光拠点の機能を強化し、市の活力と魅力の向上を図ります。

(1) 適正な土地利用の誘導

- ① 商業・業務系
- ② 工業・港湾・流通系
- ③ 住居系
- ④ 農林漁業・田園居住系
- ⑤ 公園・レクリエーション・観光系
- ⑥ 森林系

(2) 集約型市街地の形成と地域生活拠点機能の充実

- ① 中心市街地の活性化
- ② 地域生活圏、地域生活拠点の形成
- ③ 大規模集客施設・公共公益施設の適正立地
- ④ 外延的な市街地拡大の抑制

(3) 市の活力と魅力を向上させる機能の強化

- ① 産業拠点の充実
- ② 観光拠点の強化
- ③ 農林水産業の振興

(1) 適正な土地利用の誘導

① 商業・業務系

【中心市街地】

- ・中心市街地は、まちなか居住を進め、生活を中心とした都市機能の維持、更新への事業を推進し、賑わいと活性化を図ります。
- ・浜田駅周辺は、今までに集積された機能に加え、浜田医療センター等の立地を活かし、都市機能の集積を進めます。
- ・港町の国道9号沿道は、大規模店舗を核とした商業地としての用途地域指定を検討します。
- ・市役所周辺は、分散している行政機能等の集約化を図り、より便利な行政サービスの提供と地域の顔づくりを進めます。

【沿道商業地】

- ・主要幹線道路沿道は、主に自動車利用者を対象とする商業施設の立地が進んでいます。周布町の国道9号沿道など、主要幹線道路の準工業地域では工業系土地利用から商業系土地利用に転換されている所もあり、用途地域の見直し等により適切な土地利用の誘導を図ります。

【地域生活拠点】

- ・国分町、長浜町、周布町などの中心部は地域住民の生活の拠点として、商業機能の維持を図ります。
- ・金城、旭、弥栄、三隅の各支所周辺は各自治区の地域生活拠点として、商業機能の維持及び集積を図ります。

② 工業・港湾・流通系

【工業地】

- ・港湾と関連した浜田港臨海工業団地（福井地区、長浜地区）、三隅港臨海工業団地、浜田漁港を活用した水産加工団地、浜田 IC 付近の石央物流軽工業団地、周布・治和町の木工団地などを工業系地域として維持し、高速交通体系へのアクセス道路の確保等により利便性の向上を図ります。

【沿道工業地】

- ・主要幹線道路の沿道は、沿道工業地として自動車関連等の軽工業の集積を図ります。
- ・周布町の国道9号沿道、長浜町から元浜町にかけての国道9号及び県道浜田商港線沿道、下府町の国道9号沿道の地区については、沿道工業地としての利便性の向上を図ります。

【港湾】

- ・山陰地方における物流の拠点港である重要港湾の浜田港と三隅港は、港湾関連施設の整備を図ります。

【流通工業地】

- ・浜田自動車道及び山陰道 IC 周辺は交通利便性に優れることから、流通工業地としての集積を図ります。
- ・下府町の浜田卸売商業団地及び石央物流軽工業団地については、流通工業地として機能の維持及び集積を図ります。

【地域生活拠点】

- ・金城、旭、弥栄、三隅の各支所周辺は、地域生活拠点として雇用の場の創出に向け、工業施設の維持、集積を図ります。

③ 住居系

【専用住宅地】

- ・住宅地として特化している地区で、低層住宅や中高層の共同住宅が立地している地区及び立地の可能性のある地区、並びに計画的に開発された住宅地及び立地の可能性のある地区については、良好な居住環境を確保します。

【一般住宅地】

- ・一般住宅地においては、住宅を中心として生活の利便性を向上させる商店や軽工業などの立地により、便利で住みやすい居住環境の形成を図ります。
- ・木造住宅が密集した地区では、老朽住宅建替え時の誘導による生活道路の確保など住環境の向上を図ります。
- ・浜田医療センター跡地については、図書館等の公共施設の立地とともに、周辺の居住環境の維持・向上を図ります。

【大学周辺】

- ・島根県立大学を中心とした地域を、国際的な人材育成や文化・学術の国際文化交流拠点として、その発展を図ります。

④ 農林漁業・田園居住系

- ・農林業・農山村の活性化に向け意欲ある多様な農林業者の育成・確保、担い手への農地集積等により農業経営基盤を確立するとともに、農商工連携を通じた商品開発や農産品のブランド化を推進するなど営農活動の支援を行い、農山村の快適な居住環境の向上を図ります。
- ・農家住宅と都市的住宅が混在している集落にあっては、ゆとりのある田園居住の形成をめ

ざします。

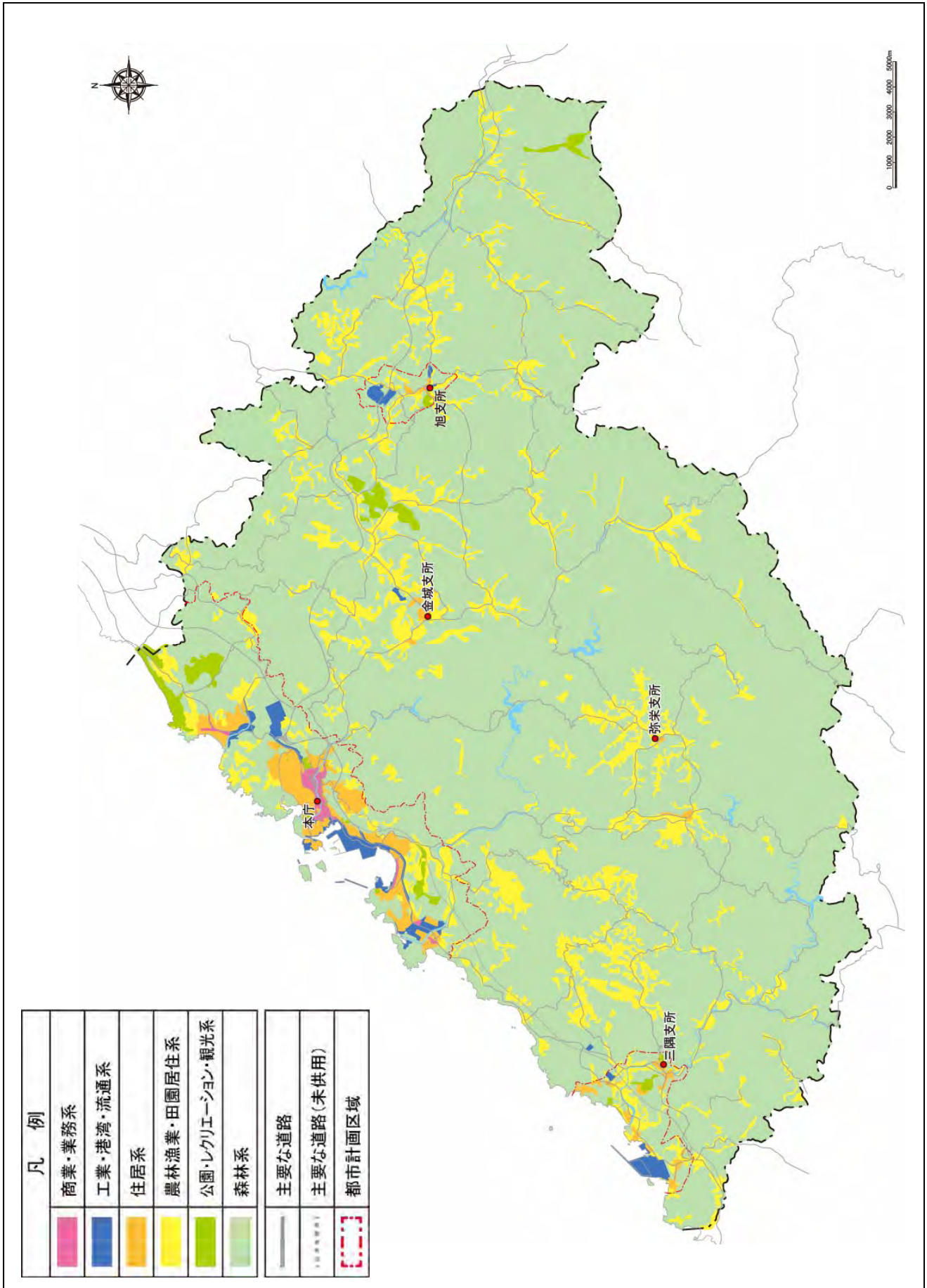
- ・漁船漁業・栽培漁業の展開や水産物ブランド化を支援するとともに、漁村での快適な居住環境の向上をめざします。

⑤ 公園・レクリエーション・観光系

- ・石見海浜公園をはじめとする自然型観光拠点や運動公園等の維持管理・充実を図ります。
- ・ゴルフ場やスキー場等については、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、環境の保全を図ります。
- ・美又温泉、旭温泉、湯屋温泉、波佐小国温泉、コワ温泉等の温泉観光地の魅力を活かし、温泉や観光関係施設の整備を図ります。

⑥ 森林系

- ・市の80%を占める森林は、水源涵養機能を有し、大雨時には河川調整機能を果たします。この豊かな森林の保全を図ります。



土地利用方針図

(2) 集約型市街地の形成と地域生活拠点機能の充実

既存の都市基盤の有効活用を基本とし、中心市街地ならびに各自治区における地域生活拠点を中心とした、まとまりのあるコンパクトな集約型の市街地形成を進めます。

① 中心市街地の活性化

【商業の活性化】

- ・商店街におけるバリアフリー化や空き店舗の活用支援、商店街及び個店の情報発信支援により、中心市街地の活性化を支える商業の振興を図ります。
- ・特に空き店舗対策については、新規出店に係る費用負担の補助を行うなど、各商店街と共同で解消に向けた取り組みを行います。

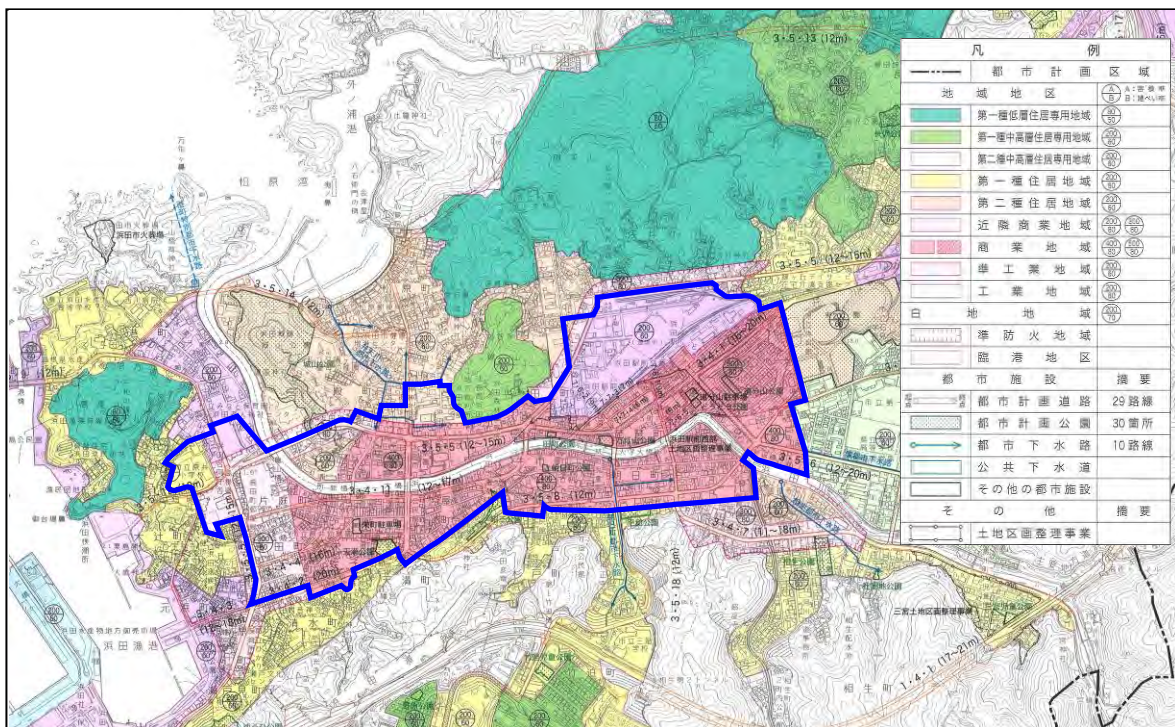
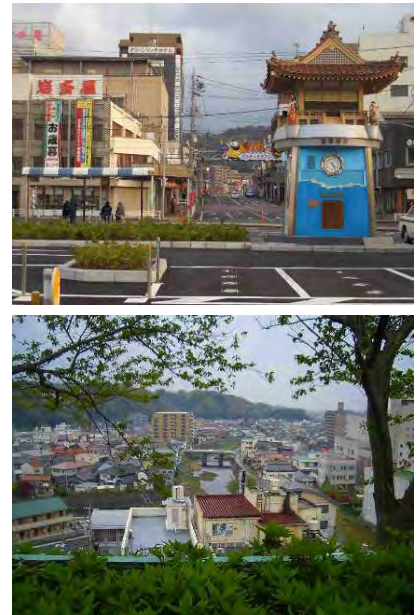
【まちなか居住の推進】

- ・まちなか居住は、徒歩圏内での生活を可能とするため利便性が高く、自動車交通の抑制にもつながります。

まちなか居住を推進するために、小中学校の立地を考慮した住宅政策等をはじめ、人のふれあいや生活文化を大切にしたい共同建て替えや空き家の活用を検討します。

【賑わいの創出】

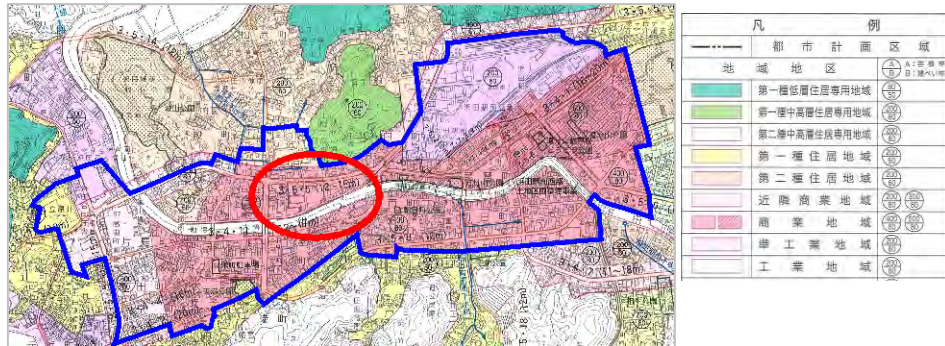
- ・中心市街地における回遊性の高い魅力ある空間づくり（街路の緑化、無電柱化、ポケットパーク・緑道整備、駐車場の検討等）や、商店街独自のイベントに対する支援を行い、商店街への誘客を進めます。



中心市街地の範囲（青色の範囲）

【市役所周辺の行政機能の集約化】

- ・分散している行政機能等の集約化、高度化を図り、より便利な行政サービス等の提供を図ることにより、魅力と賑わいのある拠点地区の形成を図ります。



市役所周辺の行政機能の集約化地区（赤色の範囲）

② 地域生活圏、地域生活拠点の形成

金城、旭、弥栄、三隅の自治区については、既存の都市基盤施設のストックを活かし、公共交通等の利便性の向上と行政、医療、商業等の日常生活に必要な都市機能を集積させることにより、地域生活拠点の形成を図ります。

地域生活拠点の機能

・行政機能	・地域コミュニティ機能
・交通機能	・商業機能
・医療・福祉機能	・金融機能

③ 大規模集客施設・公共公益施設の適正立地

都市機能の均衡ある配置をめざし、特に都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設・公共公益施設については、都市計画区域用途地域内及び地域生活拠点への適正な立地誘導を図ります。

④ 外延的な市街地拡大の抑制

外延的に広がる無秩序な市街地形成を抑制し、既に整備された都市施設などの都市基盤を活用するしくみづくり（中心市街地や工業団地・港湾用地における未利用地活用支援等）に取り組むとともに、外延部に残る良好な農地や森林も都市の資源と捉え、積極的に維持・保全を図ることによって集約的な市街地形成をめざします。

(3) 市の活力と魅力を向上させる機能の強化

① 産業拠点の充実

石央物流軽工業団地、浜田港臨海工業団地、三隅港臨海工業団地等の既存の産業拠点における未利用地への企業誘致や居住地域との混在地区における既存産業の積極的誘導、産業環境支援を図り、土地利用の有効活用と産業拠点の充実を図ります。



浜田港臨海工業団地



三隅港臨海工業団地

② 観光拠点の強化

観光拠点は石見海浜公園周辺と各自治区に分散立地しているため、各拠点の魅力づくりと拠点間の連携強化を図ります。そのため、各観光拠点においては、レクリエーション需要の把握やユニバーサルデザインの導入などの多様なニーズへの対応を図るとともに、観光拠点へのアクセス道路の整備や周遊型観光を充実させる公共交通機能の充実を図ります。また、ツーリズム体験、スポーツ施設、歴史・文化資産、娯楽施設等を有効に活用する交流・体験活動を取り入れた滞在型観光の支援を図ります。

また、広域連携軸である浜田自動車道や山陰道の結節点である立地特性を活かし、石見地方全体での連携強化等に努め、観光地としての魅力の向上を図ります。さらに、日本海に面し、浜田港等の都市基盤を活かし、大型客船クルーズの寄港誘致等と本市の観光資源の相互連携により観光機能の充実を図ります。

③ 農林水産業の振興

農業・農村の活性化に向け、耕作放棄地の発生防止や優良農地の都市的土地利用への転用の抑制、農地集積による安定した農業経営基盤の形成を図ります。また、農商工連携による商品開発や農産品ブランド化を推進します。

漁業の活性化に向け、持続可能な漁船漁業の展開、栽培漁業の推進、担い手の育成を図ります。また、「どんちっち」ブランドの知名度向上と情報発信を通じた販売促進を図ります。

2 道路・交通施設の方針

誰もが安全・快適に移動できる交通環境の形成と

都市活動を支える高規格幹線道路などの整備を進めます

石見地域の一体的発展を支える高規格幹線道路の整備を進めるとともに、集約型都市構造を支える交通体系の整備を図り、安全で人にやさしい都市交通環境の向上を図ります。

(1) 地域の一体的発展を支える交通環境の整備

【広域的な都市交流や連携を促進する交通環境の整備】

- ① 広域幹線道路の整備
- ② IC アクセス道路の整備
- ③ 利便性の高い公共交通の実現
- ④ 海上輸送機能の強化

(2) 集約型都市構造を支える交通体系の整備

【道路】

- ① 集約型都市構造を支える道路整備計画
- ② 都市の変化や地域の特性に応じた道路整備計画

【公共交通】

- ① 効率的な公共交通体系の構築
- ② モビリティ・マネジメントの推進

(3) 安全で人にやさしい都市交通環境の向上

- ① 生活環境の向上をめざした交通環境整備
- ② 歩行者や自転車に配慮した交通環境整備
- ③ 駐車場・駐輪場の整備

(1) 地域の一体的発展を支える交通環境の整備

【広域的な都市交流や連携を促進する交通環境の整備】

① 広域幹線道路の整備

山陰道は、浜田自治区と三隅自治区の連絡強化や萩・石見空港への大幅なアクセス改善など、市民や来訪者の利便性向上に重要な役割を担います。

浜田市内にとどまらず、近隣の都市を含めた一体的な地域発展をめざすために、浜田自動車道と一体的に機能する山陰道の整備を促進します。

② ICアクセス道路の整備

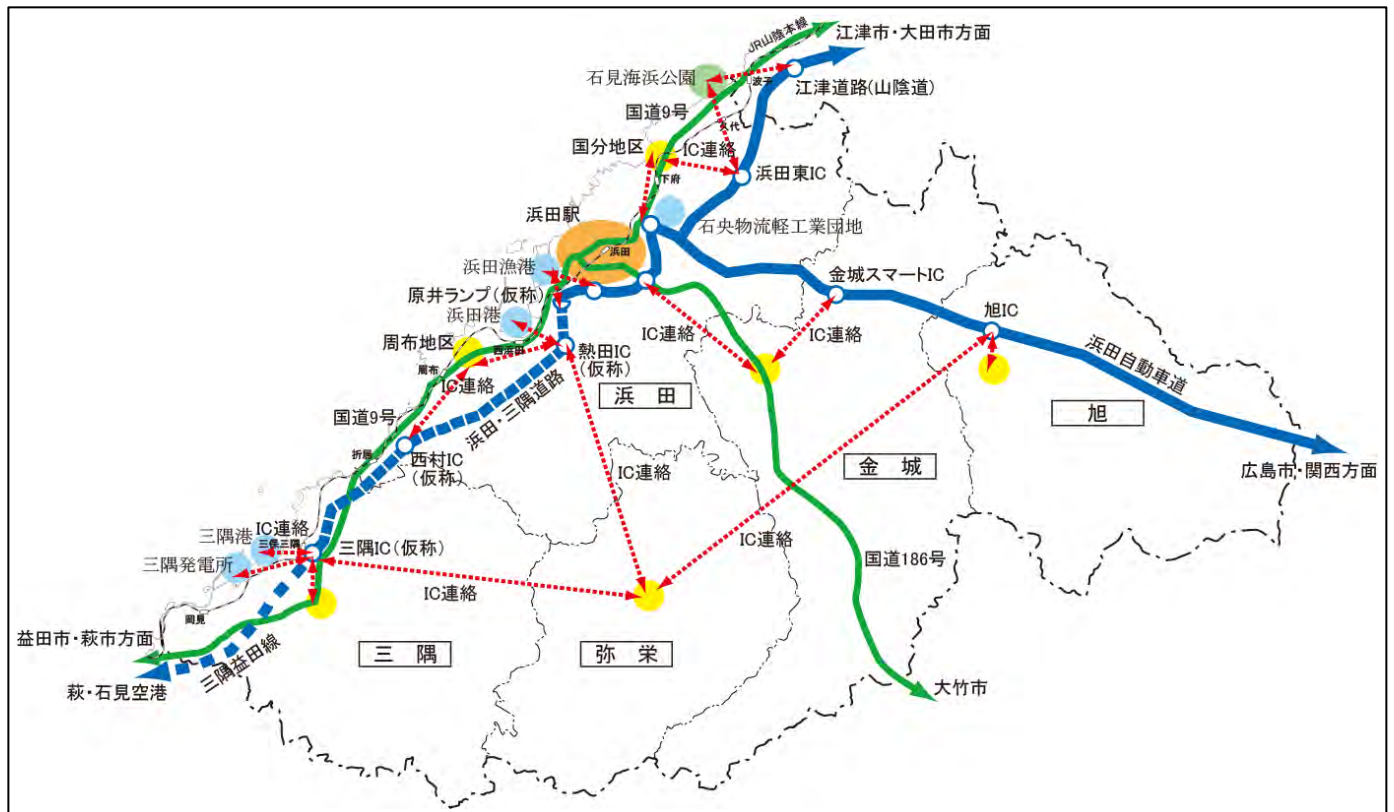
産業・観光・文化等の拠点となる市中心部及び各自治区と浜田自動車道、山陰道（浜田・三隅道路、三隅～益田間）の各ICを連絡するアクセス道路の整備を推進します。

③ 利便性の高い公共交通の実現

交通結節点である浜田駅の充実を図るとともに、周辺のバリアフリー化やバス乗継の利便性の向上に努め、市民や来訪者にとって利用しやすい公共交通の実現をめざします。

④ 海上輸送機能の強化

海上輸送の拠点となる浜田港、三隅港への連絡道路の整備を進めるとともに、港におけるターミナル機能の充実を図ります。



広域交通ネットワークイメージ図

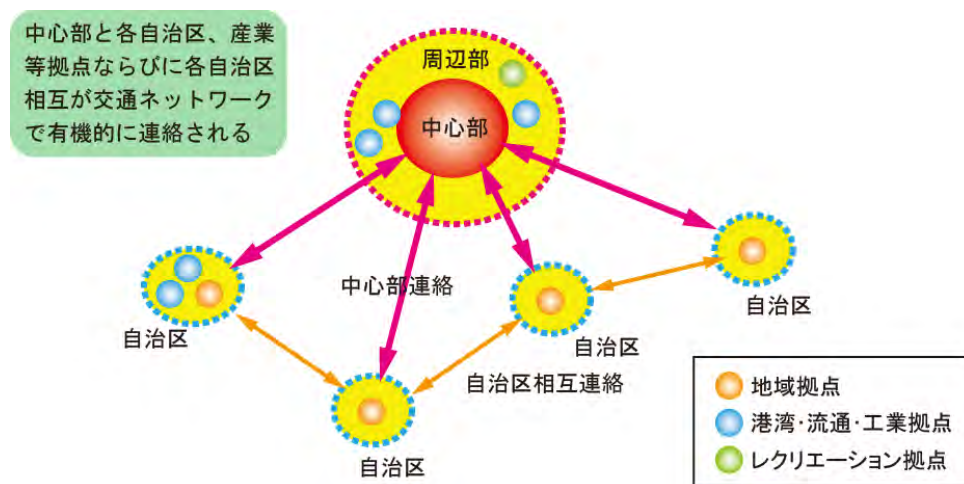
(2) 集約型都市構造を支える交通体系の整備

【道路】

① 集約型都市構造を支える道路整備計画

(都市拠点、地域拠点相互を連絡する道路ネットワークの強化)

都市拠点である浜田自治区の中心部と地域拠点である各自治区の中心部を連絡し、各自治区の中心部を短時間（20分間構想）で結ぶ、集約型都市構造の骨格となる道路網の形成を図ります。

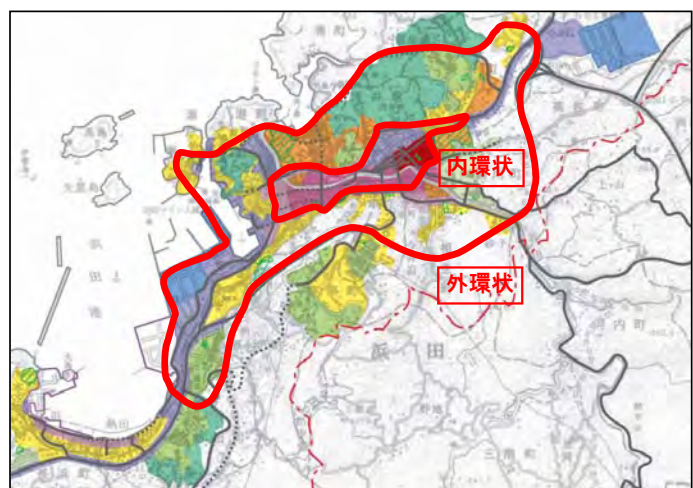


集約型都市構造と交通ネットワークの概念図

(市街地幹線道路の整備)

市街地における都市機能の連携強化と、効率的な都市活動を推進するために、中心部における骨格を形成する幹線道路のネットワーク化を図ります。

特に、中心市街地においては、国道9号への交通集中による渋滞の解消に向け、2つの環状道路による交通分散化をめざします。



内環状と外環状による道路整備構想図

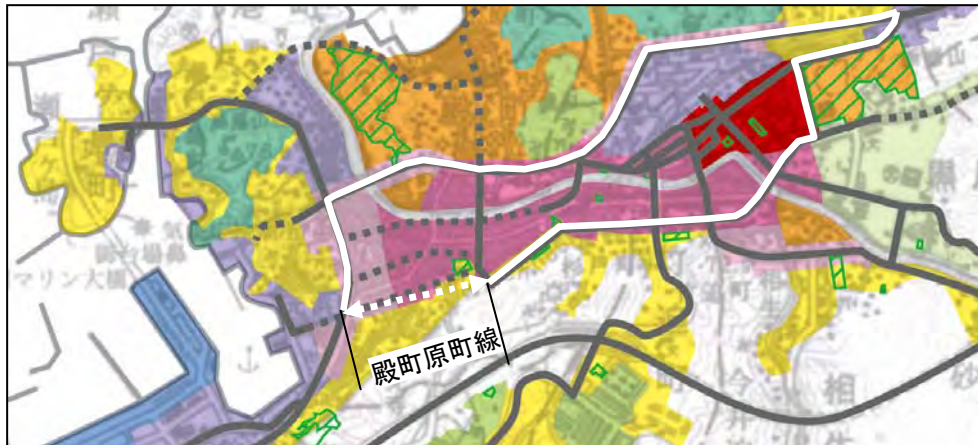
(中心部へ集中する交差点の改善)

交通ピーク時間に混雑ポイントとなっている交差点の改良に向けて関係機関と連携し、円滑な交通環境の整備をめざします。

② 都市の変化や地域の特性に応じた道路整備計画

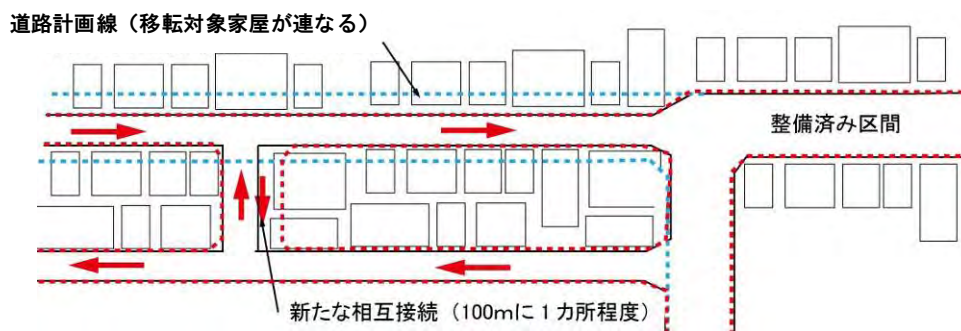
中心市街地は、国道186号西側の栄町、蛭子町、京町などの地区について都市計画道路の整備が遅れています。細街路に木造建造物が密集した地域であり、延焼の防止、緊急車両の円滑な通行等防災性の向上を図るためにも整備を進める必要があります。特に地区の南側に位置する都市計画道路3・4・2 殿町原町線は内環状を形成する上でも重要な路線となっています。

未整備路線について、整備する優先路線を明確にし、交通のネットワーク化を進めます。



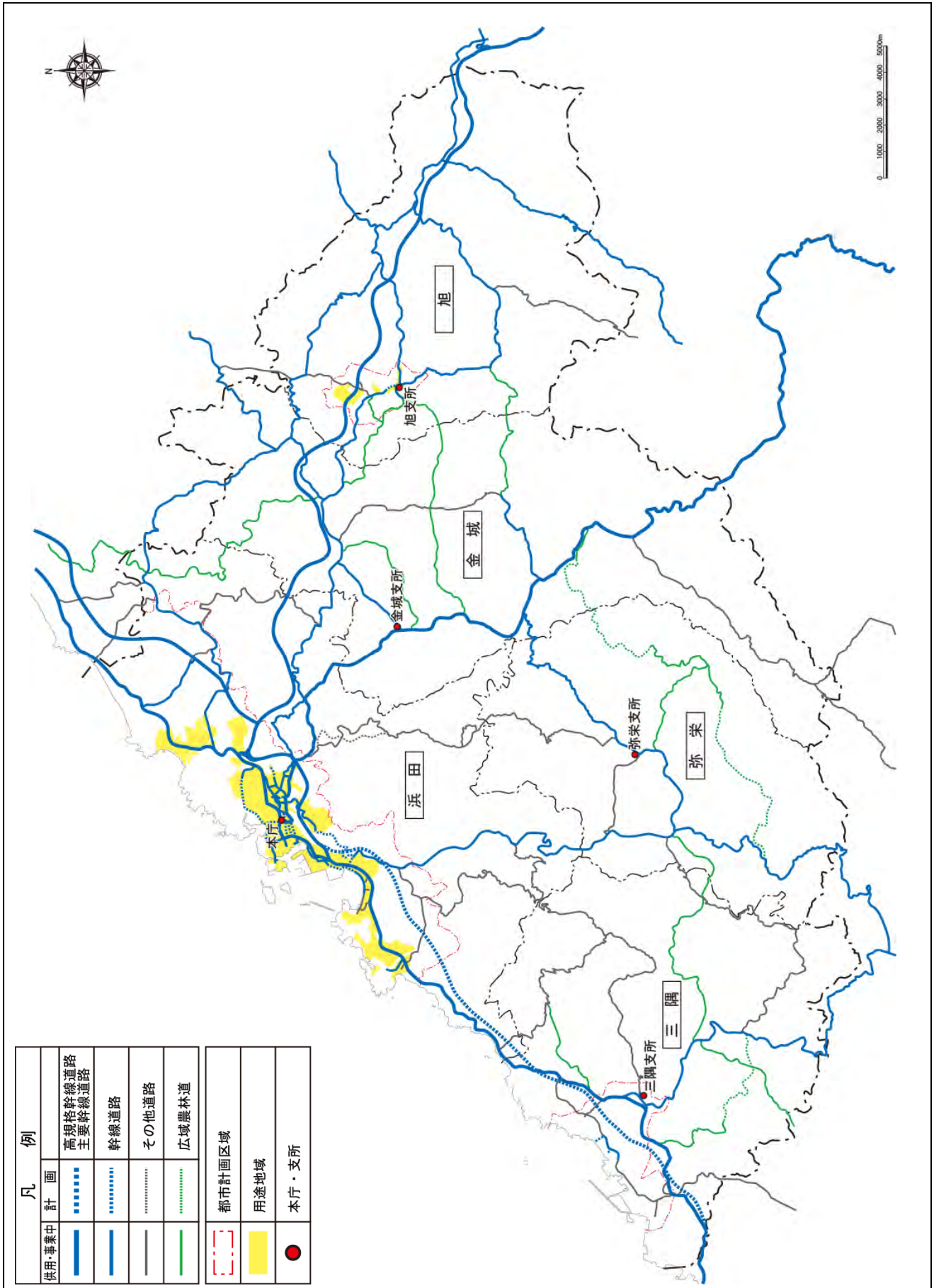
内環状道路の未整備区間（都市計画道路3・4・2 殿町原町線）

また、市街地での整備にあたっては、既存道路と交通規制を活用した整備手法の検討を行うなど、都市の変化や地域の特性に応じた道路整備計画を進めます。



既存道路と交通規制を活用した都市計画道路計画の段階的整備のイメージ図

集約型市街地を形成するにあたっては、人口減少や少子高齢化を考慮し、自転車歩行者道路や防災避難路の確保等、安全で安心なまちづくりを志向した道路整備が必要となります。既存道路を有効に活用した並行道路の一方通行化（2路線の相互ペア）による交通整流化、クランク、ハンプによる道路空間の再配分等の検討を行い、安全性、利便性の向上を図ります。



道路整備方針図

【公共交通】

路線バスと新交通（予約型乗合タクシー）による複合的な公共交通の強化により、利便性の高い公共交通の実現をめざします。

① 効率的な公共交通体系の構築

（個別交通の連携による利便性の向上）

鉄道やバス等について、高齢者等の交通弱者の利用に配慮したサービス水準の向上を促すとともに、パーク&ライド、パーク&バスライドの充実により乗継の利便性の向上を図ります。

（新交通システム（予約型乗合タクシー）の利用促進）

交通空白地域における交通弱者の生活交通手段を確保するため、利用者ニーズを踏まえた新交通システムの維持・発展を図ります。

予約型乗合タクシーについては、より利便性の高いシステムの導入を検討します。また、利用率の低い路線等については分析を行い、適切なサービス水準の確保と利用の促進を図ります。

② モビリティ・マネジメントの推進

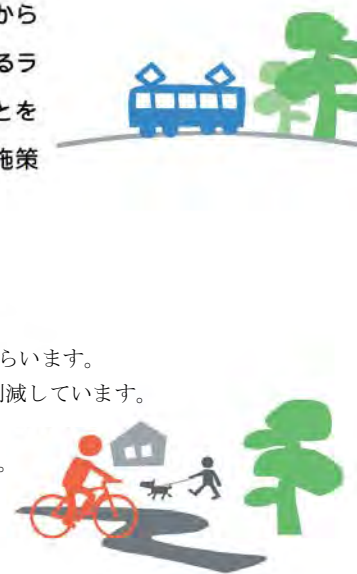
自動車交通依存から公共交通の利用促進に向けて、ノーマイカーデー、相乗り、自転車の活用等を促す啓発活動を行い、環境にやさしい交通政策を推進します。

モビリティ・マネジメント(MM)とは、

1人1人のモビリティ(移動)が、社会にも個人にも望ましい方向、たとえば過度な自動車利用のライフ・スタイルから「かしこく」クルマと公共交通機関や自転車などを利用するライフ・スタイルに変化する方向に、自発的に変化することを期待するもので、コミュニケーションを中心とした交通施策のことをいいます。

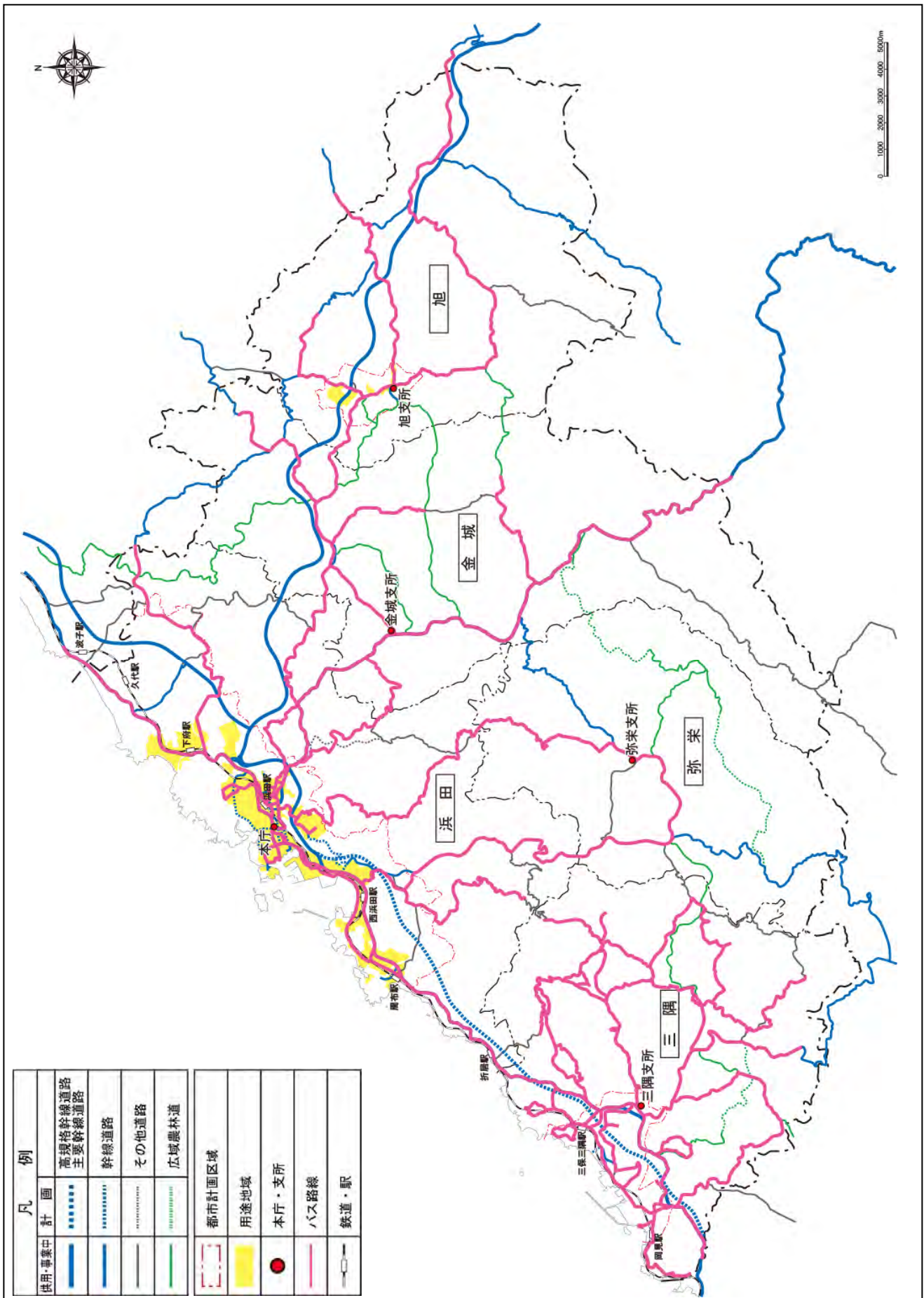
具体的には、

- **トラベル・フィードバック・プログラム(TFP)**
「簡単なアンケート調査」を実施し、ひとり一人に、クルマ以外の移動や通勤が可能か否かを振り返ってもらいます。
※TFPにより、平均で「約2割」自動車利用が削減しています。
- **転入者プログラム**
「転入者」に、バス停の位置や運行情報を提供します。
- **職場モビリティ・マネジメント**
事業所とのコミュニケーションを通じて、通勤バスの導入や通勤手当制度の改変を促します。



「モビリティマネジメント～かしこいクルマの使い方を考える交通政策～」

資料：国土交通省



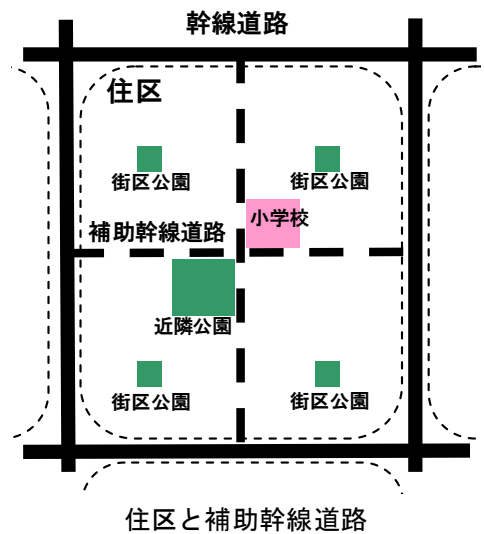
公共交通整備方針図

(3) 安全で人にやさしい都市交通環境の向上

① 生活環境の向上をめざした交通環境整備

幹線道路で囲まれた住区内の生活道路となる補助幹線道路については、不要な通過交通の流入を抑制し、快適な住空間を形成するため、植栽による車線数の減少や速度抑制策などによる歩行者優先の道路空間への転換をめざします。

また、救急車両等の円滑な進入や出火時における消防車の消火活動、さらには、災害時の避難路として、住区内の適切な道路ネットワークの形成を検討します。



② 歩行者や自転車に配慮した交通環境整備

(バリアフリー化の推進)

多くの人が利用する浜田駅周辺地区、公共公益施設、バス停周辺等を中心に誰もが安全・快適に利用できるバリアフリー化の推進を図ります。

(歩行者系ネットワークの形成)

住区内の歩行者系道路と幹線道路等の歩道とを有機的に連絡し、公共公益施設等の利用が容易となるよう歩行者ネットワークの形成を図ります。

自転車と歩行者が輻輳する道路については、自転車専用レーンの設置などによる歩行者・自転車の通行帯の分離、連続性の確保を検討します。

(既存道路の活用による歩いて楽しい道づくり)

幹線道路においては、十分な歩道確保に努め、緑化の推進を図ります。また、市道や河川管理道等の修景を図り歩いて楽しい道づくりをめざします。



歩行者・自転車の通行帯の分離



歩行者優先道路

③ 駐車場・駐輪場の整備

中心市街地等への往来が自家用車によるものが多い現状を踏まえて、都市施設や商業施設等と連携した駐車場の整備を検討します。

駐輪場については、放置自転車による歩行者空間の占用を防止するために、駐車場と同様に駐輪場整備を検討します。



中心市街地の立体駐車場

3 河川・上下水道の方針

**総合的な治水対策による安全性の向上と河川空間の活用、
衛生的で快適な生活環境の改善を図ります**

治水対策による安全性を向上させるとともに、生活環境の向上をめざした河川空間の活用を図ります。また、衛生的で快適な生活環境改善のための上下水道整備を進めます。

(1) 治水安全度の向上

総合的な治水対策の推進と河川環境の整備と保全

(2) 上水道の改善

- ① 維持管理と耐震化の推進
- ② 簡易水道の効率的な施設整備

(3) 汚水処理の推進による生活環境の改善

- ① 効率的な下水道整備の推進
- ② 循環型社会の推進

(1) 治水安全度の向上

総合的な治水対策の推進と河川環境の整備と保全

本市では、過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われたことから、その教訓を活かし、安全で安心した暮らしを支える総合的な治水対策を推進するとともに、市街地における河川の潤い空間の創出に向けた整備を図ります。

【河川整備の推進】

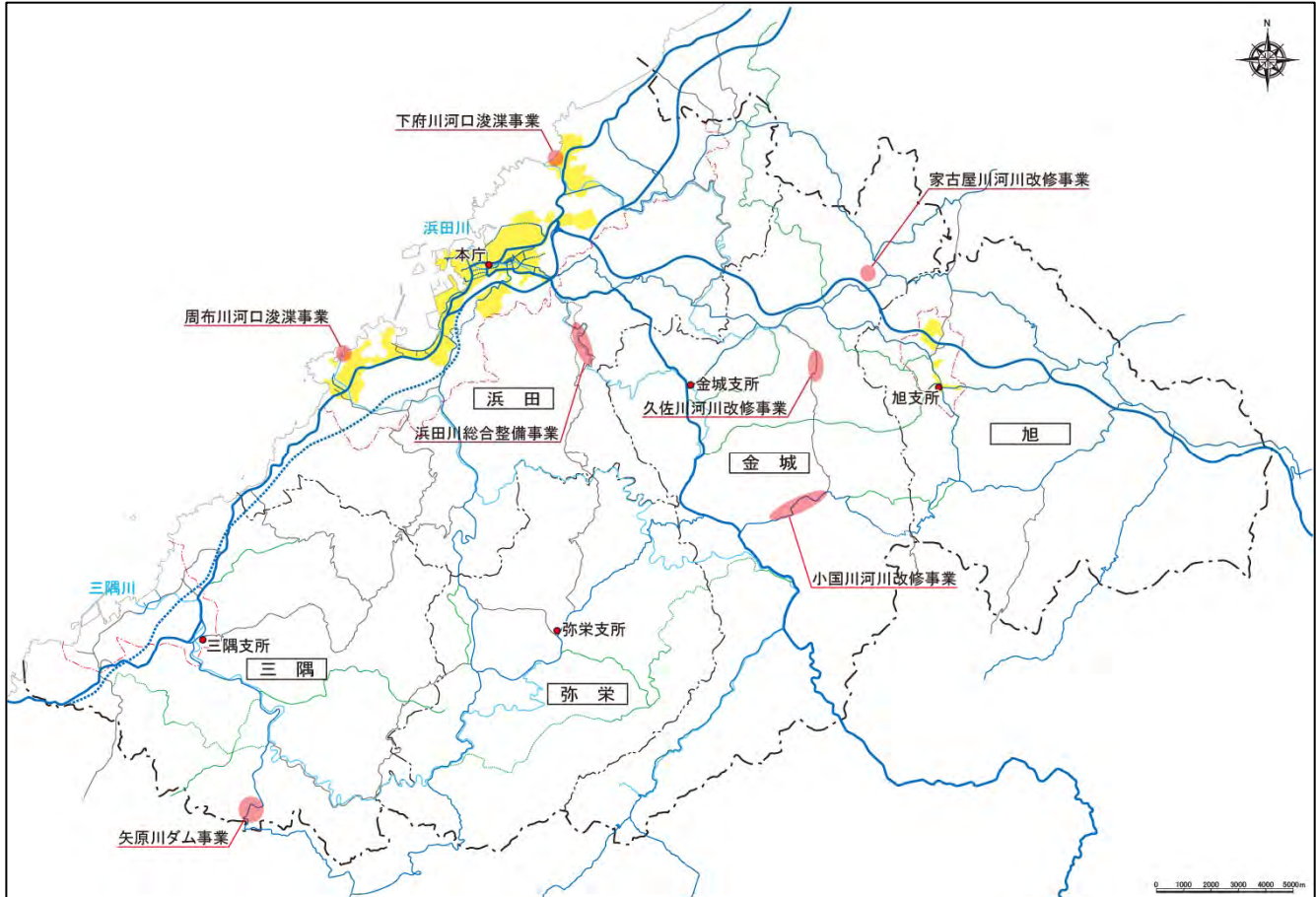
河川については浜田川総合開発整備事業（第二浜田ダム・浜田ダム再開発事業）、矢原川ダム事業、河川改修事業（久佐川、小国川、家古屋川）、河口浚渫事業（周布川、下府川）を関係機関に働きかけます。

【流域対策の推進】

流域対策として流域毎に排水基本計画を策定し、雨水を安全に流下させるための河川整備や都市下水路の整備を図ります。

【河川環境の整備・保全】

水辺を活かした市民の憩いの場の創出を図るとともに、自然環境の保全及び景観形成に努めます。



河川整備方針図

(2) 上水道の改善

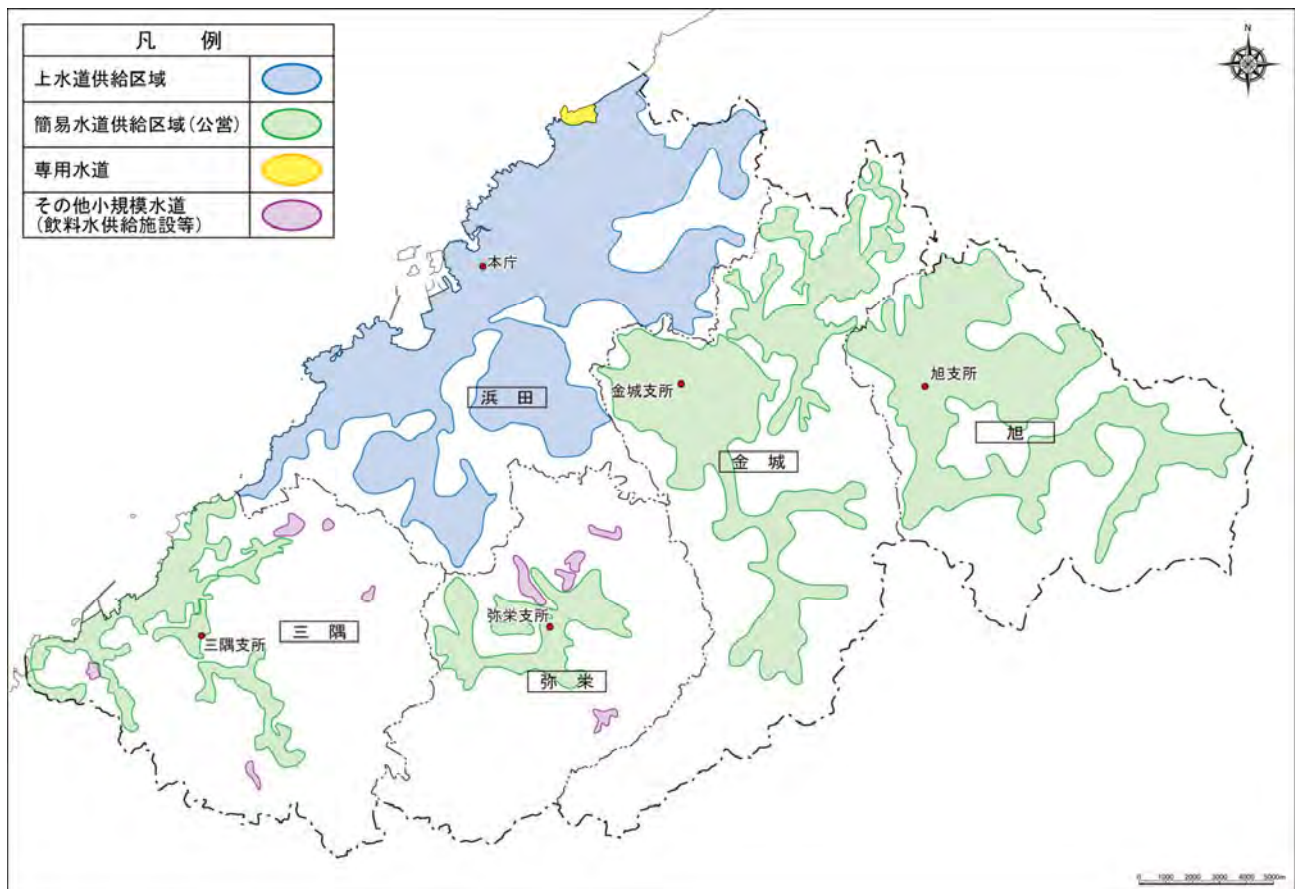
① 維持管理と耐震化の推進

上水道は、簡易水道を含めてほぼ全域に整備されています。今後は老朽化した管路等の施設更新を計画的に進めるとともに、併せて耐震化を図ります。

工業用水は、産業経済活動や地域振興に不可欠であることから、継続して低廉で安定的な供給を図ります。

② 簡易水道の効率的な施設整備

金城・旭・弥栄・三隅自治区の簡易水道は、施設の老朽化による機能低下が進んでいるため、送配水施設の改良や漏水防止対策を進めます。平成28年度末の上水道の統合に向け、簡易水道再編推進事業等により効率的な施設整備を図ります。



上水道整備現況図

(3) 汚水処理の推進による生活環境の改善

① 効率的な下水道整備の推進

【計画的な下水道整備】

生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図るために、「浜田市汚水処理構想」に基づき計画的な下水道整備を進めます。

公共下水道整備事業、農業・漁業集落排水整備事業、個別浄化槽整備事業等の地域に応じた手法により下水道整備を進め、生活環境の向上と環境保全をめざします。

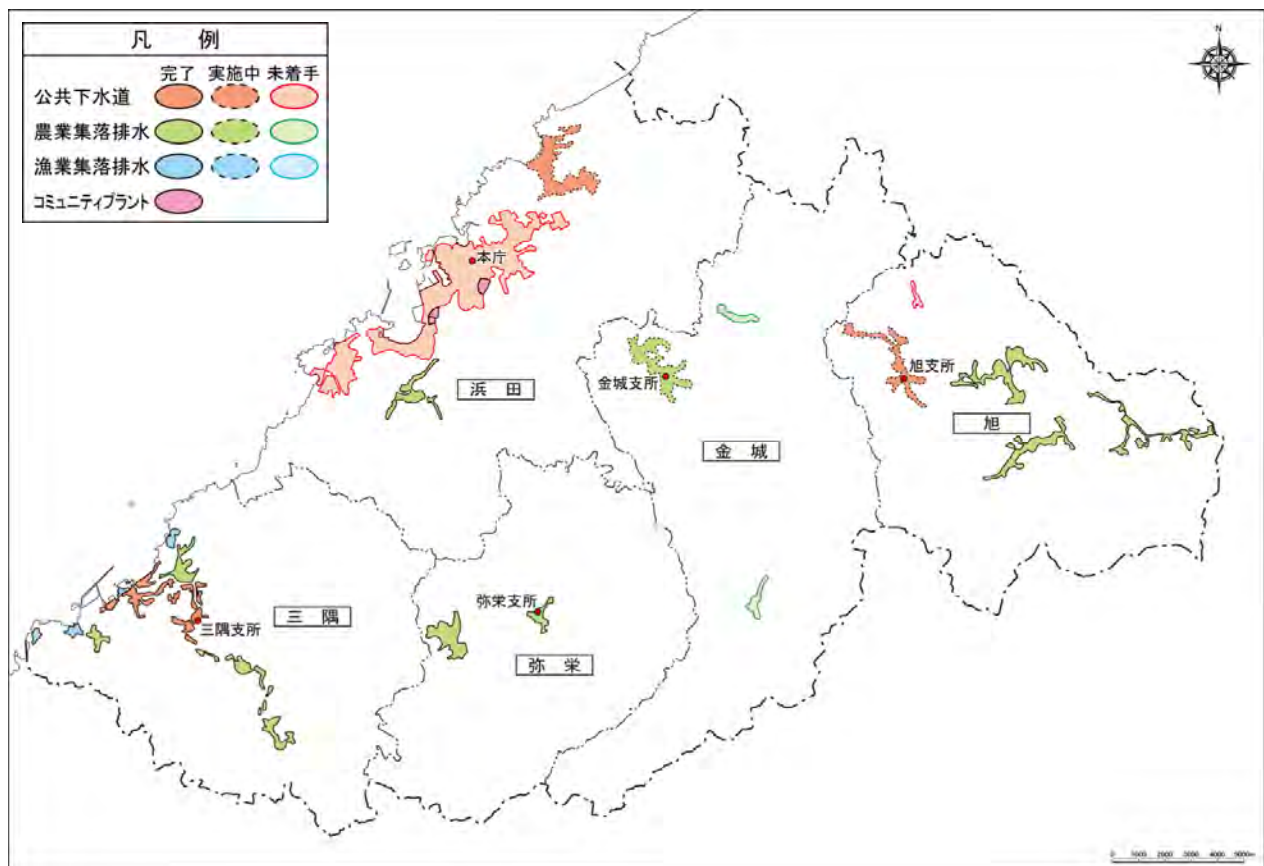
② 循環型社会の推進

【下水道資源の有効活用】

処理場で発生する下水道汚泥を再利用し、堆肥化による農地還元を図り、環境負荷を軽減する循環型社会の構築をめざします。

※汚水処理整備普及率（平成21年）は、県平均70.4%に対し、旭自治区77.6%、三隅自治区78.6%と県平均を上回り、弥栄自治区64.5%とやや下回っていますが、ほぼ県平均レベルの整備普及がなされています。一方、浜田自治区29.3%、金城自治区35.2%と整備が遅れています。

（浜田市汚水処理構想 平成23年1月より引用）



下水道整備方針図

4 公園・緑地の方針

**豊かな自然を活かし、都市の潤いとなる緑地を保全・整備し、
市街地の身近な公園緑地と緑道による緑のネットワーク化を進めます**

豊かな海・川・里山の保全・活用を進めるとともに、市街地における身近な公園・緑地の整備と緑道による緑のネットワークの形成を図ります。そのため、緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）の策定により、適正な配置計画を検討し、整備を進めます。

(1) 都市の潤いとなる公園・緑地の整備と保全

- ① 都市の潤いを形成する自然緑地の保全
- ② 都市の緑の骨格軸の形成
- ③ 拠点的な公園・緑地の整備
- ④ 身近な公園・緑地の整備

(2) 地域の公園・緑地の整備と保全

- ① 自治区の形成に配慮した公園・緑地の整備
- ② 身近な公園・緑地の整備

(3) 緑のネットワークを形成する緑地の保全

- ① 水と緑のネットワーク
- ② 郊外部の緑地の活用

(4) 市民協働による取り組み

市民による緑化整備の推進

(1) 都市の潤いとなる公園・緑地の整備と保全

① 都市の潤いを形成する自然緑地の保全

中心市街地周辺の城山、高尾山、鏡山、旗竿山等の豊かな緑を保全し、緑の眺望と四季の変化を市民が共有できる、市街地をめざします。

② 都市の緑の骨格軸の形成

浜田川等の市街地を流れる河川と中心市街地を取り囲む丘陵地の緑地を都市の緑の骨格軸として位置づけ保全を図ります。

③ 拠点的な公園・緑地の整備

広域公園でレクリエーション拠点となっている石見海浜公園や各自治区の拠点施設となっている城山公園、東公園、旭公園、三隅中央公園等の維持・更新を図ります。

また、本市の総合的な公園の整備について、関係機関等の意見を踏まえて検討を進めます。

④ 身近な公園・緑地の整備

- ・身近な街区公園等[※]の適正な配置を検討し、子どもたちの遊び場の創出、居住環境の向上、火災による延焼の防止、災害時の避難場所等として活用できる公園、緑地の維持、整備を図ります。
- ・主要な駅・バスターミナル、病院、市役所、支所及び公共施設等の敷地ならびに周辺道路等の緑化を図ります。
- ・周遊・回遊性のある魅力的な商業空間づくりに重要なポケットパークの整備を検討します。

※街区公園：幹線道路に囲まれた住区内住民が利用する公園、誘致距離 250m、標準面積は 0.25ha

近隣公園：幹線道路に囲まれた住区内住民が利用する公園、誘致距離 500m、標準面積は 2ha

地区公園：徒歩圏内に居住する住民が利用する公園、誘致距離 1km、標準面積は 4ha



中心市街地周辺の自然緑地



緑の骨格軸となる河川と周辺の山々



拠点的な公園



身近な街区公園

(2) 地域の公園・緑地の整備と保全

① 自治区の形成に配慮した公園・緑地の整備

自治区の拠点となる公園、緑地の維持、活用を図ります。

② 身近な公園・緑地の整備

支所周辺の地域生活拠点においては、身近な街区公園の整備や公共施設等の敷地及び周辺道路の緑化を図ります。



東公園



金城総合運動公園



旭公園



三隅公園

(3) 緑のネットワークを形成する緑地の保全

① 水と緑のネットワーク

市街地内の公園や河川、海岸を結ぶ歩行者ネットワークの形成により、歩いて楽しいまちづくりをめざします。ダム建設による洪水調整機能の向上に伴い、浜田川などの河川沿いの緑道化を検討し、公園、河川、海岸をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。

② 郊外部の緑地の活用

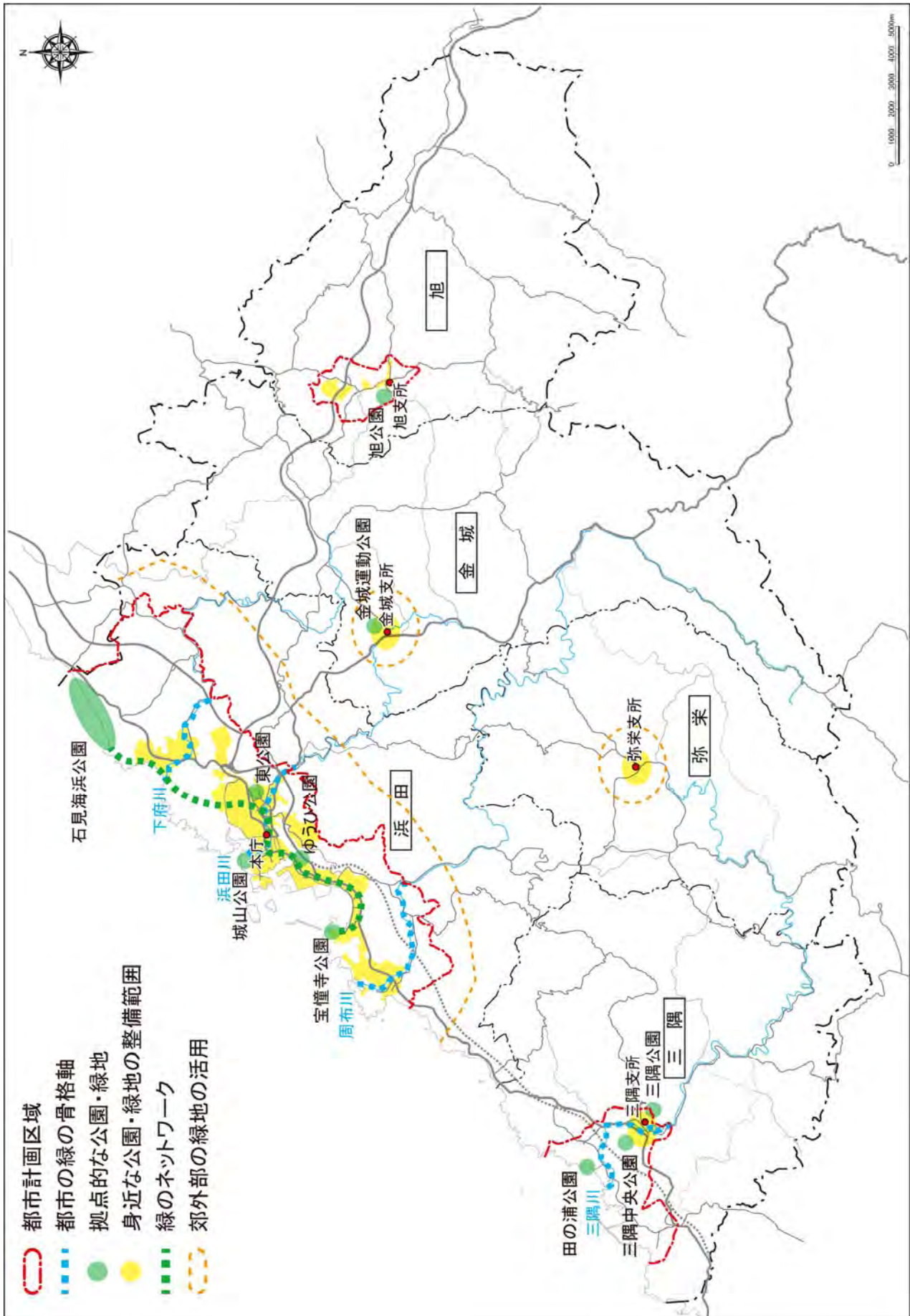
浜田市街地周辺、支所周辺の地域生活拠点周辺にある豊かな山林、里山については、郊外部の緑地として保全を図ります。

(4) 市民協働による取り組み

市民による緑化整備の推進

【緑のまちづくり】

- ・花と緑の沿道整備事業等の活用を図り、市民、企業等が主体となった地域の緑を保全する活動を進めます。
- ・街区公園などの地域の身近な公園を整備する際には、地域住民の意見や提案を踏まえた計画・整備を図ります。



公園・公園・緑地の整備方針図

5 自然環境保全の方針

豊かな森林と河川、海岸が創り出す自然環境の保全と活用を進めます

中国山地から日本海に至る本市は、西中国山地国定公園に指定されている天狗石山、冠山、大佐山など標高1,000mを越える山地とそこから流れ出る下府川、浜田川、周布川、三隅川などの河川や石見畳ヶ浦から石見海浜公園に至る浜田海岸県立自然公園などの豊かな自然環境に恵まれています。この豊かな自然環境を保全し、活用を図ります。

- (1) 豊かな自然環境の保全と活用
- (2) 農地や森林、海の維持・保全と活用
- (3) 市街地の緑化と都市環境の向上

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

中国山地から日本海に至る広大な山々、清流、海岸等の豊かな自然環境を保全するとともに、観光や教育、レクリエーション等の資源として活用を図ります。

(2) 農地や森林、海の維持・保全と活用

農林漁業の生産基盤である農地や森林、海は、農林漁業の施策の推進により、維持・保全と活用を図ります。

(3) 市街地の緑化と都市環境の向上

緑地が不足しがちな市街地において都市の潤いを確保し、鳥類、魚類などの生物多様性を守ります。また、低炭素化都市の形成と持続可能な都市環境の形成を図るために、市街地の緑化を図り都市環境の向上をめざします。



豊かな自然環境の保全



農地や森林の活用



市街地の緑化

6 都市防災の方針

災害・犯罪に強く誰もが安全で安心して生活できる都市づくりを進めます

誰もが安全で安心して暮らせるように、災害や犯罪に強いまちづくりを行政・市民・企業等が協働して進めていきます。

(1) 災害に強い都市基盤の整備

- ① 防災拠点の整備
- ② 防災能力の向上に向けた市街地整備

(2) 総合的な治山・治水対策

- ① 自然災害防止のための土地利用対策
- ② 災害防止のための事業推進

(3) 地域防災力の向上

- ① 防災情報体制の強化
- ② 市民との協働による防災・防犯活動の推進

(1) 災害に強い都市基盤の整備

① 防災拠点の整備

- ・災害時に避難・救援・救護場所となる庁舎・学校・医療施設等の公共公益施設の耐震化・不燃化を進め、防災拠点機能の強化を図ります。
- ・都市公園は、災害時の避難場所として活用できるように、防災上必要な施設を整備した防災公園を検討します。
- ・消防庁舎の移転改築（消防庁舎移転事業：金城出張所）と消防救急施設（ポンプ車、支援車、高規格救急車、消防救急無線など）の更新を進め、防災拠点機能の強化を図ります。
- ・災害時に避難・消防救護・物資輸送等の活動を支えるために、緊急輸送道路、代替路線の整備を進めます。

② 防災能力の向上に向けた市街地整備

- ・木造住宅の密集する市街地は、耐火性の高い建築物への建て替えを誘導するために、準防火地域の指定の拡大を検討します。
- ・避難や救助活動の場となる道路や公園などのオープンスペースの確保に努めます。
- ・東日本大震災を踏まえ、津波（高さ、到達時間等）に対する安全水準を考慮し、市街地周辺にある高台を活用した避難場所・避難路の検討を行います。

(2) 総合的な治山・治水対策

① 自然災害防止のための土地利用対策

- ・自然災害を防止するため、都市計画法、農地法、農振法、森林法等の土地利用に関連する法律に基づき農地・森林の保全に努めます。

② 災害防止のための事業推進

- ・土砂流出の防止・保水能力の向上のための砂防事業を関係機関に働きかけます。
- ・直接的な災害防止として、地滑り防止対策（和田地区、浜田第二期地区、浜田西部地区）、急傾斜対策事業（今市地区、松原地区）を関係機関に働きかけます。

(3) 地域防災力の向上

① 防災情報体制の強化

- ・消防防災無線設備の更新や防災・防犯メールなどの情報配信で、防災情報体制の強化を図ります。
- ・河川氾濫、土砂災害ハザードマップに加え、津波ハザードマップにより、防災情報の提供を行います。また、万が一、島根原子力発電所において事故が発生した場合には、正しい情報の提供を行います。

② 市民との協働による防災・防犯活動の推進

- ・各自主防災組織の連携による個人・家庭・職場と直結する市民一体となった防災活動の支援（防災まちづくり事業、地域安全まちづくり事業）を図ります。
- ・災害時要援護者支援制度の周知と救護体制や情報伝達体制の強化を図ります。
- ・定期的な防災避難訓練や防災学習等により、地域防災力の向上を図ります。
- ・防犯灯、防犯カメラ等の整備を進めるとともに、防犯ボランティアと協働したパトロール活動の充実による安全で安心できるまちづくりを進めます。



消防出初め式

7 景観形成の方針

豊かな自然が創り出す美しい景観、歴史と伝統が映し出される景観、賑わいと活力が感じられるまちの景観など、浜田市らしさがあふれる景観づくりをめざします

本市は、豊かな自然、浜田城跡などの歴史的景観、石見神楽に代表される伝統文化、石見地域の中心をなす市街地の都市景観など多様な景観がみられます。個性あふれる景観を守り育てるために、景観行政団体への移行を視野に入れ、より良い景観づくりをめざします。

- (1) 自然・歴史・伝統文化に配慮した景観づくり
- (2) 県西部の中核都市としての景観づくり
- (3) 市民とともに守り育てる景観づくり

(1) 自然・歴史・伝統文化に配慮した景観づくり

中国山地から続く山々と豊かな水をたたえる川（下府川、浜田川、周布川、三隅川）の流れや美しい海岸線などの自然、城下町の歴史と石見神楽などの伝統文化が織りなす美しい景観があります。近年は檜枯れなどの進行により山林の景観が損なわれるという新たな課題も発生しており、関係団体等の協力を得ながら自然環境と歴史、伝統文化に配慮した景観づくりを進めます。

(2) 県西部の中核都市としての景観づくり

県西部の中核都市としてふさわしい魅力のある市街地景観の形成をめざします。

(3) 市民とともに守り育てる景観づくり

地域で育まれてきた景観を継承するために、市民の積極的で自主的な景観づくりへの参加や行政との協働による優れた景観の保全活動の広がりをめざします。特に市街地においては、空き家、空店舗等の活用を推進するとともに、廃屋対策を検討し、市民との協働による良好な景観形成をめざします。



豊かな自然の景観



伝統文化の景観



中核都市の景観



守り育てる景観

都市整備方針図

将来都市像

自然を活かし 人々の交流と協働により 活力あふれる中核都市

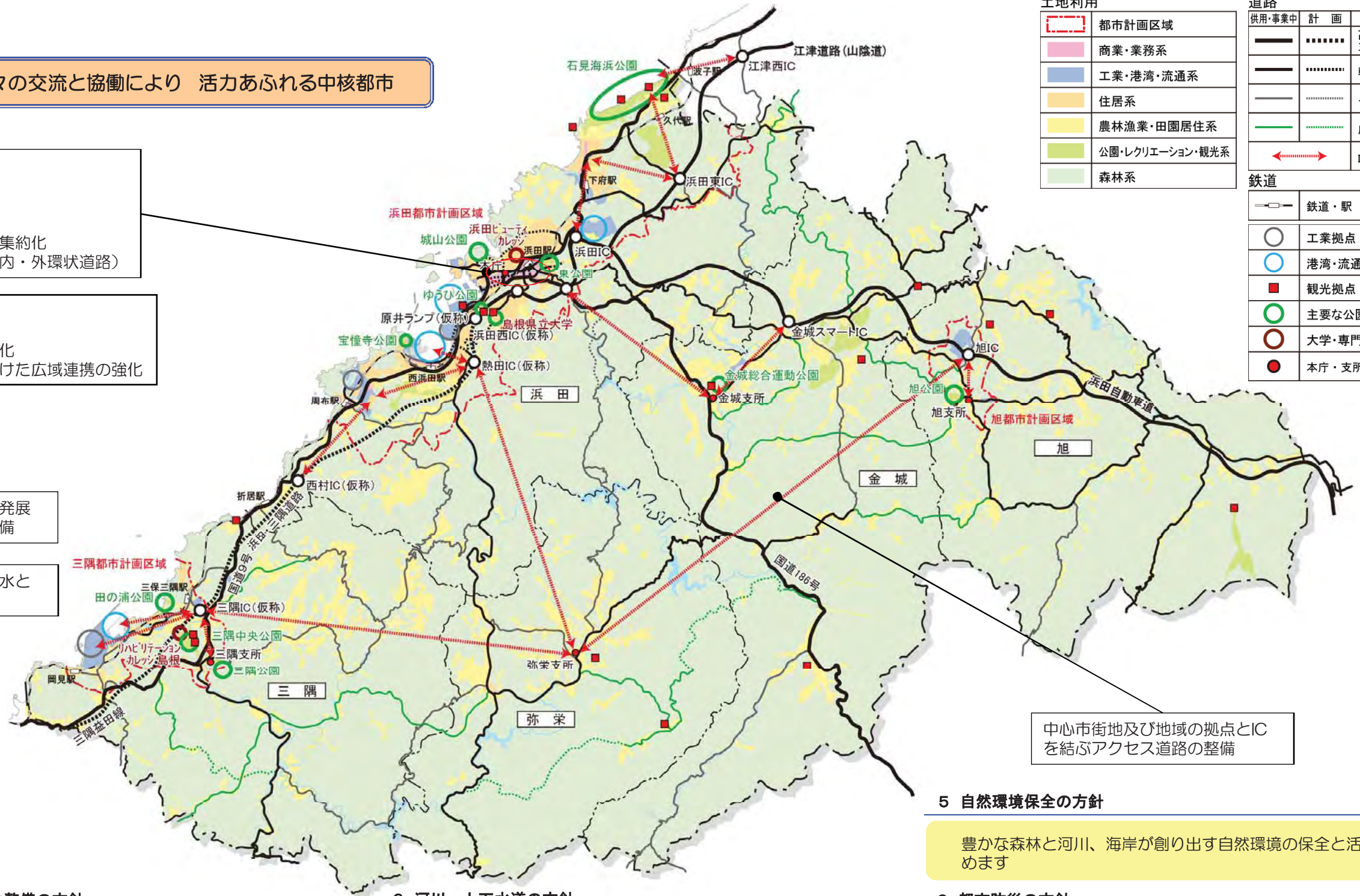
中心市街地
 ・商業の活性化
 ・まちなか居住の推進
 ・賑わいの創出
 ・市役所周辺の行政機能の集約化
 ・市街地幹線道路の整備（内・外環状道路）

観光拠点の強化
 ・多様なニーズへの対応
 ・観光資源の相互連携の強化
 ・石見地方の観光振興に向けた広域連携の強化

産業拠点の充実
 ・未利用地への企業誘致
 ・産業環境支援

近隣都市との一体的な地域発展
 に向けた広域幹線道路の整備

公園、河川、海岸をつなぐ水と
 緑のネットワークの形成



土地利用	
	都市計画区域
	商業・業務系
	工業・港湾・流通系
	住居系
	農林漁業・田園居住系
	公園・レクリエーション・観光系
	森林系

道路	
	供用・事業中
	計画
	高規格幹線道路 主要幹線道路
	幹線道路
	その他道路
	広域農林道
	ICアクセス導線

鉄道	
	鉄道・駅
	工業拠点
	港湾・流通拠点
	観光拠点
	主要な公園・緑地
	大学・専門学校
	本庁・支所

中心市街地及び地域の拠点とIC
 を結ぶアクセス道路の整備

都市整備の方針

1 土地利用及び市街地整備の方針

集約型市街地形成と地域生活拠点機能の充実をめざします

2 道路・交通施設の方針

誰もが安全・快適に移動できる交通環境の形成と都市活動を支える高規格幹線道路などの整備を進めます

3 河川・上下水道の方針

総合的な治水対策による安全性の向上と河川空間の活用、衛生的で快適な生活環境の改善を図ります

4 公園・緑地の方針

豊かな自然を活かし、都市の潤いとなる緑地を保全・整備し、市街地の身近な公園緑地と緑道による緑のネットワーク化を進めます

5 自然環境保全の方針

豊かな森林と河川、海岸が創り出す自然環境の保全と活用を進めます

6 都市防災の方針

災害・犯罪に強く誰もが安全で安心して生活できる都市づくりを進めます

7 景観形成の方針

豊かな自然が創り出す美しい景観、歴史と伝統が映し出される景観、賑わいと活力が感じられるまちの景観など、浜田市らしさあふれる景観づくりをめざします

第5章 地区別都市づくりの方針

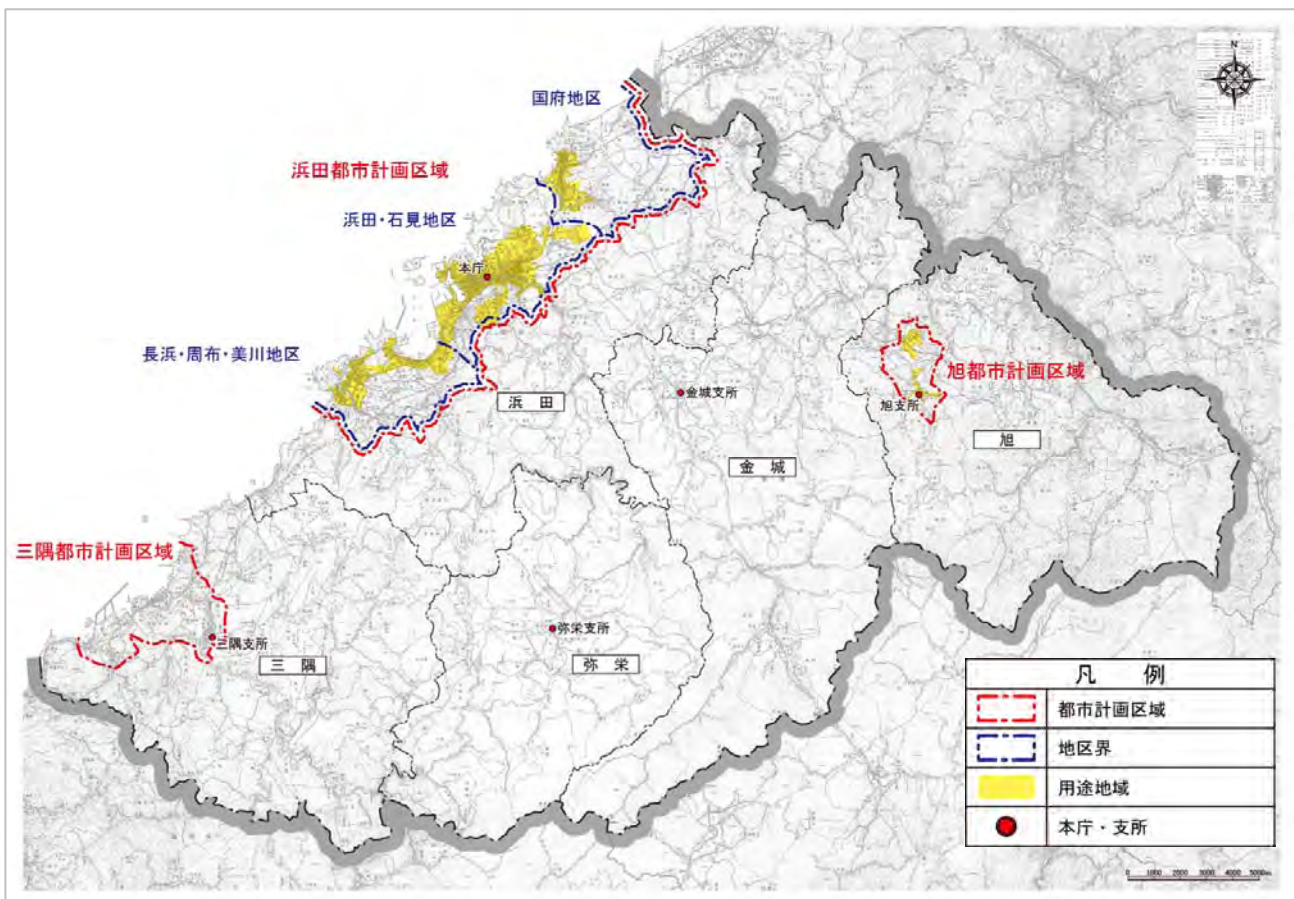
1 地区別構想の役割

本章では、全体構想の「第3章将来都市像」及び「第4章都市整備の方針」を踏まえ、地区の特色を活かしたより詳細な都市づくりの方針を示します。

浜田市都市計画マスタープランでは、地区別都市づくりの方針の対象とするエリアは、都市計画法により定められた都市計画区域を対象とします。

2 地区区分の設定

本市の3つの都市計画区域のうち、浜田都市計画区域は、地形、歴史性、生活圏を考慮して3地区に区分し、旭都市計画区域、三隅都市計画区域の5地区に設定します。

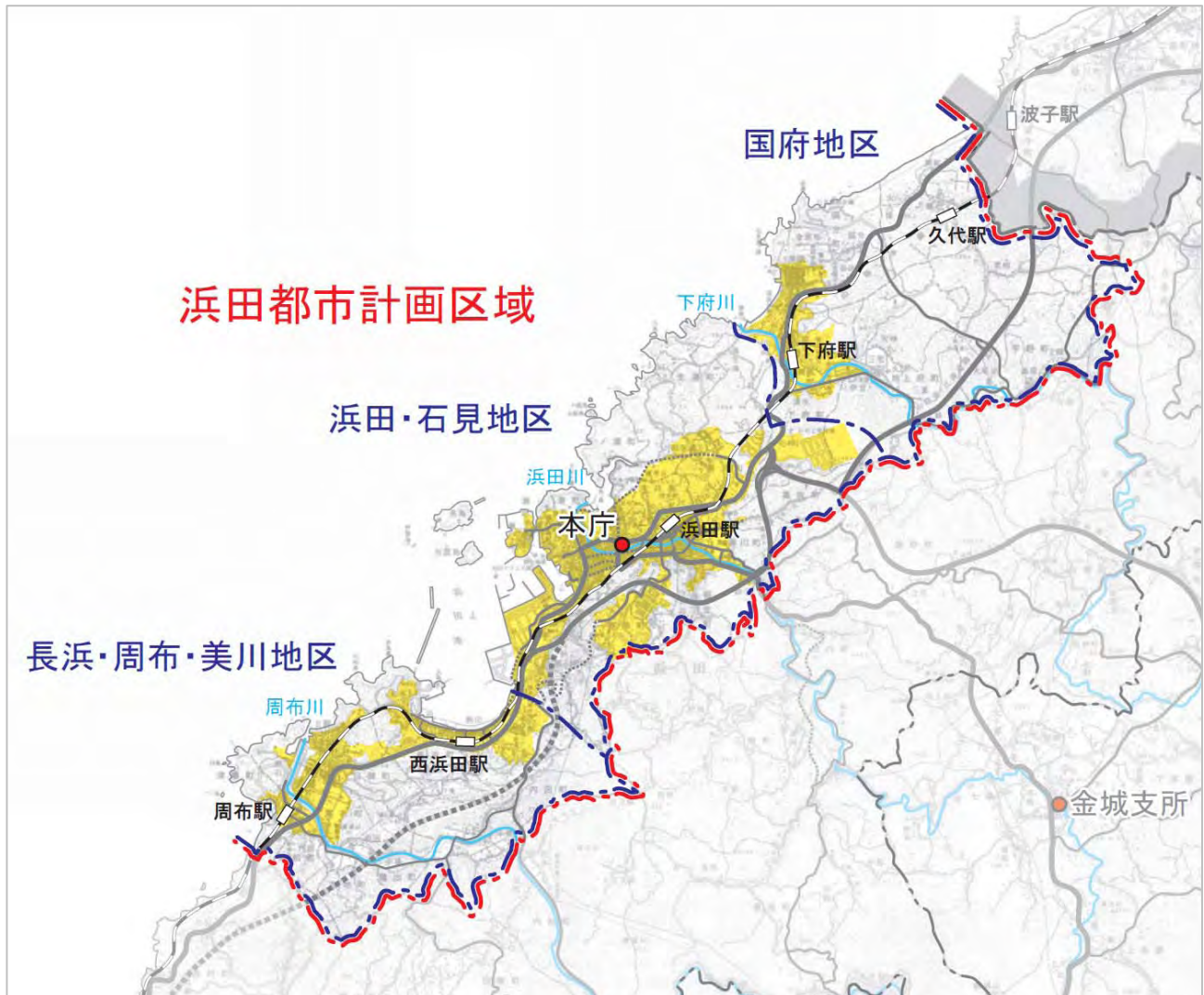


地区区分図

3 浜田都市計画区域

浜田都市計画区域は、本市総人口の65%が居住し、浜田駅をはじめ、市役所本庁、国県等の機関、商業施設等が立地し、石見地方の中核となる機能を有しています。

地区別都市づくりの方針は、国府地区、浜田・石見地区、長浜・周布・美川地区の3地区毎に作成します。



浜田都市計画区域の3地区区分図

3-1 国府地区

(1) 地区の現況特性

人口

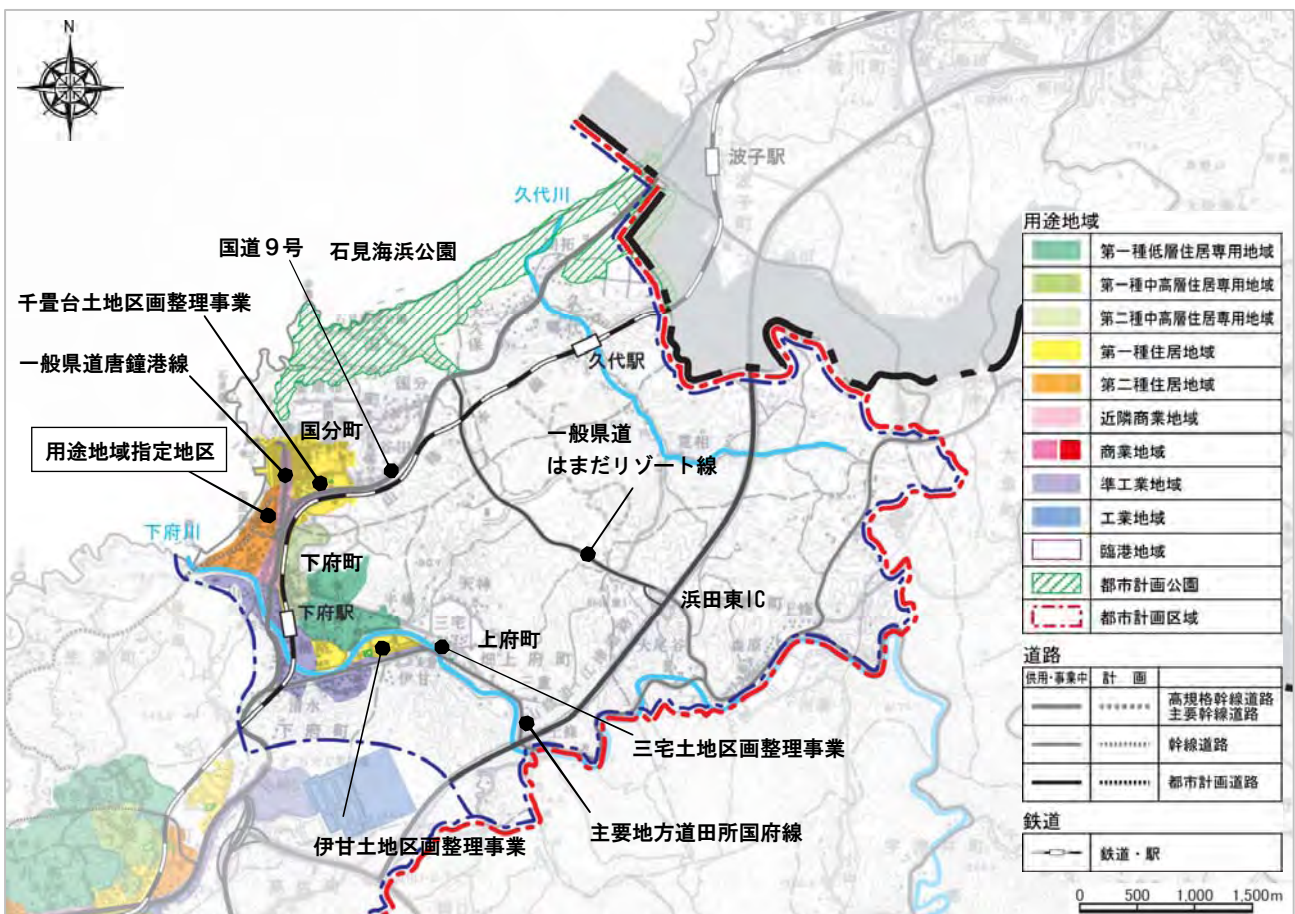
国府地区は浜田都市計画区域の東側に位置し、浜田都市計画区域内人口の14.1%、5,752人が居住し、国分町、下府町の市街地を中心とする用途地域にはそのうち59.7%の3,432人が居住しています。

人口は減少傾向にあります。

人口動向と人口密度

	可住地面積 ha	人口			
		平成17年 ①	平成22年 ②	差 ②-①	人口密度 人/ha
国府地区	1,823.5	5,904	5,752	-152	3.2
用途地域	175.4	3,549	3,432	-117	19.6
浜田都市計画区域	4,703.3	42,472	40,754	-1,718	8.7
用途地域	893.5	34,995	33,589	-1,406	37.6

資料：国勢調査



国府地区の都市計画図

土地利用と市街地整備

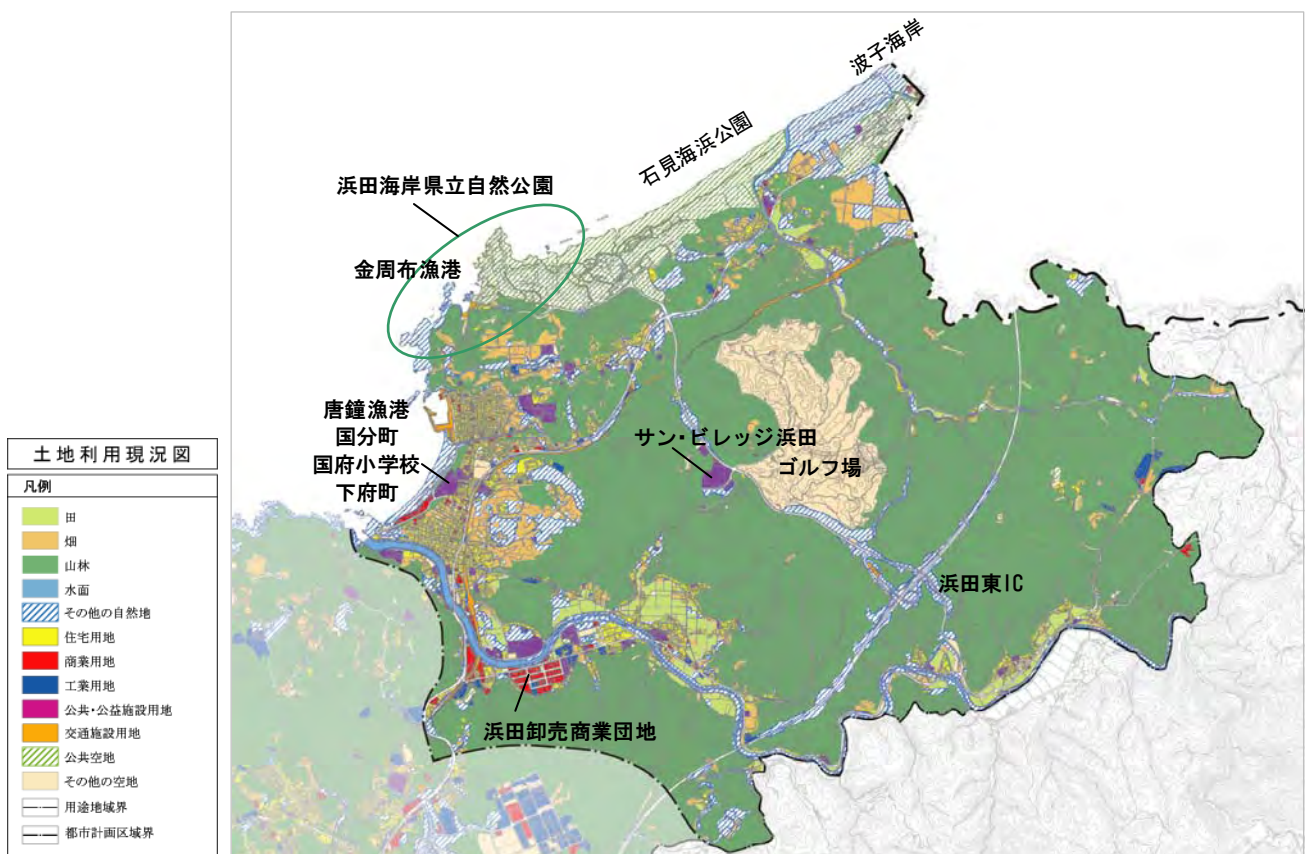
国府地区中心部（国分町、下府町）は、国府小学校を中心に唐鐘漁港から下府駅にかけて南北方向に、古くからの住宅地が形成され、国道9号及び一般県道唐鐘港線周辺に沿道型商業施設、小規模店舗がみられます。

市街地整備は主要地方道田所国府線沿いの下府町に浜田卸売商業団地が整備され、流通業・工場が立地し、上府町には伊甘土地区画整理事業(8.5ha)、三宅土地区画整理事業(1.4ha)、国分町には千畳台土地区画整理事業(1.9ha)が行われ、宅地化されています。一方、市街地はJR山陰本線により分断され、東側は用途地域内に未利用地（山林、農地等）が多くみられます。

国府地区には、商業系、工業系、住居系の用途地域が指定されています。

用途地域外は山林が多くを占め、下府川、久代川の流域にまとまった農地がみられます。

海岸部は浜田海岸県立自然公園（自然公園法の公園）に指定され、金周布漁港から波子海岸にかけて石見海浜公園（都市計画法の公園）が整備されています。また、はまだリゾート線沿いに、サン・ビレッジ浜田やゴルフ場などのスポーツ施設が立地しています。



浜田都市計画区域土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査

道路・交通施設

広域幹線道路として、山陰道及び国道9号が地区を縦断し、幹線道路となる主要地方道田所国府線、一般県道はまだリゾート線が地区の骨格をなしています。

都市計画道路でもある1・4・2江津浜田線（山陰道）と3・4・19はまだリゾート線の整備により、石見海浜公園への観光客等は、利便性の向上が図られ、国道9号の夏期観光客による渋滞も緩和されています。一方、国道9号から国府海水浴場、石見畳ヶ浦へのアクセス向上が必要です。

市街地は古くからの集落地を中心に形成されてきたために細街路が多く、生活道路と幹線道路を結ぶ補助幹線道路が少ない状況にあります。浜田・石見地区を結ぶ市道長沢下府線は、国道9号の渋滞緩和及び災害時などの迂回ルートとして機能の強化が必要です。また、JR山陰本線が市街地を分断しており東西方向を結ぶ道路も少ない状況にあります。

公共交通はJR山陰本線下府駅、久代駅があり、国道9号及び主要地方道田所国府線には路線バスが運行されています。

都市計画道路の整備状況（国府地区）

種別	名称		構造(計画)			整備状況
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
自動車専用道路	1・4・2	江津浜田線	5,550m	21m	4車線	供用
幹線街路	3・4・19	はまだリゾート線	2,670m	16m	2車線	供用

河川・上下水道

下府川は市街地を流れ、水と緑の空間を形成しています。

上水道はほぼ全域で整備されています。

下水道は用途地域を中心に公共下水道の都市計画決定がなされ、整備が進められています。

公園・緑地

日本海沿岸部は広大な石見海浜公園（都市計画公園 広域公園 面積140.2ha）があり、そこにはしまね海洋館アクアス、オートキャンプ場などの施設が整備されています。

一方、市街地内には市民の身近な公園・広場は少なく、土地区画整理事業により整備された街区公園が3箇所（伊甘公園、三宅公園、千畳台公園）となっています。

自然環境

石見畳ヶ浦を中心に海岸線は、浜田海岸県立自然公園の指定を受けています。また、山地部は森林をなし、下府川、久代川が流れ、多様な生物の棲息する自然環境が保たれています。

都市防災

下府川の河川整備は行われていますが、河口部は海岸部からの流砂により河道埋塞の状態となっており、河積断面を確保する必要があります。

下府川下流部沖積平野に市街地の主要部があり、丘陵部に接して市街地が形成されているため土砂災害、浸水の危険性があります。本市では防災ハザードマップを整備し、初動開所避難

所、災害時避難指定所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示すなど都市防災に対応していますが、東日本大震災を踏まえた津波対策が求められています。

下府川防災ステーションが下府川堤防沿いに整備され、洪水時には水防活動や緊急復旧活動の拠点、物資輸送の基地、ヘリポートとして活用されます。

景観

石見畳ヶ浦周辺のリアス式海岸、白砂青松の国府海岸、姉が浜海岸、波子海岸など、変化に富んだ美しい海岸景観や下府川のゆったりとした流れと水田、周辺の山々が織りなす美しい景観を見ることができます。

石見国分寺跡、石見国分尼寺、下府廃寺塔跡などの史跡、笹山城跡などの歴史的な景観があります。

唐鐘地区では、赤瓦を使った屋根が連なるまちなみ景観があります。

(2) 市民のニーズ

都市整備について、「道路整備」、「下水道」、「防火・防災対策」が望まれています。他地区と比べて道路整備の要望が高くなっています。

「道路整備」は、狭い道路、防犯灯など地区の道路整備の要望が高くなっています。

「防火・防災対策」は、狭い道路の整備・解消、建築物の不燃化・耐震化があげられています。

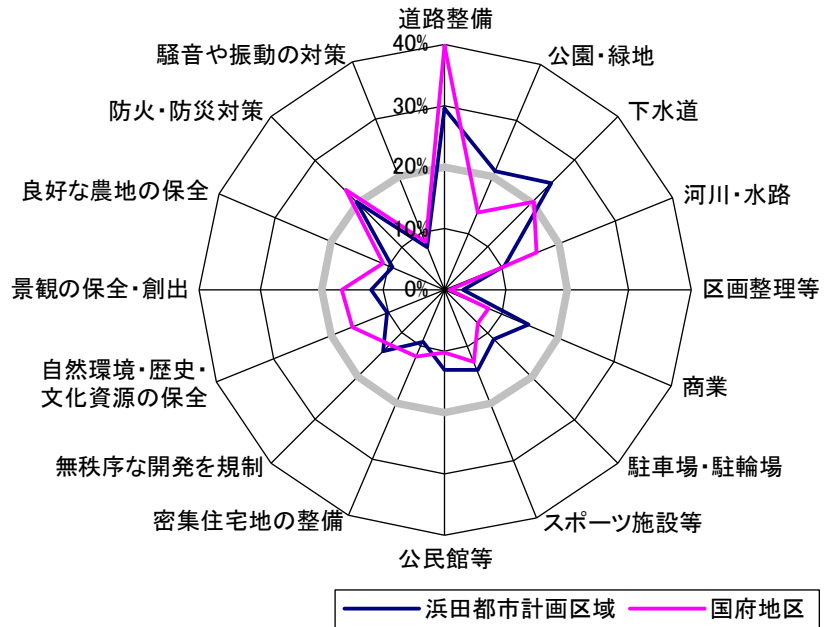
公園・緑地の要望は13.6%と高くはありませんが、身近な公園・広場の整備が望まれています。また、多目的に利用できる総合的な公園の整備が求められています。

「道路・公園・緑地以外の都市施設の整備」では、図書館・児童文庫の整備が望まれています。

「景観形成」では、海岸線や河川など水辺の自然景観の保全・活用が望まれています。

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合(%)
道路整備	47	39.8
公園・緑地	16	13.6
下水道	24	20.3
河川・水路	19	16.1
区画整理等	1	0.8
商業	9	7.6
駐車場・駐輪場	9	7.6
スポーツ施設等	15	12.7
公民館等	12	10.2
密集住宅地の整備	14	11.9
無秩序な開発を規制	15	12.7
自然環境・歴史・文化資源の保全	19	16.1
景観の保全・創出	20	16.9
良好な農地の保全	13	11.0
防火・防災対策	27	22.9
騒音や振動の対策	10	8.5
回答者数	118	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



都市施設の整備に望まれている事項

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路など地区の道路整備	57	48.3
第2位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	52	44.1
第3位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	32	27.1

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路の整備・解消	51	43.2
第2位	建築物の不燃化・耐震化	36	30.5
第3位	避難地・避難路の整備	35	29.7

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	53	44.9
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	33	28.0
第3位	災害時の避難地となる大きな公園の整備	21	17.8
第3位	地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備	21	17.8

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	70	59.3
第2位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	34	28.8
第3位	道路等の電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする	28	23.7

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	図書館・児童文庫	38	32.2
第2位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	33	28.0
第3位	スポーツ・レクリエーション施設	32	27.1

(2つ以内で複数回答)

(3) 都市計画上の課題

項目	課題
土地利用と市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設の充実と市街地の魅力の向上 ・ 市街地を形成する古くからの住宅地の居住環境の向上
道路・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路の整備 ・ 国道9号から国府海水浴場及び石見曇ヶ浦へのアクセスの向上 ・ 国道9号の渋滞緩和及び災害時などにおける国道9号迂回ルートとして市道長沢下府線の機能強化 ・ JR山陰本線で分断されている東西方向を結ぶ道路の整備 ・ 公共交通の利用促進
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の親水性の向上 ・ 水道水の安定供給 ・ 公共下水道の整備促進
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な公園・広場の整備 ・ 市街地の多目的な公園の整備
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田海岸県立自然公園の自然環境の保全 ・ 下府川の水質の保持 ・ 山地・丘陵部の森林保全
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の治水対策（下府川河口浚渫） ・ 下府川防災ステーションの維持管理 ・ 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の対策と避難路、避難場所の確保 ・ 東日本大震災を踏まえた津波対策
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石見海浜公園を中心とする海岸線の景観保全 ・ 平野部をゆったりと流れる下府川の景観保全 ・ 石見国分寺跡、石見国分尼寺跡、下府廃寺塔跡などの歴史的資産の保全 ・ 笹山城跡周辺の緑の景観保全 ・ 唐鐘地区等の赤瓦のまちなみ景観の保全

(4) 将来像と都市づくりの方針

将来像： 石見海浜公園の豊かな自然を活かした暮らしと交流のまち

■国府地区の都市づくりの目標

○地域の生活を支える魅力ある市街地の形成

- ・下府駅の交通結節機能の向上を図るとともに、駅周辺から国道9号、一般県道唐鐘港線周辺の商業施設の活性化を図り、地域の生活を支える魅力ある市街地の形成を図ります。

○石見海浜公園を活かした観光の促進

- ・石見海浜公園は広域公園として市民に親しまれ、市内で最も多くの観光客が訪れるところです。美しい海岸での海水浴や釣り等の自然体験型のレクリエーション、しまね海洋館アクアス、周辺のスポーツ施設などを活用した観光を促進することにより、地域の活性化をめざします。

○水と緑からなる豊かな自然と共生した居住環境の整備

- ・浜田海岸県立自然公園に指定された美しい海岸線と下府川のゆったりとした流れ、市街地の緑の背景をなす丘陵地の森林など豊かな自然に恵まれた本地区では、自然環境と共生した居住環境を保全するとともに、自然景観に配慮したまとまりのある市街地の形成を図ります。

■国府地区の都市づくりの方針

①土地利用及び市街地整備の方針

土地利用区分	土地利用及び市街地整備の方針
商業・業務系	・国分町・下府町の国道9号及び一般県道唐鐘港線周辺の商業機能の活性化をめざし、地域住民の生活の拠点の維持を図ります。
工業・流通系	・浜田卸売商業団地は流通商業、工業機能の維持及び集積を図ります。
住居系	・市街地を形成する古くからの住宅地の居住環境の向上にむけ、地区計画の導入を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上をめざします。

住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・伊甘土地区画整理事業地内の宅地化等有効活用を図ります。 ・JR 山陰本線の東西方向の連絡を向上させ、宅地化等有効活用を図ります。 ・下府町笹山城跡周辺は緑の多い良好な居住環境の形成と無秩序な開発の抑制を図るために低層の住居専用地域とします。
農林漁業・ 田園居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業集落地においては、農山漁村の快適な居住環境の向上を図ります。 ・石見海浜公園を中心とする自然型観光施設の活用を図り、地域活性化をめざします。
公園・レクリ エーション・ 観光系	<ul style="list-style-type: none"> ・石見海浜公園を中心とした市民及び観光客が楽しむ自然型観光拠点及び一般県道はまだリゾート線沿道のスポーツ施設などの適切な維持管理・充実を図ります。
森林系	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は下府川の濁水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能を持ちます。また、市街地の騒音や大気汚染を和らげ、二酸化炭素吸収機能を持つため、森林の保全を図ります。
②道路・交通施設の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号から国府海水浴場及び石見畳ヶ浦へのアクセスの向上をめざします。 ・国道9号の渋滞緩和及び災害時などにおける迂回ルートとして、国分町から浜田・石見地区を結ぶ補助幹線道路の機能強化を検討します。 ・JR 山陰本線で分断されている東西方向の連絡性の向上をめざします。 ・公共交通の利用促進を図ります。 	
③河川・上下水道の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・下府川、久代川の親水性の向上を図ります。 ・上水道の適正な維持管理を進めます。 ・国府処理区の公共下水道の整備を進めます。 	
④公園・緑地の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・石見海浜公園（広域公園、面積140.2ha）の維持管理・充実を関係機関に働きかけます。 ・住民の日常の憩いとなり子どもの遊び場となる身近な公園・広場の整備をめざします。 ・国府地区住民が多目的に利用できる公園整備をめざします。 ・下府川の堤防など散歩のできる憩いの場の形成をめざします。 	

⑤自然環境保全の方針

- ・ 浜田海岸県立自然公園の自然環境を保全します。
- ・ 下府川流域の自然環境を保全します。
- ・ 山地・丘陵部の森林を保全します。

⑥都市防災の方針

- ・ 下府川の治水対策（河口浚渫等）、下府川防災ステーションの維持管理を関係機関に働きかけます。
- ・ 土砂災害危険区域や下府川浸水想定区域、津波浸水想定区域、初動開所避難所、災害時避難指定所などの住民への周知を図り、自助、共助、公助による減災を図ります。
- ・ 津波に対する防災対策を検討します。

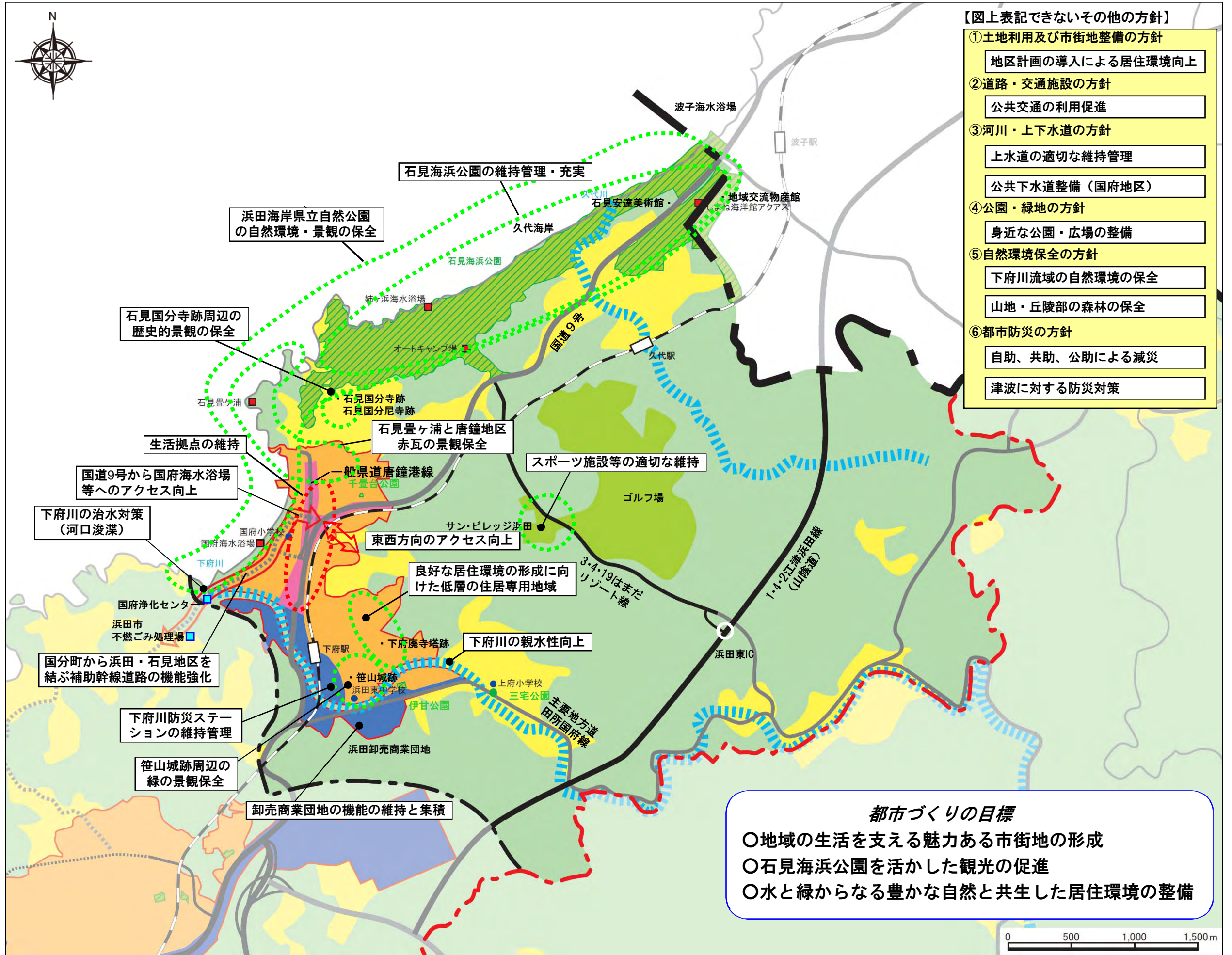
⑦景観形成の方針

- ・ 浜田海岸県立自然公園及び石見海浜公園の美しい海岸景観の保全を図ります。
- ・ ゆったりとした下府川の河川景観の保全をめざします。
- ・ 石見国分寺跡、石見国分尼寺跡、下府廃寺塔跡をはじめとする寺社など石見地域の中心として栄えてきた歴史的景観資源の保全をめざします。
- ・ 笹山城跡周辺の緑の景観の保全をめざします。
- ・ 石見畳ヶ浦と唐鐘地区の赤瓦のまちなみ景観の保全をめざします。

地区別都市づくり方針図 浜田都市計画区域（国府地区）

将来像： 石見海浜公園の豊かな自然を活かした暮らしと交流のまち

凡例		
土地利用		
	都市計画区域	
	地区界	
	商業・業務系	
	工業・港湾・流通系	
	住居系	
	用途地域界	
	農林漁業・田園居住系	
	公園・レクリエーション地	
	森林系	
道路		
供用・事業中	計 画	
		高規格幹線道路 主要幹線道路
		幹線道路
		都市計画道路
鉄道		
	鉄道・駅	
河川		
	主要河川	
地物		
	都市施設	
	小学校・中学校	
	公園	
	観光拠点	
	本庁・支所	
	市界	



3-2 浜田・石見地区

(1) 地区の現況特性

人口

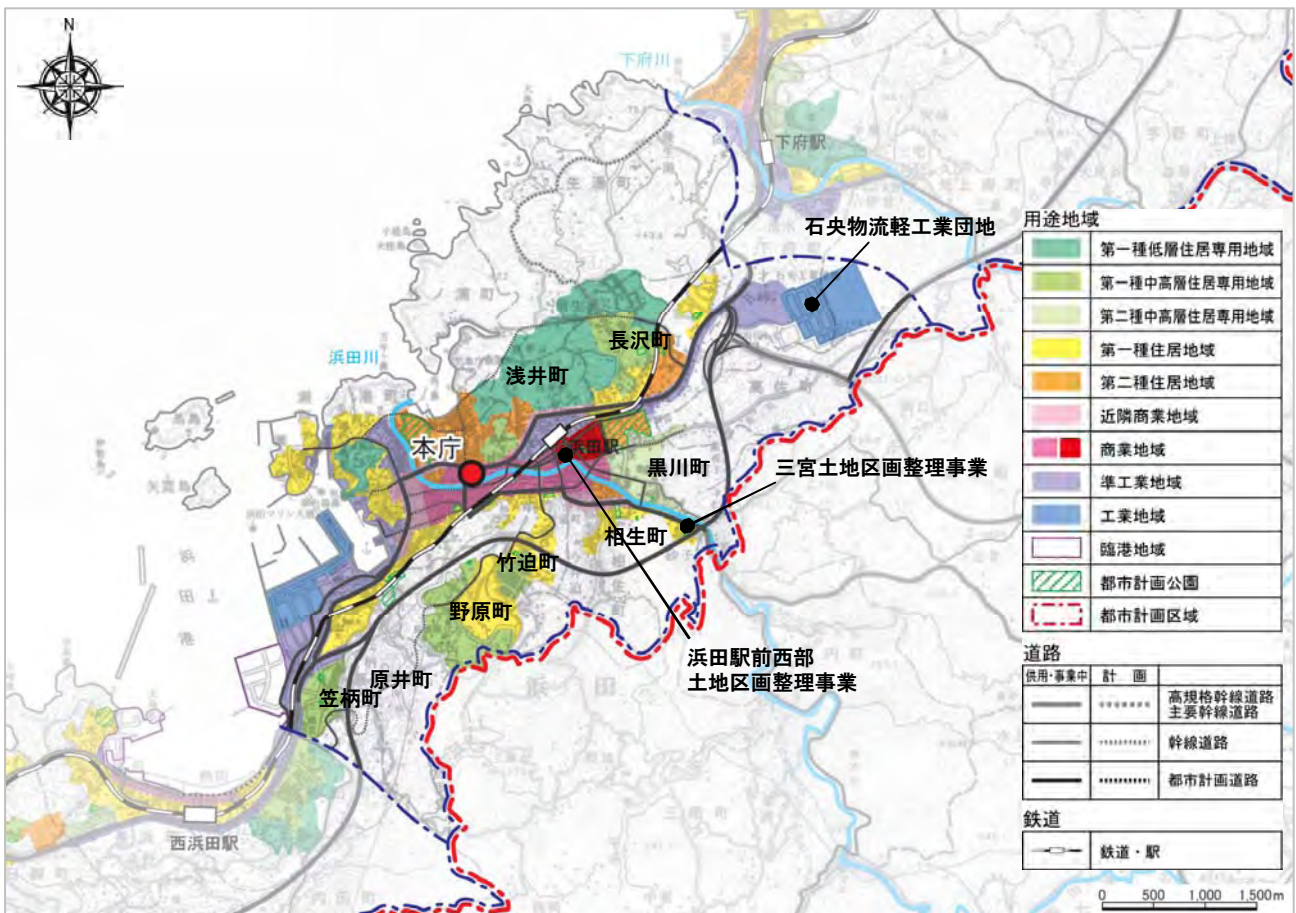
浜田・石見地区は浜田都市計画区域の中央に位置し、浜田都市計画区域内人口の56.6%、23,055人が居住しています。市街地は中心市街地から、南西方向に笠柄町、南方向へ野原町、東方向へ黒川町、北東方向へ長沢町、北方向へ浅井町と広がり用途地域が指定されています。用途地域内には21,186人が居住し、人口密度は(43.1人/ha)となっています。

人口は減少傾向にあります。

人口動向と人口密度

	可住地面積 ha	人口			人口密度 人/ha
		平成17年 ①	平成22年 ②	差 ②-①	
浜田・石見地区	1,578.4	24,084	23,055	-1,029	14.6
用途地域	491.3	22,083	21,186	-897	43.1
浜田都市計画区域	4,703.3	42,472	40,754	-1,718	8.7
用途地域	893.5	34,995	33,589	-1,406	37.6

資料：国勢調査



浜田・石見地区の都市計画図

土地利用と市街地整備

浜田・石見地区は、浜田都市計画区域の中核をなす地区として集約した土地利用がなされています。

JR 浜田駅から朝日町、殿町、栄町、片庭町にかけて地域は中心市街地を形成し、行政、金融、商業、業務機能が集積し、県西部・石見地方の中核機能を担っています。

商業・業務系土地利用は、この中心市街地と国道9号沿道に広がっています。中心市街地の商店街はモータリゼーションと郊外型店舗の増加により空洞化が懸念されます。分散している行政機能等の集約化、高度化による土地の有効利用が必要です。



浜田駅周辺

工業系土地利用は、浜田漁港（原井町、元浜町、大辻町、瀬戸ヶ島町、港町、松原町、外ノ浦町）と水産加工団地が、西日本有数の漁業基地を形成しています。また、浜田港は重要港湾に指定され、県内唯一の国際貿易港として機能し、臨港地区に指定され港湾関係の土地利用がなされています。浜田 IC 周辺には石央物流軽工業団地が立地し工業・流通系の土地利用が進んでいます。

また、国道9号沿道は準工業地域の用途地域が指定され工業系土地利用が進んでいますが、沿道型店舗、住宅地が混在するところがみられます。

住居系土地利用は中心市街地周辺部を中心に、南西方向へ笠柄町、原井町、南方向は竹迫町、野原町、東方向は黒川町、相生町、北方向は長沢町、浅井町に広がっています。中心部は古くからのまちなみと木造家屋の密集がみられます。

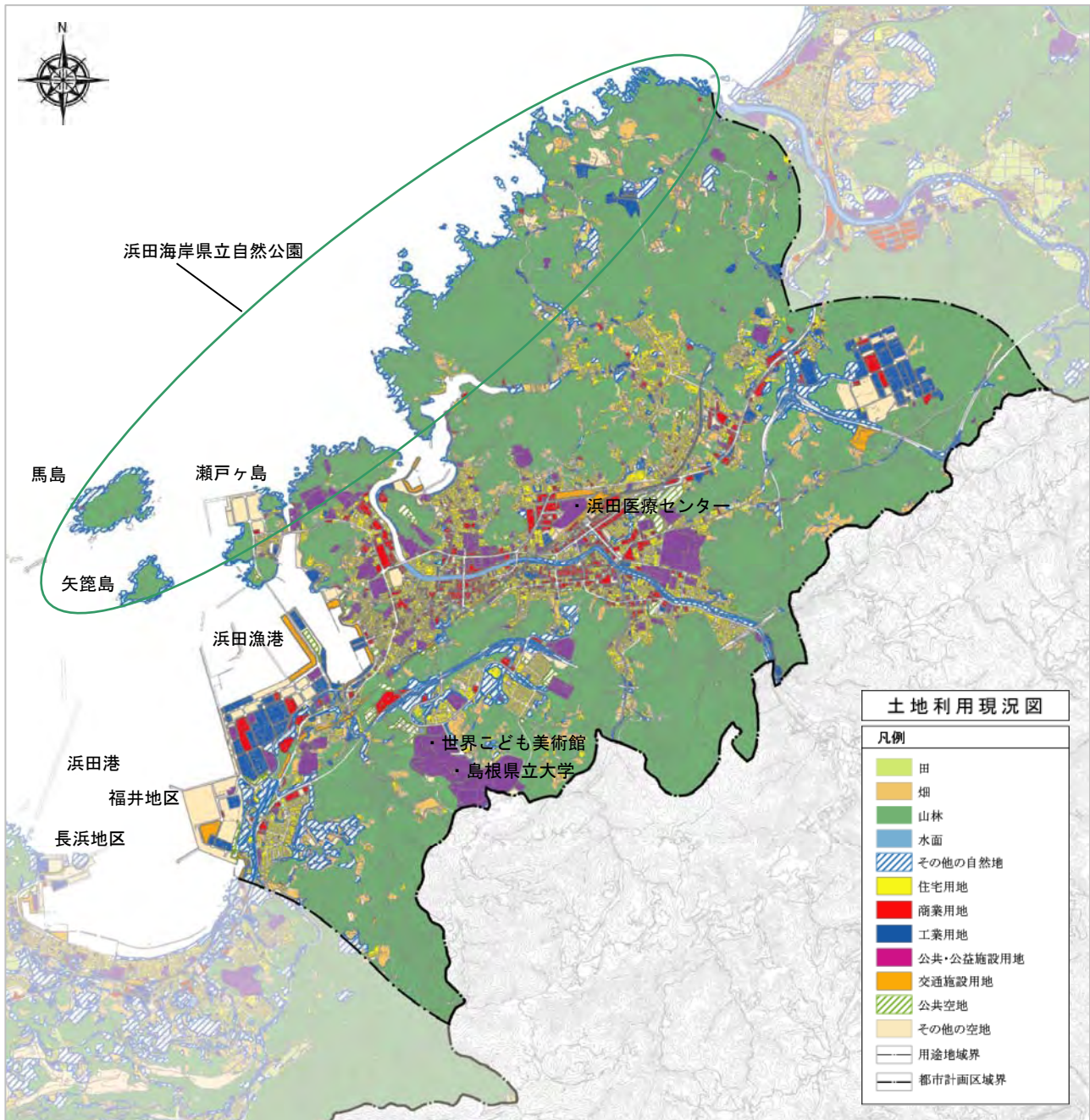
市街地整備は、中心市街地において浜田駅前西部土地区画整理事業（市施行、9.2ha）が施行され、都市計画道路3・4・1長沢田町線（一般県道浜田停車場線）や万灯山公園、石央文化ホールが整備されるなど、浜田市の新しいまちの顔が形成されました。同様に、市施行の土地区画整理事業は三宮土地区画整理事業（4.2ha）で行われ、一方、組合施行の土地区画整理事業は11箇所、施行面積は50.0haにおよび、良好な市街地が形成されています。また、竹迫団地、笠柄団地、二反田団地などの住宅団地が整備されています。

黒川町の浜田医療センター跡地に、浜田市立中央図書館を移転新築することにより、周辺は小中高校と東公園等の公共施設の整った文教地区の形成が一層図られます。浜田駅から新たな浜田市立中央図書館、浜田高校を結ぶ歩行者導線等の形成による新たな賑わい軸の形成が期待されています。

野原町には島根県立大学、世界こども美術館、海のみえる文化公園が整備されています。浜田駅北側に浜田医療センターが移転新築され、駅舎と連絡通路でつながりバリアフリー化され、浜田市の新たなまちの顔となっています。

用途地域は、中心市街地と周辺、浜田漁港と浜田港周辺、島根県立大学周辺、石央物流軽工業団地等に指定されています。

用途地域外は、山林、農地が主体となり、農林業を主とする集落地となっています。しかし、用途地域周辺部においては、農地転用や山林開発による宅地化が進んでいます。



浜田都市計画区域土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査

道路・交通施設

広域幹線道路は、国道9号が地区中央の主軸となって東西方向に縦断し、国道186号は中心市街地より南へ向かっています。山陰道は国道9号のバイパス的役割を持ち、浜田IC、三宮IC、竹迫IC、バイパス西口で市街地の幹線道路と接続しています。浜田・三隅道路（山陰道）と一般県道熱田インター線の整備が進められています。

幹線道路は主要地方道浜田八重可部線、主要地方道浜田港線、主要地方道浜田美都線、一般県道浜田商港線が中心部より放射状に広がっていますが、都市計画道路網の整備が不十分です。

国府地区を結ぶ市道長沢下府線は、国道9号の渋滞緩和及び災害時などの迂回ルートになっていますが機能の強化が必要です。

都市計画道路は、自動車専用道路3路線内2路線が供用、幹線道路19路線内6路線が供用、区画道路は全てが供用されています。

中心市街地の都市施設としての駐車場は2ヶ所に限られ、駅周辺の駐輪場とともに整備が求められています。

都市計画道路の整備状況（浜田・石見地区）

種別	名称		構造(計画)			整備状況
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
自動車専用道路	1・4・1	長沢原井町線	6,680m	21m	4車線	供用
〃	1・4・2	江津浜田線	5,550m	21m	4車線	供用
〃	1・4・3	浜田三隅線	11,620m	21m	4車線	事業中
幹線街路	3・4・1	長沢田町線	1,510m	20m	2車線	供用
〃	3・4・2	殿町原町線	880m	20m	4車線	一部供用
〃	3・4・3	浜田漁港線	390m	18m	2車線	一部供用
〃	3・4・4	天満町高田町線	540m	16m	2車線	—
〃	3・5・5	下府殿町熱田町線	6,940m	15m	2車線	(国道9号)
〃	3・5・6	浜田停車場潰線	1,160m	12m	2車線	供用
〃	3・4・7	浜田停車場三宮線	1,940m	18m	2車線	供用
〃	3・5・8	天満町東公園線	2,200m	12m	2車線	一部供用
〃	3・5・9	港町瀬戸ヶ島線	1,190m	12m	2車線	供用
〃	3・5・10	浜田長浜線	3,480m	12m	2車線	一部供用
〃	3・4・11	鏡山大橋片庭町線	1,080m	17m	2車線	一部供用
〃	3・5・12	桧ヶ浦線	350m	12m	2車線	—
〃	3・5・13	長沢外ノ浦殿町線	3,400m	12m	2車線	一部供用
〃	3・5・14	松原港町線	1,130m	12m	2車線	—
〃	3・6・15	高佐線	770m	8m	2車線	—
〃	3・5・17	長沢線	400m	15m	2車線	供用
〃	3・5・18	琵琶町野原線	1,140m	12m	2車線	供用
〃	3・6・20	熱田インター線	1,170m	11m	2車線	一部供用
〃	3・6・21	ゲートウェイロード線	3,180m	10m	2車線	—
区画街路	7・6・1	浜田駅前1号線	70m	9m	—	供用
〃	7・6・2	浜田駅前2号線	70m	9m	—	供用
〃	7・7・3	浜田駅前3号線	430m	7m	—	供用
〃	7・7・4	浜田駅前4号線	290m	6m	—	供用
〃	7・6・5	浜田駅前5号線	170m	9m	—	供用

鉄道は、JR 山陰本線が国道 9 号と平行して東西方向に縦断し、中央に浜田駅があります。浜田駅は石見地域の中心となる駅です。浜田駅からは、高速バスが日に広島 16 往復、大阪 4 往復、東京 1 往復運行されています。路線バスは、浜田駅から市内循環線が中心市街地を巡回し、大学線が浜田駅と運転免許センター、島根県立大学を結んでいます。また、浜田駅からは浜田・石見地区内の長沢町、瀬戸ヶ島町、浜田都市計画区域内の国府地区、長浜・周布・美川地区、支所のある金城、旭、弥栄、三隅地区と路線バスで連絡されています。

路線バスの停留所から遠い集落の交通手段を確保するため、長見町及び三階町の一部の地域から浜田駅までを予約型乗り合いタクシーで連絡されています。

河川・上下水道

浜田川は市街地の中央を流れ、市街地に水と緑の空間を形成しています。

上水道はほぼ全域で整備されています。

公共下水（污水）は未整備です。竹迫団地、笠柄団地、東福井団地などの開発地ではコミュニティプラントが設置され污水対策が図られています。

公園・緑地

東公園（運動公園 11.0ha）、城山公園（歴史公園 8.7ha）、ゆうひ公園（近隣公園 2.5ha）、長沢公園（特殊公園 0.45ha 一部供用）などが整備されています。東公園は市街地中央にあるため、運動施設のナイター照明や声援、土埃などが周辺へ影響を与え、施設の老朽化等による公式大会開催の難しさがあります。

一方、市街地内には市民の身近な公園は少なく、土地区画整理事業により整備された街区公園を主体に 18 箇所 全体で 3.57ha が整備されています。また、浜田川には市役所周辺に桜が植えられ桜の名所として市民に親しまれているとともに、川岸の遊歩道の整備も行われています。

自然環境

生湯町から外ノ浦町、瀬戸ヶ島町にかけたリアス式海岸は、浜田海岸県立自然公園の指定を受けています。また、市街地周辺は山林が多く残され、豊かな自然環境に囲まれています。

都市防災

浜田川下流部沖積平野に市街地の主要部があり、また、丘陵部に接して市街地が形成されているため土砂災害、浸水の危険性があります。浜田川の治水対策として、上流部では浜田川総合整備事業（第二浜田ダム・浜田ダム再開発事業）が進められています。本市では防災ハザードマップを整備し、初動開所避難所、災害時避難指定所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示すなど都市防災に対応していますが、東日本大震災を踏まえた津波対策が求められています。

景観

生湯町から外ノ浦町、瀬戸ヶ島、馬島、矢筈島にかけてリアス式海岸は、浜田海岸県立自然公園に指定された風光明媚な自然海岸の景観がみられます。また、浜田漁港にかかる浜田マリン大橋は「海に見える文化公園」や道の駅「ゆうひパーク浜田」などからの眺望が美しく浜田市のシンボルとなっています。

浜田城跡の城山公園は石垣と旧浜田県庁門が残され、浜田護国神社、御便殿などが歴史的景観を形成しています。

石央文化ホール、世界こども美術館、島根県立大学、浜田医療センターなど新たな施設が作り出す新しい都市景観が形成されています。

(2) 市民のニーズ

都市整備について、「道路整備」、「公園・緑地」、「下水道」、「防火・防災対策」が望まれています。

「道路整備」は、防犯灯、狭い道路など地区の道路整備の要望が高くなっています。

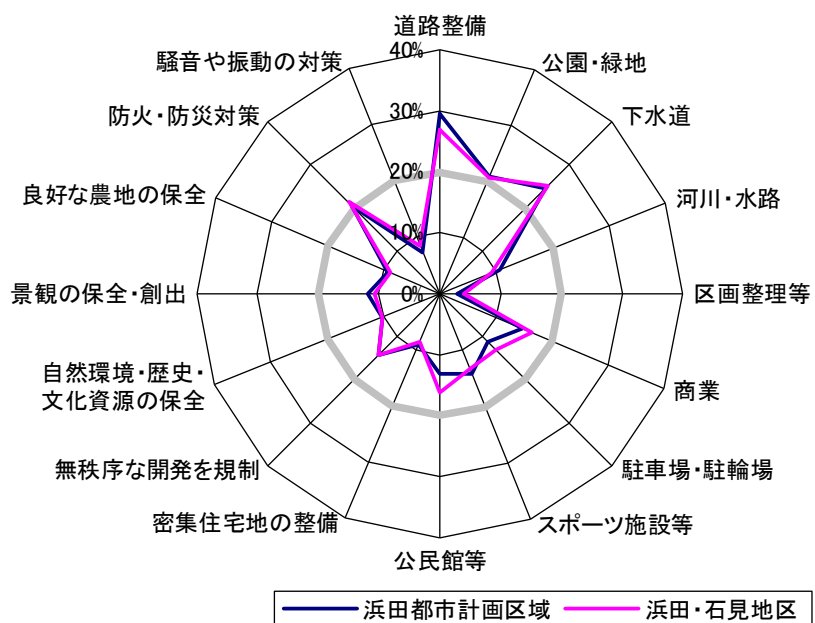
「公園・緑地」は、日常の憩いのための身近な広場や公園の整備が望まれています。

「防火・防災対策」は、避難地・避難路の整備、狭い道路の整備・解消があげられています。

「道路・公園・緑地以外の都市施設の整備」では、図書館・児童文庫、福祉施設の整備が望まれています。

「景観形成」では、海岸線や河川など水辺の自然景観の保全・活用が望まれています。

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合(%)
道路整備	174	26.9
公園・緑地	135	20.8
下水道	162	25.0
河川・水路	60	9.3
区画整理等	26	4.0
商業	106	16.4
駐車場・駐輪場	85	13.1
スポーツ施設等	86	13.3
公民館等	105	16.2
密集住宅地の整備	55	8.5
無秩序な開発を規制	92	14.2
自然環境・歴史・文化資源の保全	67	10.3
景観の保全・創出	70	10.8
良好な農地の保全	57	8.8
防火・防災対策	138	21.3
騒音や振動の対策	56	8.6
回答者数	648	



都市施設の整備に望まれている事項

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	267	41.2
第2位	狭い道路など地区の道路整備	231	35.6
第3位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	180	27.8

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	避難地・避難路の整備	209	32.3
第2位	狭い道路の整備・解消	206	31.8
第3位	建築物の不燃化・耐震化	183	28.2

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	287	44.3
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	179	27.6
第3位	スポーツ等が楽しめる大きな公園の整備	114	17.6

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	337	52.0
第2位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	178	27.5
第3位	道路等の電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする	161	24.8

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	図書館・児童文庫	251	38.7
第2位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	206	31.8
第3位	診療所・病院	139	21.5

(2つ以内で複数回答)

(3) 都市計画上の課題

項目	課題
土地利用と市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化 ・ 行政機能の集約化 ・ 国道9号沿道の用途の混在 ・ 浜田港の港湾関連施設の向上 ・ 石央物流軽工業団地の未利用地の活用 ・ 住居専用地域の居住環境の維持 ・ 古くからの住宅地の居住環境の向上
道路・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田・三隅道路(山陰道)の早期供用とアクセス道路の整備 ・ 中心市街地の駐車場整備 ・ 中心市街地の歩行者と自転車の安全性向上 ・ 環状道路の整備と交通ネットワーク化 ・ 浜田・石見地区と国府地区をつなぐ補助幹線道路の整備 ・ 公共交通の利用促進
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の親水性の向上 ・ 水道水の安定供給 ・ 公共下水(汚水)の整備
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公式大会開催が可能な県西部のスポーツ拠点として総合公園の検討 ・ 身近な公園・広場の整備
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田海岸県立自然公園の自然環境の保全 ・ 海岸や市街地周辺の自然環境の保全 ・ 山地・丘陵部の森林保全
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田川の治水対策の向上 ・ 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の対策と避難路、避難場所の確保 ・ 東日本大震災を踏まえた津波対策
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線や河川などの水辺の自然景観の保全 ・ 城下町の面影を残す城山や御便殿などの歴史的景観の保全 ・ 新しい都市景観の維持

(4) 将来像と都市づくりの方針

将来像： 中核都市にふさわしい 賑わいと風格のあるまち

■浜田・石見地区の都市づくりの目標

○中核都市にふさわしい都市づくり

- ・ 県西部、石見地方の中核都市にふさわしいまちの賑わい、港や市場の活気、美しいまちなみ、大学や文化活動、石見神楽などの伝統文化、福祉医療が充実した中核都市の賑わいと風格のある都市づくりをめざします。

○生活に必要な諸機能がネットワーク化された、効率的でコンパクトな都市づくり

- ・ 中心市街地を縁取る内環状道路、中心市街地から放射状に広がる住宅団地と生産拠点を結ぶ外環状道路の形成による交通ネットワーク化を図り、効率的でコンパクトな都市づくりをめざします。

○身近な水辺と緑からなる自然環境の保全と活用

- ・ 浜田川から松原海岸、瀬戸ヶ島、浜田マリン大橋、浜田港へと続く水辺と三階山、旗竿山、高尾山の緑は市街地に潤いをもたらす水と緑からなる貴重な自然環境です。この優れた自然環境の保全及び活用を図るとともに、浜田川を活かした都市づくりをめざします。

■浜田・石見地区の都市づくりの方針

①土地利用及び市街地整備の方針

土地利用区分	土地利用及び市街地整備の方針
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化をめざし、回遊性の高い魅力ある空間づくり（街路の緑化、無電柱化、ポケットパーク、緑道整備、駐車場の検討等）を進めます。 ・ 浜田駅周辺は、浜田医療センターの立地を活かし、駅の南北との連携を図り、高度利用による都市機能の集積を図ります。 ・ 港町の国道9号沿道は、大規模店舗を中心とした商業地として商業系土地利用への転換に向けた用途地域変更を検討します。 ・ 市役所周辺は、シビックコア地区として行政機能等の集約化を図ります。

工業・流通系	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田港及び浜田港臨海工業団地（福井地区）、浜田漁港と水産加工団地、浜田 IC 付近の石央物流軽工業団地などを港湾・流通拠点、工業拠点として維持を図ります。 ・浜田港は、山陰地方の物流の拠点港・重要港湾として、港湾関連施設整備を関係機関に働きかけます。
住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地はまちなか居住を進め、生活を中心とした都市機能の維持、更新を図ります。 ・小中学校区と連動した住宅政策を検討します。 ・中心市街地北部の長沢町、浅井町、生湯町周辺は低層の住居専用地域として良好な居住環境を保全します。 ・用途地域外へ市街地の広がりを防ぎ、用途地域内への誘導を図ります。 ・竹迫団地、笠柄団地、東福井団地、二反田団地などの良好な居住環境を維持していくために地区計画や建築協定、緑地協定等の導入を検討します。 ・古くからの住宅地の居住環境の向上にむけ、地区計画の導入を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上をめざします。
農林漁業・ 田園居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業集落地においては、農山漁村の快適な居住環境の向上を図ります。
公園・レクリエー ション・観光系	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県立大学、世界こども美術館を中心として文化ゾーンを形成し、国際的な人材育成や文化・学術の国際文化交流拠点の形成をめざします。
森林系	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は浜田川の渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能を持ちます。また、市街地の騒音や大気汚染を和らげ、二酸化炭素吸収機能を持つため、森林の保全を図ります。

②道路・交通施設の方針

- ・整備が遅れている都市計画道路の早期事業化を図ります。
- ・浜田・三隅道路（山陰道）の早期供用を関係機関に働きかけるとともに、浜田 IC、三宮 IC、竹迫 IC、原井ランプ（仮称）と市街地を結び、山陰道のバイパス機能の向上により中心市街地への通過交通の減少を図ります。また、熱田 IC（仮称）と熱田インター線の整備により、浜田港・浜田漁港・水産加工団地からの高速交通体系へのアクセス道路の確保による利便性の向上を図ります。
- ・外環状道路、内環状道路の整備による交通ネットワーク化により、中心市街地の交通分散、国道9号の渋滞緩和、緊急災害時の迂回機能の強化を図ります。
- ・浜田・石見地区と国府地区を結ぶ補助幹線道路を検討します。
- ・駐車場・駐輪場の整備を検討します。
- ・中心市街地の歩行者と自転車の安全性の向上を図ります。
- ・公共交通の利用促進を図ります。

③河川・上下水道の方針

- ・浜田川の親水性の向上を図ります。
- ・上水道の適正な維持管理を進めます。
- ・浜田地区の公共下水道（汚水）の整備をめざします。

④公園・緑地の方針

- ・スポーツ審議会の答申を踏まえ、公式大会等が開催可能な総合公園の整備を検討します。
- ・市民の日常の憩いとなり子どもの遊び場となる身近な公園・広場の整備をめざします。
- ・浜田川の堤防などを散歩のできる憩いの場の形成を図ります。

⑤自然環境保全の方針

- ・浜田海岸県立自然公園の自然環境を保全します。
- ・浜田川の水質を保全し、流域の自然環境を保全します。
- ・山地・丘陵部の森林を保全します。

⑥都市防災の方針

- ・ 浜田川の治水対策を関係機関に働きかけます。
- ・ 土砂災害危険区域や浜田川浸水想定区域、津波浸水想定区域、初動開所避難所、災害時避難指定所の住民への周知を図り、自助、共助、公助による減災をめざします。
- ・ 防犯灯の設置を地域と協働で進めるとともに、住民との協働による「一戸一灯防犯運動」の取り組みなどによる犯罪が発生しにくい明るいまちづくりをめざします。
- ・ 津波に対する防災対策を検討します。

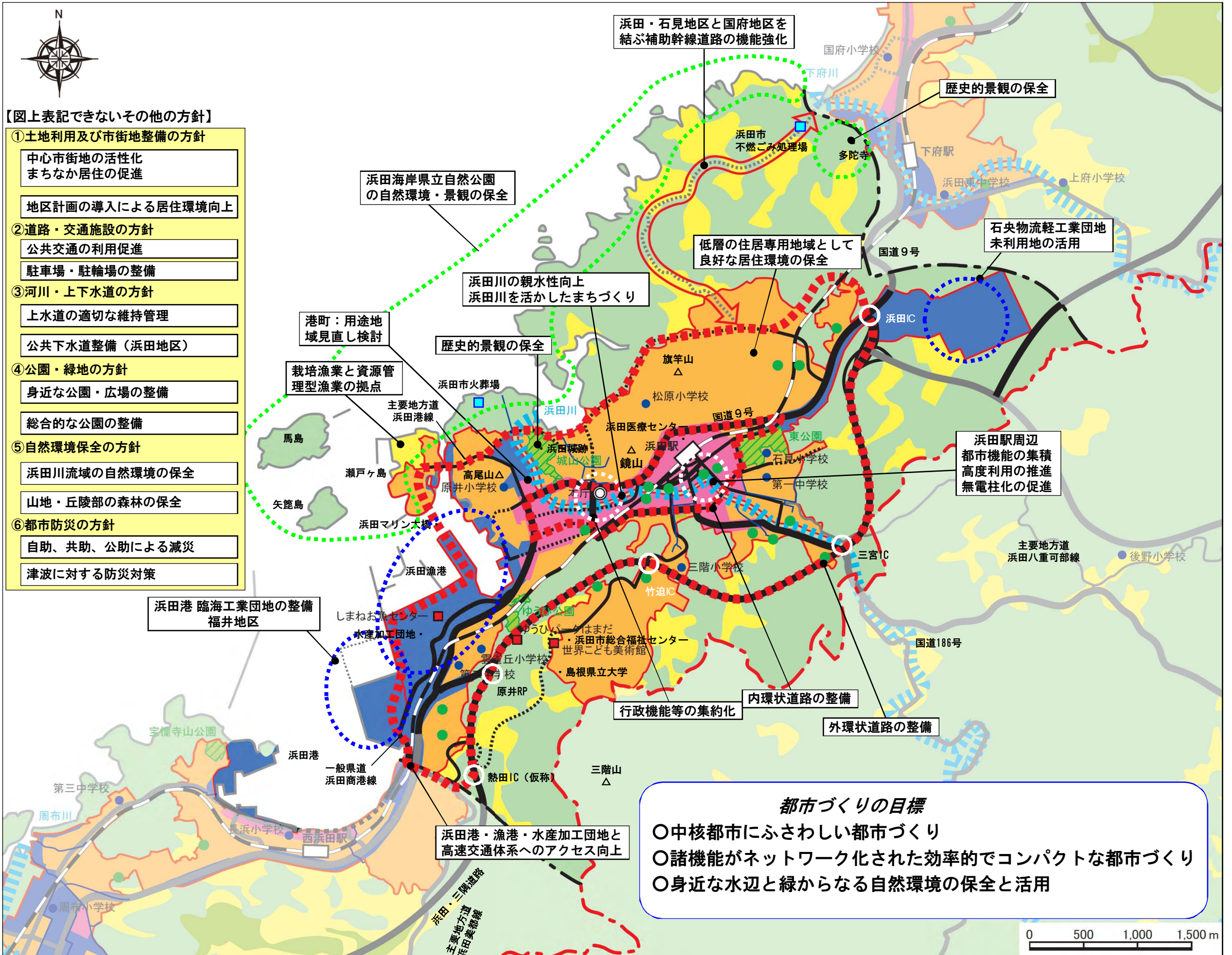
⑦景観形成の方針

- ・ 浜田海岸県立自然公園の美しい海岸景観の保全を図ります。
- ・ 中心市街地を流れる浜田川を活かした河川景観の形成と低水敷の雑草や土砂除去等の適切な管理による維持、保全を図ります。
- ・ 市街地を取り囲む緑の山々の稜線の保全をめざします。
- ・ 城下町の面影を残す城山公園、御便殿などの歴史的景観の保全と活用をめざします。
- ・ 多陀寺の歴史的景観とクスノキ等の緑の景観保全をめざします。
- ・ 浜田マリン大橋、石央文化ホール周辺、島根県立大学周辺などの新しい都市景観の維持を図ります。
- ・ 浜田駅周辺などの無電柱化を検討します。

地区別都市づくり方針図 浜田都市計画区域（浜田・石見地区）

将来像： 中核都市にふさわしい賑わいと風格のあるまち

凡例	
土地利用	
	都市計画区域
	地区界
	商業・業務系
	工業・港湾・流通系
	住居系
	用途地域界
	農林漁業・田園居住系
	公園・レクリエーション地
	森林系
道路	
供用・事業中	計 画
	高規格幹線道路 主要幹線道路
	幹線道路
	都市計画道路
鉄道	
	鉄道・駅
河川	
	主要河川
	都市下水路
地物	
	都市施設
	小学校・中学校
	公園
	観光拠点
	本庁・支所
	市界



3-3 長浜・周布・美川地区

(1) 地区の現況特性

人口

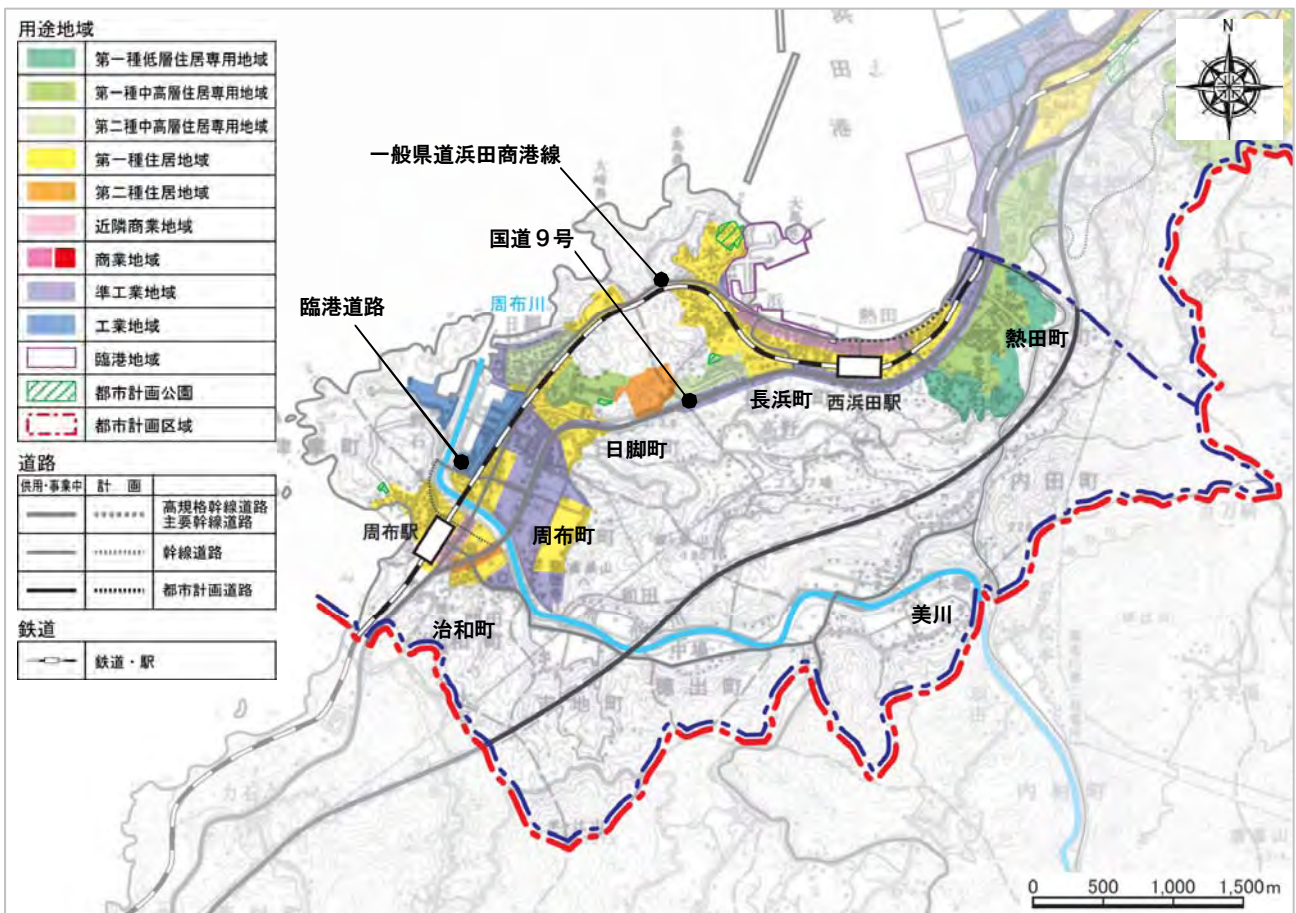
長浜・周布・美川地区は浜田都市計画区域の西側に位置し、浜田都市計画区域人口の29.3%、11,947人が居住し、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町の市街地を中心とする用途地域にはそのうち75.1%の8,971人が居住しています。

人口は減少傾向にあります。

人口動向と人口密度

	可住地面積 ha	人口			
		平成17年 ①	平成22年 ②	差 ②-①	人口密度 人/ha
長浜・周布・美川地区	1,301.4	12,484	11,947	-537	9.2
用途地域	226.8	9,363	8,971	-392	39.6
浜田都市計画区域	4,703.3	42,472	40,754	-1,718	8.7
用途地域	893.5	34,995	33,589	-1,406	37.6

資料：国勢調査



長浜・周布・美川地区の都市計画図

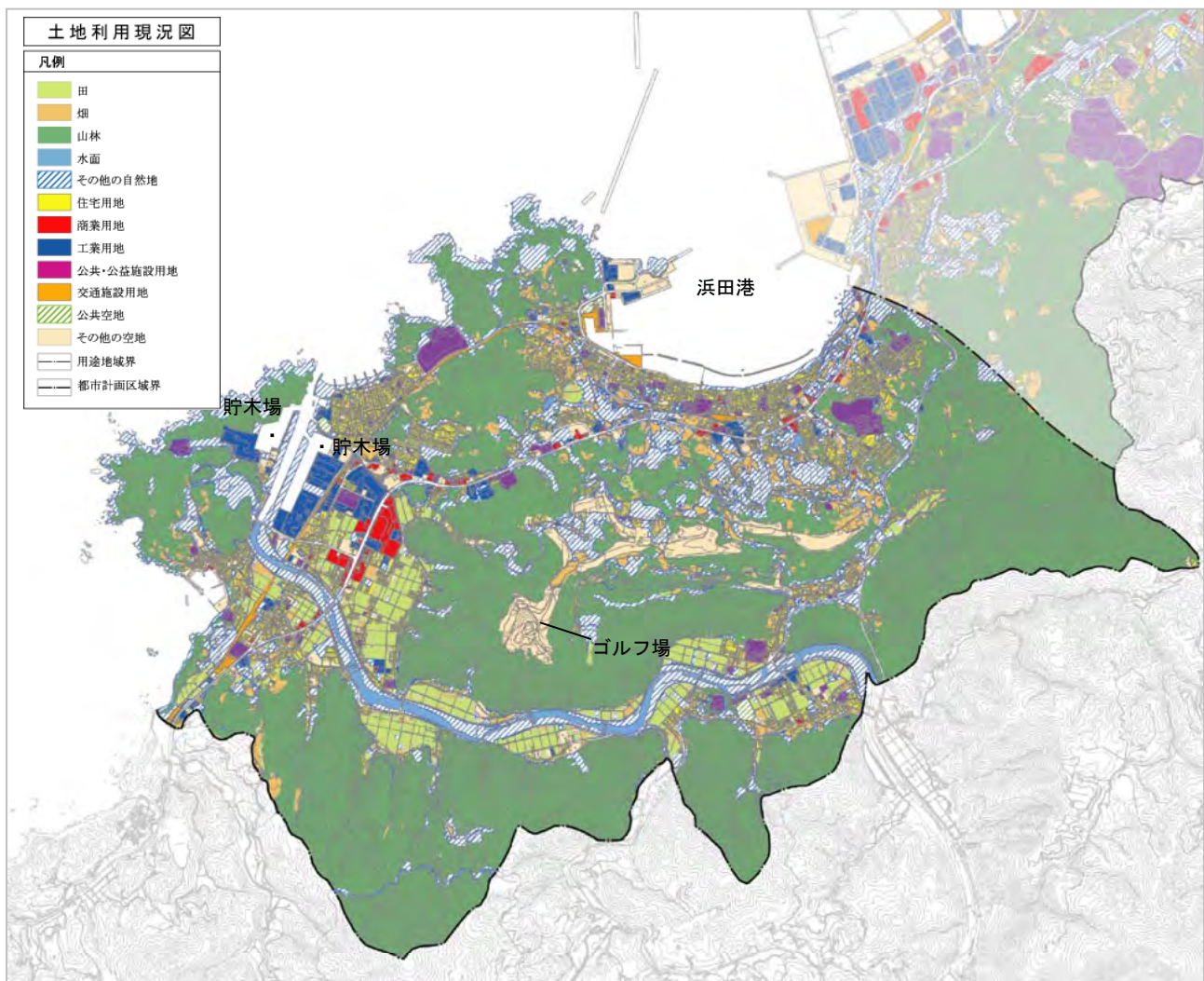
土地利用と市街地整備

長浜町、熱田町は浜田港に面し、国道9号及び一般県道浜田商港線沿道に市街地が形成されて、熱田町では山側に宅地開発が行われています。一方、日脚町、周布町、治和町は、周布川沿いの平坦部に市街地が形成され、河口部には貯木場及び関連工業施設が立地しています。国道9号沿道は沿道型商業施設、西浜田駅・周布駅周辺に小規模店舗がみられます。また、国道9号沿道は工業、商業、住居の混在した土地利用がなされています。

市街地整備は耕地整備により整形された土地を基本としています。そこに国道9号が整備され、沿道の小規模開発による市街地化が進んでいます。また、宅地開発では小福井団地、石原団地、日脚団地等が整備されています。

長浜町、熱田町、日脚町、周布町、治和町の市街地は用途地域が指定され、商業系、工業系、住居系の用途地域が指定されています。

用途地域外は、山林、田が主となり、周布川の流域にまとまった田園地帯が広がります。また、塚ヶ原山にはゴルフ場が立地しています。



浜田都市計画区域土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査

道路・交通施設

広域幹線道路として、国道9号が地区内を縦断し、主要地方道浜田美都線、一般県道浜田商港線、一般県道美川周布線、一般県道周布停車場線、臨港道路が地区の骨格をなしています。また、山陰道の事業化が進められ、地区外の熱田IC（仮称）、西村IC（仮称）により国道9号と接続する予定です。

都市計画道路は3・5・10 浜田長浜線、3・5・16 鰐石治和線が未整備です。

長浜、日脚、津摩は、古くからの集落地を中心に形成されているために細街路が多く、生活道路と幹線道路を結ぶ補助幹線道路が少ない状況にあります。

公共交通ではJR山陰本線西浜田駅、周布駅があります。路線バスは国道9号及び一般県道浜田商港線に運行しています。

路線バスの停留所から遠い集落の交通手段を確保するため、田橋町、横山町、穂出町中場、吉地町及び内田町、内村町の一部の地域から周布地区の医療機関や商業施設までを予約型乗合タクシーで結んでいます。

都市計画道路の整備状況（長浜・周布・美川地区）

種別	名称		構造(計画)			整備状況
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
自動車専用道路	1・4・3	浜田三隅線	11,620m	21m	4車線	事業中
幹線街路	3・5・10	浜田長浜線	3,480m	12m	2車線	一部供用
〃	3・5・16	鰐石治和線	880m	12m	2車線	-

河川・上下水道

周布川は地区中央を流れ、農業用水として活用され、地区中央の緑の軸線となっています。上水道はほぼ全域で整備されています。

公共下水（污水）は未整備です。

美川地区は農業集落排水（33ha）が整備されています。

自然環境

津摩町から長浜町にかけて美しいリアス式海岸となっています。日脚海岸では海岸浸食が進んでいます。周布川流域は山林が主となり地区中央を流れ田畑を潤しています。

公園・緑地

近隣公園として宝幢寺山公園、街区公園として日脚児童公園、津摩児童公園の2箇所と、身近な公園・広場が少ない状況にあります。

都市防災

丘陵地と市街地が接している所では急傾斜地崩壊危険区域に指定され、土砂災害の危険性があります。本市では防災ハザードマップを整備し、初動開所避難所、災害時避難指定所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示すなど都市防災に対応していますが、東日本大震災を踏まえた津波対策が求められています。

景観

周布川のゆったりとした流れと水田、周辺の山々が織りなす景観を見ることができます。市街地周辺は丘陵地に囲まれ、丘陵地の緑は市街地に潤いを与えています。鳶巣山城跡は丘陵地の端に位置し、周布川と田園風景の中に緑なす山が映えています。海岸部はリアス式海岸をなす美しい海岸の景観がみられます。

(2) 市民のニーズ

都市整備について、「道路整備」、「公園・緑地」、「下水道」、「防火・防災対策」が望まれています。

「道路整備」は、防犯灯、狭い道路など地区の道路整備の要望が高くなっています。

「公園・緑地」は、日常の憩いのための身近な広場や公園の整備が望まれ、他地区に比べ公園・緑地の整備の要望が高くなっています。

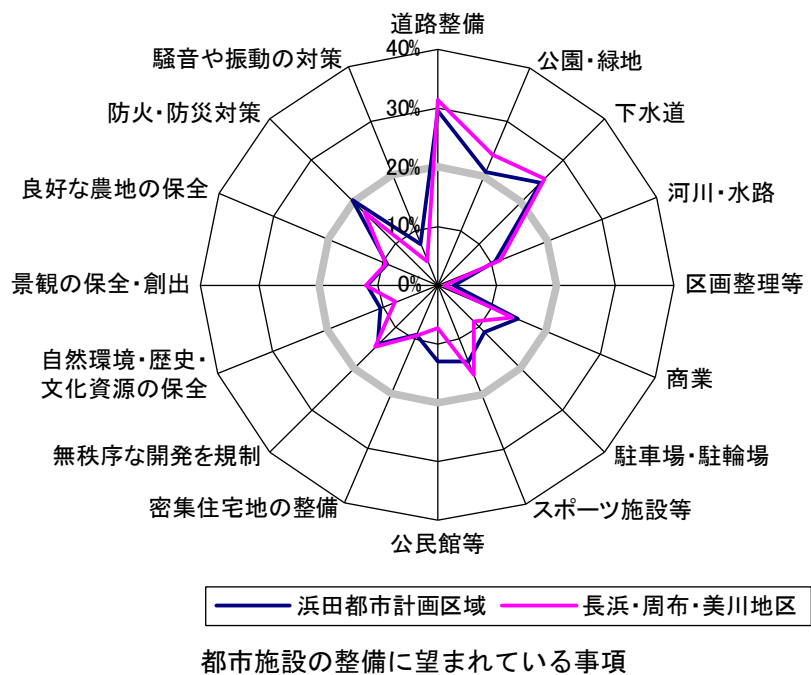
「防火・防災対策」は、避難地・避難路の整備、狭い道路の整備・解消が望まれています。

「道路・公園・緑地以外の都市施設の整備」では、福祉施設の整備が望まれています。

「景観形成」では、海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用や、森林や丘陵等の自然景観の保全が望まれています。

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合 (%)
道路整備	93	31.3
公園・緑地	71	23.9
下水道	76	25.6
河川・水路	34	11.4
区画整理等	4	1.3
商業	41	13.8
駐車場・駐輪場	26	8.8
スポーツ施設等	49	16.5
公民館等	22	7.4
密集住宅地の整備	28	9.4
無秩序な開発を規制	44	14.8
自然環境・歴史・文化資源の保全	23	7.7
景観の保全・創出	36	12.1
良好な農地の保全	28	9.4
防火・防災対策	52	17.5
騒音や振動の対策	13	4.4
回答者数	297	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	444	41.8
第2位	狭い道路など地区の道路整備	393	37.0
第3位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	293	27.6

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路の整備・解消	361	34.0
第2位	避難地・避難路の整備	351	33.0
第3位	建築物の不燃化・耐震化	310	29.2

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	480	45.2
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	294	27.7
第3位	スポーツ等が楽しめる大きな公園の整備	181	17.0

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	561	52.8
第2位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	306	28.8
第3位	道路等の電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする	260	24.5

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	図書館・児童文庫	371	34.9
第2位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	346	32.5
第3位	診療所・病院	249	23.4

(2つ以内で複数回答)

(3) 都市計画上の課題

項目	課題
土地利用と市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設の充実と市街地の魅力の向上 ・国道9号沿道の用途の混在した土地利用
道路・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備 ・長浜地区と日脚地区の中間点に国道9号と市県道浜田商港周布線を結ぶ補助幹線道路の整備 ・公共交通の利用促進
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の親水性の向上 ・水道水の安定供給 ・公共下水道の整備促進
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園・広場の整備
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の保全 ・周布川の水質の保持 ・山地・丘陵部の森林保全
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の治水対策(河口浚渫)の充実 ・土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の対策と避難路、避難場所の確保 ・東日本大震災を踏まえた津波対策
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりとした周布川の景観保全・活用 ・鳶巣山城跡周辺の緑の景観保全 ・海岸線の景観保全

(4) 将来像と都市づくりの方針

将来像： 豊かな緑と海に囲まれた工業・商業・住居が調和したまち

■長浜・周布・美川地区の都市づくりの目標

○地域の生産活動を支える活力ある産業の形成

- ・周布川河口を中心に木材関連事業所が集中し地域の生産活動を支えています。この活力のある産業地区の維持・発展を図ります。

○沿道型商業地の形成

- ・国道9号沿道には大規模商業施設が立地し、地域の利便性を向上させています。沿道型商業地の形成を図ります。

○地域の資源を活かしながらゆったりと暮らせる住環境の保全・形成

- ・海山川にかこまれた豊かな自然に恵まれた潤いある住環境の保全・形成により、まとまりのある市街地の形成を図ります。

■長浜・周布・美川地区の都市づくりの方針

①土地利用及び市街地整備の方針

土地利用区分	土地利用及び市街地整備の方針
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号沿道には大規模商業施設が立地し、地域の利便性を向上させています。そのため工業系土地利用から商業系土地利用への用途地域見直しを検討します。 ・熱田町から長浜町の一般県道浜田商港線沿道は、地域住民の生活の拠点の維持を図ります。 ・周布駅周辺は、地域住民の生活の拠点の維持を図ります。
工業・流通系	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田港臨海工業団地（長浜地区）の整備を図ります。 ・周布川河口の鱈石地区には木材関係事業所が集中しています。木材関連事業を中心とした産業の維持・発展を図るため、工業系土地利用とします。

住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・周布小学校周辺は、工業系土地利用から住居系土地利用への用途地域見直しを検討します。 ・市街地を形成する古くからの住宅地及び周布町周辺の小規模宅地開発地区等の居住環境の向上にむけ、地区計画の導入を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上をめざします。
農林漁業・田園居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業集落地においては、農山漁村の快適な居住環境の向上を図ります。
公園・レクリエーション・観光系	<ul style="list-style-type: none"> ・津摩町から長浜町にかけてリアス式海岸の保全と観光資源として活用を図ります。
森林系	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は周布川の渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能を持ちます。また、市街地の騒音や大気汚染を和らげ、二酸化炭素吸収機能を持つため、森林の保全を図ります。

②道路・交通施設の方針

- ・未整備の都市計画道路の整備を図ります。
- ・浜田・三隅道路（山陰道）の早期供用を関係機関に働きかけるとともに、熱田 IC（仮称）及び西村 IC（仮称）とのアクセスの向上を図ります。
- ・浜田港と鰐石地区の中間点に国道 9 号と市道浜田商港周布線を結ぶ補助幹線道路を検討します。
- ・周布地区と美川地区を結ぶ一般県道美川周布線の改良を関係機関に働きかけます。
- ・公共交通の利用促進を図ります。

③河川・上下水道の方針

- ・河川の親水性の向上を図ります。
- ・上水道の適正な維持管理を進めます。
- ・熱田、長浜、周布地区の公共下水（汚水）の整備をめざします。
- ・美川地区の農業集落排水施設の適切な維持管理を進めます。

④公園・緑地の方針

- ・市民の日常の憩いとなり子どもの遊び場となる身近な公園・広場の整備をめざします。
- ・周布川の堤防など散歩のできる憩いの場の形成をめざします。

⑤自然環境保全の方針

- ・海岸線の自然環境を保全します。
- ・周布川の水質を保全し、流域の自然環境を保全します。
- ・山地・丘陵部の森林を保全します。

⑥都市防災の方針

- ・周布川の治水対策（河口浚渫）を関係機関に働きかけます。
- ・日脚海岸の保全事業推進を関係機関に働きかけます。
- ・土砂災害危険区域や周布川浸水想定区域、津波浸水想定区域、初動開所避難所、災害時避難指定所の住民への周知を図り、自助、共助、公助による減災をめざします。
- ・津波に対する防災対策を検討します。

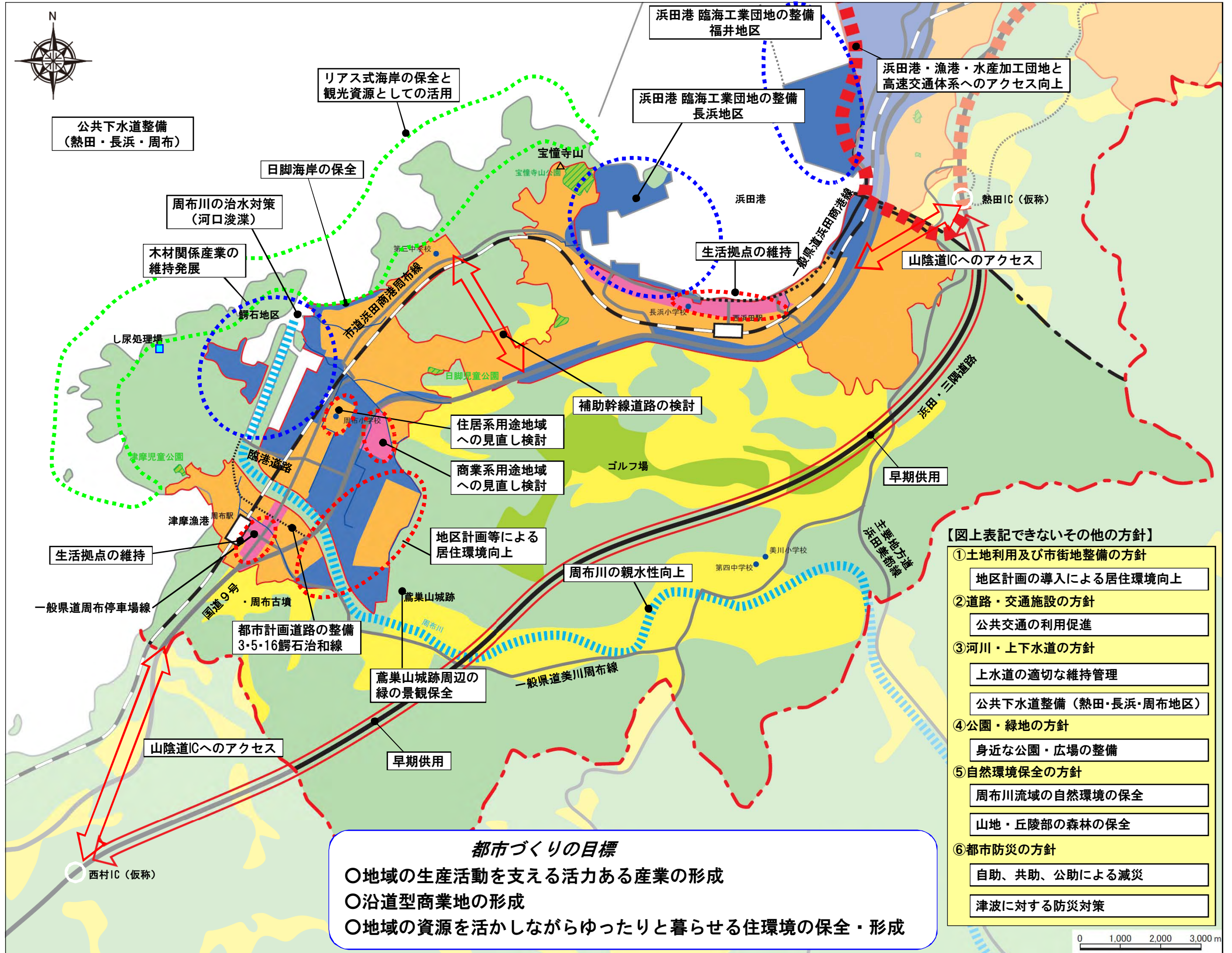
⑦景観形成の方針

- ・ゆったりとした周布川の河川景観の保全をめざします。
- ・鳶巣山城跡周辺の緑の景観の保全をめざします。
- ・日本海の美しい海岸景観の保全をめざします。

地区別都市づくり方針図 浜田都市計画区域（長浜・周布・美川地区）

将来像： 豊かな緑と海に囲まれた工業・商業・住居が調和したまち

凡例	
土地利用	
	都市計画区域
	地区界
	商業・業務系
	工業・港湾・流通系
	住居系
	用途地域界
	農林漁業・田園居住系
	公園・レクリエーション地
	森林系
道路	
供用・事業中	計画
	高規格幹線道路 主要幹線道路
	幹線道路
	都市計画道路
鉄道	
	鉄道・駅
河川	
	主要河川
	都市下水路
地物	
	都市施設
	小学校・中学校
	公園
	観光拠点
	本庁・支所
	市界



公共下水道整備
(熱田・長浜・周布)

リアス式海岸の保全と
観光資源としての活用

浜田港 臨海工業団地の整備
福井地区

浜田港・漁港・水産加工団地と
高速交通体系へのアクセス向上

浜田港 臨海工業団地の整備
長浜地区

日脚海岸の保全

周布川の治水対策
(河口浚渫)

木材関係産業の
維持発展

生活拠点の維持

山陰道ICへのアクセス

補助幹線道路の検討

住居系用途地域
への見直し検討

商業系用途地域
への見直し検討

地区計画等による
居住環境向上

早期供用

生活拠点の維持

周布川の親水性向上

都市計画道路の整備
3・5・16 鱧石治和線

鷹巣山城跡周辺の
緑の景観保全

山陰道ICへのアクセス

早期供用

都市づくりの目標

- 地域の生産活動を支える活力ある産業の形成
- 沿道型商業地の形成
- 地域の資源を活かしながらゆったりと暮らせる住環境の保全・形成

【図上表記できないその他の方針】

- ①土地利用及び市街地整備の方針
 - 地区計画の導入による居住環境向上
- ②道路・交通施設の方針
 - 公共交通の利用促進
- ③河川・上下水道の方針
 - 上水道の適切な維持管理
 - 公共下水道整備（熱田・長浜・周布地区）
- ④公園・緑地の方針
 - 身近な公園・広場の整備
- ⑤自然環境保全の方針
 - 周布川流域の自然環境の保全
 - 山地・丘陵部の森林の保全
- ⑥都市防災の方針
 - 自助、共助、公助による減災
 - 津波に対する防災対策

4 旭都市計画区域

(1) 地区の現況特性

人口

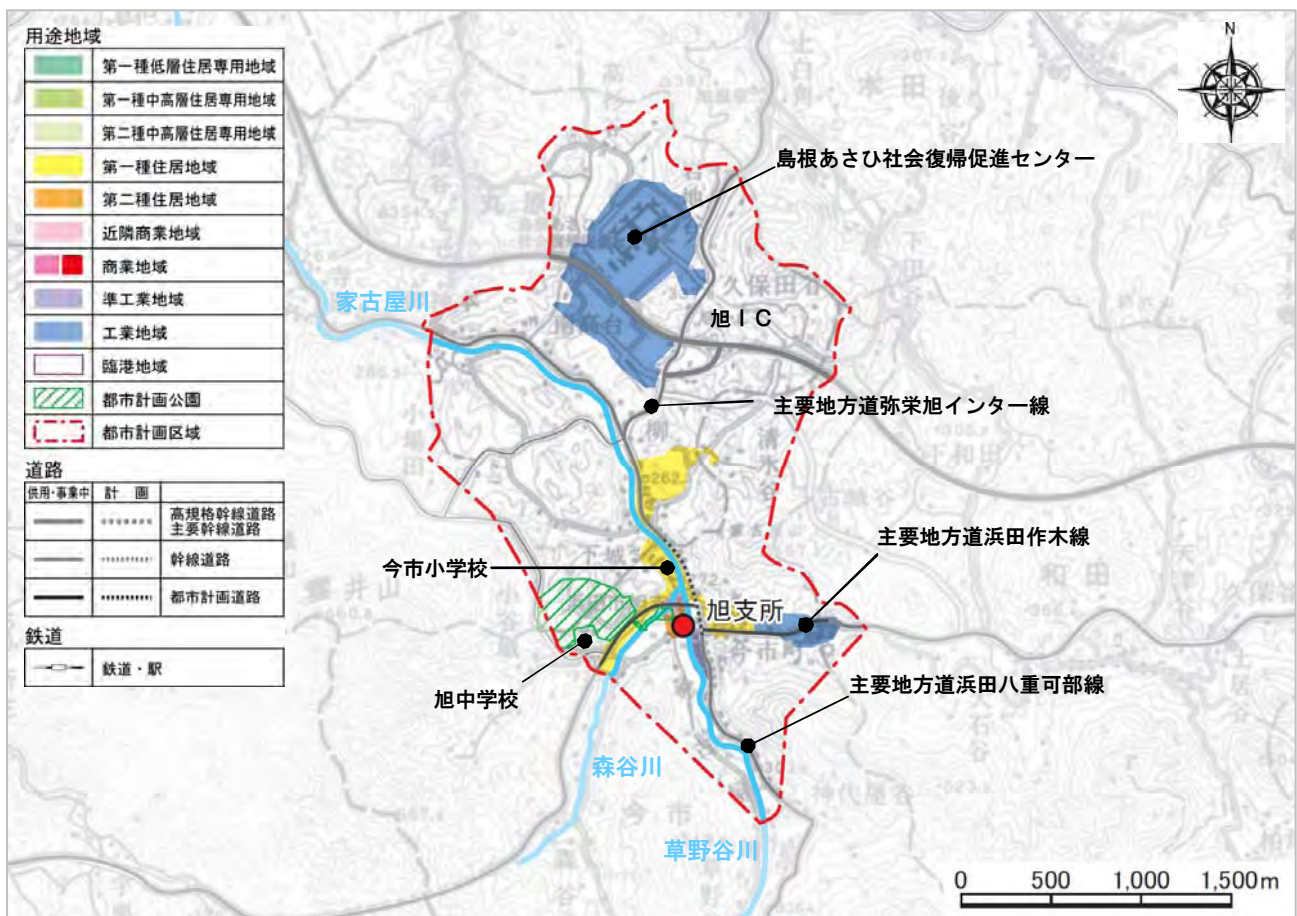
旭都市計画区域は旭自治区の中心拠点として、旭支所、今市小学校、旭中学校、旭公園、商業施設、工場、住宅が集まっています。また、旭 IC 周辺には「島根あさひ社会復帰促進センター」が立地しています。地区内には 2,910 人が居住し、用途地域にはそのうち 88.0% の 2,562 人が居住しています。

島根あさひ社会復帰促進センターの開庁により、人口は増加しています。

人口動向と人口密度

	可住地面積 ha	人口			
		平成17年 ①	平成22年 ②	差 ②-①	人口密度 人/ha
旭都市計画区域	435.1	819	2,910	2,091	6.7
用途地域	45.8	467	2,562	2,095	55.9

資料：国勢調査



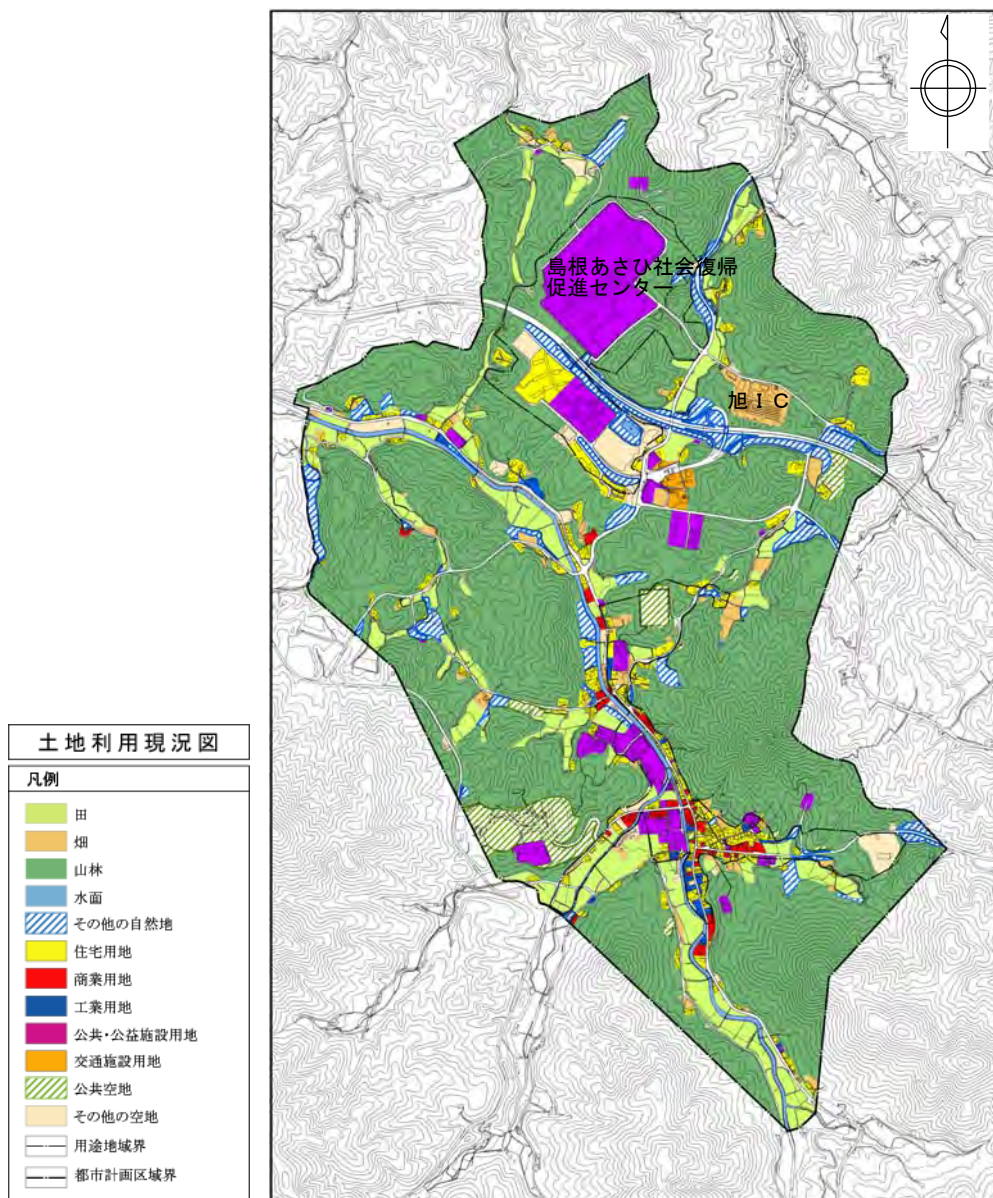
土地利用と市街地整備

旭都市計画区域の中心部は、旭支所を中心に主要地方道浜田八重可部線沿道、主要地方道浜田作木線沿道に市街地は広がっています。中心部には商業施設の集積があり、木造住宅が密集しています。

一方、浜田自動車道旭 IC 周辺は、旭拠点工業団地に「島根あさひ社会復帰促進センター」が平成 20 年に整備され、今後、同センターを中心に地域振興が図られることが期待されています。

旭都市計画区域の中心部及び旭 IC 周辺には用途地域が指定され、商業系、工業系、住居系の用途地域が指定されています。

用途地域外は、山林、農地が主となり、家古屋川周辺にまとまった農地がみられます。



旭都市計画区域土地利用現況図 資料：都市計画基礎調査

道路・交通施設

広域幹線道路として浜田自動車道が地区を横断し、旭 IC が主要地方道弥栄旭インター線及び一般県道桜江旭インター線と接続し、主要地方道浜田八重可部線、主要地方道浜田作木線が地区の骨格をなしています。

都市計画道路は3・6・2 新町加古屋線、3・6・3 旭停車場線の2路線が整備されています。また、3・6・1 柳新町線は一部未整備で、市街地中心部は現況道路に歩道がなく店舗などが連なるため、交通安全性の向上からも早期整備が望まれます。

冬期は降雪のため除雪等の道路維持管理が必要となっています。

浜田自動車道旭 IC には旭インターバス停があり、浜田～広島、浜田～大阪、浜田～東京の高速バスが停車しています。主要地方道浜田八重可部線には路線バスの運行があり、浜田駅と結ばれています。また、市生活路線バス（旭路線）が、中心部（今市）から旭インターを經由して木田方面、重富を經由して戸川方面を結んでいます。

路線バスの停留所から遠い集落の交通手段を確保するため、木田・山ノ内地区、坂本地区から旭支所及びあさひ診療所まで、木尾・市木地区から邑南町の医療機関までを予約型乗合タクシーで結んでいます。

都市計画道路の整備状況（旭都市計画区域）

種別	名称		構造(計画)			整備状況
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
幹線街路	3・6・1	柳新町線	610m	8m	2車線	供用 一部未整備
〃	3・6・2	新町加古屋線	740m	8m	2車線	供用
〃	3・6・3	旭停車場線	650m	8m	2車線	供用

河川・上下水道

江の川水系の家古屋川が地区中央を北西に流れています。市街地では、家古屋川上流の草野谷川、森谷川が合流し、水と緑の空間を形成しています。

市街地内は簡易水道がほぼ全域整備されています。

公共下水道（旭処理区）は事業化され整備が進められています。

公園・緑地

旭都市計画区域は、豊かな森林と清らかな溪流を有し、美しい水と緑に囲まれた自然豊かな区域です。

都市公園として、旭公園が運動公園に位置づけられており、地域内外の人がスポーツやレクリエーションなどの活動で利用しています。しかし、住民に身近な公園・広場が少ない状況にあります。

自然環境

市街地周辺は森林に囲まれ豊かな自然が身近に感じられます。地区中央を家古屋川が流れ田畑を潤しています。

都市防災

山間部の市街地であるため土砂災害の危険性があり、旭公園付近は地すべり防止区域に指定されています。本市では防災ハザードマップを整備し、初動開所避難所、災害時避難指定所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示すなど都市防災に対応しています。

景観

豊かな森林と清らかな河川が織り成す、美しい水と緑の景観がみられます。

家古屋川の流域には、豊かな田園景観が広がっています。

(2) 市民のニーズ

都市整備について、「商業環境の整備」と「道路整備」が望まれています。

「商業環境の整備」では、既存の商業施設の活性化が望まれています。(既存の商業施設の活性化 52.5%、大規模店舗の誘致 20.0%)

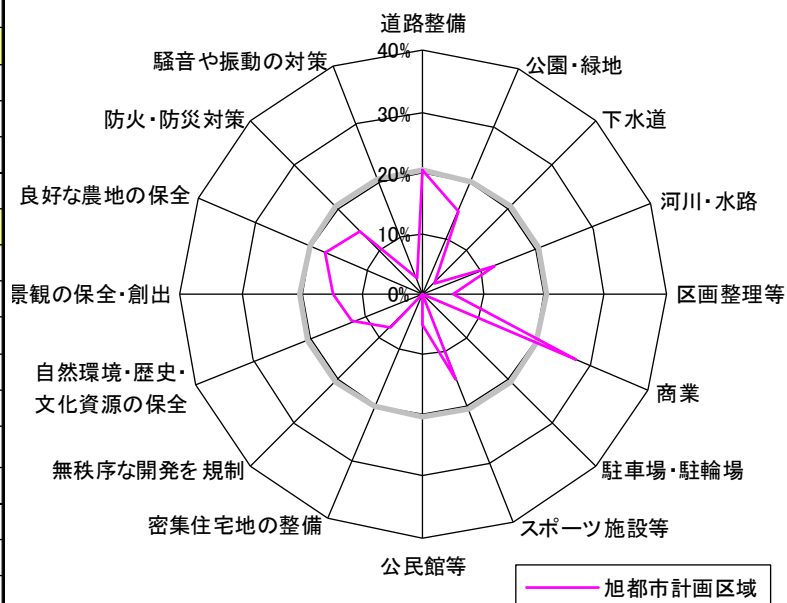
「道路整備」は、防犯灯などの要望が高くなっています。

「道路・公園・緑地以外の都市施設の整備」では、福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、診療所・病院の整備が望まれています。

「景観形成」では、森林や丘陵等の自然景観の保全、河川など水辺の自然景観の保全・活用が望まれています。

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合 (%)
道路整備	8	20.0
公園・緑地	6	15.0
下水道	1	2.5
河川・水路	5	12.5
区画整理等	2	5.0
商業	11	27.5
駐車場・駐輪場	0	0.0
スポーツ施設等	6	15.0
公民館等	2	5.0
密集住宅地の整備	0	0.0
無秩序な開発を規制	3	7.5
自然環境・歴史・文化資源の保全	5	12.5
景観の保全・創出	6	15.0
良好な農地の保全	7	17.5
防火・防災対策	6	15.0
騒音や振動の対策	1	2.5
回答者数	40	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



都市施設の整備に望まれている事項

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	18	45.0
第2位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	11	27.5
第3位	狭い道路など地区の道路整備	9	22.5

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	建築物の不燃化・耐震化	14	35.0
第2位	市民一人一人の意識を高める啓発活動	10	25.0
第3位	避難地・避難路の整備	8	20.0

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	15	37.5
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	8	20.0
第3位	ニーズを反映した施設の導入など既存公園の再整備	7	17.5

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	18	45.0
第2位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	16	40.0
第3位	古い街並みなど特色のある地域・建物を保全・再生する	11	27.5

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	17	42.5
第2位	スポーツ・レクリエーション施設	12	30.0
第2位	診療所・病院	12	30.0

(2つ以内で複数回答)

(3) 都市計画上の課題

項目	課題
土地利用と市街地整備	・ 商業施設の充実と市街地の魅力の向上
道路・公共交通	・ 狭あい道路の解消 ・ 冬期の除雪等による道路維持管理 ・ 公共交通の利用促進
河川・上下水道	・ 河川の親水性の向上 ・ 水道水の安定供給 ・ 公共下水道の整備促進
公園・緑地	・ 旭公園の活用と適切な維持管理 ・ 住民に身近な公園・広場の整備
自然環境	・ 家古屋川の水質の保持 ・ 山地・丘陵部の森林保全
都市防災	・ 木造住宅が多い中心部の防災性の向上 ・ 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の対策と避難路、避難場所の確保
景観	・ 美しい水と緑の自然景観の保全 ・ 耕作放棄地の増加による豊かな田園景観の保全

(4) 将来像と都市づくりの方針

将来像： 浜田道と幹線道路網を活かした 人が集い交流するまち

■旭都市計画区域の都市づくりの目標

○地域資源を活かした人が集い交流する拠点の充実

- ・旭 IC は浜田中心部と広島都市圏を結ぶ中間地点に位置し、本市の「ふるさと交流・定住ゾーン」及び「森林資源保全・活用ゾーン」の玄関口としての立地性を活かし、地域産業や観光資源を活かした人が集い交流する拠点としての機能の充実を図ります。

○既存産業の活性化と新産業の創出

- ・地域を支える地場産業の活性化を図り、交通の利便性を活かした新たな産業の創出をめざします。

○安全で快適な自然豊かな市街地の形成

- ・少子高齢化に対応し、自然豊かな市街地にあって幅広い世代が安全で快適に生活するための市街地の形成をめざします。

■旭都市計画区域の都市づくりの方針

①土地利用及び市街地整備の方針

土地利用区分	土地利用及び市街地整備の方針
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の主要地方道浜田八重可部線沿道の商業機能の活性化をめざし、地域住民の生活の拠点として商業機能の維持を図ります。 ・旭 IC 周辺では、本市の「ふるさと交流・定住ゾーン」及び「森林資源保全・活用ゾーン」の玄関口としての立地性を活かすとともに、島根あさひ社会復帰促進センターへの来訪者を含め、地場産業や観光資源を活かした人が集い交流する拠点性をめざします。
工業・流通系	<ul style="list-style-type: none"> ・旭 IC 周辺の工業地域は、交通利便性を活かした新たな産業の育成と未利用地の活用を図ります。

<p>住居系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部を形成する古くからの住宅地の居住環境の向上にむけ、地区計画の導入を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上をめざします。
<p>農林漁業・ 田園居住系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域外の農業集落地においては、快適な居住環境の向上を図ります。
<p>公園・レクリ エーション・ 観光系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭公園の活用と維持を図ります。 ・周辺の豊かな自然と旭温泉等観光地を活かしたレクリエーション機能の向上をめざします。
<p>森林系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山地部を占める森林は、家古屋川の濁水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能を持ちます。また、市街地の騒音や大気汚染を和らげ、二酸化炭素吸収機能を持つため、森林の保全を図ります。
<p>②道路・交通施設の方針</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・未整備の都市計画道路の整備を図ります。 ・広域幹線道路である浜田自動車道旭 IC と中心部のアクセス向上を図ります。 ・地域内の狭あいな生活道路を整備し、安全性の向上を図ります。 ・公共交通の利用促進を図ります。 ・冬期の除雪対策の維持を図ります。 	
<p>③河川・上下水道の方針</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・家古屋川の親水性の向上を図ります。 ・簡易水道の適正な維持管理を進めます。 ・公共下水（旭処理区）の未整備区間の整備を進めます。 	

④公園・緑地の方針

- ・旭公園は、住民の健康の維持増進、文化スポーツ活動等に資する場として保全・活用を図ります。
- ・家古屋川の堤防など散歩のできる憩いの場の形成をめざします。
- ・住民の日常の憩いとなり子どもの遊び場となる身近な公園・広場の整備をめざします。

⑤自然環境保全の方針

- ・家古屋川の水質を保全し、流域の自然環境を保全します。
- ・山地部の森林を保全します。

⑥都市防災の方針

- ・木造住宅が多い中心部の防災性の向上をめざします。
- ・土砂災害危険区域、初動開所避難所、災害時避難指定所の住民への周知を図り、自助、共助、公助による減災をめざします。

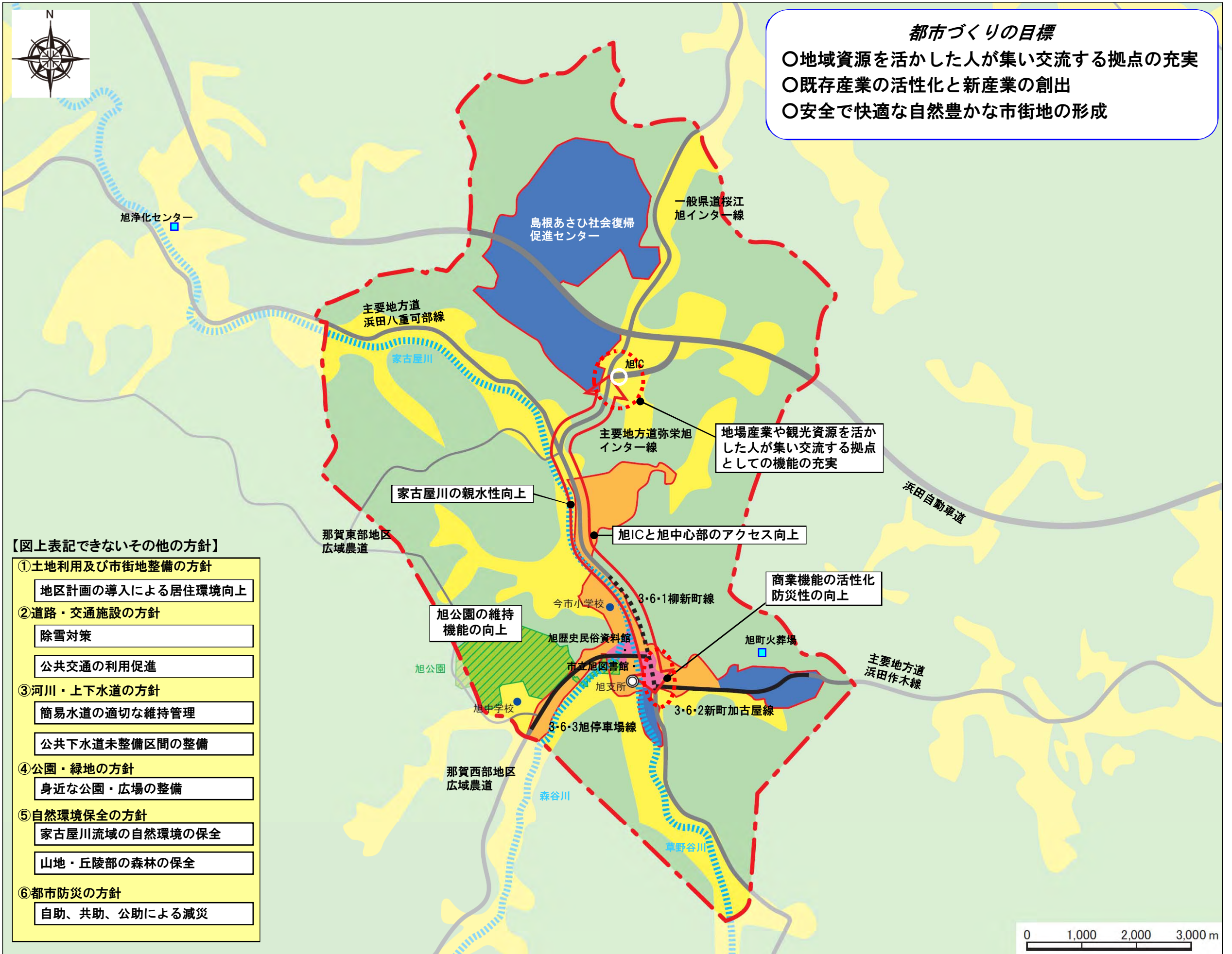
⑦景観形成の方針

- ・家古屋川等の河川の美しい水と、山林の豊かな緑が織り成す自然景観の保全を図ります。
- ・家古屋川流域に広がる田園景観の保全を図ります。

地区別都市づくり方針図 旭都市計画区域

将来像： 浜田道と幹線道路網を活かした 人が集い交流するまち

凡例	
土地利用	
	都市計画区域
	商業・業務系
	工業・港湾・流通系
	住居系
	農林漁業・田園居住系
	公園・レクリエーション地
	森林系
道路	
供用・事業中	計 画
	高規格幹線道路 主要幹線道路
	幹線道路
	都市計画道路
河川	
	主要河川
地物	
	都市施設
	小学校・中学校
	公園
	観光拠点
	本庁・支所
	市界



5 三隅都市計画区域

(1) 地区の現況特性

人口

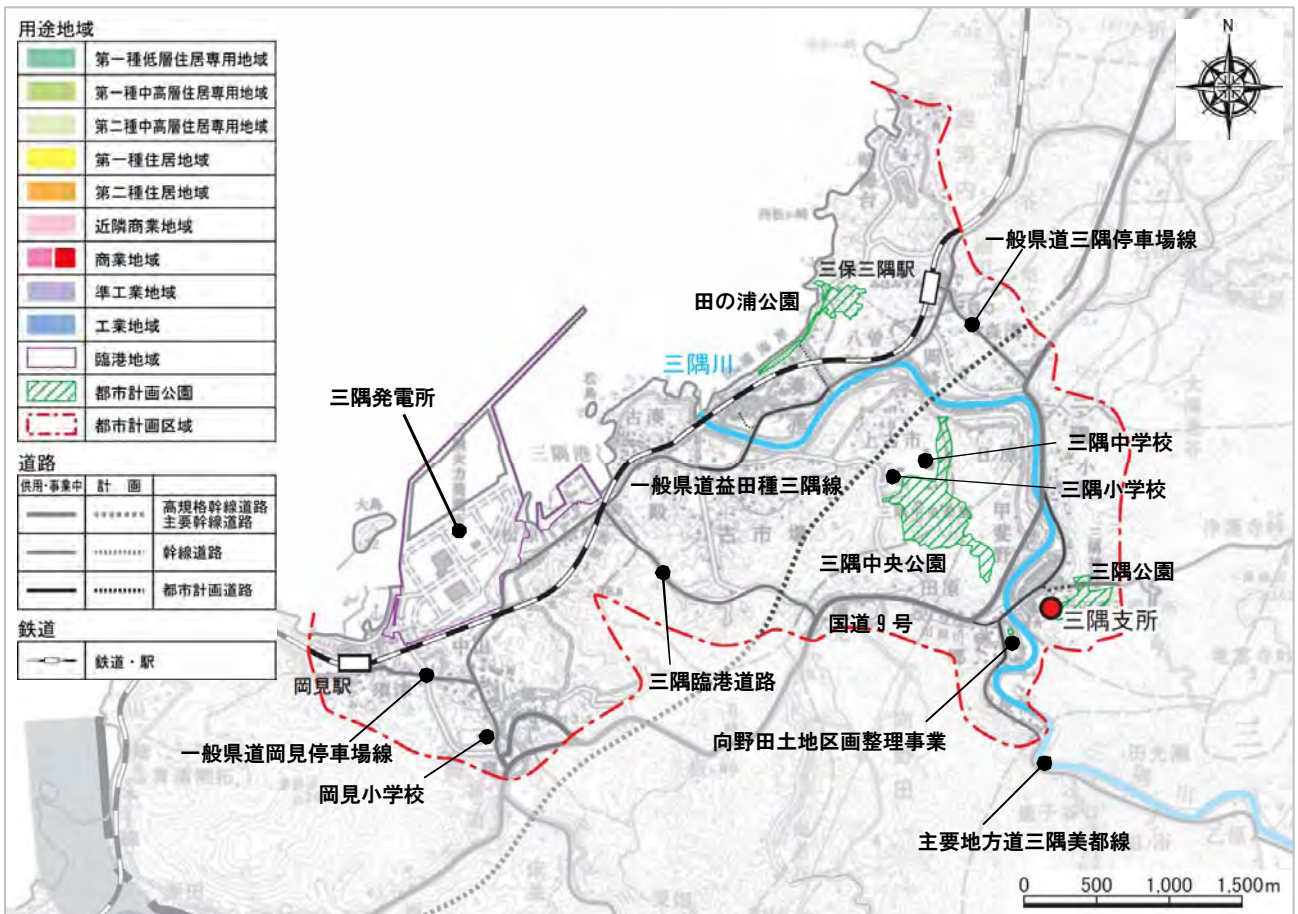
三隅都市計画区域は三隅自治区の中心拠点として、三隅支所、三隅小学校、岡見小学校、三隅中学校、三隅中央公園があり、商業施設、工場が立地しています。臨海部には三隅港（重要港湾）が整備され、三隅発電所が立地しています。

人口は減少傾向にあります。

人口動向と人口密度

	可住地面積 ha	人口			
		平成17年 ①	平成22年 ②	差 ②-①	人口密度 人/ha
三隅都市計画区域	863.5	4,889	4,403	-486	5.1

資料：国勢調査



三隅都市計画区域の都市計画図

土地利用と市街地整備

三隅都市計画区域の土地利用は内陸部、沿岸部、三隅港に大きく分かれます。

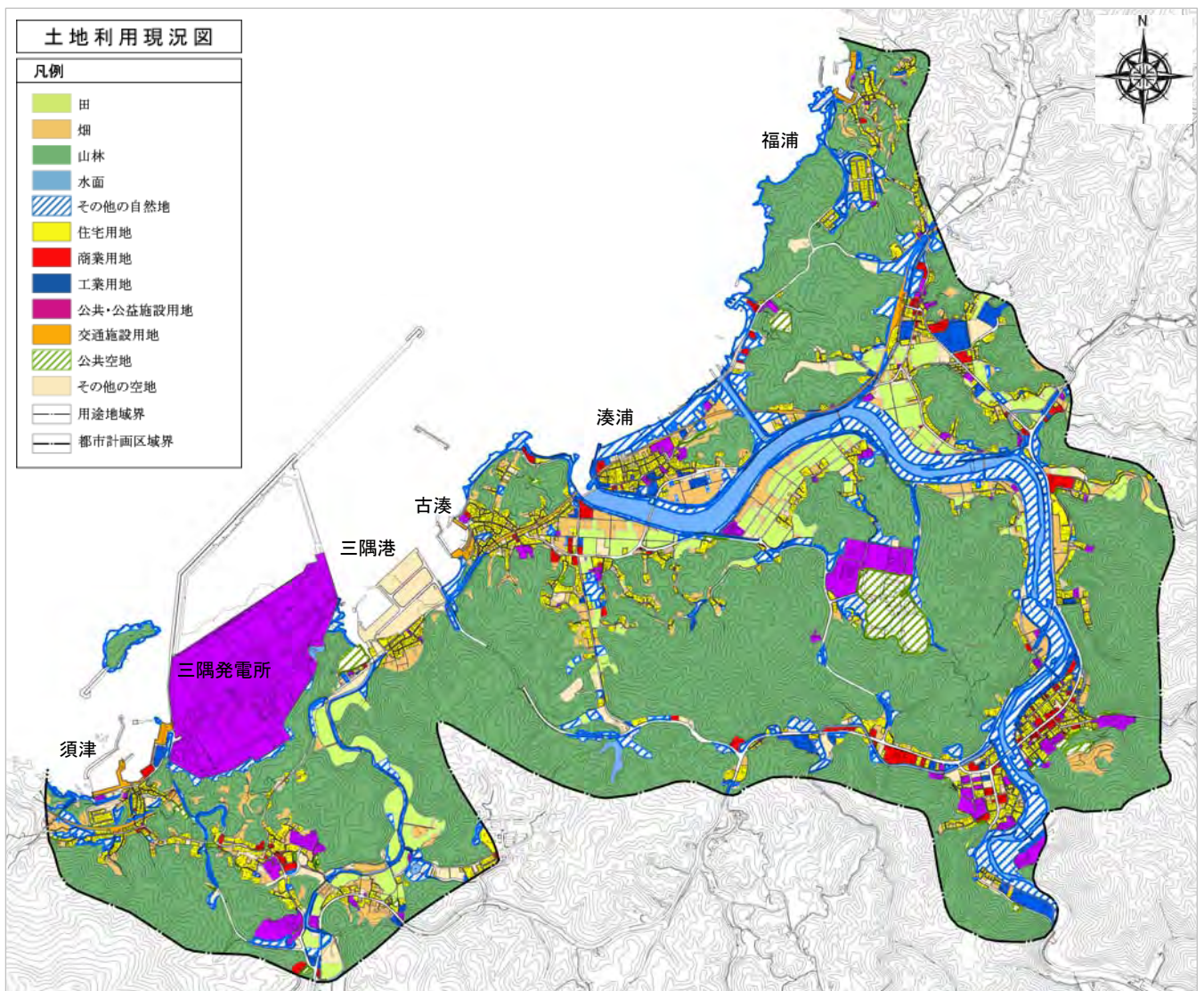
内陸部は、三隅支所を中心とする三隅・向野田、三保三隅駅周辺、岡見に商業、住宅が集積し、国道9号が走り中央に三隅公園があります。

沿岸部は、福浦、湊浦、古湊、須津などの漁村が市街地を構成しています。

三隅港は、火力発電所が立地し三隅港臨海工業団地（松原地区）の整備が進んでいます。

市街地整備は、三隅港臨海工業団地、向野田土地区画整理事業（5.8ha）で行われ、岡見スポーツセンター周辺の宅地開発、三隅中央公園などの市街地整備が行われています。

三隅都市計画区域では用途地域の指定はありません。



三隅都市計画区域土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査

道路・交通施設

広域幹線道路として、国道9号が地区を縦断し、幹線道路となる一般県道益田種三隅線、一般県道三隅停車場線、三隅港臨港道路、一般県道岡見停車場線、主要地方道三隅美都線が地区の骨格をなしています。

都市計画道路は、自動車専用道路1・4・1 浜田三隅線（山陰道）は事業中、1・4・2 三隅益田線（山陰道）は未整備となっています。幹線街路の3・5・4 小野向野田線、3・5・5 向野田中央線は供用され、3・5・1 三隅公園線、3・5・3 湊浦線は未整備です。3・5・2 古市場湊浦線は一般県道益田種三隅線と田ノ浦海岸を結ぶ部分が未整備で、湊浦の交通利便性の向上と観光地としての田ノ浦海水浴場へのアクセスの向上から早期の整備が必要です。また、文化施設の整う三隅中央公園への国道9号からのアクセス向上も必要です。

福浦漁港、古湊漁港、須津漁港周辺は古くからの集落地であり細街路が多く、生活道路と幹線道路を結ぶ補助幹線道路が少ない状況にあります。

JR 山陰本線三保三隅駅、岡見駅があり、国道9号には路線バスの運行（浜田三隅線）があります。また、市生活路線バス（三隅路線 愛称：ひゃこるバス）が、支所、三保三隅駅、岡見駅を結ぶ循環バスを運行し、地区連絡線として11路線が三隅支所を中心に三隅自治区内を結び、公共交通の充実を図っています。

都市計画道路の整備状況（三隅都市計画区域）

種別	名称		構造(計画)			整備状況
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
自動車専用道路	1・4・1	浜田三隅線	2,520m	21m	4車線	事業中
〃	1・4・2	三隅益田線	7,310m	21m	4車線	—
幹線街路	3・5・1	三隅公園線	210m	14m	2車線	—
〃	3・5・2	古市場湊浦線	1,560m	12m	2車線	一部供用
〃	3・5・3	湊浦線	130m	12m	2車線	—
〃	3・5・4	小野向野田線	1,220m	12m	2車線	供用
〃	3・5・5	向野田中央線	310m	12m	2車線	供用

河川・上下水道

三隅川は市街地を流れ、水と緑の空間を形成しています。

市街地内は簡易水道がほぼ全域整備されています。

下水道は公共下水道（三保三隅処理区）が整備されています。また、漁業集落排水（福浦地区、古湊地区、須津地区）や農業集落排水（地方地区、岡見地区）などが整備されています。

公園・緑地

「三隅公園」、「三隅中央公園」、「田の浦公園」等の都市公園が適正に配置されており、それぞれ休息、観賞、散歩、遊戯、運動等多様なレクリエーション機能及び観光機能を有しています。市民の身近な公園・広場は少ない状況にあります。

自然環境

中国山地から連なる山々が豊かな森林をなし、地区中央を三隅川が流れて田畑を潤しています。古湊漁港から福浦漁港にかけては自然海岸が残されています。

都市防災

三隅川の治水対策は、昭和58年7月の豪雨を踏まえ洪水の安全な流下を図るため、河道改修や三隅川・細田川放水路、御部ダムなど整備がされています。

また、当初治水計画に基づく矢原川ダムの早期事業化が望まれます。

市街地は三隅川流域の平坦部に形成されており、市街地の背後に山地があり、急傾斜崩壊危険区域が多数設定されています。本市では防災ハザードマップを整備し、初動開所避難所、災害時避難指定所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を示すなど都市防災に対応していますが、東日本大震災を踏まえた津波対策が求められています。

景観

古くから「水澄みの里」と呼ばれ、三隅川や三隅海岸等美しい水辺空間を有する地域です。また緑豊かな山林など豊富な自然資源に囲まれ、美しい自然景観をおりなしています。

地域に古くから伝えられる石州半紙製造の伝統は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、原料となる楮の栽培、半紙干しなどの伝統文化に根ざした文化的な景観がみられます。

(2) 市民のニーズ

都市整備について、「道路整備」、「商業環境の整備」、「公民館等」、「防火・防災対策」が望まれています。

「道路整備」は、狭い道路や防犯灯など地区の道路整備の要望が高くなっています。

「商業環境の整備」では、既存の商業施設の活性化が望まれています。(既存の商業施設の活性化 59.3%、大規模店舗の誘致 13.0%、沿道立地型商業施設整備 10.2%)

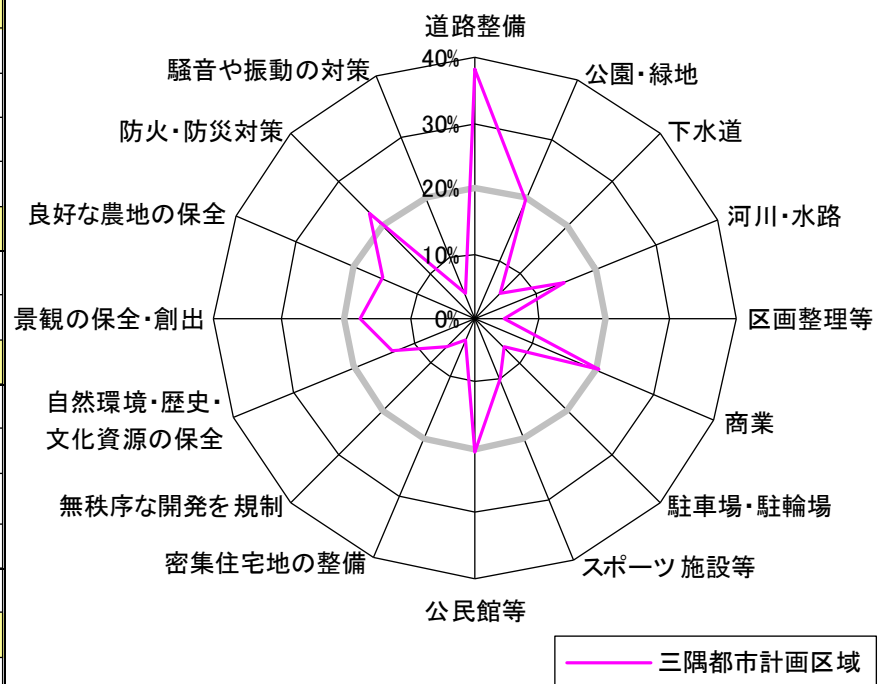
「防火・防災対策」は、避難地・避難路の整備、狭い道路の整備・解消があげられています。

「道路・公園・緑地以外の都市施設の整備」では、福祉施設、診療所・病院の整備が望まれています。

「景観形成」では、海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用や、森林や丘陵等の自然景観を保全が望まれています。

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合(%)
道路整備	41	38.0
公園・緑地	21	19.4
下水道	6	5.6
河川・水路	16	14.8
区画整理等	5	4.6
商業	22	20.4
駐車場・駐輪場	7	6.5
スポーツ施設等	11	10.2
公民館等	22	20.4
密集住宅地の整備	4	3.7
無秩序な開発を規制	7	6.5
自然環境・歴史・文化資源の保全	15	13.9
景観の保全・創出	19	17.6
良好な農地の保全	17	15.7
防火・防災対策	24	22.2
騒音や振動の対策	5	4.6
回答者数	108	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路など地区の道路整備	48	44.4
第2位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	33	30.6
第3位	地域間をつなぐ道路網の整備	27	25.0
第3位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	27	25.0

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	53	49.1
第2位	災害時の避難地となる大きな公園の整備	21	19.4
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	21	19.4
第2位	地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備	21	19.4

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	41	38.0
第2位	診療所・病院	38	35.2
第3位	図書館・児童文庫	28	25.9

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	避難地・避難路の整備	51	47.2
第2位	狭い道路の整備・解消	36	33.3
第3位	市民一人一人の意識を高める啓発活動	31	28.7

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	63	58.3
第2位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	41	38.0
第3位	田畑と集落が一体となった田園的風景を守る	21	19.4

(2つ以内で複数回答)

(3) 都市計画上の課題

項目	課題
土地利用と市街地整備	・ 商業施設の充実と市街地の魅力の向上
道路・公共交通	・ 浜田・三隅道路(山陰道)の早期供用と三隅益田線(山陰道)の早期事業化 ・ 田ノ浦海岸へのアクセス向上 ・ 三隅中央公園へのアクセス向上 ・ 公共交通の利用促進
河川・上下水道	・ 河川の親水性の向上 ・ 水道水の安定供給
公園・緑地	・ 既存施設の維持と活用 ・ 身近な公園・広場の整備
自然環境	・ 海岸線の保全と海岸の自然環境保全 ・ 三隅川の水質の保持 ・ 山地・丘陵部の森林保全
都市防災	・ 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の対策と避難路、避難場所の確保 ・ 矢原川ダムの早期事業化 ・ 東日本大震災を踏まえた津波対策
景観	・ 美しい水と緑の自然景観の保全 ・ 三隅公園の適切な維持管理

(4) 将来像と都市づくりの方針

将来像： 地域資源を活かした 活力とゆとりのあるまち

■三隅都市計画区域の都市づくりの目標

○地域産業のさらなる発展

- ・伝統的な和紙生産をはじめ、地域資源を活用した産業の振興を図るとともに、三隅発電所と三隅港を中心とする新たな産業を創出する活力あふれるまちづくりを進めます。

○暮らしやすく、働きやすい生活環境の充実

- ・子供から高齢者までだれもが安全で快適に生活できる福祉環境の充実や生活環境の向上、だれもが働きやすい生活環境の充実をめざします。

○身近な自然の保全・活用

- ・豊かな自然環境を保全し、美しい海岸や河川等の水辺空間を活かした「水澄みの里」のイメージを活用するまちづくりを進めます。

■三隅都市計画区域の都市づくりの方針

①土地利用及び市街地整備の方針

土地利用区分	土地利用及び市街地整備の方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の発展とともに適切な土地利用の誘導を図るため、今後の土地利用の動向と地域の意向をもとに用途地域の指定を検討します。 (三隅・向野田地区、中央公園地区等)
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・三隅支所周辺については、地区住民の日常生活を支える商業機能の維持・拡充を図ります。

工業・流通系	<ul style="list-style-type: none"> ・三隅港周辺では、三隅発電所や三隅港臨海工業団地の産業拠点としての機能の維持及び集積を図るとともに、三隅港の特性を活用した企業誘致を図ります。
住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を形成する古くからの住宅地の居住環境の向上にむけ、地区計画の導入を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上をめざします。 ・向野田土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地については、良好な居住環境の維持を図ります。
農林漁業・田園居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業集落地においては、農山漁村の快適な居住環境の向上を図ります。
公園・レクリエーション・観光系	<ul style="list-style-type: none"> ・田の浦公園を中心とする自然型観光資源の活用、三隅中央公園の石州和紙会館や石正美術館などの観光資源の活用、三隅公園のつつじなど観光資源の活用を図り、観光と交流の促進を図ります。
森林系	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は三隅川の渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能を持ちます。また、市街地の騒音や大気汚染を和らげ、二酸化炭素吸収機能を持つため、森林の保全を図ります。
②道路・交通施設の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・未整備の都市計画道路の整備を図ります。 ・浜田・三隅道路（山陰道）及び三隅～益田間（山陰道）の早期供用を関係機関に働きかけるとともに、三隅 IC（仮称）、岡見 IC（仮称）へのアクセス道路の整備を図ります。 ・都市計画道路 3・5・2 古市場湊浦線の未整備区間の整備を進め、田ノ浦海岸への交通アクセスの向上を図ります。 ・三隅中央公園への国道9号からのアクセスの向上を図ります。 ・浜田・三隅道路（山陰道）整備を見据え、三隅港等との連絡強化を図ります。 ・JR、バス等の公共交通は、高齢者等の移動において重要な役割を担っていることから、維持・確保を図り、公共交通の利用促進を図ります。 	

③河川・上下水道の方針

- ・三隅川の親水性の向上を図ります。
- ・簡易水道の適正な維持管理を進めます。
- ・下水道については、公共下水道及び集落排水の維持管理を図ります。

④公園・緑地の方針

- ・三隅公園、三隅中央公園、田の浦公園をはじめとした地区内の公園・緑地は、適切な維持管理を行い、有効活用に努めます。
- ・住民の日常の憩いとなり子どもの遊び場となる身近な公園・広場の整備をめざします。
- ・ゆとりある生活環境の形成に向けて、三隅川等の水辺空間の活用を図ります。

⑤自然環境保全の方針

- ・三隅川の水質を保全し、流域の自然環境を保全します。
- ・山地・丘陵部の森林を保全します。

⑥都市防災の方針

- ・三隅川の治水対策の向上に向け矢原川ダムの事業化、地すべり等の土砂災害対策を関係機関に働きかけます。
- ・土砂災害危険区域や三隅川浸水想定区域、津波浸水想定区域、初動開所避難所、災害時避難指定所の住民への周知を図り、自助、共助、公助による減災をめざします。
- ・津波に対する防災対策を検討します。

⑦景観形成の方針

- ・変化に富んだ美しい海岸線の景観を保全します。
- ・地域に親しまれる三隅川の良好な河川景観を保全します。
- ・市街地周辺の緑の景観の保全をめざします。
- ・石州和紙の伝統文化の継承を図ります。

地区別都市づくり方針図 三隅都市計画区域

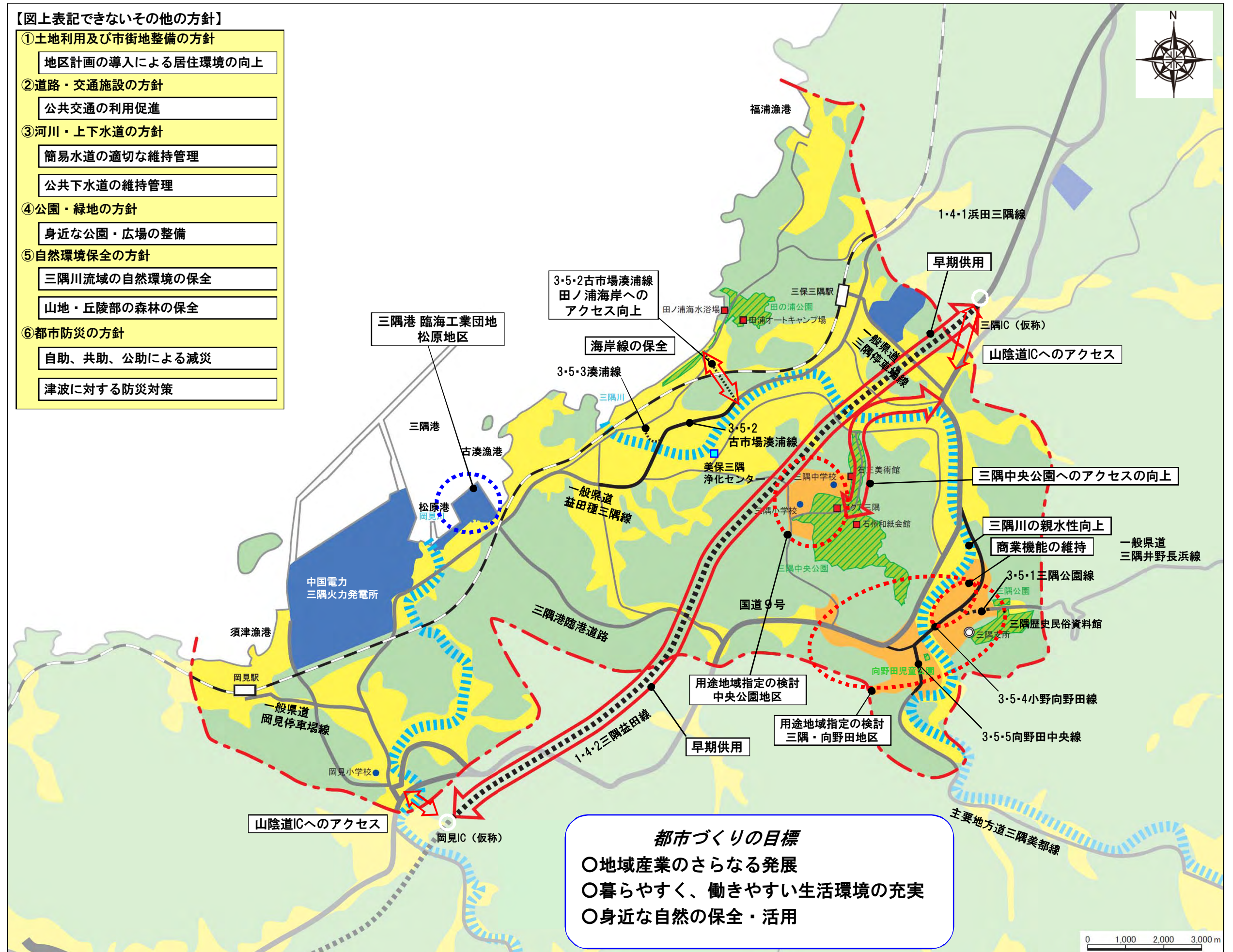
将来像： 地域資源を活かした 活力とゆとりのあるまち

凡例

土地利用		
	都市計画区域	
	商業・業務系	
	工業・港湾・流通系	
	住居系	
	農林漁業・田園居住系	
	公園・レクリエーション地	
	森林系	
道路		
供用・事業中	計画	
		高規格幹線道路 主要幹線道路
		幹線道路
		都市計画道路
鉄道		
	鉄道・駅	
河川		
	主要河川	
地物		
	都市施設	
	小学校・中学校	
	公園	
	観光拠点	
	本庁・支所	
	市界	

【図上表記できないその他の方針】

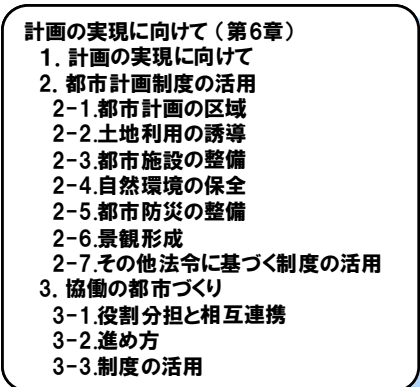
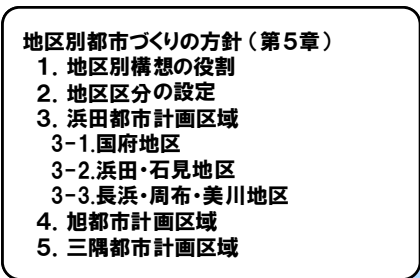
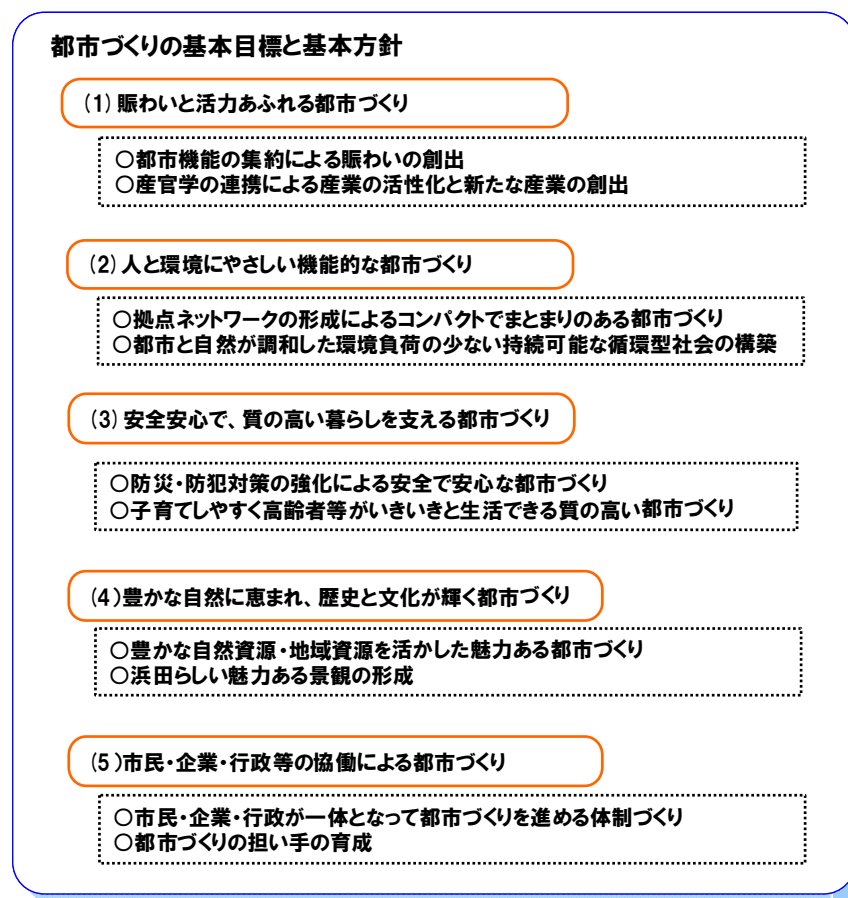
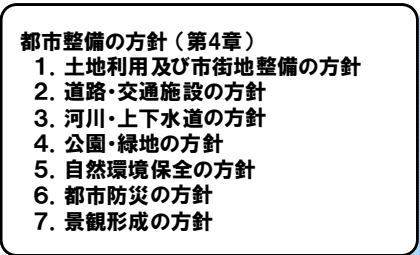
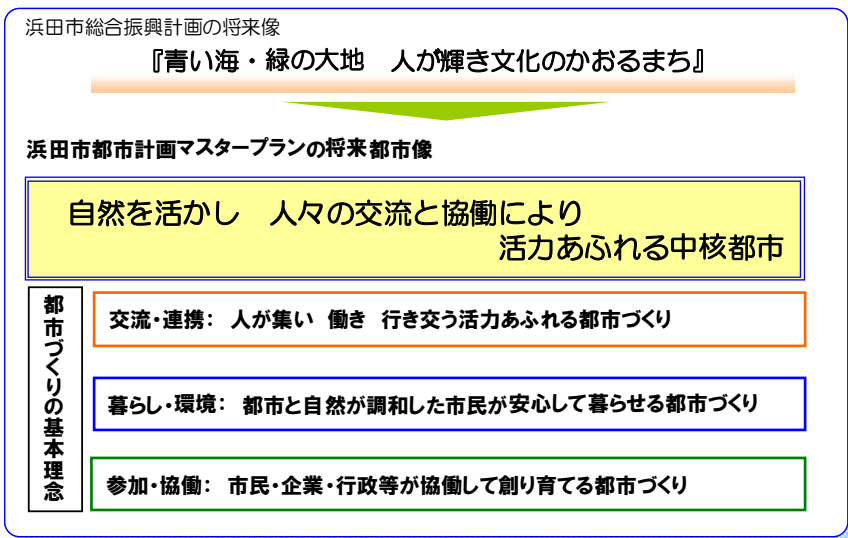
- ①土地利用及び市街地整備の方針**
 - 地区計画の導入による居住環境の向上
- ②道路・交通施設の方針**
 - 公共交通の利用促進
- ③河川・上下水道の方針**
 - 簡易水道の適切な維持管理
 - 公共下水道の維持管理
- ④公園・緑地の方針**
 - 身近な公園・広場の整備
- ⑤自然環境保全の方針**
 - 三隅川流域の自然環境の保全
 - 山地・丘陵部の森林の保全
- ⑥都市防災の方針**
 - 自助、共助、公助による減災
 - 津波に対する防災対策



第6章 計画の実現に向けて

1 計画の実現に向けて

本計画の将来都市像を踏まえ、基本目標と基本方針に基づく、都市整備の方針（第4章）、地区別都市づくりの方針（第5章）の実現に向けた取り組みとして、都市計画制度の活用、協働による都市づくりを示します。



将来都市像の実現に向けたフロー

2 都市計画制度の活用

2-1 都市計画の区域

都市計画の区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域に指定される（県決定）ものです。本市では、浜田都市計画区域、旭都市計画区域、三隅都市計画区域が都市計画の区域に指定されています。

今後、都市計画区域外について、開発動向により土地利用の規制が必要な場合には、準都市計画区域（市決定）の設定を検討します。

2-2 土地利用の誘導

土地利用の誘導として地域地区、地区計画制度、建築協定等があります。また、良好な市街地整備に向けた市街地開発事業制度、開発許可制度があります。これらの制度を活用し、本市の都市づくりの実現化を図ります。

① 地域地区見直し及び指定

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもので、代表的なものとして用途地域があります。

本市では、用途地域と併せて火災の延焼を防ぐ準防火地域、浜田港及び三隅港の利便性向上と機能確保のために臨港地区を指定しています。

本計画に描かれた将来像の実現をめざし、土地の利用目的に沿った合理的な誘導を図るため、浜田都市計画区域の用途地域の見直しと三隅都市計画区域の用途地域指定を検討します。

② 地区計画

地区計画は、生活に密着した身近な地区における良好な都市環境を形成するために、地区の将来像、建物の用途や建て方、道路や公園のつくり方等について、市民合意のもと、地区の特性に応じた必要なルールを定めるものです。

本市においては、狭あい道路等の解消に向けた木造住宅が密集した市街地の整備を図る地区、国道9号等幹線道路沿道において商業、工業、住居の混在を防ぐ地区、住宅団地などの良好な住宅地の居住環境を保全する地区、周布地区の市街化が進みつつある地区における秩序あるまちなみ形成を図る地区等において、地区計画の導入を地域にお住まいの方々と協働して進めていきます。また、地区計画制度を活用するための手続き条例等の整備を進めます。

③ 建築協定等

建築協定は、住宅地等の良好な環境を形成するため、建築基準法に基づき、住民の全員の合意により、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠等）を定め、守ることを約束しあう制度です。また、生け垣などの緑化を進める緑地協定があります。

良好な住宅地や市街化が進みつつある地区における秩序あるまちなみ形成を図る場合等において、建築協定、緑地協定等の締結を地域にお住まいの方々と協働して検討していきます。

④ 市街地開発事業

市街地開発事業は、土地区画整理法による土地区画整理事業や、都市再開発法による市街地再開発事業等、一体的な整備によって市街地環境を改善し、又は新たな市街地の形成を図る事業です。本市では、中心市街地の活性化と集約高度化、都市計画道路の整備、防災上問題のある市街地環境の改善を図る場合等において、市街地開発事業の活用を検討します。

⑤ 開発許可制度

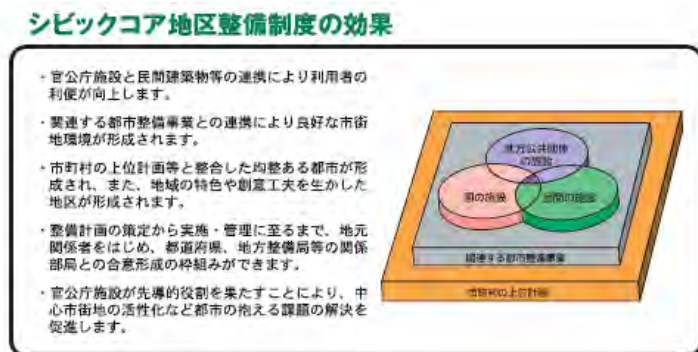
開発許可制度は、無秩序な市街地を防止するために、道路や公園などの公共施設や排水設備等の必要な施設の整備を義務付ける等、良質な宅地水準を確保することを目的とする制度です。

本市では現在、島根県が定める基準に従って開発の審査及び許可を行っています。

今後は、道路や公園のつくり方、緑化率等に関する本市の技術基準を定めることにより、ゆとりある良好な住宅地の誘導を検討します。

⑥ シビックコア地区整備事業

シビックコア地区整備事業は、官公庁施設と周辺の民間建築物等が連携して利用者の利便性の向上を図りつつ、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進する事業です。現在、分散している行政機能等を市役所周辺に集約化、高度化し、より便利で魅力と賑わいのある拠点地区の形成を図ります。



シビックコア地区整備制度（国土交通省資料）

2-3 都市施設の整備

都市施設とは、道路、公園、下水道、処理場等、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設のことで、都市計画法で規定されています。

今後は、本計画に基づき、必要な都市施設の計画決定を行うとともに、事業中の都市施設の早期完成、未着手都市施設の早期事業化を進めるとともに、既存施設の有効利用を図っていきます。

2-4 自然環境の保全

本市には、自然公園法に基づく西中国山地国定公園及び浜田海岸県立自然公園が指定され保全が図られています。また、都市計画区域には豊かな自然をなす森林、河川、海岸があり、森林法、河川法、海岸法により自然環境の保全と活用が図られています。

今後は、本計画に基づき、自然環境の保全を図るとともに市民や来訪者が本市の豊かな自然環境を親しむことができるようにしていきます。

2-5 都市防災の整備

安全で安心な都市づくりにむけ都市防災の整備を図ります。

整備を進めるにあたっては、治山・治水対策、消防、防災情報等関係機関との連携を図り実施します。また、市民・企業・行政等との協働による防災・防犯活動を推進します。

2-6 景観形成

美しい国づくりをめざして景観法が平成16年に制定されています。本市がめざす浜田らしきがあふれる景観づくりに向けて、景観行政団体になり、景観計画及び景観条例の制定をめざします。このことにより、景観計画区域内における建築物の建築等の行為を届出・勧告により誘導し、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定等、景観法に規定する制度の活用を図ります。併せて、景観を阻害する廃屋等に対応するための条例等の制定をめざします。

また、屋外広告物はまちの活気や情報を伝えるものとして重要ですが、過大な広告物や捨て看板などは美観を損ねます。県屋外広告物条例を基本に本市の実情に合わせた独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

2-7 その他法令に基づく制度の活用

① 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法にもとづき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について、総合的かつ体系的に定めるものです。

本計画に示された公園・緑地の整備方針を実現するため、緑の基本計画を策定して具体的な整備目標を定め、施策や事業を検討します。

② 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化に関する法律及び同基本方針に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために定めるものです。本市においても、魅力と活力ある中心市街地の活性化に向けた取り組みを検討します。

また、本市の特徴として国道9号沿道に準工業地域の用途地域が指定されています。これらの地域について、大規模集客施設の無秩序な立地を防ぐ上から、特別用途地区の指定を検討します。

3 協働の都市づくり

3-1 役割分担と相互連携

本計画にかかげる将来像及び各方針を実現していくためには、市民、企業と行政等が目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」による都市づくりを推進していくことが重要です。

① 市民の役割

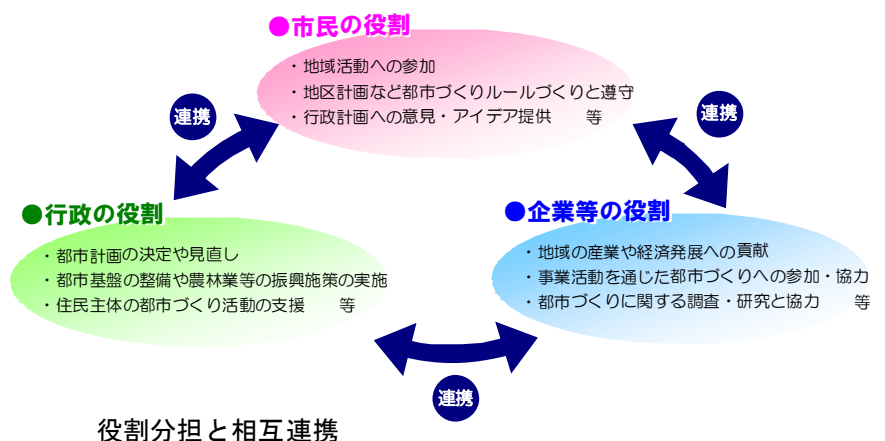
市民は、行政が進める都市づくりに対する理解や協力にとどまらず、所有する土地や建築物などの適切な維持管理、生活の場である地域活動への参加をはじめ、地区計画や建築協定等のルールづくりとその遵守等により、地域環境の保全及び改善に主体的に関わっていくことが大切です。また、協働による都市づくりの推進に向けて、本計画をはじめとする各種行政計画への意見やアイデアの提供、都市計画の提案等、より主体的に都市づくりに関わっていくことが期待されます。

② 企業等の役割

企業は、事業活動等を通して地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼にもとづいた協力関係を構築することが重要です。また、専門的な知識や技術の活用及び所有する土地や施設の活用等を通じ、地域の一員として、行政や市民が進める都市づくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。また、教育・研究機関は、専門知識や人材等を活用し、都市づくりに関する調査・研究、市民や行政等への助言、都市づくり活動への協力等を行うことが求められます。

③ 行政の役割

行政は、本計画に基づき、都市計画の決定や変更、地域地区等の指定や見直し、道路や公園等の都市基盤の整備及び農林水産業や観光等の振興施策の実施等、行政でなければできない役割を担うとともに、重要性・緊急性が高い事業等については、国や県に対しても積極的な働きかけを行っていくことが求められます。さらに、市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民主体の都市づくり活動の支援、都市づくりリーダーの育成及び市民参加の仕組みづくり等に努めていくことが必要です。



3-2 進め方

協働の都市づくりを推進していくため、市民等と市が段階的かつ継続的に意識の向上を図り、信頼関係を構築しながら熟度を高めていくことが重要です。

今後、更に人口減少や高齢化が進むことにより、都市づくりの担い手が不足となることから、市民等は、地域に関心を持って積極的に都市づくりに参加することが求められます。

また、市は、誰もが都市づくりに参加できるよう必要なサポートを行っていきます。

協働の都市づくりの進め方を示します。

【第1段階】

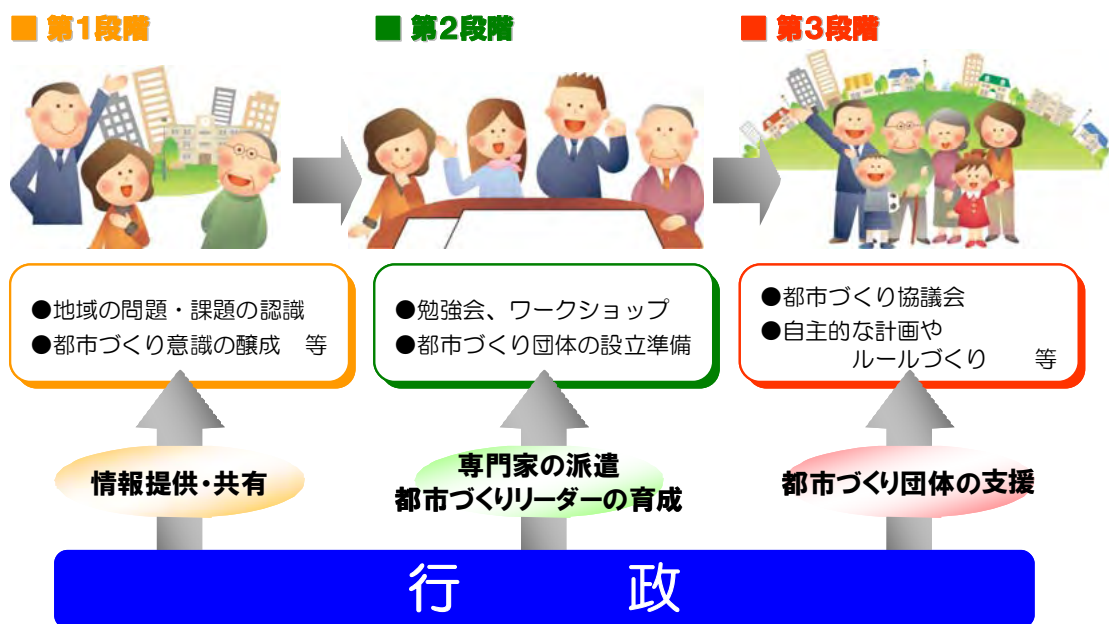
第1段階として、市民等が地域の問題点や課題を認識し、自主的な都市づくり活動の必要性を考え、都市づくりに対する意識を醸成していきます。市は、できるかぎり情報提供を行い、市民と情報や認識を共有していきます。また、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う「地域リーダー」や「地域コーディネータ」を育成するとともに、住民自治組織単位において「地区まちづくり推進委員会」の設立を促進し、地域活動を積極的に支援します。

【第2段階】

第2段階として、都市づくりに関する勉強会やワークショップ、都市づくり団体の設立準備等の、より積極的な活動を進めます。ここで市は、職員、学識者、コンサルタント等の専門家を派遣する等の支援を行います。

【第3段階】

第3段階として、都市づくり協議会等の市民主体の都市づくり団体の設立と継続的な活動があります。市民は、自主的に地域の都市づくり計画作成やルールづくりを行いながら、主体的に都市づくりを実践していきます。



協働の都市づくりの進め方

3-3 制度の活用

協働の都市づくりの推進に向けて、市民等が主体的に都市づくりに参加できる環境を整備することが求められます。そのためには、都市計画法等に定められた制度の活用も有効であり、市は必要な情報の提供に努めるとともに、手続き条例等による仕組みを整えていきます。

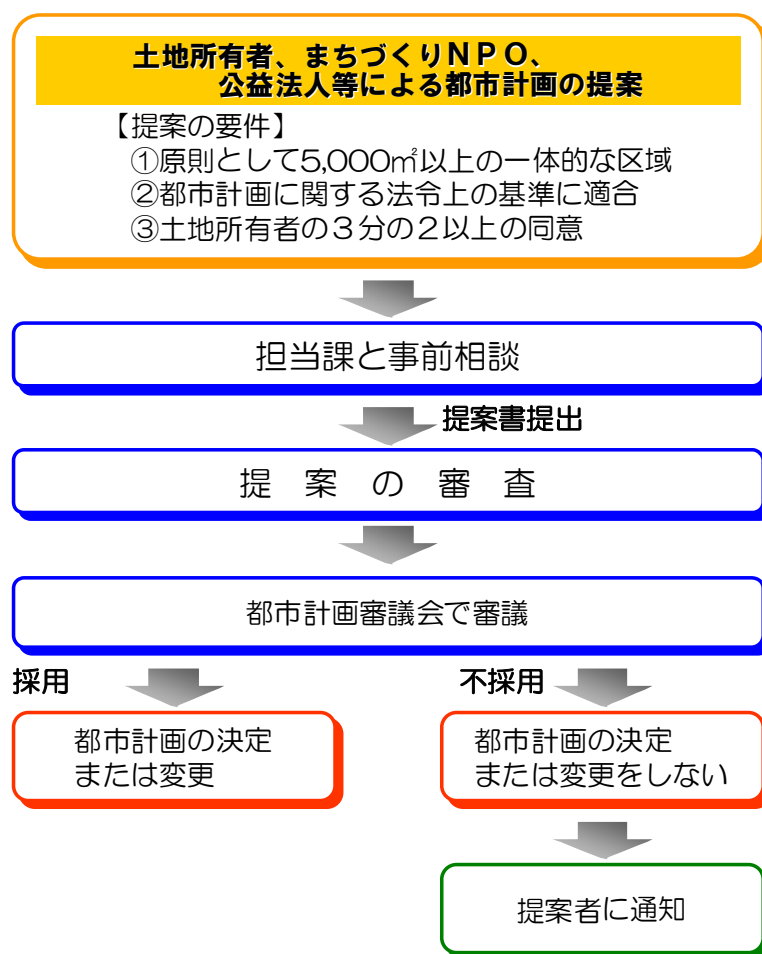
市民等は、制度の目的や趣旨を十分に理解し、積極的な参加と協力により、都市づくりを推進していくことが求められます。

① 地区計画の申出制度

市民の身近な都市づくりの手法として地区計画の申出制度があります。この制度を活用することで、地区の良好な居住環境を守るため、住民が話し合っ決めて建築物の用途や建て方等に関するルールを、都市計画として定めることができます。

② 都市計画の提案制度

都市計画の提案制度を活用することにより、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことが可能となり、都市づくりへの住民参加のあり方を実質的なものへと高めていくことが期待されます。



都市計画の提案制度

資料編

1 市民のニーズ（アンケート調査）

1) 調査の概要

■調査概要

- 調査対象：浜田市在住で20歳以上の市民の中から無作為抽出した3,000人を対象
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査期間：平成22年5月13日～平成22年5月31日

■回収結果

配布数3,000通のうち、1,468通（うち16通が宛先不明等で返却）の回収があり、回収率は48.9%であった。

■分析・表示

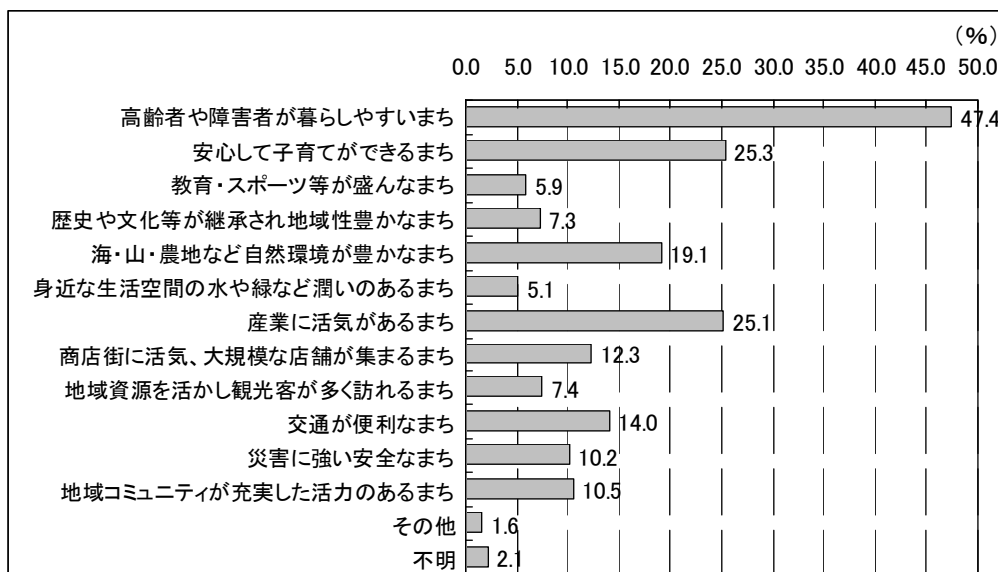
- ・比率は性別、年齢、地域など種別毎にみた場合の内訳であり、すべて百分率（%）で表示している。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計は100とまらない場合もある。比率が0.05%未満の場合は0.0%と表示する。
- ・複数回答を許している設問（以下「回答種別」参照）があり、その場合回答の合計数が回答者数を超える事がある。また、回答者数を基数として比率を算出しているため、合計が100%を超える事がある。

2) 調査結果

【浜田市の全体像について】

（問7）あなたは、浜田市が将来どんなまちになったらよいと思われませんか？優先順位の高いものから2つ以内でお答えください。

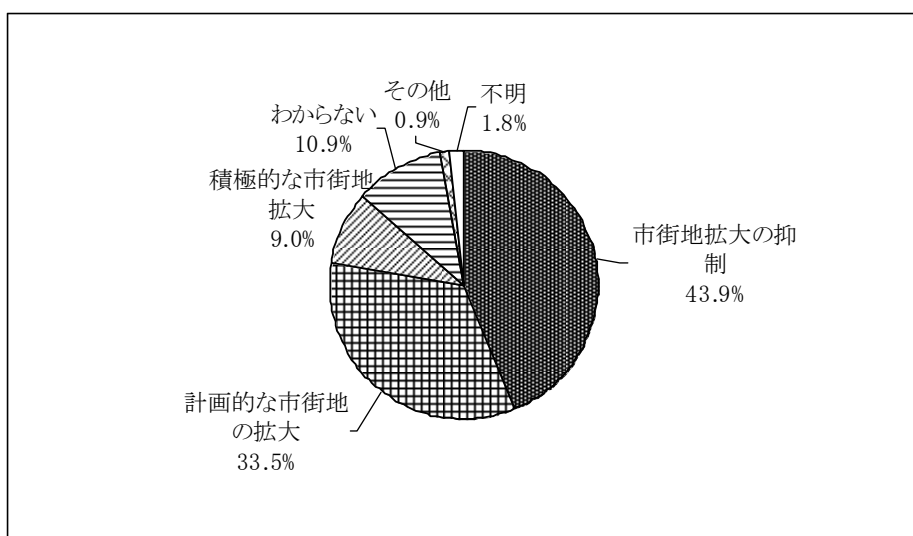
本市の将来像について、「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」が最も多く、次いで、「安心して子育てができるまち」、「地域特性を活かした産業に活気があるまち」と回答されています。属性別では、年齢別の20歳代と30歳代の若い世代で「安心して子育てができるまち」が最も多くなっています。



【土地の利用について】

(問 8) 人口減少時代に突入し、安定成熟期を迎えた現在、市街地の拡大についてどのように思われますか？(1つ選んで回答)

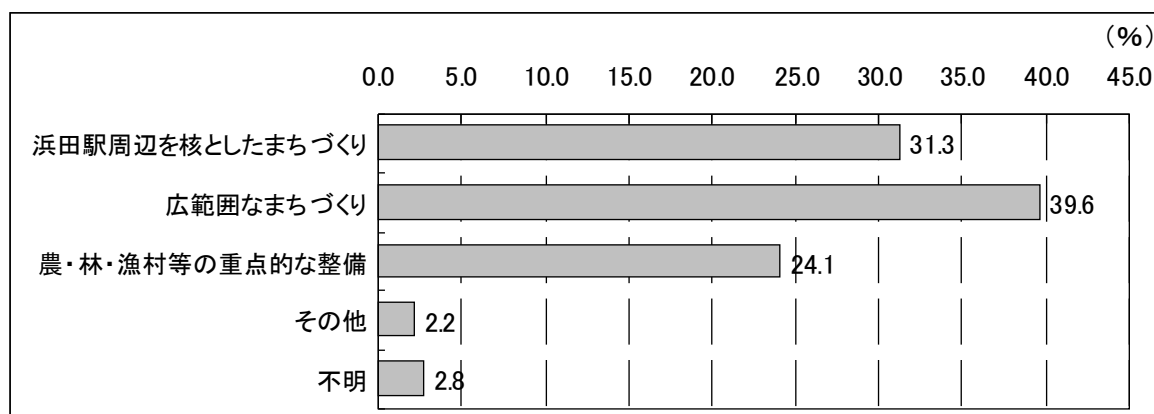
市街地の拡大について、「市街地の拡大を抑え、今ある市街地や集落地を充実させる」が最も多く、次いで、「計画的で良好な市街地であれば、多少の市街地拡大は良い」と回答されています。属性別では、年齢別の20歳代と30歳代の若い世代で「計画的な市街地の拡大は良い」が最も多くなっています。また、自治区別では、各自治区とも「市街地拡大の抑制」が最も多くなっていますが、他の自治区に比べて浜田自治区では、「市街地拡大の抑制」と「計画的な市街地の拡大は良い」が均衡しています。



【土地の利用について】

(問10) 既存の施設等の活用を図り、投資効果が高く利便性の高いまちづくりが全国的に求められているなか、今後の市全体のまちづくりの方向性について、どのように思われますか？(1つ選んで回答)

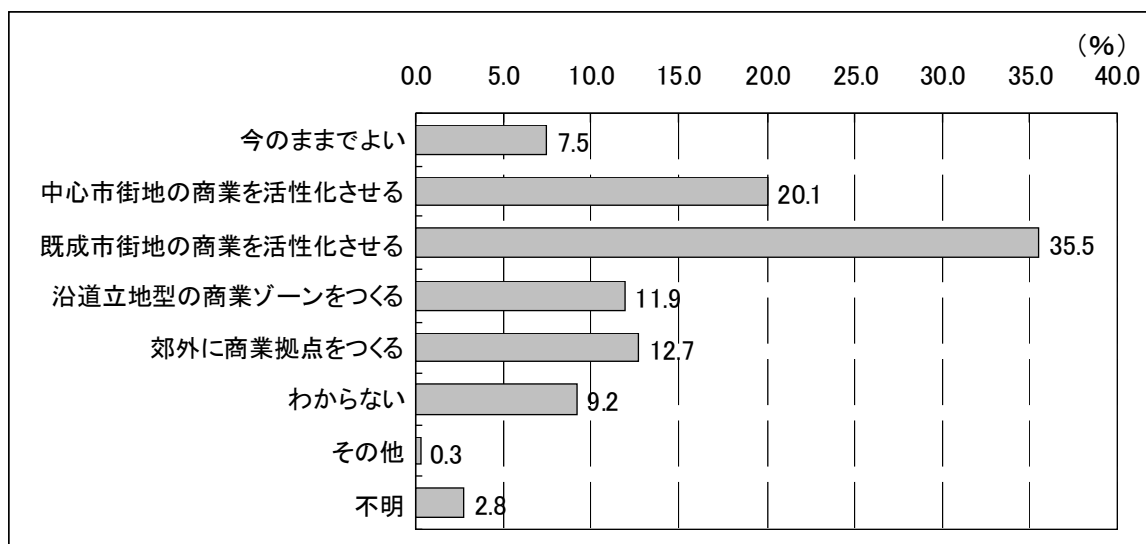
まちづくりの方向性について、「各地区で整備を行い、広範囲なまちづくりを行う」が最も多く、次いで「浜田駅周辺及び市役所周辺を核として、合併前の旧市町村で中心的な役割を果たしていた市街地を中心としたまちづくりを行う」と回答されています。属性別の年齢別では、年齢が高くなるにしたがい、居住地域でのまちづくりを進めて欲しいという傾向が高くなっています。



【土地利用について】

(問12) 今後の商業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか？
(1つ選んで回答)

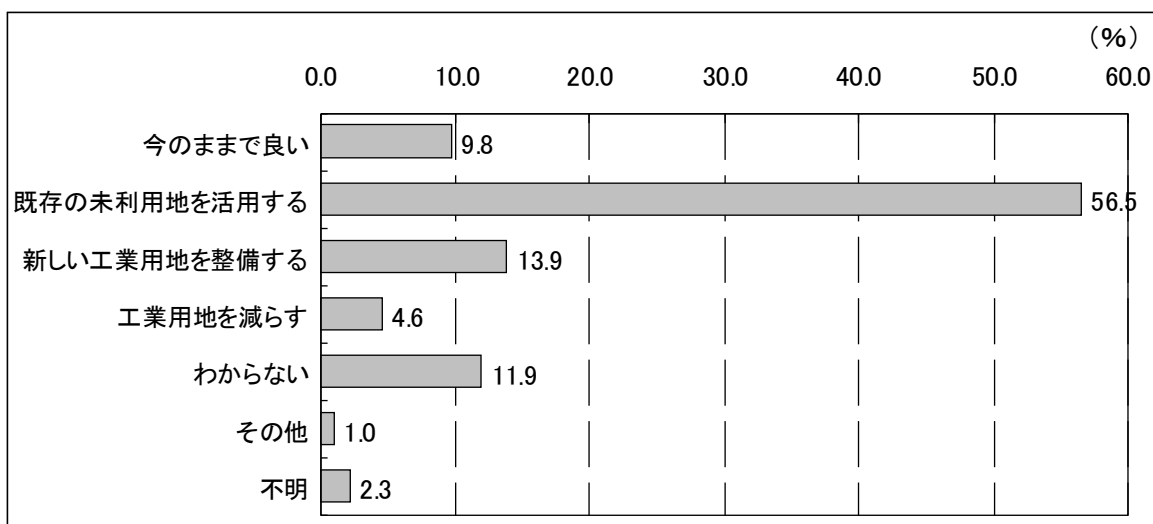
商業系の土地利用について、「既存市街地の商業を活性化させる」が最も多く、次いで「中心市街地の商業を活性化させる」と回答されており、身近な商業施設の活性化が望まれていることが伺えます。



【土地利用について】

(問15) 今後の工業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか？
(1つ選んで回答)

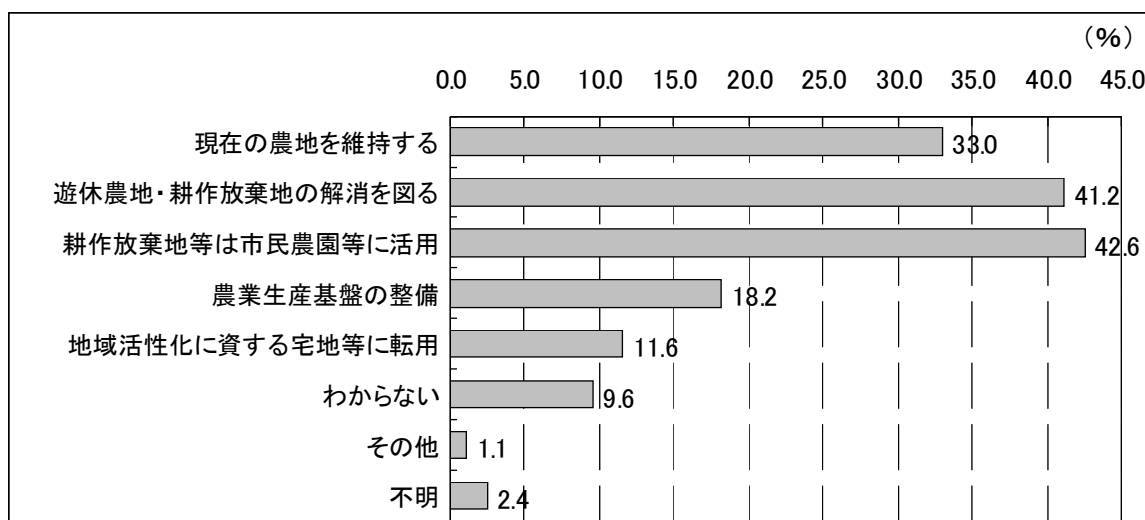
工業系の土地利用について、「既存の未利用地などを活用し、企業を誘致する」が最も多く、このうち、発展していくべき業種について「医療・福祉関係」と回答されており、高齢社会への対応が望まれていることが伺えます。



【土地利用について】

(問 17) 今後の農地について、どのようなことを望まれますか？（2つ以内で回答）

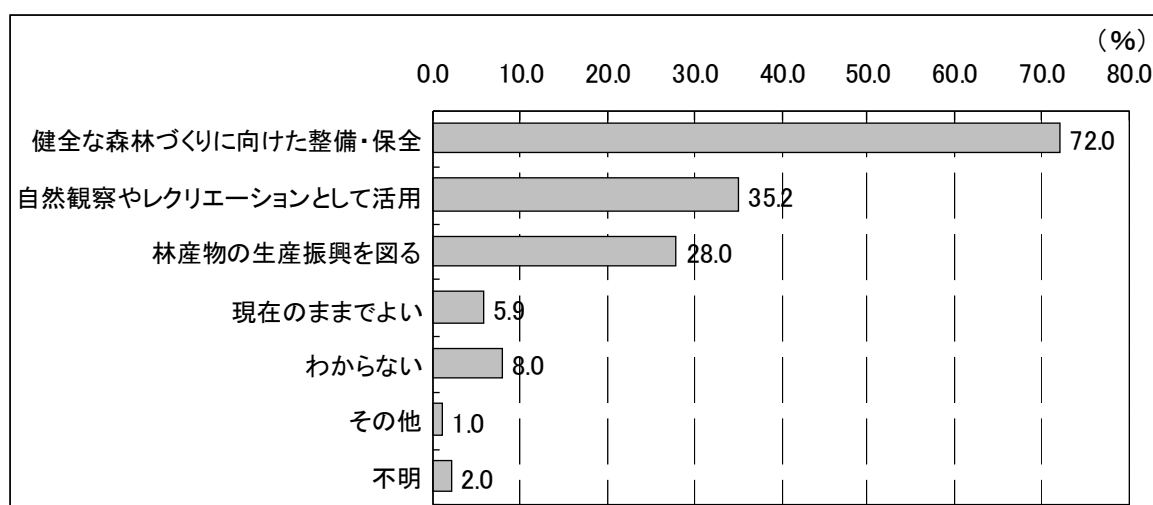
今後の農地について、「優良農地は保全し、耕作放棄地等は市民農園等に活用」が最も多く、次いで「遊休農地・耕作放棄地の解消を図る」となっています。



(問 18) 今後の山林・森林について、どのようなことを望まれますか？

(2つ以内で回答)

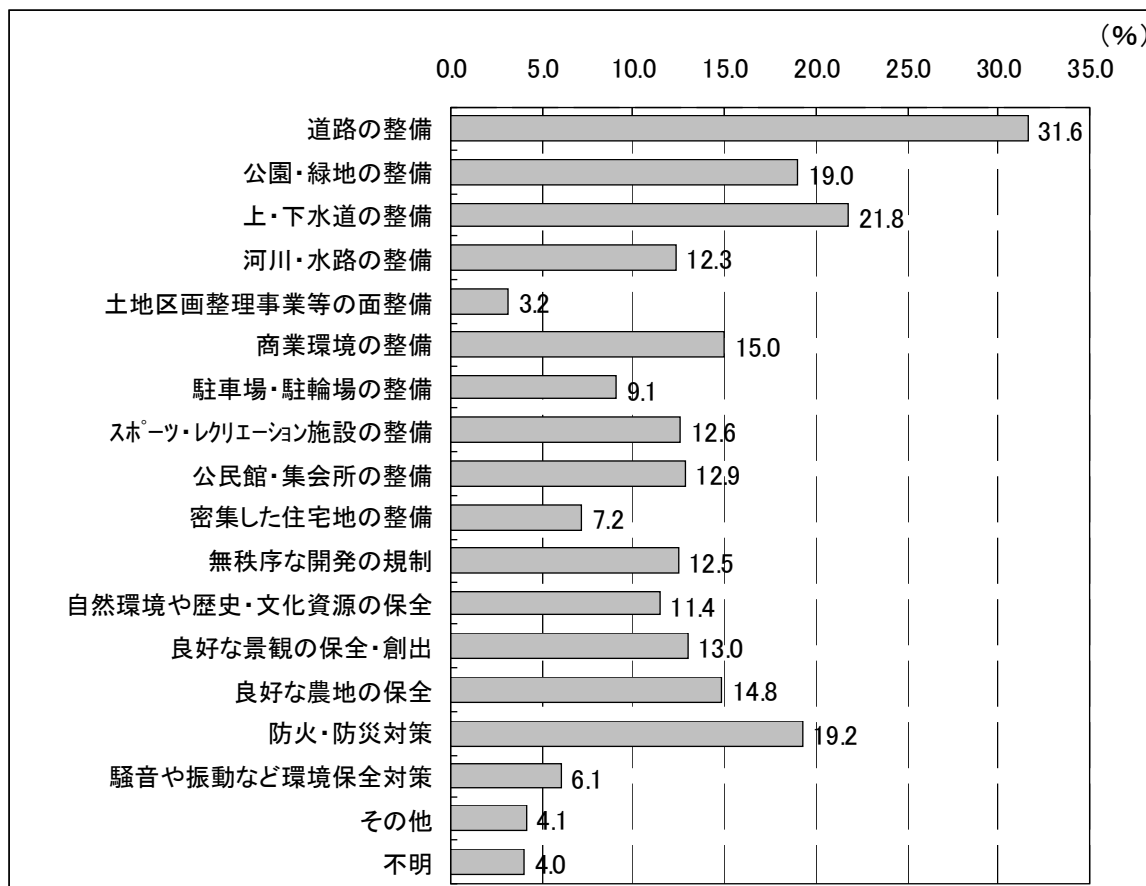
今後の山林・森林について、「災害防止や水源地、生育の場として、健全な森林づくりに向けた整備・保全を進める」が最も多く回答されています。



【都市施設の整備について】

(問 19) あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何ですか？
(3つ以内で回答)

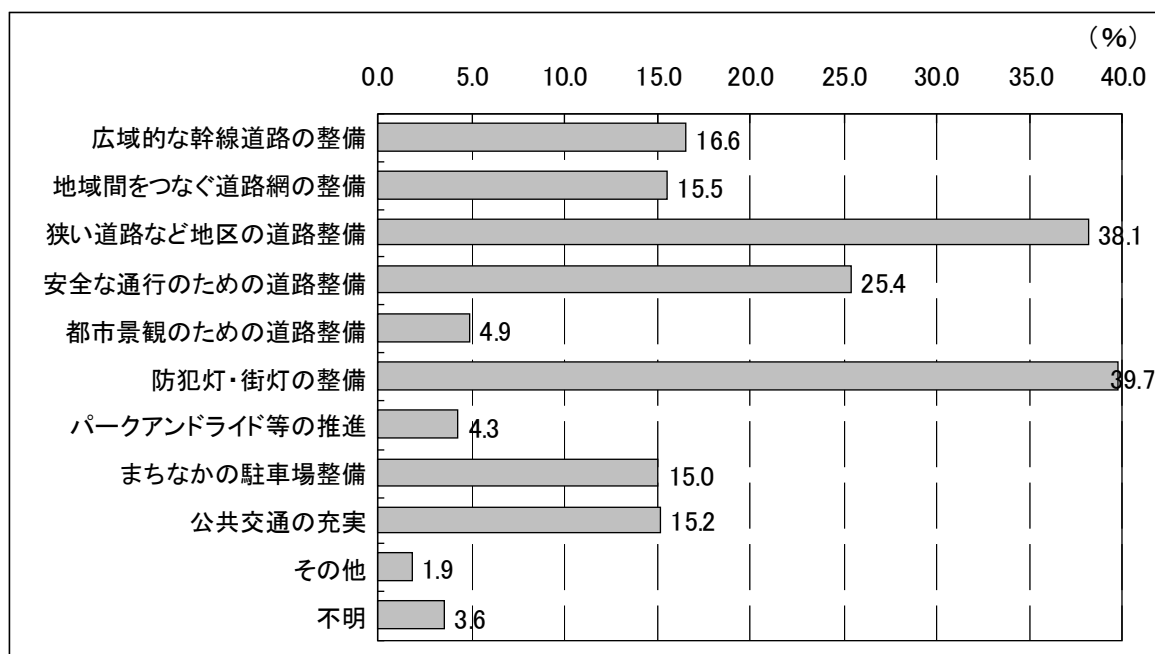
都市施設の整備について、「道路の整備」が最も多く、次いで、「上・下水道の整備」、「防火・防災対策」、「公園・緑地の整備」と回答されています。属性別では、金城・旭・弥栄・三隅自治区で「良好な農地の保全」が上位を占めています。



【都市施設の整備について】

(問 20) 道路整備や交通のあり方について、特に望まれていることは何ですか？
(2つ以内で回答)

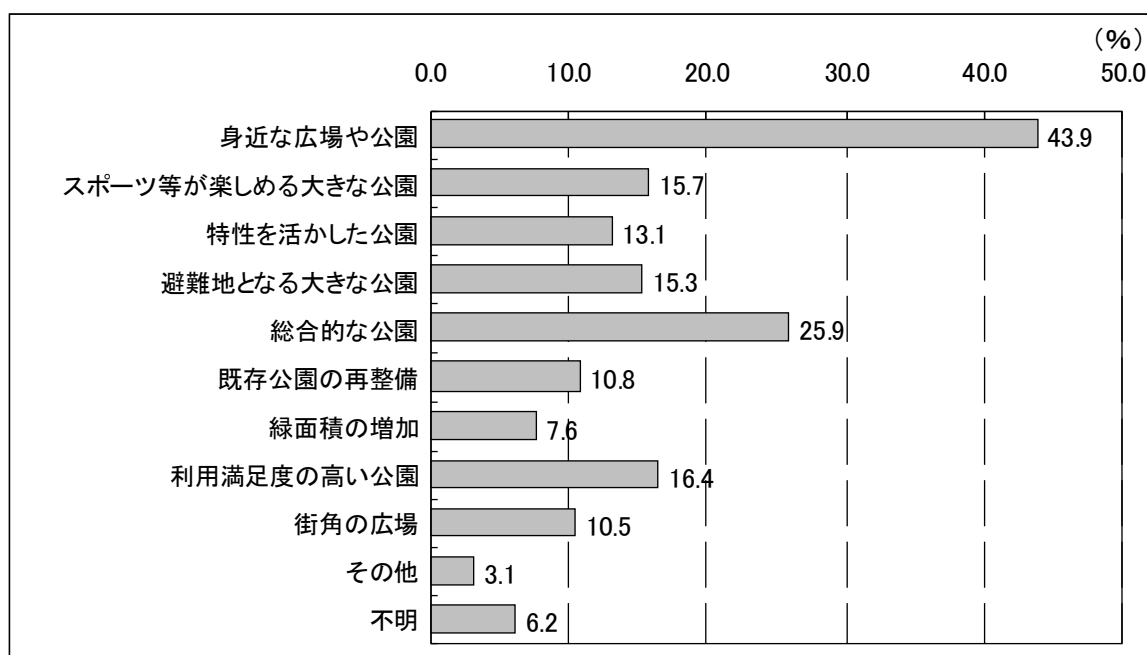
道路整備や交通のあり方について、「防犯灯・街灯の整備」が最も多く、次いで、「狭い道路など地区の道路整備」、「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の設置等）」と回答されており、身近な道路の整備や安全性の向上などが望まれていることが伺えます。



【都市施設の整備について】

(問 21) 公園・緑地等の整備について、特に望まれていることは何ですか？
(2つ以内で回答)

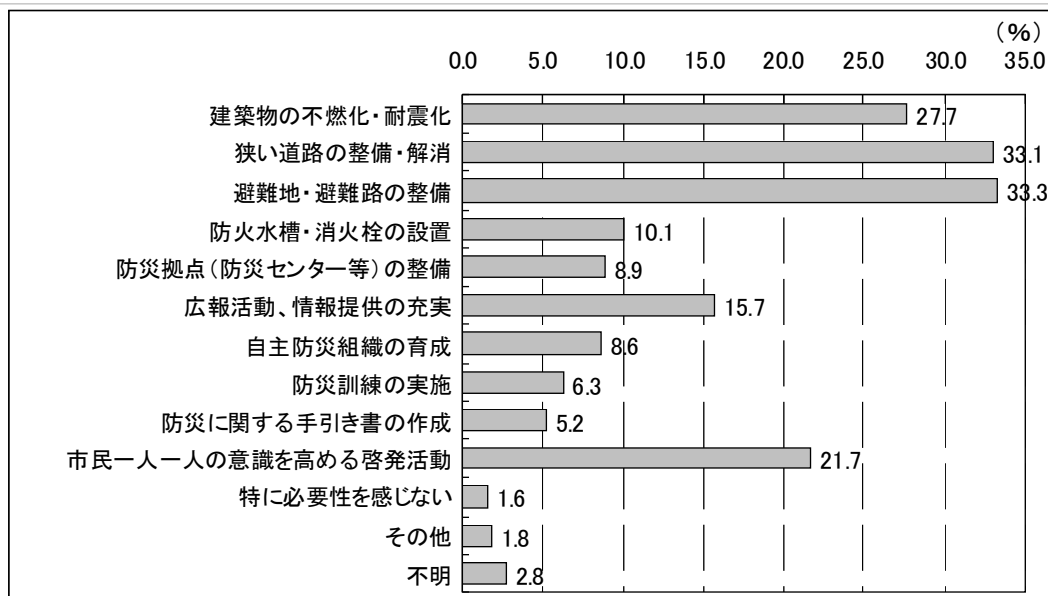
公園・緑地等の整備について、「日常憩いのための身近な広場や公園の整備 (43.9%)」と最も多く、次いで、「多目的に利用できる総合的な公園の整備 (25.9%)」と回答されています。



【都市施設の整備について】

(問 23) 大地震や台風による風水害・火災など、災害に強いまちづくりが求められています。これらの災害に対する備えとしてどのようなことをしておけばよいと思われますか？(2つ以内で回答)

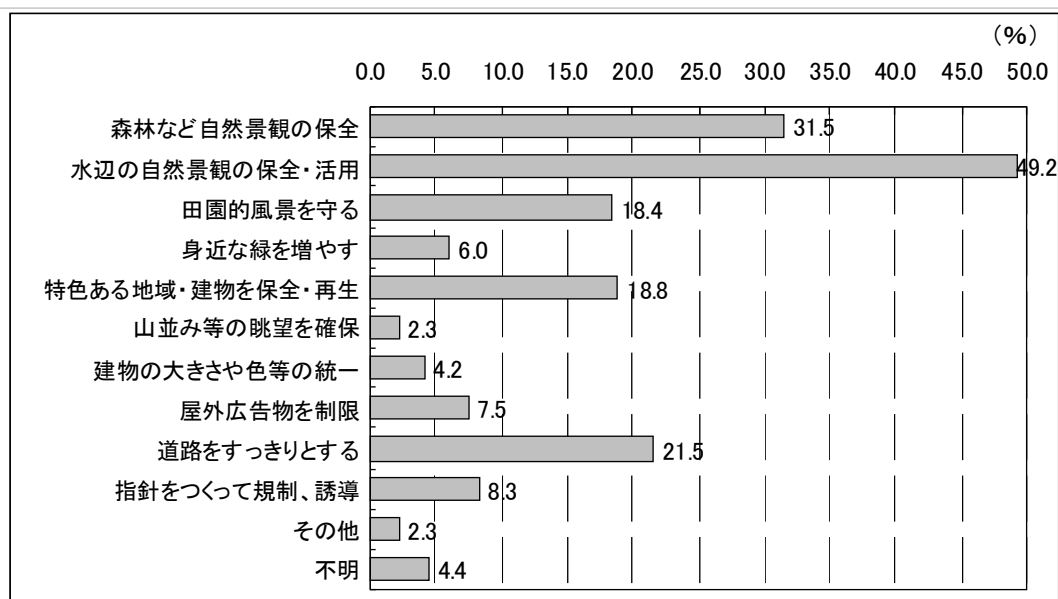
災害に対する備えについて、「避難地・避難路の整備」「狭い道路の整備・解消」と同様に多く、次いで、「建築物の不燃化・耐震化」と回答されています。自治区別に最も多い回答は、浜田・金城自治区では、「狭い道路の整備・解消」、旭自治区では、「建築物の不燃化・耐震化」、弥栄自治区では、「市民一人一人の意識を高める啓発活動」、三隅自治区では、「避難地・避難路の整備」となっています。



【景観について】

(問 24) 今後の都市づくりにおいて、自然環境や美しいまちなみの景観をまもり、つくり出すためには、どのような取り組みが重要だと思われますか？(2つ以内で回答)

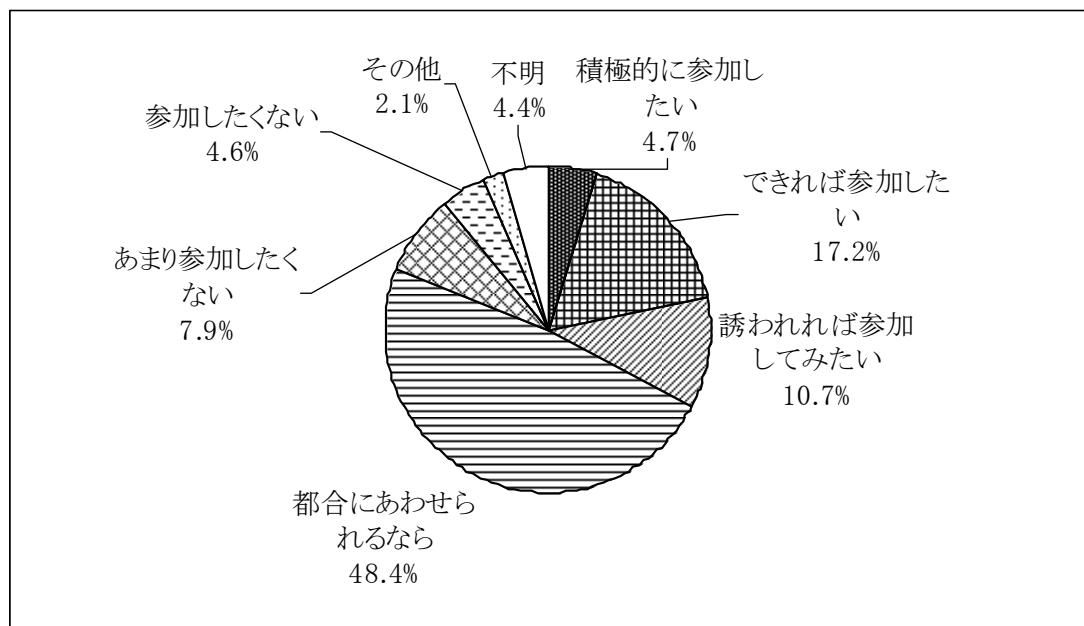
景観については、「海岸線や河川などの水辺の自然景観を保全・活用する」と最も多く、次いで「森林や丘陵地等の自然景観を保全する」と回答されています。自治区別では、金城・旭・弥栄自治区で、「田園風景を守る」も多くなっています。



【まちづくりへの住民参加について】

（問 25）多様なニーズを反映し、特色のあるまちづくりを進めていくためには、市民のみなさまの協力が必要となります。今後、ホームページや広報等を通じて、まちづくりについて話し合ったり、考えたりする機会があれば、どのようにしたいと思われますか？（1つ選んで回答）

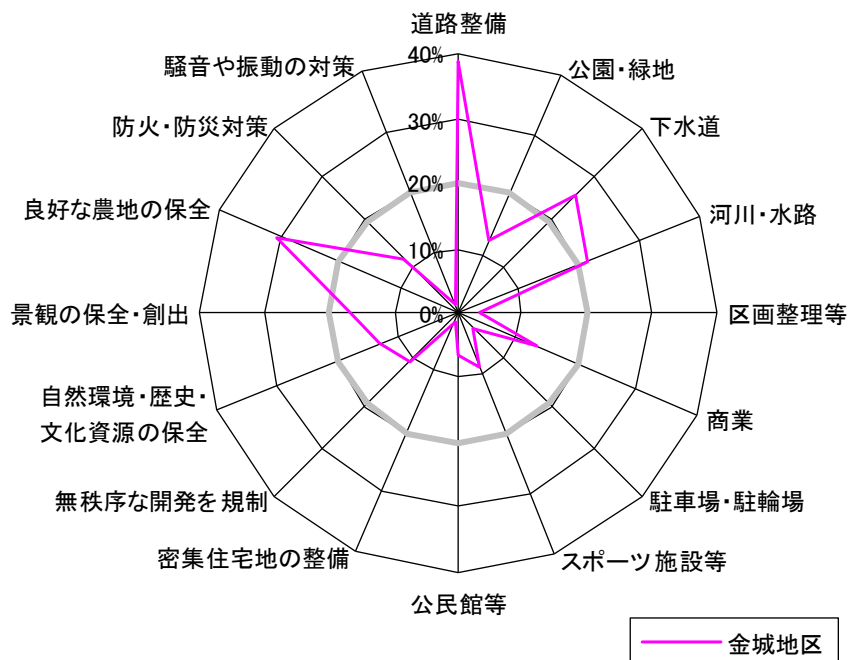
まちづくりへの住民参加について、「アンケートなどの自分の都合にあわせられるのであれば参加したい」が最も多く、次いで「できれば参加したい」と回答されています。



金城地区の市民ニーズ（まとめ）

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合 (%)
道路整備	48	38.4
公園・緑地	15	12.0
下水道	32	25.6
河川・水路	27	21.6
区画整理等	4	3.2
商業	16	12.8
駐車場・駐輪場	4	3.2
スポーツ施設等	11	8.8
公民館等	8	6.4
密集住宅地の整備	2	1.6
無秩序な開発を規制	13	10.4
自然環境・歴史・文化資源の保全	16	12.8
景観の保全・創出	21	16.8
良好な農地の保全	38	30.4
防火・防災対策	15	12.0
騒音や振動の対策	2	1.6
回答者数	125	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



都市施設の整備に望まれている事項

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	51	40.8
第2位	狭い道路など地区の道路整備	49	39.2
第3位	歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等)	24	19.2

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路の整備・解消	45	36.0
第2位	避難地・避難路の整備	40	32.0
第3位	建築物の不燃化・耐震化	34	27.2

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	51	40.8
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	25	20.0
第3位	地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備	23	18.4

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	46	36.8
第2位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	39	31.2
第2位	田畑と集落が一体となった田園的風景を守る	39	31.2

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

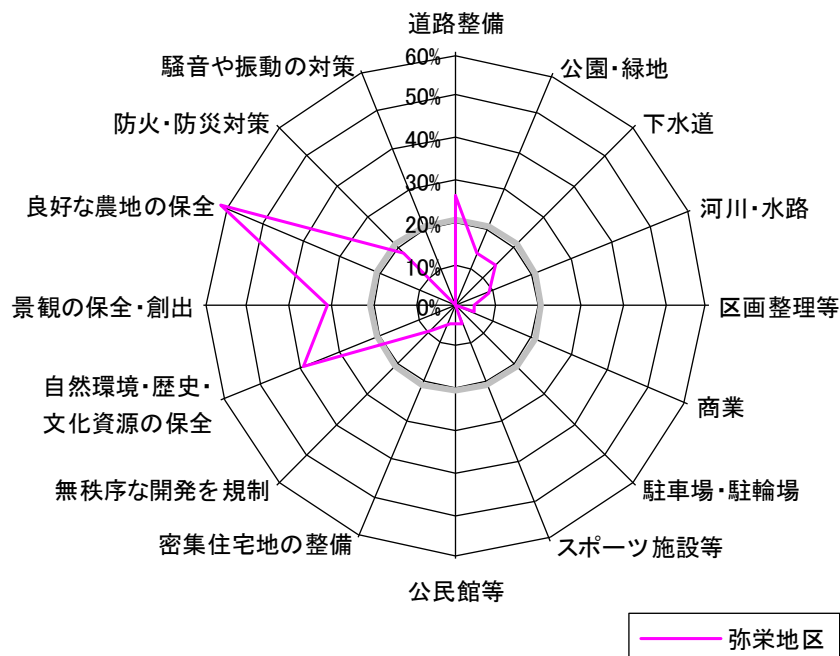
順位	内容	件数	割合
第1位	診療所・病院	48	38.4
第2位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	41	32.8
第3位	図書館・児童文庫	21	16.8

(2つ以内で複数回答)

弥栄地区の市民ニーズ（まとめ）

特に望まれていること (3つ以内で複数回答)	回答数	回答者数に対する割合(%)
道路整備	6	26.1
公園・緑地	3	13.0
下水道	3	13.0
河川・水路	2	8.7
区画整理等	1	4.3
商業	1	4.3
駐車場・駐輪場	0	0.0
スポーツ施設等	1	4.3
公民館等	1	4.3
密集住宅地の整備	1	4.3
無秩序な開発を規制	2	8.7
自然環境・歴史・文化資源の保全	9	39.1
景観の保全・創出	7	30.4
良好な農地の保全	14	60.9
防火・防災対策	4	17.4
騒音や振動の対策	0	0.0
回答者数	23	

※複数回答のため、回答数は回答者数を上回る



都市施設の整備に望まれている事項

道路整備や交通のあり方について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	狭い道路など地区の道路整備	11	47.8
第2位	地域間をつなぐ道路網の整備	7	30.4
第3位	広域的な幹線道路の整備	6	26.1
第3位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	6	26.1

(2つ以内で複数回答)

公園・緑地等の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の整備	10	43.5
第2位	自然や歴史など特性を活かした公園の整備	7	30.4
第2位	多目的に利用できる総合的な公園の整備	7	30.4

(2つ以内で複数回答)

道路・公園・緑地以外の都市施設の整備について、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	図書館・児童文庫	7	30.4
第2位	福祉施設(保健センター・老人ホーム等)	7	30.4
第3位	文化ホールや資料館	5	21.7

(2つ以内で複数回答)

災害の備えとして、特に望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	市民一人一人の意識を高める啓発活動	11	47.8
第2位	狭い道路の整備・解消	5	21.7
第2位	避難地・避難路の整備	5	21.7
第2位	自主防災組織の育成	5	21.7

(2つ以内で複数回答)

景観形成のために望まれていること

順位	内容	件数	割合
第1位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	17	73.9
第2位	田畑と集落が一体となった田園的風景を守る	13	56.5
第3位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	4	17.4

(2つ以内で複数回答)

2 用語の解説

あ

石見地域

かつての令制国の石見国およびそれにほぼ該当する領域である現在の島根県西部を指す呼称。石州とも呼ばれる。東西に長いため、大田市を中心とする東部を「石東」、江津市や浜田市を中心とする中部を「石央」、益田市を中心とする西部を「石西」と呼び、三分される。

インキュベーション

抱卵、培養、保育の意味。設立して間もない企業に対して国や自治体が経営技術、資金、人材等を提供し育成すること。

か

核家族化

核家族とは、夫婦と未婚の子供からなる家族で、未婚の子供が結婚を契機に親元から離れ、独立する傾向を核家族化という。

景観法

景観を守るための法律のこと。

かつて日本では景観を守る体系的な法律はなく、都市計画法、建築基準法などによる美観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区（歴史的町並保存地区）や、屋外広告物法、古都保存法などで断片的に保護していただけであった。地方公共団体では、景観保護条例を制定しているところもあったが、財産権を規制することは国法で定められていないことから、規制力のない行政指導にとどまってきた。

景観法は、これら法律の不備を補うために、平成 17 年 6 月 1 日に全面施行された景観を守る体系的な法律である。

建ぺい率

建築物の 1 階部分面積の敷地面積に対する割合。

漁業センサス

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握するために農林水産省が 5 年ごとに行う調査。

下水道の種類

○公共下水道

主に市街地（用途地域）の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する。個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道がある。

○その他の下水道類似施設

市街地外の人口密集地（集落）の水質保全と生活環境改善を目的とするもので、市町村または地元住民の組合などが管理する。管轄する省庁で呼称が異なる。

○農業集落排水

農林水産省の農業農村整備事業の 1 つ。

○漁業集落排水

水産庁の漁業集落環境整備事業の 1 つ。

○コミュニティプラント

住宅団地などに設置される合併処理施設のうち、環境省所轄の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

○合併浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設等などが整備されていない地域で個別にトイレの水洗化と生活排水浄化を行うもの。（各自治体が補助）

公園の種類

都市公園の種類には次のようなものがある。

種 類	種 別	内 容
住 基 公 園	街 区 公 園	主として街区(概ね500mの範囲)に居住する住民が利用する公園
	近 隣 公 園	主として近隣(概ね1kmの範囲)に居住する住民が利用する公園
	地 区 公 園	主として徒歩圏内(概ね2kmの範囲)に居住する住民が利用する公園
都 市 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動利用を目的とする公園
大 規 模 公 園	広 域 公 園	主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に応える目的の公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する様々な広域レクリエーション需要に応える目的で、大規模な公園を中心に各種のレクリエーション施設が配置された地域
国 営 公 園		都府県の区域を超えるような広域的な利用を目的とした公園で、国が設置するもの

緩衝緑地帯	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和、石油コンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全や改善、都市の景観向上を図るために設けられる緑地
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性や快適性の確保等を図るために設けられる緑地で、植樹帯、歩行者路、自転車路の形態がある

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

ちなみに、高規格幹線道路（国土縦貫道）網と一体となって整備される道路として、高速交通ネットワークの充実を図り、地域の連携の強化と地域間の交流の促進と活力ある地域づくりを実現するための地域高規格道路もある。

工業統計調査

製造業の民営事業所の活動を把握する目的で、経済産業省によって毎年行われるセンサス（全数調査：すべてを対象として行う調査）。

工業出荷額

工業統計調査の調査項目の1つで、一年間における製造業の事業所で製造された製品の出荷額のこと。

これに、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額を併せて工業出荷額等という。

国勢調査

総務省統計局が5年ごとに行う全国一斉の国勢に関する調査。

全国都道府県及び市町村の人口状況等を明らかにし、各種行政上の諸施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的として、国内のすべての居住者について行われる。

最近の国勢調査は平成22年10月に行われた。

国土利用計画

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の

有効利用を図ることを目的としている。

国土利用計画には、全国の区域について定める計画（全国計画）、都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）、市町村の区域について定める計画（市町村計画）がある。

○全国計画

全国計画は、国土交通大臣が都道府県知事と国土審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議の決定を経て定めることとなっている。

○都道府県計画

全国計画を基本として都道府県の区域内における国土利用の方向を示すもので、市町村長、各都道府県に設置された審議会等の意見を聴くとともに、都道府県議会の議決を経て決定される。

○市町村計画

市町村計画は、都道府県計画を基本として市町村の区域内における国土利用の方向を示すもので、公聴会の開催などにより住民の意向を十分反映させるための措置を講じるとともに、市町村議会の議決を経て定められる。

高度医療拠点

ここでは高度な医療に対応できる中核病院のなかでも拠点となる病院を示している。浜田医療センターは、この他、地域がん診療連携拠点病院、救急救命センター（三次救急医療）として複数診療科にわたる特に高度な処置で重篤な患者への対応が可能な医療機関に指定されている。

国民健康保険診療所

国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づき、設置される診療所。浜田市には浜田市国民健康保険診療所条例により5カ所（大麻診療所、波佐診療所、波佐診療所小国出張所、あさひ診療所、弥栄診療所）設置・運営されている。

高次都市機能

都市機能とは都市のもつ様々な働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われる。

高次都市機能とは、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域の人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のことを示す。

広域交流圏

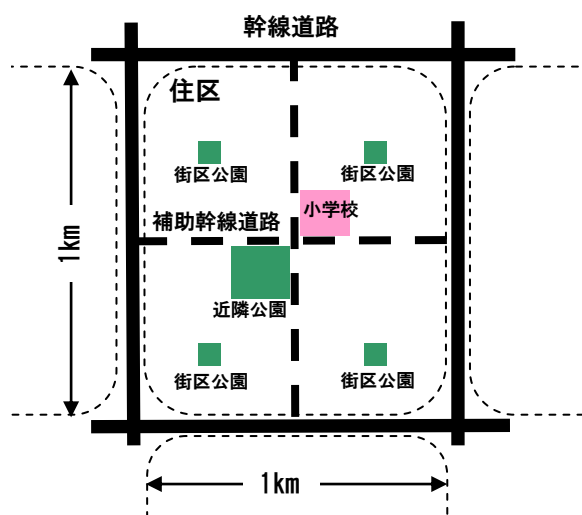
市町村や県の行政区域を越えて交流（観光・レクリエーション・医療・買物・文化等）する圏域を指します。

さ

住区（近隣住区）

幹線道路に囲まれた小学校校区程度の一つのコミュニティを単位とするもの。

1km四方を標準とする住区を囲むように主要幹線道路、都市幹線道路を配置し、住区内には補助幹線道路を配置する。住区内には500mを誘致距離とする近隣公園（標準面積2ha）、250mを誘致距離とする街区公園（標準面積0.25ha）を配置する。



準都市計画区域

都市計画区域外における無秩序な土地利用を規制するため、土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発、保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について、市が準都市計画区域を指定し、都市計画区域と同等の土地利用の規制誘導、都市施設の整備をすることができる。

都市計画区域は県が定めるが、準都市計画区域は、市が定める。

循環型社会

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な地球環境にやさしい暮らし方をする新しい社会システムのこと。

自然の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして、自然に戻す社会、将来世代のため資源や地球環境を大切にす社会のこと。

商業集積地

商業統計調査で位置づけられている商業核（商店街）。集積地毎の商業販売額等が集計されている。

商業統計調査

商業の実態を調査するために、3年ごとに経済産業省が行う商業を営む店舗等の全数調査。

商品販売額

商業統計調査の調査項目の1つで、年間商品販売額のこと。

商業を営む店舗等の一年間の卸売販売額、小売販売額、飲食部門の販売額の合計を言い、消費税を含んでいる。

新交通（予約型乗合タクシー）

新交通の広義としては新しい交通システム。ここでは浜田市における新たな公共交通として公共交通不便地に対する予約型の乗合タクシーのシステムを指している。

地震防災マップ

地震による被害の軽減のために策定されたマップ。発生の恐れのある地震による揺れや建物の被害の可能性をわかりやすく示したもので各地域の揺れの強さを予測した『ゆれやすさマップ』と木造住宅等の倒壊率を予測した『危険度マップ』の2種類がある。

ストック

備蓄。在庫。現在使用する分より、余分に確保してある物資。ここでは地域の様々な資源（交通、観光、文化、歴史等）を示している。

生物多様性

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。生物多様性基本法が平成20年6月施行された。これは、平成5年に施行された環境基本法の理念にのっとり、生物の多様性の保全および持続可能な利用についての原則と、保全と利用を計画的に推進するために必要な国・地方公共団体の基本となる施策を定めた法律である。

先端技術産業

バイオテクノロジーや情報技術、ロボット、新素材などの新しい分野の産業。

た

第一次・二次・三次産業

第一次産業は、農業・林業・水産業など、自然との関係が最も深い産業。

第二次産業は、製造業・土木建築業など、物を加工する産業。

第三次産業は、商業・運輸・通信・金融・その他医者・公務員などのサービス産業。

地域地区

都市計画法第8条に規定され、下記の20種類がある。都市計画区域内の土地をどのような用途に利用すべきか、どの程度利用すべきかなどを定める。浜田市都市計画総括図で、用途地域の各用途は色分けで示される。その他は斜線や網掛けなどで表されることが多い。

○用途地域

○特別用途地区

用途地域内で特別の目的のため用途制限を緩和したり、制限・禁止を条例で定めた地域。

○特定用途制限地域

○高層住居誘導地区

○高度地区又は高度利用地区

○特定街区

○都市再生特別措置法第36条第1項の規定による都市再生特別地区

○防火地域又は準防火地域

○密集市街地整備法第31条第1項の規定による特定防災街区整備地区

○景観地区又は準景観地区

○風致地区

○駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区

○臨港地区

○歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項）

○第1種歴史的風土保存地区又は第2種歴史的風土保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項）

○特別緑地保全地区（都市緑地法第3条）

○流通業務地区（流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項）

○生産緑地地区（生産緑地法第3条第1項）

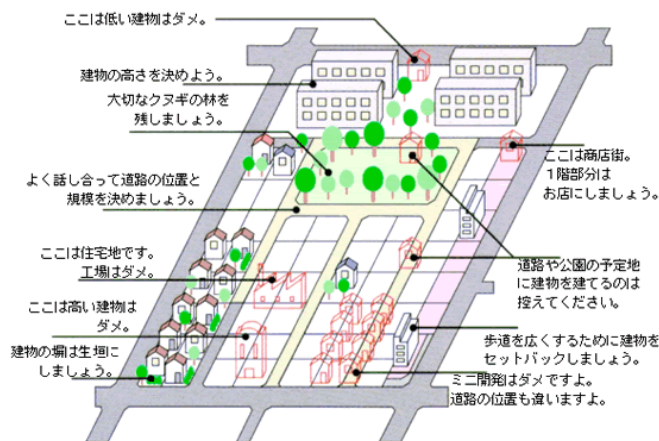
○伝統的建造物群保存地区（文化財保護法第143条第1項）

○航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項）

地区計画

一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。

「地区計画等」の種類には、地区計画、沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画がある。



地区計画のイメージ

中核都市

地方中枢都市や県庁所在都市の総称。

地方中枢都市とは、周辺市町村から従業地として、流出人口より流入人口が多く、商業あるいは工業等生産機能と、消費機能などが卓越した機能を持った広域市町村圏の中心的な都市。

地方自治法

憲法92条の地方自治の本旨に基づいて、「地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」法律。

道路の種類（都市計画道路の種類）

○自動車専用街路

都市高速道路、都市間高速道路、その他の自動車専用道路。

○幹線街路

都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路または外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。

○区画街路

宅地の利用に供される道路。

○特殊街路

主に自動車以外の交通（歩行者、自転車、新交通システム等）のために供される道路。

都市基盤施設

道路、公園、下水道、橋梁、河川、鉄道、港湾、空港など都市活動を支える根幹的な施設の総称。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設をめざして策定する計画。

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査。

都市計画法では、都市計画の策定とその実施を適切に遂行するための都市の形状、都市の動向などについてできる限り広範囲なデータを把握する必要があることから、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。

都市計画区域

都市計画法とその他の関係法令（たとえば建築基準法など）の適用を受けるべき土地の区域で、各都市計画制度の適切な運用の前提となる区域。

市町村の中心市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況や推移を勘案して「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域。

本市では浜田、旭、三隅の3箇所が都市計画区域に指定されている。

都市計画区域外

都市計画区域に指定されていない区域。

都市計画区域マスタープラン（県計画）

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の目標、土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定方針など、都市計画の基本的な方針を定めるもの。（都市計画法第6条の2）

都市計画マスタープラン（市計画）

都市計画区域マスタープランが市町村を越える広域的見地から、都市計画区域毎の整備、開発、保全の方針を示すのに対し、都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市町村が策定する。（都市計画法第18条の2）

都市計画決定

都市計画を一定の手続により決定すること。

都市計画が決定されると、都市計画制度が働き、当該都市計画で決定された土地の区域に関する権利者などの権利に、一定の制限が加えられる。

都市計画施設

道路、公園、下水道などの市民生活及び都市機能に欠かせない基本的な施設である都市施設のうち、都市計画によって決定された施設。

決定された施設の土地には、土地利用の制限が加わり、合理的な土地利用の実現や将来の都市計画事業の円滑な実施が担保される。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設
- 公園・緑地、広場、墓園等の公共空地
- 水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設
- 河川等の水路
- 学校、図書館等の教育文化施設
- 病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設
- 市場、と畜場又は火葬場
- 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設）。
- 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設）。
- 流通業務団地
- その他政令（都市計画法施行令）で定める施設

都市計画道路

自治体がまちの将来を10年単位で計画する際に都市計画法に基づいて決定され、市町村道から国道までが対象となる。住宅地と交通機関、公園をつなぐなど、都市の骨格となる道路。都市計画施設のひとつ。

都市計画施設参照。

都市計画公園

都市計画によって決定される都市またはその近郊に設けられる公園。都市公園法（1956年）に基づき地方公共団体が設置する。都市計画施設のひとつ。

都市的土地利用

市街地内における都市機能を持った土地利用を指している。

住宅地、工業地、商業地、公共用地、公園緑地等として利用することをいい、非都市的土地利用（自然的土地利用）に対して用いる。

土地利用

島根県都市計画基礎調査要領に基づき、土地利用は次のように区分される。

都市計画基礎調査による土地利用区分

○自然的土地利用

農地（田、畑）

山林

水面

その他の自然地

○都市的土地利用

宅地（住宅、商業、工業）

公共公益（公益施設用地、公共空地）

道路用地

交通施設用地

その他の公的施設用地

その他の空地

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

事業の仕組みは、道路、公園などの公共施設用地を確保するため、土地所有者から各々の土地について、従前と比べて利用価値が上がったことで、その増進の範囲内において土地として提供してもらい（減歩）、宅地の形を整えて交付する（換地）もの。

な

農業センサス

農業に関する全般的な全数調査。日本では、農林水産省がFAO（国連食糧農業機関）加盟国として10年ごとに世界農林業センサスが行われているほか、その中間の5年ごとに独自の農業センサスも実施されている。

は

ハザードマップ（hazard map）

洪水、土砂災害、津波などの自然災害による被害を最小限にとどめるため、これまで公表されている危険度地図をもとに、災害が発生した場合の状況を想定して、避難地・避難路の位置、災害時の心得などを具体的に示した災害予測図。

バリアフリー（barrier free）

社会生活における様々な障害・障壁（バリア）を取り除いた（フリー）、高齢者や障害者にも使いやすいような状態。

このような環境づくりをバリアフリー化という。

バリアの種類としては、物理的なバリアだけでなく、差別などの制度的なバリア、そうした制度の存続を認めてきた意識のバリア、さらに、情報の提供手段などで結果として生ずる文化・情報バリアなど広い視点で用いられる。

ブランド化

ブランド要素を強化して、競合との区別性を明確にすること。地域のブランド化にあたっては統一された要件・条件のもとに認定し、消費者が識別して、選択的に購買することを目的とする。ブランド化のメリットとしては、付加価値や安心感を生み出すことで価格を高く設定することが可能になることや購買の反復などがある。

付加価値

企業が事業活動を通じて新たに生み出した価値のことを示す。例としてはブランド化による高い品質に対するプラスアルファの価値等を示す。

パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して中心部の目的地に向かうシステム。都市部や観光地などの交通渋滞緩和や駐車場不足への対応する施策の1つ。

パーク&バスライド

自宅から自家用車でバス停又はバスターミナルまで行き、車を駐車させた後、バス等を利用して中心部の目的地に向かうシステム。

パートナーシップ

パートナーシップ（協働）とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

なく、健常者を含めたすべての人にとって使いやすいデザイン、又は、そのデザインを考慮すること。

ま

マスタープラン（master plan）

基本計画、基本設計。

都市計画においては、都市計画全般を対象とした都市計画マスタープランをはじめとして、各都市施設（道路や公園・緑地など）の事業実施や主要な都市建設に係わる諸施策（住宅など）のための具体的な指針となる計画。

まちづくり三法

まちづくり三法とは、ゾーニング（土地利用規制）を促進するための「改正都市計画法」、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法（大店立地法）」、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する「中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）」の3つの法律を総称している。

モビリティ・マネジメント （Mobility Management）

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組みを指す。具体的には、一般の人々や各種の組織を対象としたコミュニケーション施策を中心に、様々な運用施策やシステムの導入や改善、実施主体となる組織の改変や新設などを持続的に展開する。そして、それらを通じて、一般の人々や各種の組織が、渋滞や環境問題、あるいは個人の健康といった問題に配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換していくことを促すものである。

や

ユニバーサルデザイン（universal design）

単的にはすべての人のためのデザイン。

道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのでは

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて12種類に分類される。

好ましい土地利用に誘導し、土地の合理的な利用とそれぞれの地域に適合した環境の維持形成を図るために建物の種類や大きさ、高さなどを定める。（種類の制限については建築基準法で定められている）

浜田市では現在浜田都市計画区域と旭都市計画区域について用途地域が指定されており、次の9種類を定めている。

- 第一種低層住居専用地域**／低層住宅の良好な環境を守るための地域で、小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建築できる。
- 第一種中高層住居専用地域**／中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建築できる。
- 第二種中高層住居専用地域**／主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建築できる。
- 第一種住居地域**／住居の環境を守るための地域で、3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建築できる。
- 第二種住居地域**／住居の環境を守るための地域で、10,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建築できる。
- 近隣商業地域**／近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域で、住宅や店舗のほかに小規模な工場も建築できる。
- 商業地域**／銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域で、住宅や小規模な工場も建築できる。
- 準工業地域**／主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建築できる。
- 工業地域**／主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建築できない。

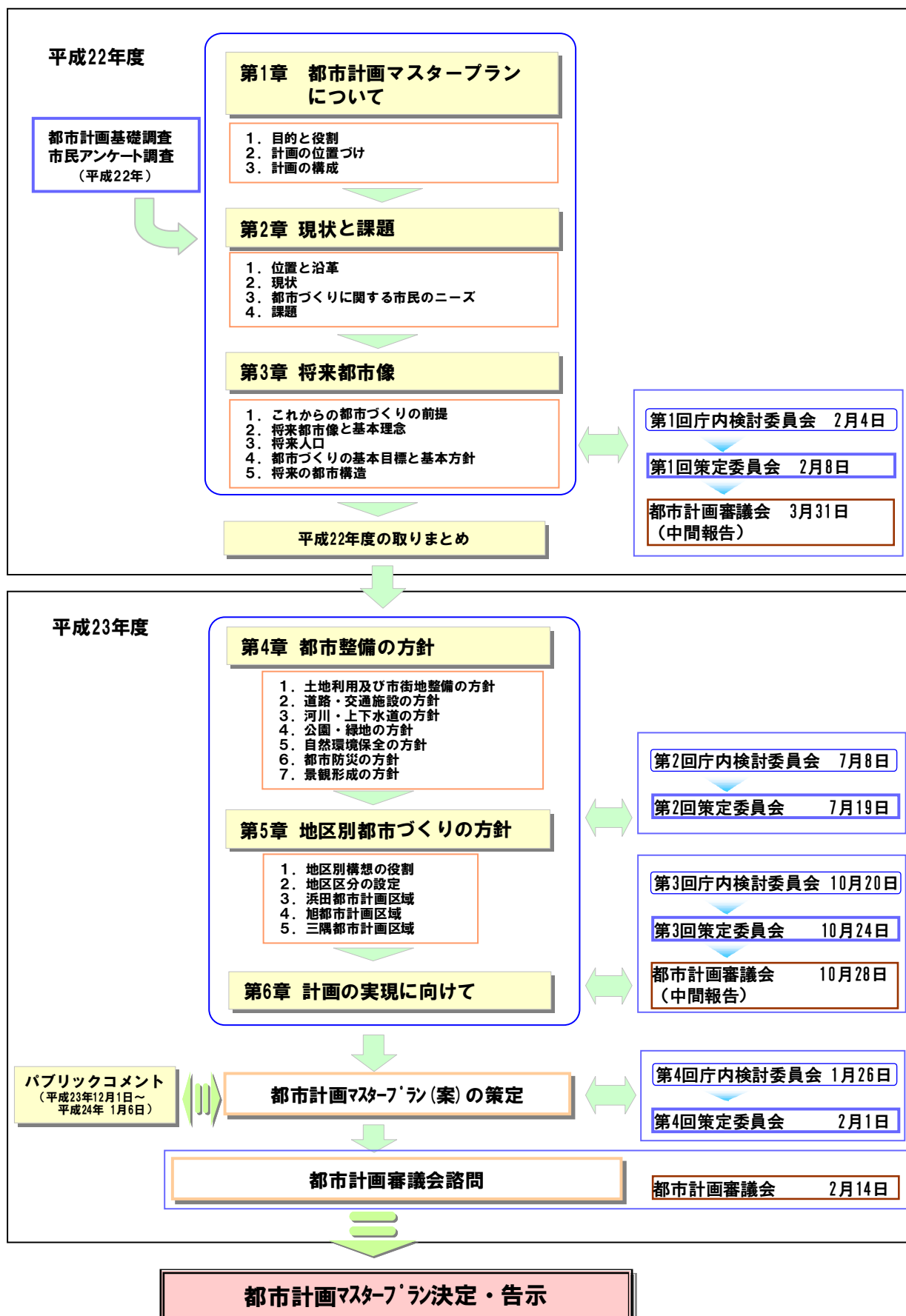
用途白地

都市計画区域の内、用途地域が指定されていない区域。

予約型乗合タクシー

新交通（予約型乗合タクシー）を参照

3 策定の経緯



浜田市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

委員の区分	役職	団体名	職名	氏名 〓は後任者
学識経験者	委員長	島根県立大学	教授	藤原 眞 砂
市民代表	委員	浜田自治区	代表	村井栄美子
	委員	金城自治区	代表	吉田由紀子
	委員	旭自治区	代表	馬場真由美
	委員	弥栄自治区	代表	今田 信子
	委員	三隅自治区	代表	斎藤 一 美
関係団体	委員	農林業団体	代表	長田利行
	委員	漁業団体	代表	八谷秀雄 高木繁延
	委員	商業団体	代表	福浜秀利
	委員	工業団体	代表	中山善之
	委員	石央商工会	事務局長	今田康博
	委員	浜田女性ネットワーク	理事	王子幸子
	委員	浜田市身体障害者福祉協会	会長	西田正行
	委員	浜田青年会議所	理事長	善田知紀
行政機関	委員	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所	調査設計課長	溝田 亨 梅田俊夫
	委員	島根県土木部 浜田県土整備事務所	土木工務部長	永井克彦 堀江広人

敬称略

浜田市都市計画審議会委員名簿

委員の区分	役職名	氏名 〓は後任者
第2条第1項 第1号の委員 (学識経験者)	会長	浜田商工会議所会頭 岩谷百合雄
	委員	漁業協同組合 JFしまね浜田支所長 竹原久人 福本匡弥
	委員	島根経済同友会石央支部支部長 宮田 弘
	委員	浜田市農業委員会会長 佐々岡常喜
	委員	島根県立大学教授 藤原 眞 砂
	委員	浜田市旭町連合自治会代表 岡本 宏
	委員	三隅自治区自治会連絡協議会会長 松本健志
第2条第1項 第2号の委員 (市議会の議員)	会長代理	浜田市議会副議長 川神裕司 山田義喜
	委員	浜田市議会総務文教委員 岡本正友
	委員	浜田市議会福祉環境委員 三浦保法 三浦一雄
	委員	浜田市議会産業建設委員 牛尾 昭 高見庄平
	委員	浜田市議会産業建設委員 山田義喜 原田義則
	委員	浜田市議会産業建設委員 田村友行
	委員	浜田市議会産業建設委員 布施賢司 山崎 晃
第2条第1項 第3号の委員 (関係行政機関の職員)	委員	国土交通省浜田河川国道事務所長 安達久仁彦
	委員	島根県西部県民センター所長 楫野弘和
	委員	島根県浜田県土整備事務所長 佐藤 新

敬称略



浜田市都市計画 マスタープラン

発行	島根県浜田市 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
発行年月	平成24年3月
電話	0855-22-2612（代表）
F A X	0855-22-6500
企画・編集	浜田市 建設部 建設企画課